

鹿部町地域防災計画

令和4年8月修正

鹿部防災会議

目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の構成	2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第4節 用語	4
第5節 計画の修正事項	5
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第7節 住民及び民間事業者の基本的責務	7
第1 住民の責務	7
第2 事業者の責務	8
第3 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進	9
第4 住民運動の展開	9
第2章 鹿部町の概況	11
第1節 自然の条件	11
第1 自然的条件	11
第2 気候的特性	12
第2節 災害の概況	13
第3章 防災組織	15
第1節 防災会議	15
第1 所掌事務	15
第2 防災会議の組織及び構成	15
第3 防災会議の運営	15
第2節 災害対策本部	16
第1 災害対策本部の組織系統	16
第2 災害対策本部の設置基準	17
第3 災害情報連絡室の設置及び廃止	18
第4 災害対策本部の配備体制	19
第5 動員配備の伝達系統	20
第6 町長の職務の代理	22
第7 本部員会議	22
第8 災害救助法に基づく各部の事務分掌等	23
第9 町長の鹿部消防署長に対する権限の委任	23
第10 現地指揮本部	23

第11	災害発生時の職員の初動体制の強化	24
第3節	住民組織等の活用	25
第1	協力組織と業務分担	25
第4節	気象業務に関する計画	27
第1	気象業務組織	27
第2	気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象 通報	28
第3	函館地方気象台担当府県予報区	39
第4	雨や風の強さについての解説表	40
第5	台風の基準	42
第6	地震動予報及び警報等	42
第7	火山情報	59
第8	気象予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達系統	64

第4章 災害予防計画

69

第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	69
第1	実施責任者	69
第2	配慮すべき事項	70
第3	普及・啓発及び教育の方法	70
第4	普及・啓発及び教育を要する事項	71
第5	企業における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進	72
第6	学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進	73
第7	要配慮者における防災教育	73
第8	社会福祉施設等の施設管理者における防災教育	73
第9	防災教育に役に立つホームページ	73
第10	普及・啓発の時期	74
第2節	防災訓練計画	75
第1	訓練実施機関	75
第2	訓練の種別	75
第3	北海道防災会議が主唱する訓練	76
第4	相互応援協定に基づく訓練	76
第5	民間団体等との連携	76
第6	複合災害に対応した訓練の実施	77
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	78
第1	町民等の備蓄	78
第2	町の備蓄	80
第3	防災資機材の整備	82
第4	物資供給体制の整備	82
第5	道からの支援	82

第4節	相互応援（受援）体制整備計画	83
第1	基本的な考え方	83
第2	相互応援（受援）体制の整備	83
第3	災害時におけるボランティア活動の環境整備	84
第5節	自主防災組織の育成等に関する計画	85
第1	地域住民による自主防災組織	85
第2	自主防災組織の育成指導	85
第3	自主防災組織の編成	85
第4	自主防災組織の編成基準	85
第5	自主防災組織の規約	86
第6	自主防災組織の活動	86
第7	事業所等の防災組織	88
第8	事業所の自主防災体制の強化	88
第6節	避難体制整備計画	89
第1	避難誘導體制の構築	89
第2	指定緊急避難場所の確保等	89
第3	指定避難所の確保等	91
第4	津波避難場所の確保等	92
第5	福祉避難所の確保及び管理	93
第6	避難場所における良好な生活環境の確保に向けた整備	94
第7	避難場所における備蓄等	95
第8	要配慮者に対する支援体制	95
第9	町における避難計画の策定等	96
第10	防災上重要な施設の管理等	97
第11	公共用地等の有効活用への配慮	98
第12	避難場所運営の手引きの作成	98
第13	噴火時等の避難促進施設の指定	98
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	99
第1	安全対策	99
第2	多様な手段の活用による情報伝達	102
第3	避難行動要支援者の避難支援	103
第4	避難行動要支援者の個人情報に対する配慮	104
第5	避難行動支援に係わる共助の向上	105
第6	乳幼児、妊産婦対策	107
第7	外国人対策	108
第8節	情報収集・伝達体制整備計画	109
第1	防災会議構成機関	109
第2	町及び防災関係機関	109
第9節	建築物災害対策計画	111

第1	予防対策	111
第2	がけ地に近接する建築物の防災対策	111
第10節	消防計画	112
第1	消防組織、機構及び現有施設等	112
第2	災害予防計画	112
第3	警防計画	113
第4	通信連絡計画	115
第5	特殊火災消防計画	115
第6	教養訓練計画	118
第7	施設等整備計画	119
第11節	水害予防計画	120
第1	現況	120
第2	予防対策	120
第3	水防計画	120
第12節	風害予防計画	121
第1	予防対策	121
第13節	雪害対策計画	122
第1	路線別除雪実施責任者	122
第2	雪害対策の体制及び窓口	122
第3	雪害情報の連絡体制	122
第4	町道の交通確保	122
第5	除雪機械状況	122
第6	積雪時における消防対策	122
第7	避難場所の確保	123
第8	通行止め区間における救出対策	123
第9	孤立予想地域及び医療助産対策	123
第10	雪崩警戒対策	123
第11	雪捨場	123
第12	雪害による人的被害対策	123
第14節	融雪災害対策計画	125
第1	気象情報の把握	125
第2	重要水防区域等の警戒	125
第3	融雪に伴う水防活動	125
第15節	高波、高潮、津波災害予防計画	126
第1	現況	126
第2	予防対策	126
第3	海岸浸食対策	126
第16節	土砂災害の予防計画	128
第1	現況	128

第2	土砂災害（特別）警戒区域の周知	128
第3	土砂災害（特別）警戒区域の警戒避難体制の整備	128
第4	土砂災害警戒情報の収集及び伝達	129
第5	避難指示等発令基準	130
第6	要配慮者への支援	130
第7	避難及び救助	130
第17節	積雪・寒冷対策計画	131
第1	積雪対策の推進	131
第2	避難救出措置等	131
第3	交通の確保	131
第4	雪に強いまちづくりの推進	132
第5	寒冷地対策の推進	132
第18節	複合災害に関する計画	134
第1	予防対策	134
第19節	業務継続計画の策定	135
第1	業務継続計画（BCP）の概要	135
第2	業務継続計画（BCP）の策定及び運用	135
第3	庁舎等の災害対策本部機能の確保	136
第20節	町民の心構え	137
第1	家庭における措置	137
第2	地域における措置	139
第3	事業所における措置	140

第5章	災害応急対策計画	143
------------	-----------------	------------

第1節	災害情報収集・伝達計画	143
第1	情報及び被害状況報告の収集、連絡	143
第2	異常現象発見時における措置等	147
第3	地域別情報連絡責任者	148
第2節	災害通信計画	150
第1	通信手段の確保等	150
第2	電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等	150
第3節	動員計画	154
第1	配備体制	154
第2	動員体制	154
第3	伝達の方法	155
第4節	災害広報・情報提供計画	156
第1	広報資料の収集要領	156
第2	災害情報等の発表要領	156
第3	被災者相談所の開設	158

第4	住民等からの問い合わせ体制	158
第5	安否情報の提供	158
第5節	避難対策計画	160
第1	避難実施責任者及び措置内容	160
第2	避難措置における連絡、助言、協力及び援助	162
第3	避難指示等の基準	162
第4	避難指示等の周知	165
第5	避難方法	175
第6	避難行動要支援者の避難行動支援	177
第7	迅速な避難を開始するために	178
第8	避難路及び避難場所等の安全確保	180
第9	被災者の受入れ及び生活環境の整備	180
第10	指定緊急避難場所の開設	181
第11	指定避難所の開設	181
第12	避難場所リスト及び避難者名簿の作成	182
第13	避難場所の機能	182
第14	指定避難所の運営管理等	183
第15	在宅避難	192
第16	広域避難	192
第17	広域一時滞在（広域避難）	193
第18	避難場所の仮設	194
第19	津波避難ビルへの一時避難	194
第6節	応急措置実施計画	195
第1	応急措置の実施責任者	195
第2	町の実施する応急措置	195
第7節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	200
第1	災害派遣要請基準	200
第2	災害派遣要請の手続	200
第3	災害派遣部隊の受入体制	200
第4	経費	200
第5	派遣部隊の撤収要請	201
第6	派遣活動	201
第7	自衛隊との連絡強化	202
第8	自衛隊の災害派遣時の権限	202
第8節	広域応援・受援計画	203
第1	町、道、国間の応援・受援活動	203
第2	消防機関の応援要請	204
第3	応援体制の整備	204
第9節	ヘリコプター等活用計画	205

第1	ヘリコプター要請	205
第2	ヘリコプター活用	206
第10節	救助救出計画	208
第1	実施責任者	208
第2	救助救出活動	208
第3	救出計画	209
第11節	医療救護計画	210
第1	実施責任者	210
第2	基本方針	210
第3	医療救護活動の実施	211
第4	医療及び助産計画	211
第5	医療救護対策	212
第6	輸送体制の確保	214
第7	医薬品等の確保	215
第8	臨時の医療施設に関する特例	215
第12節	防疫計画	216
第1	実施責任者	216
第2	防疫班、検病、検水班の編成	216
第3	防疫の種別及び方法	216
第4	感染症患者に対する措置	220
第5	指定避難所等の防疫指導	220
第13節	災害警備計画	221
第1	警察の任務	221
第2	災害警備体制の確立	221
第3	応急対策の実施	221
第14節	交通応急対策計画	222
第1	交通応急対策の実施	222
第2	道路の交通規制	223
第3	海上交通安全の確保	223
第4	緊急輸送のための交通規制	224
第5	緊急通行車両の申請	226
第6	規制対象除外車両の申請	226
第15節	輸送計画	227
第1	実施責任者	227
第2	輸送の対象	227
第3	道路輸送	227
第4	海上輸送	227
第5	鉄道輸送	228
第6	費用及び期間	228

第16節	食料供給計画	229
第1	実施責任者	229
第2	炊き出し等の実施要領	229
第3	配給品目	230
第4	調達方法	230
第5	食料輸送計画	230
第17節	給水計画	231
第1	実施責任者	231
第2	給水対象者	231
第3	補給水利の種別、所在、水量	232
第4	給水方法	232
第5	資機材の調達方法	232
第6	給水施設の応急復旧	232
第7	応援の要請	232
第8	派遣要請	232
第9	費用及び期間	233
第18節	衣料、生活必需品等物資供給計画	234
第1	実施責任者	234
第2	応援体制	234
第3	実施の方法及び対象者	235
第4	衣料、生活必需物資等の確保	235
第5	給与又は貸与物資の種類	235
第6	衣料、生活必需物資等の調達先	236
第7	給与又は貸与の方法	236
第8	要配慮者への配慮	236
第9	義援物資の受入・管理	236
第10	費用及び期間	236
第19節	石油類燃料供給計画	237
第1	実施責任者	237
第2	応援の要請	237
第3	石油類燃料の確保	237
第20節	電力施設災害応急計画	238
第1	北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社	238
第2	電源開発株式会社東日本支店北海道事務所	239
第21節	ガス施設災害応急計画	240
第1	応急対策	240
第22節	上水道施設対策計画	242
第1	応急復旧	242
第2	広報	242

第23節	応急土木対策計画	243
第1	災害の原因	243
第2	被害種別	243
第3	実施責任者	243
第4	応急対策及び応急復旧対策	243
第5	関係機関等の協力	245
第24節	被災宅地安全対策計画	246
第1	危険度判定の実施の決定	246
第2	危険度判定の支援	246
第3	判定士の業務	246
第4	危険度判定実施本部の業務	246
第5	事前準備	246
第25節	住宅対策計画	248
第1	実施責任者	248
第2	実施の方法	248
第3	住宅の建設等	251
第4	資材等の斡旋、調達	251
第5	住宅の応急復旧活動	251
第6	費用及び期間	251
第26節	障害物除去計画	252
第1	実施責任者	252
第2	障害物除去の対象	252
第3	障害物の除去の方法	252
第4	機動力	253
第5	除去した障害物の集積場所	253
第6	放置車両の除去	253
第7	費用及び期間	253
第27節	文教対策計画	254
第1	実施責任者	254
第2	応急対象実施計画	255
第3	文化財保全対策	256
第28節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	257
第1	実施責任者	257
第2	実施の方法	257
第29節	家庭動物等対策計画	260
第1	実施責任者	260
第2	応援の要請	260
第3	家庭動物の取扱い	260
第4	同行避難	260

第30節	応急飼料計画	261
第1	実施責任者	261
第2	実施の方法	261
第31節	廃棄物等処理計画	262
第1	実施責任者	262
第2	廃棄物等の処理方法	262
第3	野外仮設共同便所の設置	263
第4	清掃班の編成	263
第32節	災害ボランティアとの連携計画	264
第1	ボランティア団体・NPOの協力	264
第2	ボランティアの受入れ	264
第3	ボランティア団体・NPOの活動	264
第4	ボランティア活動の環境整備	265
第5	ボランティア活動の内容	265
第33節	労務供給計画	266
第1	実施責任者	266
第2	作業従事者雇用の対象	266
第3	作業従事者雇い上げ方法	266
第4	賃金	266
第5	住民組織・団体等への協力要請	266
第34節	職員応援派遣計画	267
第1	要請権者	267
第2	要請手続等	267
第3	派遣職員の身分取扱	267
第4	現地情報連絡員（リエゾン）の派遣要請	268
第5	自衛隊の災害派遣要請	268
第35節	災害救助法の適用と実施	269
第1	災害救助法の実施機関	269
第2	被害状況の把握	269
第3	救助法の適用基準	270
第4	救助法の適用手続き	271
第5	救助の実施と種類	272

第6章 地震・津波災害対策計画	273
------------------------	------------

第1節	計画の目的	273
第2節	被害想定	274
第1	地震の想定	274
第2	地震の被害想定	275
第3	津波の想定	276

第3節 災害予防計画	279
第1 町民の心構え	279
第2 地震に強いまちづくり推進計画	282
第3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	284
第4 防災訓練計画	285
第5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	286
第6 相互応援（受援）体制整備計画	286
第7 自主防災組織の育成等に関する計画	286
第8 避難体制整備計画	286
第9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	287
第10 津波災害予防計画	287
第11 火災予防計画	290
第12 危険物等災害予防計画	291
第13 建築物等災害予防計画	291
第14 土砂災害の予防計画	292
第15 液状化災害予防計画	292
第16 積雪・寒冷対策計画	294
第17 業務継続計画の策定	294
第18 複合災害に関する計画	294
第4節 災害応急対策計画	295
第1 応急活動体制	295
第2 地震、津波情報の伝達計画	295
第3 災害情報等の収集、伝達計画	296
第4 災害広報・情報提供計画	298
第5 避難対策計画	298
第6 救助救出計画	299
第7 地震火災等対策計画	299
第8 津波災害応急対策計画	300
第9 災害警備計画	301
第10 交通応急対策計画	301
第11 輸送計画	301
第12 ヘリコプター等活用計画	301
第13 食料供給計画	301
第14 給水計画	301
第15 衣料、生活必需物資供給計画	301
第16 石油類燃料供給計画	301
第17 生活関連施設対策計画	301
第18 医療救護計画	303
第19 防疫計画	303

第20	廃棄物等処理計画	303
第21	家庭動物等対策計画	303
第22	文教対策計画	303
第23	住宅対策計画	303
第24	被災建築物安全対策計画	304
第25	被災宅地安全対策計画	306
第26	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	306
第27	障害物除去計画	306
第28	広域応援・受援計画	306
第29	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	306
第30	災害ボランティアとの連携計画	306
第31	災害救助法の適用と実施	306
第5節	災害復旧・被災者援護計画	307
第1	災害復旧計画	307
第2	被災者援護計画	307

第7章	火山災害対策計画	309
第8章	水防計画	311

第1節	総則	311
第1	目的	311
第2	用語	311
第3	水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	312
第4	津波における留意事項	314
第5	安全配慮	314
第2節	水防組織	315
第1	水防管理団体の水防組織	315
第3節	予報及び警報	316
第1	水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等	316
第2	気象庁が行う予報及び警報	316
第4節	水位等の観測、通報及び公表	318
第1	水位の観測、通報及び公表	318
第2	雨量の観測及び通報	319
第5節	気象予報等の情報収集	321
第6節	通信連絡	323
第1	水防通信網の確保	323
第2	電気通信設備による通信	323
第3	その他の通信施設の使用	324
第4	通信連絡系統図	325
第7節	水防施設及び輸送	326

第1	水防倉庫及び水防資機材	326
第2	輸送の確保	326
第8節	水防活動	327
第1	水防管理団体等の非常配備体制	327
第2	巡視及び警戒	328
第3	水防作業	328
第4	緊急通行	329
第5	警戒区域の設定	329
第6	避難のための立退き	329
第7	決壊・越水等の通報	330
第8	水防配備の解除	331
第9節	水防信号、水防標識等	332
第1	水防信号	332
第2	水防標識	332
第3	必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	333
第10節	協力及び応援	334
第1	河川管理者の協力	334
第2	水防管理団体相互間の応援	334
第3	警察官の援助の要求	335
第4	自衛隊の災害派遣の要請の要求	335
第11節	費用負担と公用負担	336
第1	費用負担	336
第2	公用負担	336
第12節	水防報告	338
第1	水防記録	338
第2	水防報告	338
第3	水防活動実施報告	338
第13節	水防訓練	339
第1	水防管理団体の水防訓練	339
第14節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	340
第1	津波対応	340
第15節	水防協力団体	341
第1	水防協力団体の指定、監督、情報の提供	341
第2	水防協力団体の業務	341
第3	水防協力団体と水防団（消防団）等との連携	341

第9章	事故災害対策計画	343
------------	-----------------	------------

第1節	海難対策計画	343
第1	基本方針	343

第2	災害予防	343
第3	災害応急対策	345
第2節	流出油等対策計画	349
第1	基本方針	349
第2	災害予防	349
第3	災害応急対策	350
第3節	航空災害対策計画	353
第1	基本方針	353
第2	災害予防	353
第3	災害応急対策	353
第4節	鉄道災害対策計画	357
第1	基本方針	357
第2	災害応急対策	357
第5節	道路災害対策計画	360
第1	基本方針	360
第2	災害予防	360
第3	災害応急対策	361
第6節	危険物等災害対策計画	364
第1	基本方針	364
第2	危険物の定義	364
第3	災害予防	365
第4	災害応急対策	368
第7節	大規模な火事災害対策計画	372
第1	基本方針	372
第2	災害予防	372
第3	災害応急対策	373
第4	災害復旧	375
第8節	林野火災対策計画	376
第1	基本方針	376
第2	予防対策	376
第3	災害応急対策	382
第9節	大規模停電災害対策計画	384
第1	基本方針	384
第2	災害予防	384
第3	災害応急対策	385

第10章 災害復旧・被災者援護計画	389
--------------------------	------------

第1節	災害復旧計画	389
第1	実施責任者	389

第2	復旧事業計画	389
第3	災害復旧予算措置	390
第4	激甚災害に係る財政援助措置	390
第5	応急金融対策	390
第2節	被災者救護計画	392
第1	被災者生活再建支援法	392
第2	罹災証明書の交付	392
第3	被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供	394
第4	融資・貸付等による金融支援	395

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、鹿部町（以下「本町」という。）の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するため、鹿部町防災会議条例（昭和38年条例第11号）第2条第1号の規定により、鹿部町防災会議が作成する計画であり、防災関係機関がその機能の全てをあげて**住民**の生命、身体及び財産を災害等から保護し、本町の防災の万全を図ることを目的とする。

- 1 鹿部町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視して「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

鹿部町地域防災計画は次の計画及び編から構成する。

- 1 一般対策計画 (第1章～第5章、第10章)
- 2 地震・津波災害対策計画 (第6章)
- 3 火山災害対策計画 (第7章)
- 4 水防計画 (第8章)
- 5 事故災害対策計画 (第9章)
- 6 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（**住民及び事業者**が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（**住民等**が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（**町及び道や防災関係機関**が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、**防災対策の主体**の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は**住民**自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「**自らの命は自らが守る**」という意識の徹底や、**地域の災害リスクと取るべき避難行動等**についての**住民の理解を促進**するため、**行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提**とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、**住民主体の取組の支援・強化**により、**社会全体としての防災意識の向上**を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 **新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進**を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
町防災会議	鹿部町防災会議
本部（長）	鹿部町災害対策本部（長）
本計画	鹿部町地域防災計画
防災関係機関	資料1-1に定める機関
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
災害	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害
防災	災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう
複合災害	同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

資料1-1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

第5節 計画の修正事項

鹿部町地域防災計画は、基本法第42条に定めるところにより計画内容に検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他鹿部町防災会議会長が必要と認めたとき

前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

鹿部町防災会議の構成機関及び防災関係機関並びに公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、資料1-1のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

関係機関の連絡先については、資料1-2のとおりである。

資料1-1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
資料1-2 関係機関連絡先一覧

第7節 住民及び民間事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、**住民**一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する**住民運動**を展開するものとする。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食料、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄等、自ら災害に対する備えを行うとともに、**一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら**、防災訓練等自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難場所における自主的活動、町及び道、防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、**指定緊急避難場所**等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「**最低3日間、推奨1週間**」分の食料、飲料水、携帯トイレ・**簡易トイレ**、トイレトーパーパー、**女性用品**、**ポータブルストーブ**等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、**携帯電話充電器**等）の準備、**自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保**
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) **町内会や自治会における要配慮者への配慮**
- (7) 自主防災組織の結成による**備蓄や訓練の実施**
- (8) **保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。**

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者・避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難所での自主的活動や**住民が主体となった避難所運営体制の構築**
- (5) **町・道・防災関係機関の活動への協力**
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、住民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町や道及び防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施する等の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化・耐浪化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び民間事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 本町の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 住民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する住民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、住民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く住民の参加を呼びかけるものとする。

なお、本町においては、防災の日を「非常持出品を確認する日」とし、賞味期限の確認・賞味期限の切れそうなものを飲食する・食べたものを買ひ足すといったことを行うものとする。

また、防災行政個別受信機の電池交換を実施し、常に無線放送が聞こえる環境を整える。

防災の日	9月1日
防災週間	防災の日を含む1週間
水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日
津波防災の日	11月5日
防災とボランティアの日	1月17日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日

第2章 鹿部町の概況

第1節 自然の条件

第1 自然的条件

1 位置及び面積

北海道の南端、渡島半島の東部駒ヶ岳山麓の一角に広がり、東北は太平洋内浦湾に面し、東南は中の川をへだてて函館市南茅部に接し、南西は起伏する山脈をへだて七飯町及び函館市と界し、北西はトドメキ川を境界として森町砂原に隣接している。

東経	140度49分54秒
北緯	42度01分36秒
面積	110.63km ²
東西	16.50km
南北	19.00km

2 地形及び地質

(1) 地形

西界に名峰駒ヶ岳が起伏し、その山麓のなだらかな稜線が海に没し、南は横津連峰から次第にゆるやかな段丘のつづく線に囲まれた地帯に平野部が開けている。地味は、数度の駒ヶ岳噴火のため火山礫が多く海に面して噴火湾がある。北西部では駒ヶ岳山麓が南東方に緩やかな傾斜をなし、鹿部カントリークラブ322,378m²と別荘分譲地があり、南西方には大沼国際カントリークラブ244,710m²がある。

(2) 地質

折戸川をはさんで南北に大きく区分される。北側は駒ヶ岳が位置しており、地層はすべてが駒ヶ岳からもたされた火山噴出物である。それに対し、南側は、これより古い地質時代の火山噴出物が分布している。

(3) 河川

本町には、次の河川がある。

トドメキ川 (2.9km) 尻無川 (8.0km) 鹿部押出沢川 (9.8km) 本別川 (6.4km) 折戸川 (30.7km) 鹿部川 (10.3km) 亀泊川 (2.0km) 温沢川 (2.5km) うなぎ川 (2.5km) ザリイシ川 (2.3km) 常路川 (12.3km) 三味線沢川 (3.1km) ニボシ川 (1.5km) 中の川 (3.5km)

(4) 海岸

本町は、南東に向かって海が広がり、太平洋から噴火湾へと続く17.199kmの海岸線によって形造られている。そのうち建設海岸は、14.244kmで、護岸のない延長は、2.955kmと、整備は進んでいる。

第2 気候的特性

渡島半島の東部駒ヶ岳山麓の一角にあり、四季の変化は順調である。冬期間の厳寒の頃には、零下14度前後、盛夏の頃で30度を超えることはまれである。夏は南西の風、冬は北西の風が多く、風力は比較的弱い。降水量は、やや寡少の地帯に属し、降雪は11月中旬頃に初雪となり、3月下旬頃消滅する（積雪15～30cm）。霧は太平洋に面する海岸地方としては少ないところであるが、5月下旬頃から7月頃には、北東風に乗って来る濃霧の日が比較的多い。

資料 3-1 町の気象の概況

第2節 災害の概況

低気圧、台風等や高潮により海岸護岸の決壊、河川のはん濫、豪雨の発生にともない急傾斜地の崩壊が局地的に発生するおそれがある。また、今なお活動を続けている駒ヶ岳は、過去に大きな噴火災害をもたらした。

資料 3-2 町の過去の災害

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

基本法第16条の規定に基づき鹿部町防災会議を設置する。鹿部町防災会議の所掌事務及び組織は、次のとおりとする。

第1 所掌事務

鹿部町防災会議条例第2条の定めるところによる。

所掌事務
(1) 鹿部町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関する事項を調査審議すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2 防災会議の組織及び構成

町長を会長とし、鹿部町防災会議条例第3条第5項の規定により町長が任命した者を委員として組織し、その構成は資料1-3のとおりとする。

資料1-3 鹿部町防災会議

第3 防災会議の運営

鹿部町防災会議条例第5条の定めるところによる。

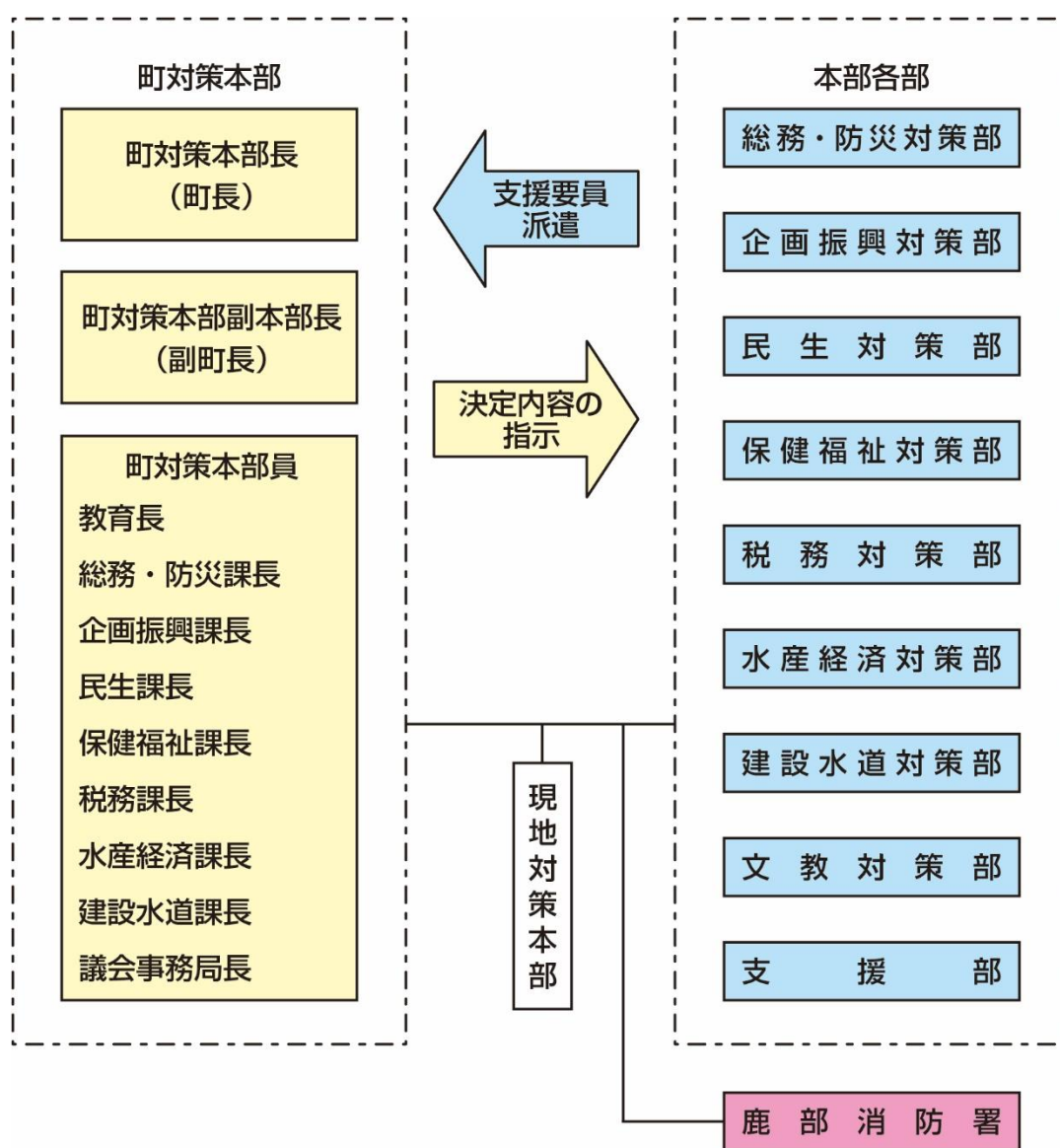
資料8-1 鹿部町防災会議条例

第2節 災害対策本部

本町地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るために必要があると認めるときは、町長は、基本法第23条の2の規定に基づき災害対策本部及び現地指揮本部を設置し、本部長に町長、副本部長に副町長、本部員に各対策部長をあて、防災の推進を図るものとする。

町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応が取れるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

第1 災害対策本部の組織系統



※町対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする。
(町対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

第2 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置は、基本法第23条の2第1項の規定により、町長が設置するものであるが、次の各号のいずれかに該当し、町長が必要であると認めるときに設置するものとする。

1 設置基準

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 北海道駒ヶ岳に噴火警報が発表され、居住地域やその近くまでに重大な被害を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき（噴火警戒レベル3相当以上）。
大事故等	
海上災害	<ul style="list-style-type: none"> 大量の油等が流出し、漁業や環境に大規模な被害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。 多くの死傷者が発生したとき。
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> 航空機の墜落炎上等により、大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき。 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき。 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> 被害が大規模なとき。 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> 火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> 人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> 各地で冷（湿）害被害が発生したとき。
地震	<ul style="list-style-type: none"> 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき 町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
津波	<ul style="list-style-type: none"> 本町沿岸に「大津波」「津波」の津波警報が発表されたとき。 町内に津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

2 各部の組織所掌事務

災害発生時の状況及び発生した災害の状況に応じて、以下の対策部のうち必要な対策部を設置するものとし、各対策部で行う業務については、全職員の総力をもって行うものとする。なお、災害対策本部の組織は、資料1-4のとおり、各対策部の行う所掌業務は、資料1-5のとおりとする。

資料1-4 災害対策本部
資料1-5 災害対策本部の所掌業務

3 廃止の時期

予想された災害の危険が解消したと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、町長の判断に基づき本部を廃止する。

4 設置及び廃止の通知、公表

本部を設置したときは、速やかに本部員、防災会議構成機関、渡島総合振興局、その他の防災関係機関及び住民に対し電話、文書その他の方法で通知及び公表するとともに、本部の表示を役場庁舎正面玄関及び本部設置場所に掲示する。廃止した場合もこれに準ずる。

5 災害対策本部の名称

災害対策本部の名称は、冒頭に災害名を付し、「〇〇災害・鹿部町災害対策本部」とする。

(1) 別図

〇〇
災害
・
鹿部町
災害
対策
本部

第3 災害情報連絡室の設置及び廃止

次の各号のいずれかに該当し、町長が必要と認めるときに、「鹿部町災害情報連絡室」を短期間設置する等の体制をとるものとする。

災害情報連絡室の体制及び設置・廃止の時期については、町長がその都度必要に応じて判断し、指示をするものとする。

設置基準
(1) 災害が発生するおそれがあり、災害情報の収集や災害対策を要する事態の発生等に備え速やかな連絡体制の確保等を要するとき。
(2) 北海道駒ヶ岳に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表されたとき。
(3) 本町域に震度4の地震が発生したとき。
(4) 本町沿岸に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき。
(5) 災害対策本部廃止後も、災害発生後の情報収集や再度対策を要する事態の発生等に備え速やかな連絡体制の確保を要するとき。

第4 災害対策本部の配備体制

非常配備に関する基準・災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次の基準により非常配備体制をとる。この場合の配備指示者は、本部長（町長）とする。

配備時期について災害の規模、態様により、次の基準によりがたい場合においては、本部長が適宜指示を発するものとし、担当班の適宜増減を行うものとする。また、担当係については、各班長が適宜増減するものとする。

なお、本部が設置されない場合にあっても、非常配備をとる必要がある場合は、気象情報又は災害情報に応じて、非常配備に関する基準に準じた体制をとる。

1 第1非常配備

（1）配備時期

- ア 気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。
- イ 本町域に震度4の地震が発生したとき。
- ウ 火口周辺警報（噴火警戒レベル2）を受けたとき。
- エ 本町沿岸に「津波注意」の津波注意報が発表されたとき。
- オ その他、必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。

（2）配備体制

情報連絡及び災害が発生した場合に速やかに対処するための少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制を円滑に移行できる体制とする。

（3）担当対策部

総務・防災対策部を担当対策部とする。なお、災害の種類及び態様により、次の配備体制に円滑に移行するため、総務・防災対策部長の判断で水産経済対策部及び建設水道対策部を含めた配備体制に適宜修正することができる。

2 第2非常配備

（1）配備時期

- ア 局地的に災害の発生が予想される場合、又は災害が発生したとき。
- イ 本町域に震度5弱の地震が発生したとき。
- ウ 火口周辺警報（噴火警戒レベル3）を受けたとき。
- エ 本町沿岸に「津波」の津波警報が発表されたとき。
- オ その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。

（2）配備体制

災害の発生とともに関係各対策部所要の人員をもって速やかに災害応急活動が開始できる体制とする。又は、各対策部の全員とする。

(3) 担当対策部

総務・防災対策部、水産経済対策部、建設水道対策部を担当対策部とする。なお、災害の種類及び態様により、次の配備体制に円滑に移行するため、総務・防災対策部長の判断で文教対策部及び民生対策部を含めた配備体制に適宜修正することができる。

3 第3非常配備

(1) 配備時期

- ア 広域にわたる災害の発生が予想される場合、又は、被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を指令したとき。
- イ 本町域に特別警報が発表されたとき。
- ウ 予想されない重大な災害が発生したとき。

(2) 配備体制

各対策部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動が迅速にできる体制とする。

(3) 担当対策部

全対策部

4 各対策部の活動体制の確立

災害対策本部が設置されると同時に、各対策部及び班の活動体制が速やかに確立されるよう各対策部長は、その所掌する業務内容についての活動要領を作成し、平常時から職員に周知徹底をする。

5 本部連絡員

総務・防災対策部長が必要と認めたときは、本部に本部連絡員をおく。本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部又は現地指揮本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部に伝達する。

6 本部情報収集責任者

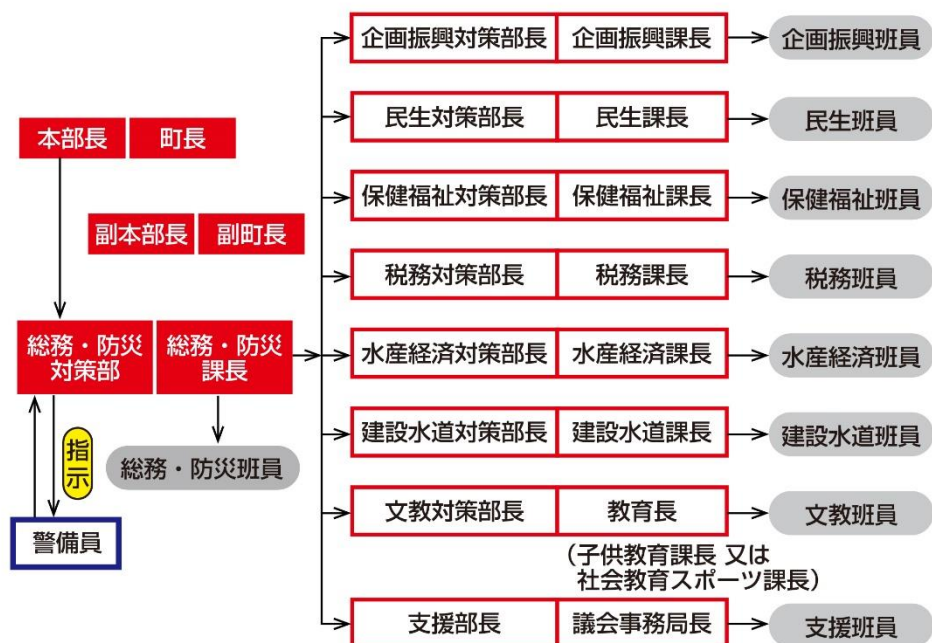
本部の設置と同時に本部情報収集責任者は、総務・防災対策部職員のうちから総務・防災対策部長が指名する。

本部情報収集責任者は、災害情報の収集及び本部長からの指令の伝達に当たる。

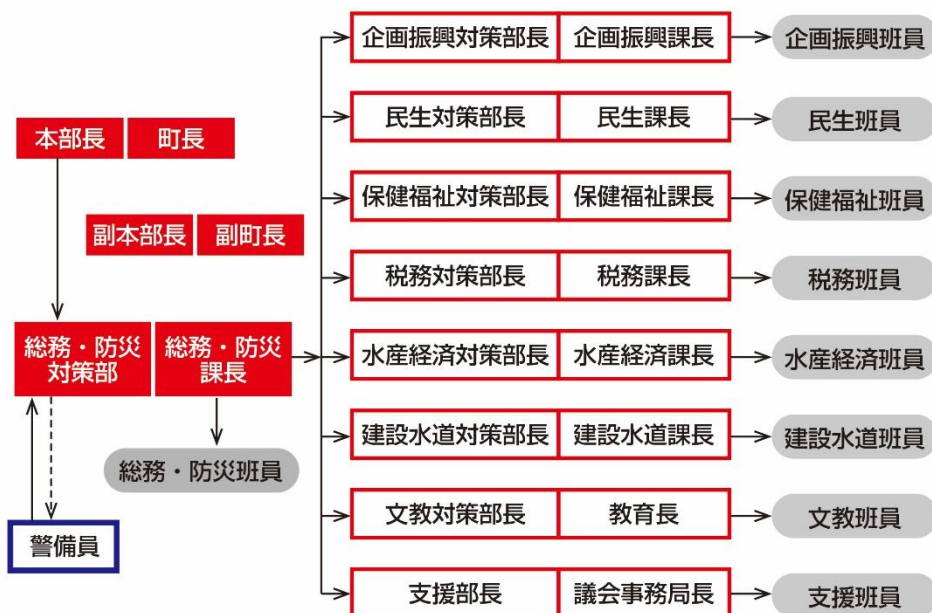
第5 動員配備の伝達系統

災害時の動員配備の伝達系統は、次のとおりとする。

1 平常執務時の場合（口頭、庁内放送、電話等）



2 夜間休日の場合（電話、防災行政無線、伝達員）



3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により、所属の長と連絡のうえ、又は自らの判断により登庁するものとする。

なお、本部が設置された場合は、防災行政無線、電話、広報車、テレビ・ラジオ等により周知させるものとし、職員がこの旨を知った場合は、直ちに登庁するものとする。

第6 町長の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策等に係る町長の職務に関して、町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。また、副町長もその職務を代理することが困難な場合は、あらかじめその指名する職務にある者が代理をする。なお、町長及び副町長の代替職員については、以下のとおりとする。

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）
対策本部長（町長）	対策副本部長（副町長）	対策本部員（総務・防災課長）
対策副本部長（副町長）	対策本部員（総務・防災課長）	

第7 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長、各対策部長及び本部員（各対策部長以外の管理職員）で組織し、災害対策に必要な指示、総合調整を行うため開催する。

1 報告事項

- (1) 気象情報又は災害情報
- (2) 配備体制
- (3) 各対策部の措置事項

2 協議事項

- (1) 応急対策への指示
- (2) 各対策部間の調整事項の指示
- (3) 道や他市町村応援要請の要否
- (4) 自衛隊災害派遣要請の要否
- (5) 救助法（昭和22年法律第118号）適用申請の要否
- (6) 被害状況調査隊編成の決定
- (7) 被害者に対する見舞金品給付の決定

3 本部会議の招集

本部員会議は、本部長が招集する。

4 本部員会議の運営

- (1) 本部長は、本部員会議の議長となる。
- (2) 本部員は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出する。
- (3) 本部員は、必要に応じ所管の職員を伴って会議に出席することができる。
- (4) 本部員は、会議を招集する必要があると認めるときは、総務・防災対策部長にその旨を申し出る。

5 決定事項の周知

本部員会議で決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項について、総務・防災対策部長は速やかに周知する。

第8 災害救助法に基づく各部の事務分掌等

- (1) 救助法が適用された場合、総務・防災対策部長は直ちに各対策部長に連絡することとする。
- (2) 各対策部において救助業務を実施するに当たっては整備すべき帳簿等が定められているので総務・防災対策部と連絡をとること。

第9 町長の鹿部消防署長に対する権限の委任

町長は、鹿部消防署長に対し災害予警報発令中、若しくは災害が発生し又は発生が予想される場合において、危険と認められるものに対する事前措置及び応急措置並びに避難立退きについての指示の権限を委任するものとする。但し、鹿部消防署長は緊急やむを得ない場合を除くほかは事前に町長の指示を仰ぎ、事後の経過措置については、直ちに町長に報告するものとする。

第10 現地指揮本部

本部長は、特定地域に災害が集中した場合において、災害応急対策等を迅速に実施するため、現地において指揮を発する必要があると認めた場合、現地指揮本部を設置するものとする。

1 組織

- (1) 現地指揮本部長は、本部長が指名した者をもって充てる。
- (2) 現地指揮本部員は、各対策部の中から本部長が指名した者をもって充てる。

2 運営

現地指揮本部の運営は、災害対策本部に準じる。

3 業務

被災地と災害対策本部との連絡調整、災害情報の収集等に当たるほか、本部の指示した事項につき、災害応急対策を実施する。

資料 8-2 鹿部町災害対策本部条例
様式 1 動員受付簿
参考 1 災害時の職員の基本的な心構え

第11 災害発生時の職員の初動体制の強化

災害発生直前、及び災害発生直後における職員の迅速・的確な初動災害対策活動を推進するために作成した「災害時職員初動マニュアル」について、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、内容等の改善を行うものとする。

第3節 住民組織等の活用

災害時における応急活動を迅速かつ的確に実施するための人員に不足を生じた場合、町長は、町内会、日赤奉仕団、女性団体、文化・体育団体、社会福祉協議会、民間防災組織等の住民組織に対し、主に次の事項について協力を要請する。

- 1 避難場所内の奉仕及び被災者の世話
- 2 応急炊き出し
- 3 義援金品の募集及び整理
- 4 救援物資の支給、清掃及び防疫の奉仕
- 5 通信途絶時における通信確保等に係る協力
- 6 その他救助活動で町長が協力を求めた事項

第1 協力組織と業務分担

1 鹿部日赤奉仕団

- (1) 事務局 鹿部町役場内（保健福祉課）
- (2) 電話 01372-7-2111
- (3) 会員数 30名（令和4年3月現在）

業務内容
<ol style="list-style-type: none"> (1) 義援金品の募集及び整理に関すること。 (2) 救援物資の支給に関すること。

2 町内会

- (1) 事務局 鹿部町役場内（民生課）
- (2) 電話 01372-7-2111
- (3) 構成団体 26町内会（令和4年3月現在）

業務内容
<ol style="list-style-type: none"> (1) 対策本部と地域住民との連絡調整に当たること。 (2) 災害時の地域住民の把握をすること。 (3) 義援金品の配分業務に協力すること。 (4) 救援物資の支給、飲料水の供給、清掃及び防疫の奉仕に関すること。 (5) その他

3 地区防災組織（消防団）

全町に地区防災組織を置き、地区分団を構成する。

令和3年4月現在

地区名	地区防災分団	団員数(人)
鹿部	第1分団	14
本別	第2分団	28
大岩	第3分団	12
宮浜	第4分団	23

業務内容
(1) 地区の情報収集をし、町長へ通報すること。 (2) 町長から受けた情報を地区住民に伝達すること。 (3) 地区の危険区域の巡回をする等災害予防活動を行うこと。 (4) 災害応急対策活動では、実施機関の指揮のもとに第一線の実践活動に従事すること。 (5) 災害の対策、事後処理の第一線の実践活動に従事すること。 (6) 地区住民の災害予防意識の高揚事業や訓練を実践すること。

4 自主防災組織 (町内会)

令和4年4月現在

NO.	町内会名	構成員 (隊員数)	対象地区人口			世帯数
			男	女	計	
1	27区	10	271	262	533	303
2	18区	15	74	72	146	63
3	26区	14	55	55	110	49
4	19区C	22	82	92	174	87
5	14区	13	45	80	125	79
6	15区B	15	49	49	98	45
7	16区	16	53	60	113	51
8	鹿部2区	13	51	61	112	54
9	17区B	20	133	119	252	111
合計	9団体	138人	813人	850人	1,663人	842世帯

全世帯数	1,844世帯
------	---------

自主防災組織活動カバー率 (カバーエリア世帯数 ÷ 全世帯数 × 100)	45.66%
--	--------

第4節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は、次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1 鹿部町の予報区

細分区域	細分区域名称
府県予報区（担当官署）	渡島・檜山地方（函館地方気象台）
一次細分区域	渡島地方
二次細分区域	鹿部町
市町村等をまとめた地域	渡島東部

（1）府県予報区

北海道全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれて設定されている。

（2）一次細分区域

気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定された区域をいう。

（3）二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域をいう。

（4）市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲等を考慮してまとめた区域をいう。

2 海上予報区

海上予報区は、海上予報と海上警報を発表する区域であり、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と全般海上予報区を12に分割した地方海上予報区から成っており、そのうち以下の担当区域を札幌管区気象台が担当する。

地方海上予報海域名	細分海域
日本海北部及びオホーツク海南部 ※1	サハリン西方海上 宗谷海峡 北海道西方海上 サハリン東方海上 網走沖
北海道南方及び東方海上 ※2	北海道東方海上 釧路沖 日高沖 津軽海峡 檜山津軽沖

※1 茂津多岬の突端から270度に引いた線以北及び知床岬の突端から90度に引いた線以北並びに千島列島以北の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

※2 尻屋崎の突端から110度に引いた線以北及び青森県と秋田県の境界線から315度に引いた線以北並びに茂津多岬の突端から270度に引いた線及び知床岬の突端から90度に引いた線以南並びに千島列島以南の海岸線から300海里以内の海域で5つの海域に細分している。

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は、次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

現象の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される

現象の種類	概要
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報（発表基準の数値は資料3-3を参照）

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報（発表基準の数値は資料3-3を参照）

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。

着雪注意報	著しい着雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

ウ 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

エ 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報(避難情報等)
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保!	緊急安全確保(必ず安全とされるものではない)
～警戒レベル4までに必ず避難!～			
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難*	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※ 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり自主的に避難

市町村は、警戒レベル相当情報の他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する。

警戒レベル相当情報	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報			
	洪水に関する情報		内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報(下段:土砂災害の危険度分布)
水位情報が ある場合 (下段:国管理河川の 洪水の危険度分布)	水位情報が ない場合 (下段:洪水警報の 危険度分布)	水位情報が ある場合 (下段:国管理河川の 洪水の危険度分布)		
5相当	氾濫発生情報 (危険度分布:黒 (災害している可能性))	大雨特別警報(浸水害) (危険度分布:黒 (災害切迫))	大雨特別警報(土砂災害) (危険度分布:黒 (災害切迫))	高潮氾濫発生情報 ^{※3}
4相当	氾濫危険情報 (危険度分布:紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布:紫 (危険)	内水氾濫危険情報 (水位超過水深に ついて発表される 情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布:紫 (危険))
3相当	氾濫警戒情報 (危険度分布:赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警戒情報 (危険度分布:赤 (警戒))	大雨警戒情報(土砂災害) (危険度分布:赤 (警戒))	高潮警戒情報 ^{※4} 高潮警戒情報 ^{※4}
2相当	氾濫注意情報 (危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布:黄 (注意)		大雨警戒情報(土砂災害) (危険度分布:黄 (注意))
1相当				

上段太字:危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し、関係機関からブッシュ型で提供される情報)

下段細字:常時、地図上での色表示などにより、状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

- ※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。
 - ※2) 水位情報が無いような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。
 - ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。
 - ※4) 高潮警戒情報は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警戒情報を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。
- 注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

資料3-3 警報・注意報発表基準一覧表

2 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)

種類	概要
土砂キキクル(大雨警戒(土砂災害)の危険度分布)※	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警戒(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警戒(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種類	概要
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

3 海上警報

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって、次の5種類に分けて発表する。

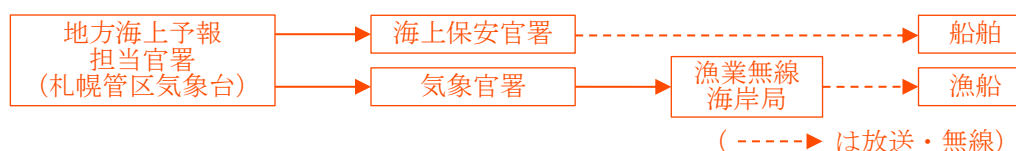
(1) 種類

種別	呼称		
	英文	和文	説明
一般警報	WARNING	海上風警報	気象庁風力階級表の風力階級7（28～33kt）の場合
		海上濃霧警報	濃霧について警告を必要とする場合（海上の視程約500m以下又は0.3海里以下）
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報	気象庁風力階級表の風力階級8（34～40kt）及び9（41～47kt）の場合
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報	気象庁風力階級表の風力階級10以上（48kt～）の場合（台風により風力階級12（64kt～）の場合を除く）
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報	台風により気象庁風力階級表の風力階級12（64kt～）の場合
警報なし	NO WARNING	海上警報なし 海上警報解除	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を付した警報を行うことがある。(例：海上着氷警報)

(2) 伝達

伝達系統は、次図のとおりである。



- (注)
- ・海上保安官署
第一管区海上保安本部運用司令センター
 - ・気象官署
札幌、函館、旭川、室蘭、釧路、網走、稚内
 - ・漁業無線海岸局（14局）
稚内、枝幸、紋別、網走、雄武、沙留（興部）、根室、釧路、岩内、余市、小樽、新星マリン（留萌）、北るもい（羽幌）、増毛

4 水防活動用気象等警報及び注意報

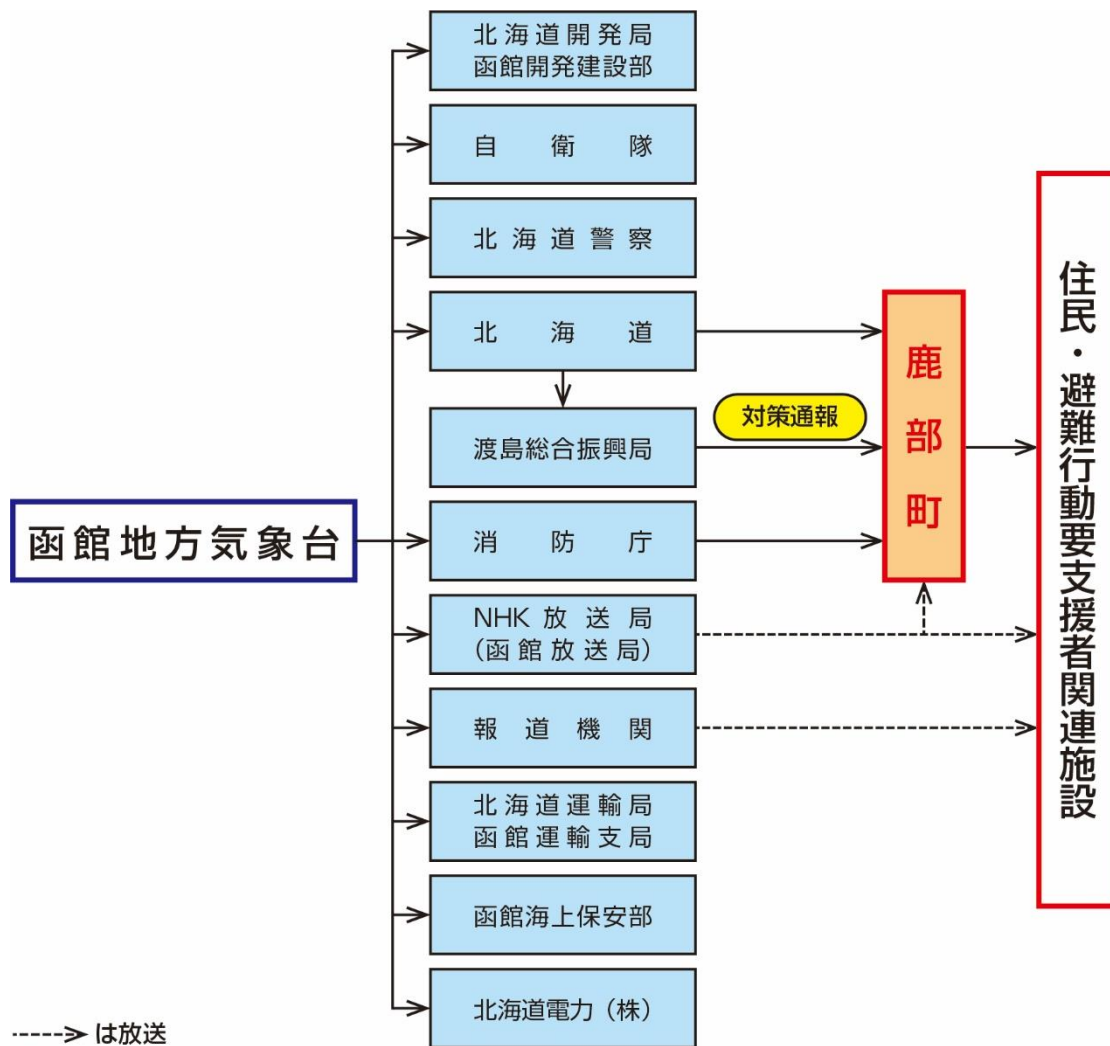
水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる警報及び注意報により、代行する。

その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統によって行う。

(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
	高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報
	津波特別警報

(2) 伝達

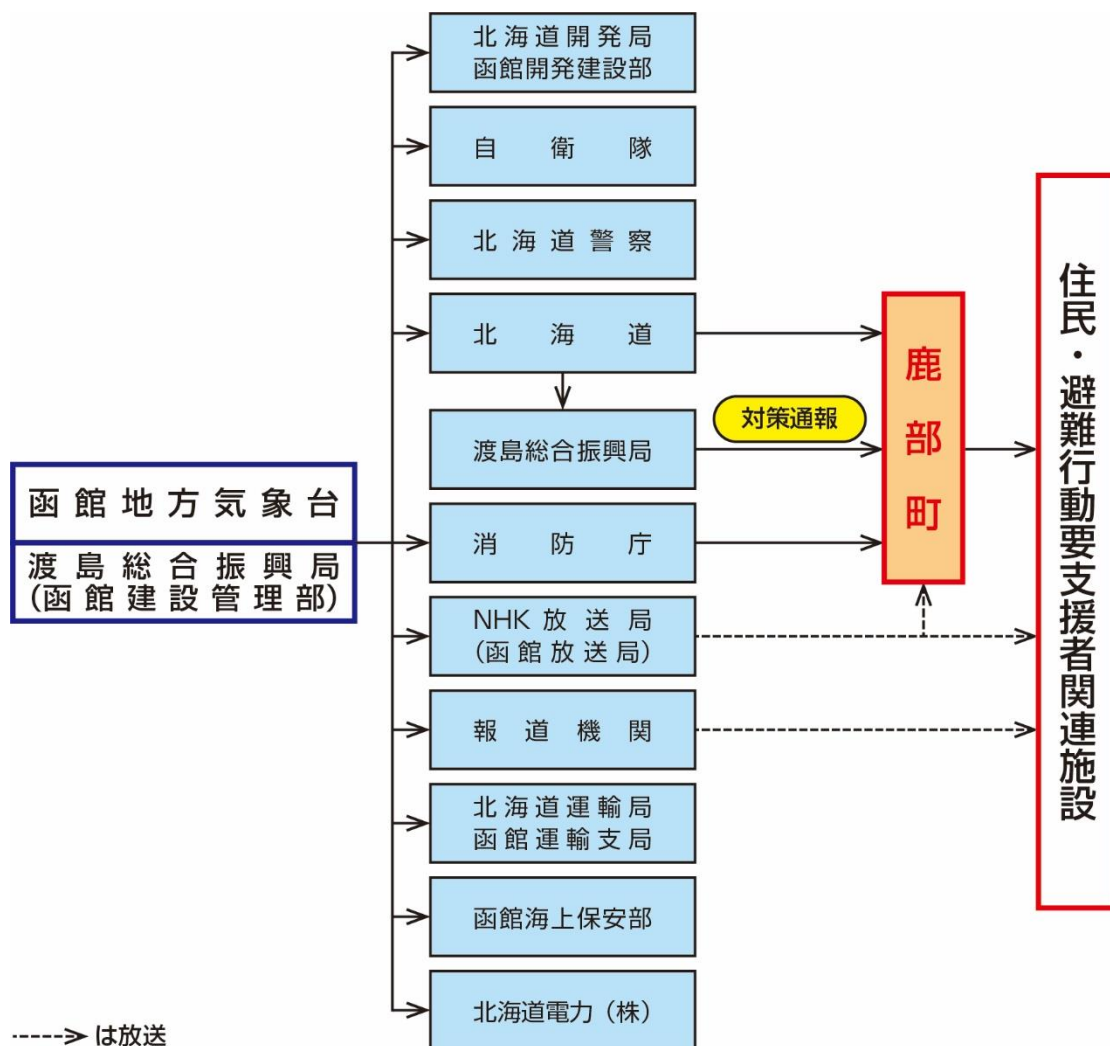


5 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、渡島総合振興局と函館地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は、次の系統によって行う。



6 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

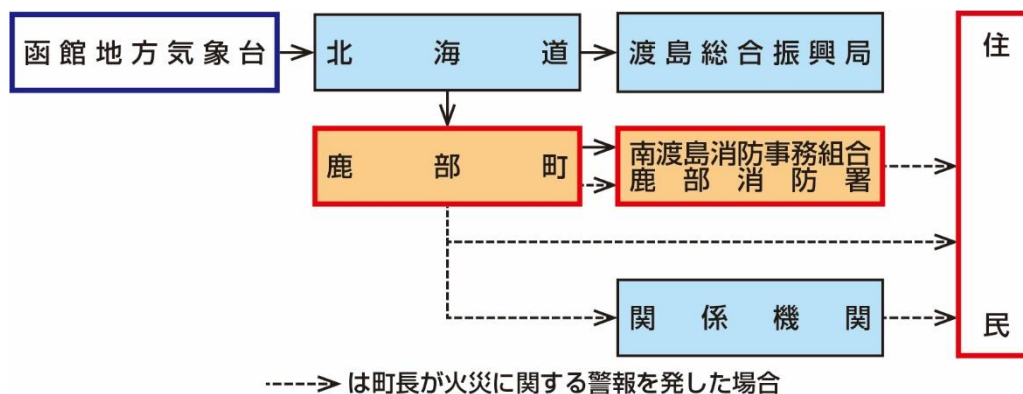
府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から北海道に通報するものとする。

通報を受けた北海道は、管内市町村に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発令することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



(2) 通報・発表基準

ア 火災気象通報

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、海上を「対象とした「強風注意報」や対象となる地域、期間で降水（降雪含む）が予想される場合には火災気象通報の対象としない。

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準は、資料3-3のとおりである。

イ 火災警報

気象状況が次の各号のいずれかに該当し、火災の予防上危険であると認められるときに発令する。

- ・ 実効湿度65%以下、最小湿度35%以下で、平均風速が13m以上となったとき、又はその見込みのとき。
- ・ 平均風速20m以上の風が継続して吹くとき、又はその見込みのとき。

資料3-3 警報・注意報発表基準一覧表

7 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島・檜山地方など）で発表される。

(2) 全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表される。

渡島・檜山地方の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布）：<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布）：<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布）：<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方など）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（渡島地方など）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

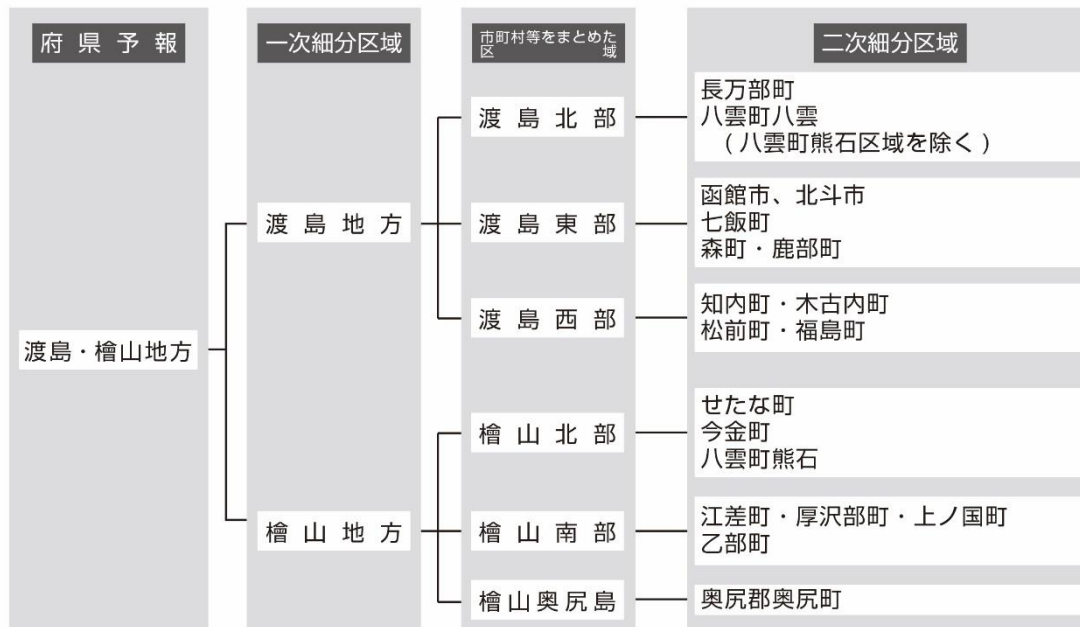
8 警報・注意報や天気予報の発表区域の図

渡島、檜山地方



第3 函館地方気象台担当府県予報区

函館地方気象台担当府県予報区



※ 熊石相沼町、熊石鮎川町、熊石泉岱町、熊石雲石町、熊石大谷町、熊石折戸町、熊石黒岩町、熊石見目町、熊石関内町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石鳴神町、熊石西沢町、熊石根崎町に限る。

第4 雨や風の強さについての解説表

1 雨の強さと降り方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内(木造 住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね 返りで足元がぬ れる	雨の音で話し声 が良く聞き取れ ない	地面一面に水た まりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてい てもぬれる	寝ている人の半 数くらいが雨に 気がつく	道路が川よう になる	ワイパーを速く しても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり 返したように 降る				高速走行時、車 輪と路面の間に 水膜が生じブレ ーキが効かなくな る(ハイドロ プレーニング現 象)
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る (ゴーゴーと降 り続く)	傘は全く役に立 たなくなる		水しぶきであ たり一面が白っぽ くなり、視界が 悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるよ うな圧迫感があ る。恐怖を感じ る。				

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表する。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味する。なお、情報の基準は地域によって異なる。

2 風の強さと吹き方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成19年4月一部改正)、(平成25年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、 高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、 横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km		高速道路の自動車	何かにつかまってい ないか立っていない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、 根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常 の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、 転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が 広範囲に破れる。
	25以上 30未満	～110km						
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	40
	35以上 40未満	～140km					外装材が広範囲にわたって飛散し、 下地材が露出するものがある。	
	40以上	140km～					住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかける。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なる。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均である。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがある。

(注3) この表を使用する際は、以下の点に注意する必要がある。

1. 風速は地形や廻りの建物等に影響されるため、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがある。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合がある。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述しているため、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成している。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがある。

第5 台風の基準

1 台風の大きさと強さの基準

最大風速	表現
おおよそ17m/s未満	熱帯低気圧
おおよそ17m/s以上	台風

2 大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
表現なし	500km未満
大型：(大きい)	500km以上～800km未満
超大型：(非常に大きい)	800km以上

3 強さの階級分け

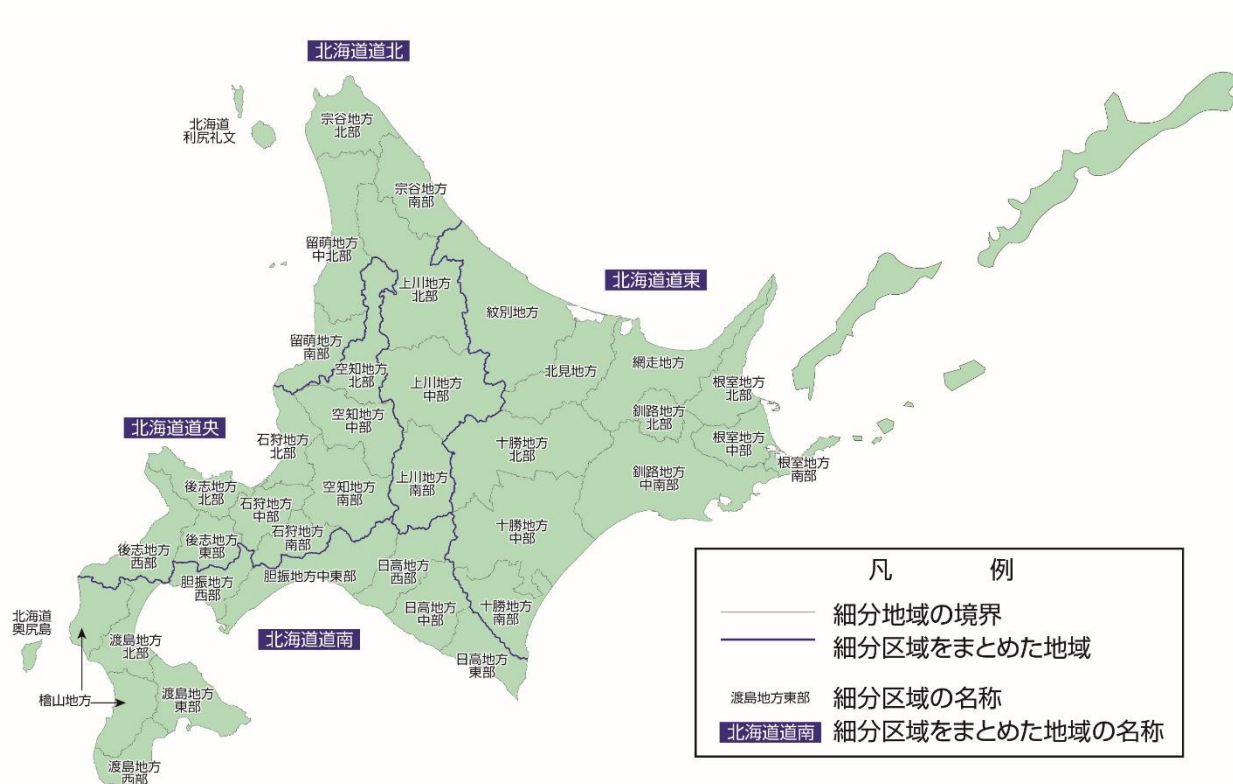
階級	最大風速
表現なし	～33m/s (64ノット) 未満
強い	33m/s (64ノット) 以上～44m/s (85ノット) 未満
非常に強い	44m/s (85ノット) 以上～54m/s (105ノット) 未満
猛烈な	54m/s (105ノット) 以上

第6 地震動予報及び警報等

1 地震動予報及び警報の区分、名称、基準

区分	名称	発表基準
地震動特別警報	緊急地震速報 (警報) 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		
地震動予報	緊急地震速報 (予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

2 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いられる地域



3 地震情報及び津波情報

(1) 地震に関する情報

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表

情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）や、その規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

（2）地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・北海道沿岸で津波警報等発表時 ・北海道で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、道・町が初期期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・北海道沿岸で津波警報等発表時 ・北海道で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加え、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料
地震活動図	・定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の北海道及び各地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの北海道及び渡島・檜山地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。

(3) 津波に関する情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報	情報の種類	内容
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、3の(5)の(津波警報等の発表基準と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	1 mを超える	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 mを超える	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・ 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・ 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・ 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・ 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・ 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 津波警報等の発表基準・発表される津波の高さ等

気象庁は、地震が発生した時は、地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に津波警報等を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等を基に津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。





ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは、津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では、人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なため行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

イ 津波予報の発表基準





	発表される場合	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 津波注意報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(6) 津波警報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

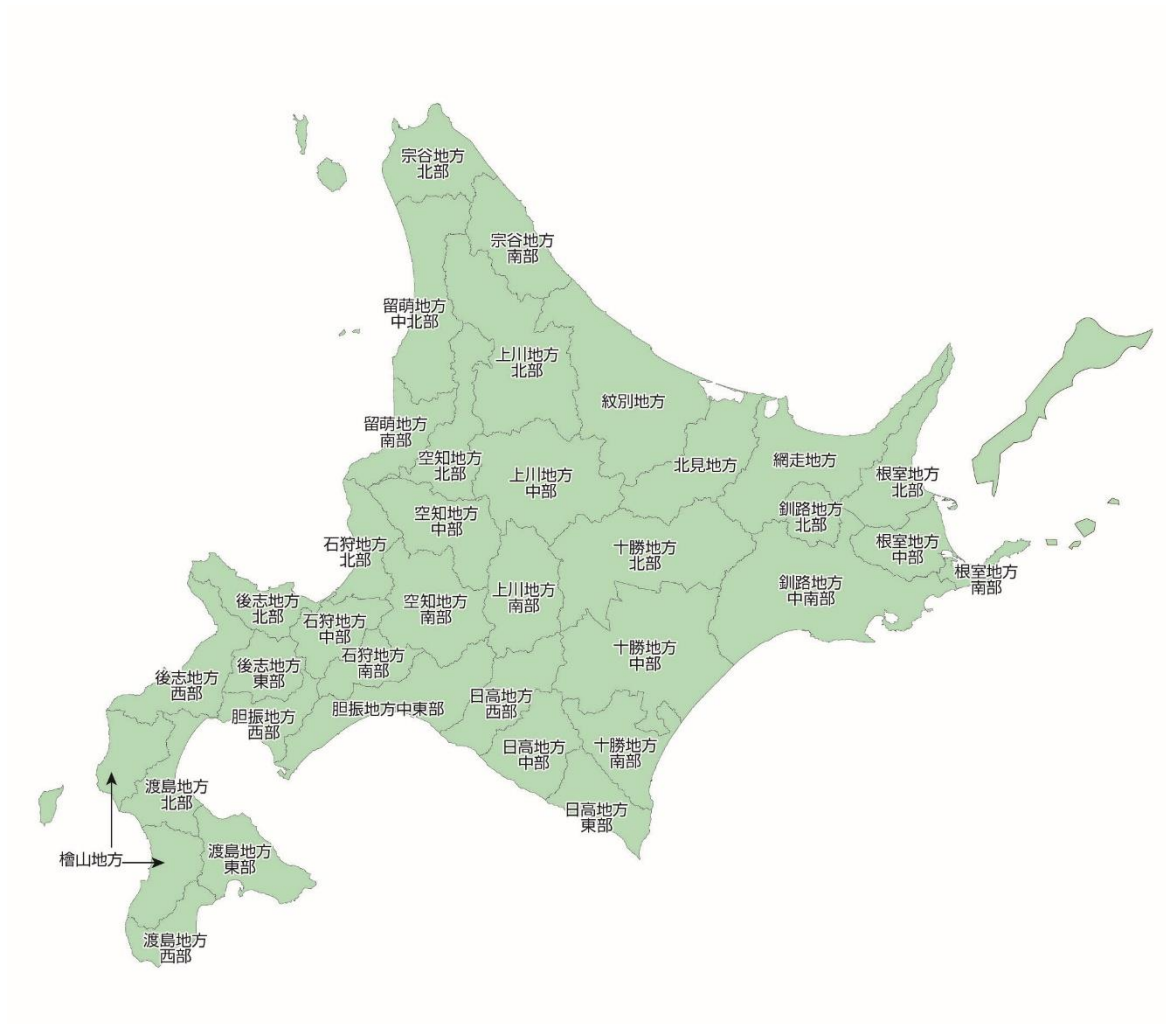
(7) 地震、津波情報に用いる震央地名及び地域名称、津波予報区名

ア 地域名称

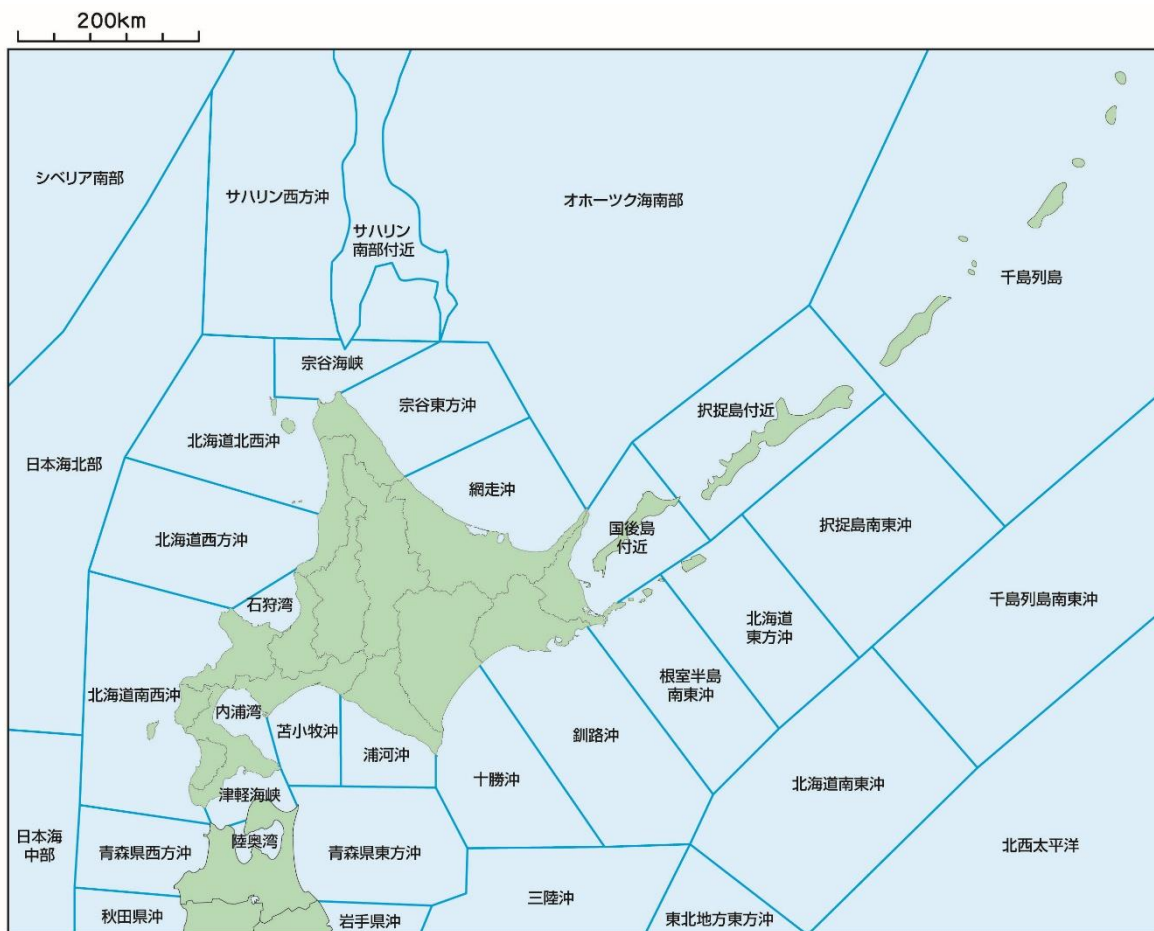
渡島、檜山地方



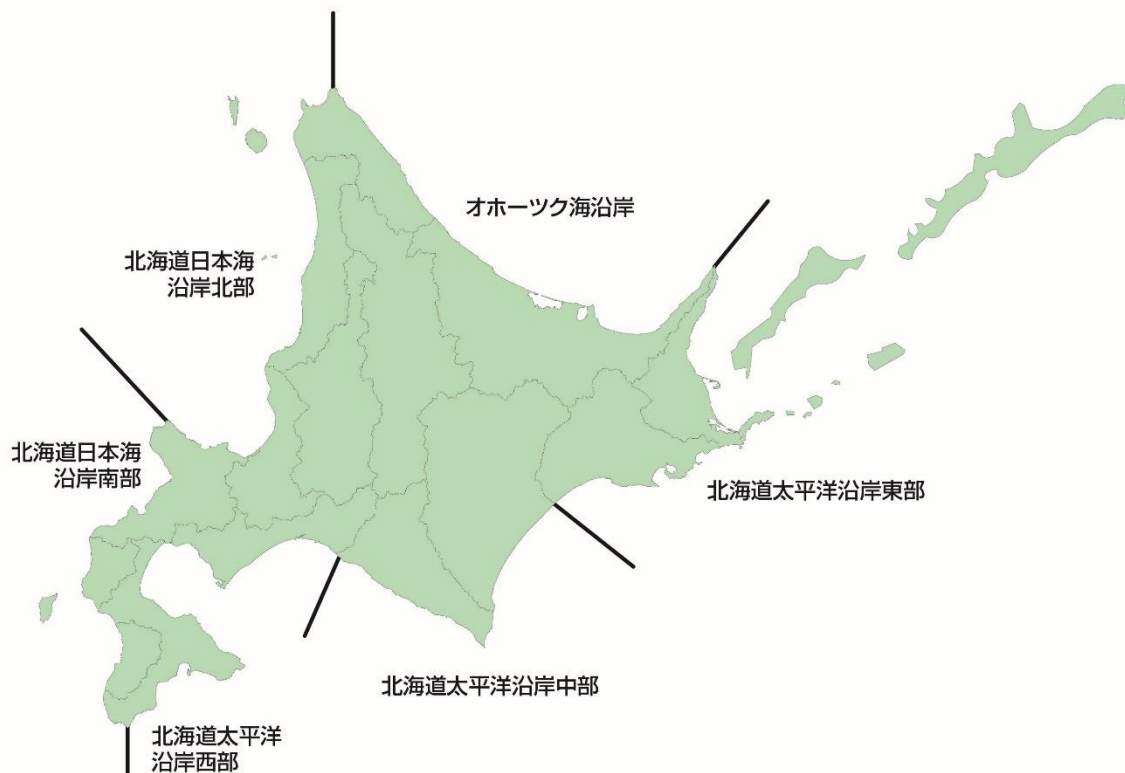
イ 震央地名（内陸）



ウ 北海道付近海域の震央地名



エ 津波予報区



オ 津波予報区域

津波予報区名	津波予報区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東に限る。）及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局（宗谷岬北端以東を除く。）、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局（積丹岬北端以東に限る。）の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局（積丹岬北端以東を除く。）、檜山振興局及び渡島総合振興局（白神岬南端以東を除く。）の管内

(注) 根室振興局に、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び虻取郡を含む。

(8) 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月改定）

資料3-4 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月改定）

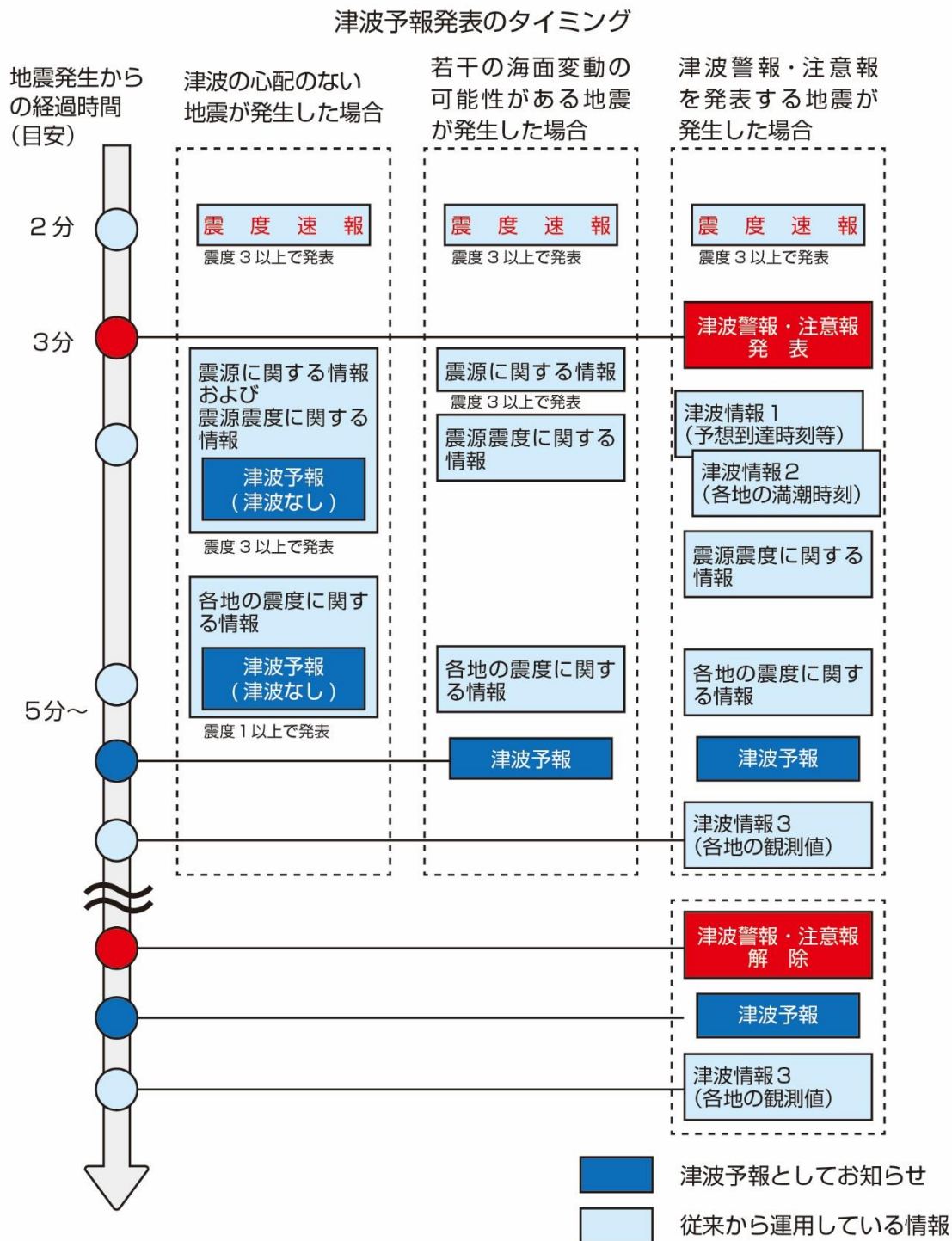
(9) 地震・津波に関する情報の流れ

地震及び津波に関する情報



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(10) 津波予報のタイミング



(11) 緊急地震速報の特徴

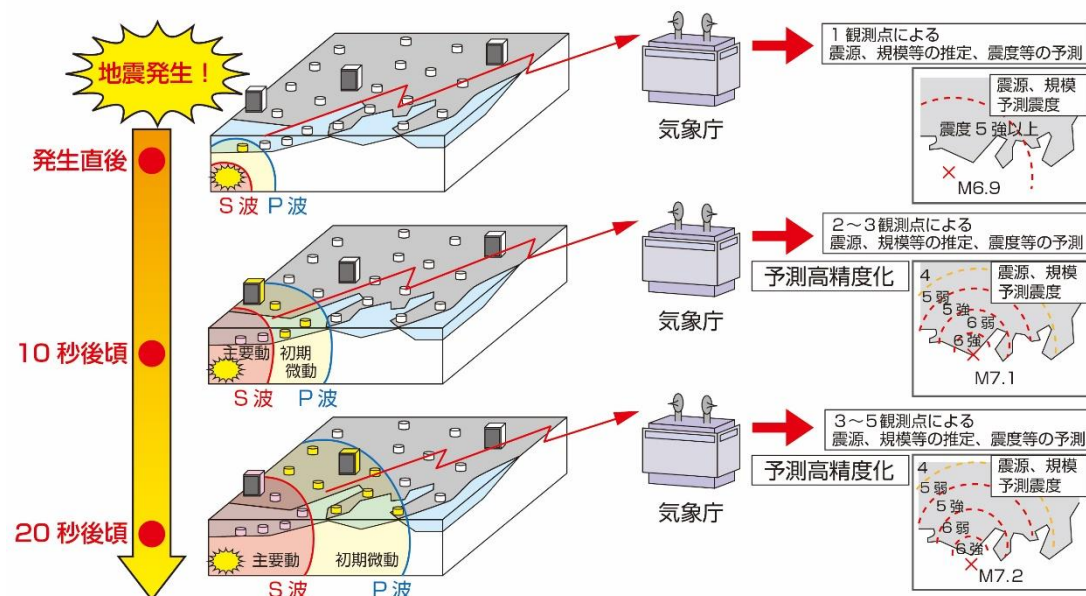
緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報及び警報である。

緊急地震速報が有効に活用できる時間を確保するためには、できるだけ迅速に発表しなければならない。そのため、最初に震源に近い1つの観測点で地震波をとらえた直後から、震源やマグニチュードの推定、到達時刻や震度の予測を開始する。そして、マグニチュードの値ないしは予測された最大震度の値があらかじめ設定した基準を超えた瞬間に、緊急地震速報の第1報が発表される。しかし、解析に使用できるデータが限られているため、十分なデータを得てから行う従来の方法と比べると、精度的にはどうしても劣る。そのため、その後時間の経過とともに観測点2箇所目、観測点3箇所目と地震波をとらえた地震観測点の数が増え、利用できるデータが増加するのにあわせて、計算を繰り返して精度の向上を図る。従って、緊急地震速報とは、第1報発表の迅速性は確保しつつ、時間とともに精度を上げながら複数回発表される。

しかしながら、オンラインで接続されたコンピュータであれば、短時間に次々と発表される速報を処理し、自動制御等に活用することが可能であるが、人に対して伝える際には、見聞きした人が混乱することも予想され、すべての内容を言葉や文字で伝えることができない。また、1つの観測点のデータだけでは、地震計のすぐ近くへの落雷等による誤報の可能性もある。

そのため、1つの観測点のデータから複数回発表する「高度利用者向けの緊急地震速報（予報）」とは別に、テレビやラジオ等を通じて提供する「一般向けの緊急地震速報（警報）」は、複数地点で観測され、強い揺れが予測された場合に原則1回発表される。

なお、緊急地震速報は、地震発生後の地震波を捉えてから発表するものであることから、地震の発生を予知しているわけではない（いわゆる地震予知ではない）。



(12) 高度利用者向け緊急地震速報の内容・発表条件

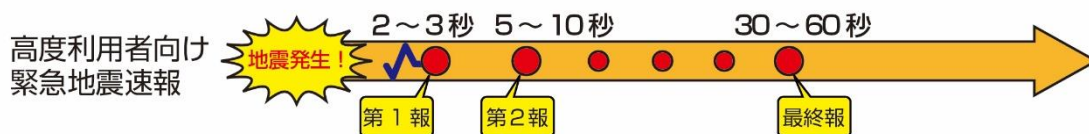
平成18年8月1日より先行的に活用できる分野について提供している緊急地震速報は、機器制御等の高度な利用者向けとして、平成19年10月1日以降も、引き続き提供される。

また、各家庭用の端末等で、高度利用者向け緊急地震速報を受信し、受信地点の推定震度や主要動到達予想時刻等を表示する等にも利用される。

高度利用者向け緊急地震速報の内容・発表条件については次のとおり。

高度利用者向け緊急地震速報の内容
(1) 地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値
(2) 地震の規模（マグニチュード）の推定値
(3) 予測される最大震度が震度3以下のときは、 ○予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度）
(4) 予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて ○震度4以上と予測される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度） ○その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）

緊急地震速報（予報）が従来の地震情報と異なる点は迅速性である。気象庁は緊急地震速報（予報）として下図のように地震を検知してから数秒～1分程度の間回数（5～10回程度）発表される。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなっていく。ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表し、その地震に対する緊急地震速報の提供を終了する。



高度利用者向けの緊急地震速報（予報）の発信条件（※）
(1) 気象庁の多機能型地震計設置のいずれかの観測点において、P波又はS波の振幅が100ガル以上となった場合
(2) 地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、又は最大予測震度が3以上である場合
(※) 1点の観測点のみの処理結果によって緊急地震速報（予報）を発信した後、所定の時間が経過しても2観測点目の処理が行われなかった場合はノイズと判断し、発表から数秒～10数秒程度でキャンセル報が発信される。島嶼部等観測点密度の低い地域では、実際の地震であってもキャンセル報を発信する場合がある。なお、この場合には、キャンセル報の発信までに30秒程度かかる。
(※) この基準は変更する場合がある。

(13) 緊急地震速報と地震動の警報及び予報との関係

緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類がある。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置付けている。

ア 地震動の警報及び予報の区分について

区分	内容
地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報	
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの

(14) 緊急地震速報（警報）の内容や発表条件**ア 緊急地震速報（警報）の内容・発表条件**

気象庁は平成19年10月1日から、一般向けの緊急地震速報の発表を開始しており、発表条件・内容については次のとおり。

(1) 緊急地震速報（警報）を発表する条件

地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する。

一般の皆様には伝えられる緊急地震速報（警報）の発表条件は、2点以上の地震観測点で地震波が観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合となる。

2点以上の地震観測点で地震波が観測された場合とした理由は、地震計のすぐ近くへの落雷等による誤報を避けるためである。

最大震度5弱以上が予測された場合とした理由は、震度5弱以上になると顕著な被害が生じ始めるため、事前に身構える必要がある。

(2) 緊急地震速報（警報）の内容

- ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- ・強い揺れ（震度5弱以上）が予想される地域及び震度4以上と推定される地域名（全国を約200地域に分割）（※1）

（※1）具体的な推定震度と猶予時間は発表されない。

発表する内容は、地震が発生した場所や、震度4以上の強い揺れが予想された地域名称等となる。

具体的な予測震度の値は、±1程度の誤差を伴うものであること、及び、できるだけ続報は避けたいことから発表せず、「強い揺れ」と表現することになる。

震度4以上と予測された地域まで含めて発表するのは、震度を推定する際の誤差のため実際には5弱である可能性があることと、震源域の断層運動の進行により、しばらく後に5弱となる可能性があるというふたつの理由になる。

猶予時間については、気象庁から発表する対象地域の最小単位が、都道府県を3～4つに分割した程度の広がりを持ち、その中でも場所によってかなり異なるものであるため、発表されない。

また、一般向けの緊急地震速報（警報）における続報の発表は、次のとおり。

(3) 緊急地震速報（警報）で続報を発表する場合

- ・緊急地震速報を発表した後の解析により、震度3以下と予測されていた地域が震度5弱以上と予測された場合に、続報を発表する。
- ・続報では、新たに震度5弱以上が予測された地域及び新たに震度4が予測された地域を発表する。
- ・落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報（誤報）のみ取り消すこととし、例えば震度5弱と予測していた地域が震度3以下との予測となった場合等は取り消さない。

イ 緊急地震速報の特別警報

緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付けられる。

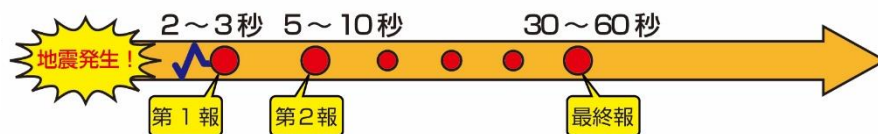
但し、特別警報の対象となる、最大震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいこと等から、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表される。

ウ 緊急地震速報（予報）の内容・発表条件

緊急地震速報（予報）は、機器制御等への活用のほか、各家庭用の端末等で受信地点の予測震度や主要動到達予想時刻等を表示する等にも利用される。緊急地震速報（予報）の内容・発表条件については次のとおり。

- (1) 緊急地震速報（予報）の内容
- ・地震の発生時刻、地震の発生場所（震源）の推定値
 - ・地震の規模（マグニチュード）の推定値
 - ・予測される最大震度が震度3以下のときは
 - －予測される揺れの大きさの最大（最大予測震度）
 - ・予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて
 - －震度5弱以上と予測される地域の揺れの大きさ（震度）の予測値（予測震度）
 - －その地域への大きな揺れ（主要動）の到達時刻の予測値（主要動到達予測時刻）

緊急地震速報（予報）が従来の地震情報と異なる点はその迅速性となる。気象庁は緊急地震速報（予報）として下図のように地震を検知してから数秒～1分程度の間回数（5～10回程度）発表される。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなっていく。ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表し、その地震に対する緊急地震速報の提供が終了となる。



- (2) 緊急地震速報（予報）の発信条件（※）
- 気象庁の多機能型地震計設置のいずれかの観測点において、P波又はS波の振幅が100ガル以上となった場合。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、又は最大予測震度が3以上である場合。

(※) 1点の観測点のみの処理結果によって緊急地震速報（予報）を発信した後、所定の時間が経過しても2観測点目の処理が行われなかった場合は雷等地震以外の揺れ（ノイズ）と判断し、発表から数秒～10数秒程度でキャンセル報（地震以外の揺れで発表した緊急地震速報を取り消す情報）を発信される。島嶼部等観測点密度の低い地域では、実際の地震であってもキャンセル報を発信する場合がある。なお、この場合には、キャンセル報の発信までに30秒程度かかることがある。また、この基準は変更する場合がある。

(15) 緊急地震速報の入手方法

気象庁は、平成19年10月1日から、一般向けの緊急地震速報の発表を開始。

入手方法	概要
テレビ・ラジオ	気象庁が緊急地震速報（警報）を発表された際に、文字や音声等により放送される。 （注1）緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合を「特別警報」に位置付けます。テレビ・ラジオでは、通常の緊急地震速報（警報）と区別せず放送される。 （注2）5弱以上の震度を予想した場合に緊急地震速報（警報）を発表しますが、もっと大きな震度が予想されたときだけ放送するところもある。 （注3）テレビ・ラジオでは、電源が切っている場合、緊急地震速報は受信できない。
防災行政無線	準備が整い次第、総務省消防庁が整備している全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた防災行政無線により放送される。
携帯電話	携帯電話各社により、携帯電話への緊急地震速報の配信が行われている。
受信端末	受信端末等を用いた高度な機械制御や放送設備の制御による館内放送等に利用されている。

第7 火山情報**1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）**

札幌管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

2 噴火予報

札幌管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

3 噴火警戒レベル

札幌管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始



北海道駒ヶ岳の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警戒	噴火警戒報(居住地域)又は噴火警戒報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大噴火が発生し、火砕流や積雪期は融雪型火山泥流が居住地域に到達、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積【5-3】。 昭和4年の大噴火(1929年)の事例 1929年6月17日10時頃～24時頃：大噴火、多量の軽石や火山灰が広範囲に堆積、火砕流が山麓(火口から最大8km)まで到達 ●中噴火が発生し、火砕流や火砕サージが山腹から山麓(居住地域を除く)に流下するなど、大噴火の発生が切迫している【5-2】。 過去事例 1942年11月16日：中噴火、火砕サージ発生 ●地震活動の活発化、火山性微動の振幅増大および顕著な地殻変動が観測されるなど居住地域に重大な影響を及ぼす噴火が切迫している【5-1】。 過去事例 観測事例なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●小噴火が継続または断続的に発生するなど、大噴火の発生が予想される。 昭和4年の大噴火(1929年)の事例 1929年6月17日未明：小噴火が断続的に発生
警戒	噴火警戒報(火口周辺)又は火口周辺警戒報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●小噴火が発生し、火口から概ね4km以内に大きな噴石が飛散【3-2】。 昭和4年の大噴火(1929年)の事例 1929年6月17日00時30分頃：最初の小噴火 その他の過去事例 2000年9月～11月：小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 1998年10月25日：小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 1996年3月5日：小噴火、大きな噴石が山頂火口原内に飛散 ●視界不良時に火山性微動が発生するなど、小噴火が発生した可能性がある【3-1】。 過去事例 なし ●地震活動等の活発化により、小噴火の発生が切迫している【3-1】。 過去事例 1929年：噴火前の地震活動の活発化
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活(今後の火山活動の推移に注意)。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●地震活動や熱活動の活発化により、小噴火の発生が予想される。 過去事例 2000年8月：噴煙活動の活発化 1996年3月：噴火前の火山性地震の増加 1990年4月3日、6～7日：火山性地震多発、火山性微動発生 1983年6月13日：連発型の地震発生
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山である) (1)火口内(2)火口周辺(3)居住地域	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	住民は通常の生活(状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等)。状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

※ 「大きな噴石」とは、概ね20cm～30cm以上の、風の影響をほとんど受けずに弾道を描いて飛散するものをいう。
 ※ 大噴火とは、火砕流・火砕サージや積雪期には融雪型火山泥流が居住地域の広範囲まで流下し、重大な影響を及ぼす噴火である。
 ※ 中噴火とは、火砕流・火砕サージが山腹から山麓(居住地域を除く)に流下し、居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火である。
 ※ 小噴火とは、想定火口から大きな噴石が飛散し、居住地域には影響を及ぼさない噴火である。
 各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。地元自治体にお問い合わせください。



4 噴火速報

札幌管区气象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・ 噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・ このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

5 火山の状況に関する解説情報

札幌管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

6 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

（1）降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

（2）降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山（注1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
 - ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
- （注1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

（3）降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山（注2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

（注2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

■降灰量階級と降灰の厚さ

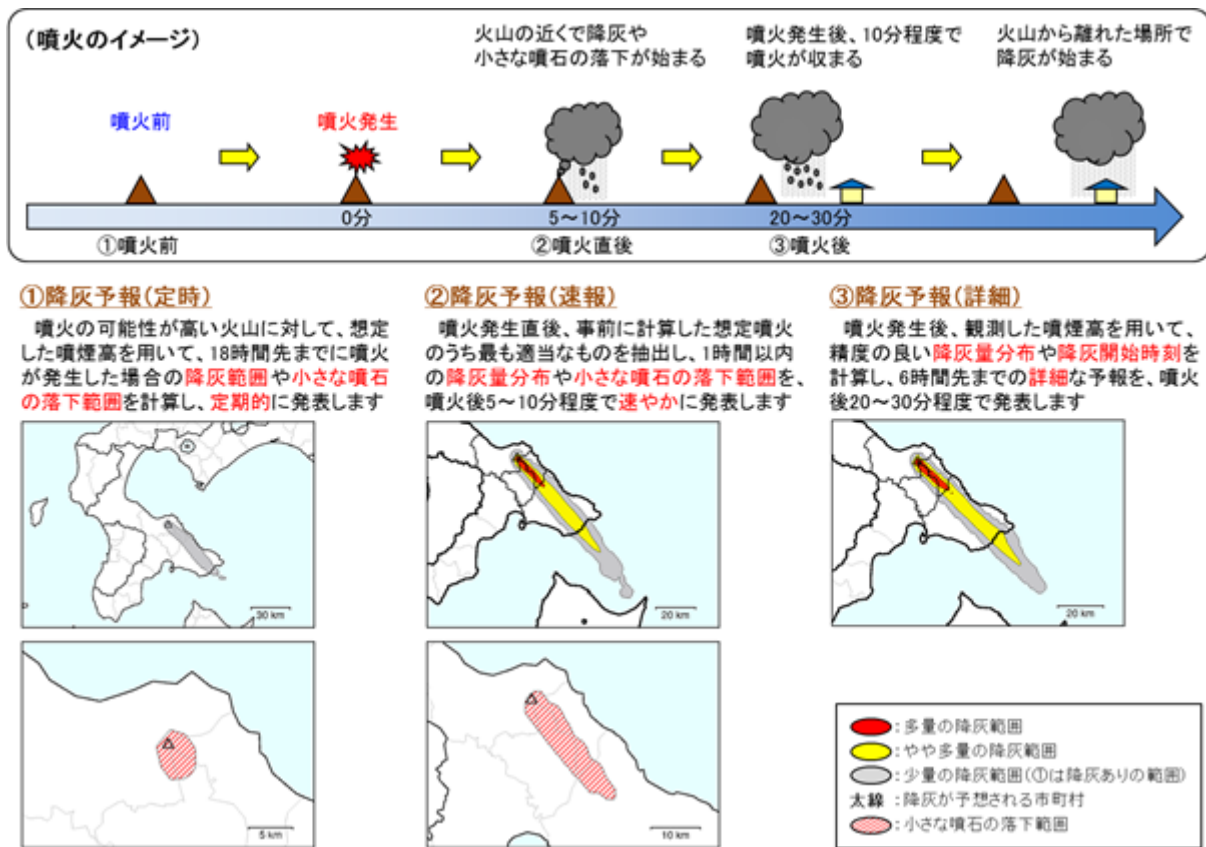
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm以上
やや多量	0.1mm以上 1 mm未満
少量	0.1mm未満

■降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1 mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなる恐れがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり（※1）、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を開める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可（※1）

（※1）富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

■降灰予報の発表イメージ



※ 降灰予報は、噴煙の高さや気象予測データ等を用いて、降灰の範囲と降灰量を予測している。

そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがある。

7 火山ガス予報

札幌管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

8 火山現象に関する情報等

札幌管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

(1) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(2) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(3) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

9 火山異常現象等発見者通報先

通報先	電話番号
札幌管区気象台（地域火山監視・警報センター）	011-611-2421（夜間・土日休日を除く）
函館地方気象台（観測予報官グループ）	0138-46-2212（夜間・土日休日を除く）
発見者通報用専用ナビダイヤル	0570-015-024（24時間）

10 渡島管内の活火山と協議会・周辺市町

区分	火山名	火山の広域体制
常時観測火山	北海道駒ヶ岳	北海道駒ヶ岳火山防災協議会（平成28年3月22日） 鹿部町・森町・七飯町
	恵山	恵山火山防災協議会（平成28年3月17日） 函館市
その他の火山	渡島大島	松前町

第8 気象予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等の伝達系統

次に示す「気象予報（注意報を含む）、警報、特別警報並びに情報等伝達系統図」に基づき、電話、防災行政無線、広報車、口頭、その他最も有効な方法により迅速かつ的確に通報、伝達する。

なお、執務時間外における関係各課に対する災害情報等の伝達系統は、あらかじめ各部が活動要項を定め、職員に対し周知する。

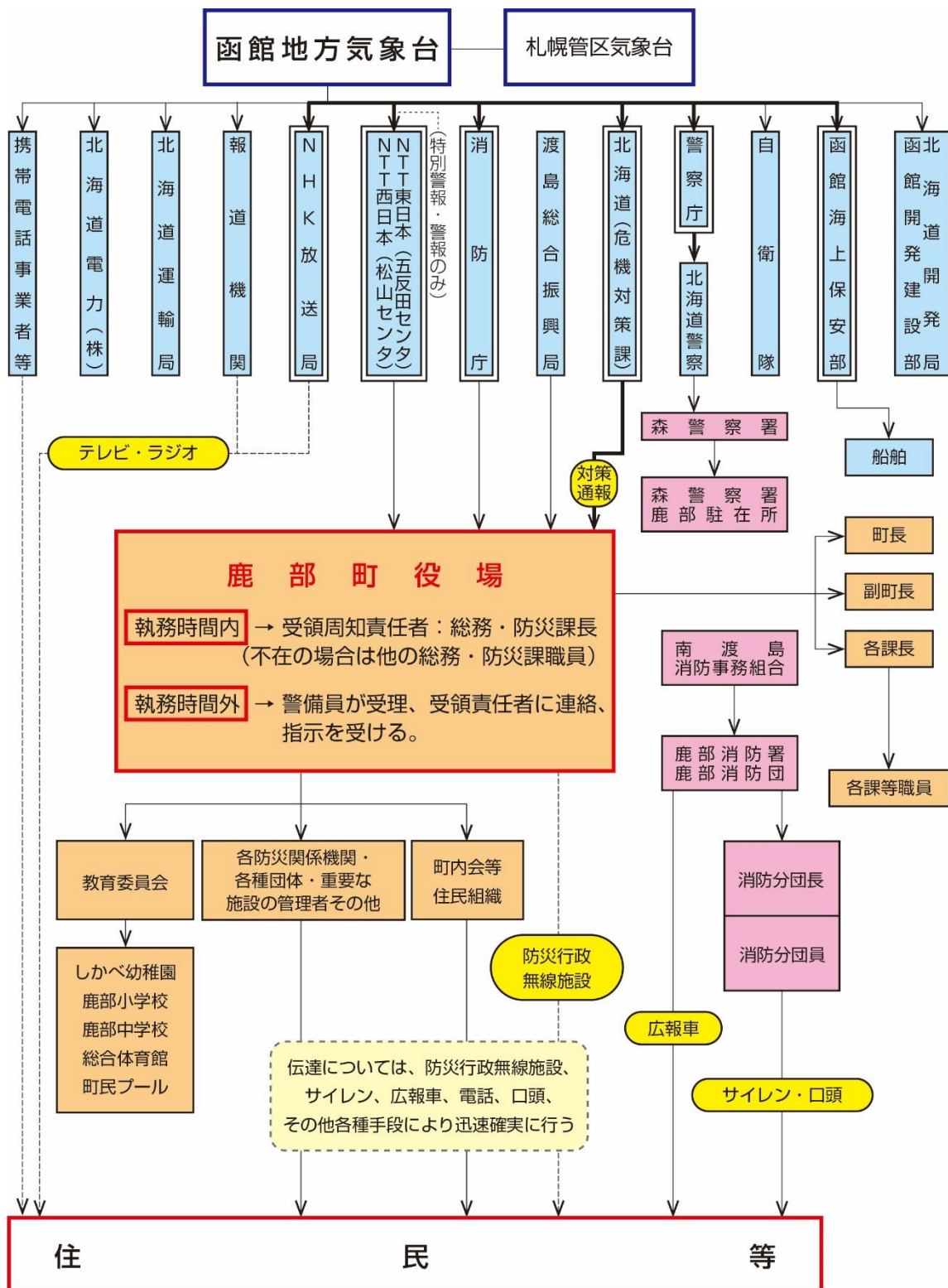
1 受領周知責任者

関係法令に基づく「気象警報等」の受領、周知の責任者（以下「受領周知責任者」という。）は、総務・防災課長とする。

なお、総務・防災課長不在の場合は、他の総務・防災課職員とする。受領周知責任者が「気象警報等」を受けたときは、必要に応じ関係課に伝達するとともに、関係機関に通報する。

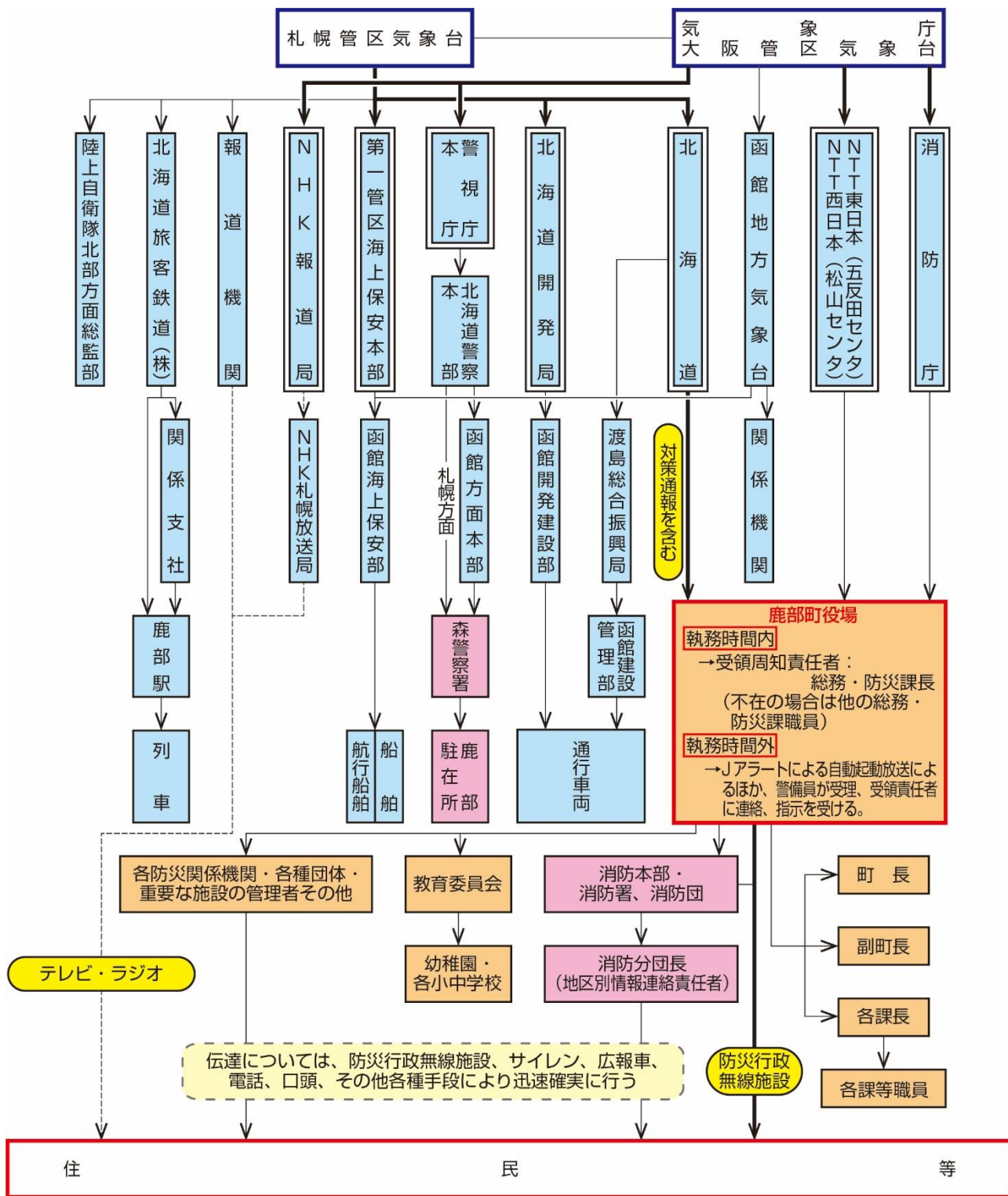
執務時間外の「気象警報等」の取扱いは、警備員が受領し、受領周知責任者に連絡をして指示を受ける。

2 気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等伝達系統図



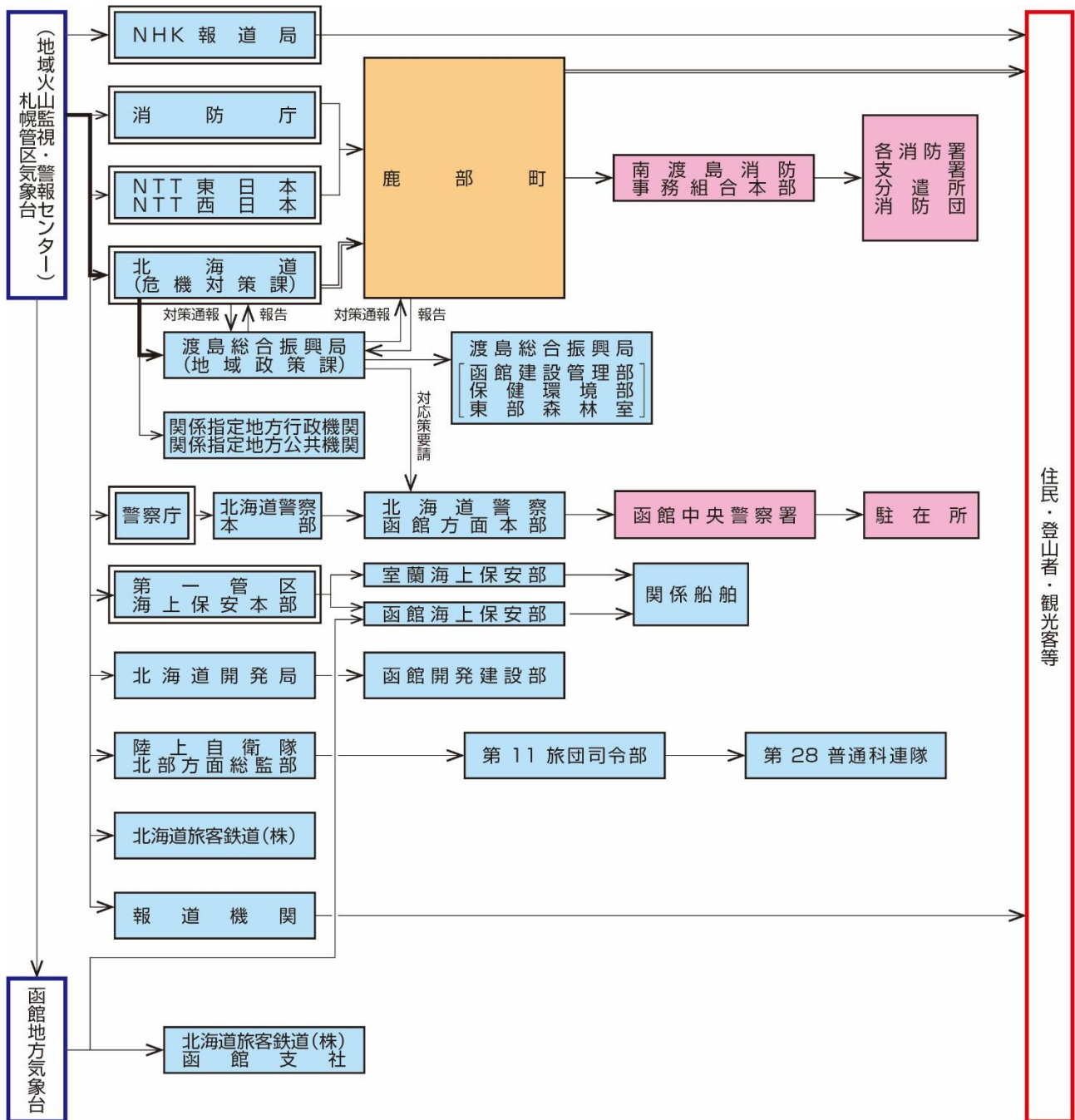
 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
 (太線) は、特別警報が発表された際に気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路で、町長は直ちにその通知された事項を住民や所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない
 ---> は、放送・無線
 ・緊急速報メールは、「気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報」が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される

3 津波警報等伝達系統図



 (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく法定伝達先
→ (太線) は、特別警報が発表された際に気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達
---> は、放送
—> は、気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達、鹿部町内での伝達
 ・ NTT 東日本 (五反田センタ) 及び NTT 西日本 (松山センタ) には、津波警報と津波警報解除のみ通報する。
 ・ 対策通報は北海道防災情報システムにより通知

4 噴火警報等伝達系統図



- 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行第8条第1号および第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注2 太線は、「噴火警報」、「噴火速報」および「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって通報もしくは伝達の措置が義務付けられている経路。
 注3 二重線は、上記活動火山対策特別措置法の規定に加えて、気象業務法第15条によって通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 注4 「噴火に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介して携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信される。

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のために必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じ、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等によって「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町及び防災関係機関は災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努めるものとする。町は次の点に留意し、普及啓発に努めるものとする。

- 1 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- 2 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気

象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

- 3 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとし、地域コミュニティの場で伝承していく環境の整備に努めるものとする。
- 4 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。
- 5 自助・共助を推進するための普及啓発に止まらず、これらを支えたり促したりする仕組みの確立に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。
- 2 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じ、5段階の警戒レベルによって提供すること等を通し、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット、SNSの活用
- 4 新聞、広報誌(紙)等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用

- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

1 職員に対する普及・啓発及び教育を要する事項

町及び防災関係機関は、全職員に対して防災に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配付等により普及・啓発を行うものとする。とくに、防災担当職員については、避難指示等の判断力や大災害発生時における対応能力の向上を図るために、研修会等の参加を啓発するものとする。

(1) 普及・啓発及び教育を要する事項

- ア 鹿部町地域防災計画、鹿部町津波避難計画、北海道駒ヶ岳火山避難計画の概要
- イ 北海道防災対策基本条例の概要
- ウ 災害に対する一般的知識
- エ 災害の予防措置
 - (ア) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (イ) 防災の心得
 - (ウ) 火災予防の心得
 - (エ) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (オ) 漁業被害の災害予防事前措置
 - (カ) 船舶等の避難措置
 - (キ) その他
- オ 災害の応急措置
 - (ア) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (イ) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (ウ) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (エ) 災害時の心得
 - a (家庭内、組織内の)連絡体制
 - b 気象情報の種別と対策
 - c 避難時の心得
 - d 被災世帯の心得
- カ 災害時の心得
 - (ア) 組織内の連絡体制
 - (イ) 気象情報の種別と対策

- キ 災害復旧措置
 - (ア) 被災漁業施設に対する応急措置
 - (イ) その他
- ク 過去の災害教訓の伝承
- ケ その他必要な事項

2 住民に対する普及・啓発及び教育を要する事項

住民が災害について正しい知識を持ち、災害発生時に的確に行動できるように、住民に対して普及・啓発の徹底を図るものとする。

(1) 普及・啓発及び教育を要する事項

- ア 鹿部町地域防災計画、鹿部町津波避難計画、北海道駒ヶ岳火山避難計画の概要
- イ 地域住民が主体となって作成する地区防災計画について
- ウ 災害に関する一般知識
- エ 災害の予防措置
 - ・非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
 - ・建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
 - ・災害情報及び避難情報の正確な入手方法
 - ・出火の防止及び初期消火の心得
 - ・自動車運転時の心得
 - ・住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報の普及、啓発に関する事項
 - ・自主防災組織の育成に関する事項
 - ・防災リーダーの育成に関する事項
- オ 災害の応急措置
 - ・救助・救護に関する事項
 - ・避難目標地点、避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
 - ・水道、電力、ガス、電話等の災害時の心得
 - ・要配慮者への配慮
 - ・各防災関係機関が行う災害対策
- カ 過去の災害教訓の伝承

第5 企業における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 企業の人材育成の一環として、災害対策を取り入れ、災害時に起こる事柄を想像し、行動することができる決断力を持った人材の育成に努めるものとする。
- 2 従業員等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、地域貢献、施設利用者の安全確保）の習得を積極的に推進するものとする。

第6 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進するものとする。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努めるものとする。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施するものとする。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努めるものとする。

第7 要配慮者における防災教育

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるために、要配慮者の態様に応じた防災教育の充実強化を図るとともに、要援護者をはじめ、家族、地域住民に対する防災知識の普及活動について広報紙等を通じて行うほか、防火・防災ガイドブック等を作成し配布することにより、日頃から防災に対する意識の高揚を図るものとする。

第8 社会福祉施設等の施設管理者における防災教育

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施するものとする。

第9 防災教育に役に立つホームページ

情報の概要	タイトル	URL
防災教育の事例集や防災教育に役立つリンク集等	防災教育チャレンジプラン	http://www.bosai-study.net/top.html
いざという時に役立つ知識等の災害基礎知識が満載	防災・危機管理 eカレッジ	https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/
災害予防等を動画で紹介	NHKそなえる防災	https://www.nhk.or.jp/sonae/
防災情報等	内閣府防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/
リーフレット、パンフレット、ビデオ、知識・解説、各種教材等	防災教育に使える副教材・副読本ポータル	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/fukukyouzai/index.html

第10 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

なお、本町においては、防災の日を「非常持出品を確認する日」とし、賞味期限の確認・賞味期限の切れそうなものを飲食する・食べたものを買ひ足すといったことを行うものとする。

また、防災行政個別受信機の電池交換を実施し、常に無線放送が聞こえる環境を整える。

防災の日	9月1日
防災週間	防災の日を含む1週間
水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
山地災害防止キャンペーン	5月20日～6月30日
津波防災の日	11月5日
防災とボランティアの日	1月17日
防災とボランティア週間	1月15日～1月21日

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練は本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する、多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 地震津波訓練
- 4 火山噴火訓練
- 5 消防訓練
- 6 総合訓練（隣接市町と合同訓練）
- 7 防災図上訓練
- 8 大火訓練
- 9 非常参集訓練
- 10 情報通信訓練
- 11 広報訓練
- 12 指揮統制訓練
- 13 緊急輸送訓練
- 14 火災防御訓練
- 15 公共施設復旧訓練
- 16 ガス漏洩事故処理訓練
- 17 救出救護訓練
- 18 警備・交通規制訓練
- 19 炊き出し、給水訓練

- 20 災害偵察訓練
- 21 要配慮者の対応能力を把握するための訓練
- 22 社会福祉施設等における実態把握訓練
- 23 業務事業継続計画に基づく訓練
- 24 罹災証明書発行事務に係わる訓練
- 25 その他災害に関する訓練

第3 北海道防災会議が主唱する訓練

北海道防災会議構成機関及び関係市町村は、別に定める要領により共同して次の訓練を行うものとする。

1 防災総合訓練

防災総合訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主唱 北海道防災会議（渡島総合振興局）
- (2) 実施機関 北海道防災会議構成機関及び関係市町村
- (3) 実施内容 災害救助、水防活動、大規模火災を想定した応急対策活動を中心に総合的立体的に実施する。

2 災害通信連絡訓練

災害通信連絡訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主唱 北海道防災会議
- (2) 実施機関 北海道防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 通信障害時における災害情報の収集及び報告の訓練を実施する。

3 防災図上訓練

防災図上訓練は、次により行うものとする。

- (1) 主唱 北海道防災会議
- (2) 実施機関 北海道防災会議構成機関及び市町村等
- (3) 実施内容 各種災害に対処する応急対策訓練を図上において実施する。

第4 相互応援協定に基づく訓練

町、道及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第5 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第6 複合災害に対応した訓練の実施

町、道及び防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努めるものとする。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 町民等の備蓄

町は、広報誌やパンフレット、防災フェアや講演会等の各種行事、防災訓練等あらゆる機会を通じ、家庭や事業所等における備蓄や災害時の非常持出品について、次の事項について啓発を行い、周知徹底を図るものとする。

1 個人・家庭

- (1) 次に挙げる3「備蓄の目安」を参考に非常持出品を事前に準備しておくものとし、3日分の備蓄に当たっては、日常生活の中で使う食材や生活用品を多めに常備し、半分消費した時点で同じ量だけ購入して一定量を保っていくものとする。
- (2) 乳幼児やお年寄りがいる家庭等においては、粉ミルクやほ乳瓶、紙おむつ、また、生理用品等個人で特に必要となるものについては、調達が困難となることが想定されるため、責任をもって確保しておく。
- (3) 可能な限り、日常から使用している毛布等避難生活に必要となるものを持ち出して使用する。

2 事業所等

- (1) 従業員等の3日分の食料、飲料水及び生活必需品等の物資のほか、防災用資機材についても備蓄しておく。
- (2) 発災直後の消火、救出救護活動等については、事業所内のみならず、近隣住民と協力した地域の応急活動が重要であることから、できるだけ近隣住民も対象とした備蓄に努める。

3 備蓄の目安

(1) 主な自己備蓄

「最低3日間、推奨1週間」分の備蓄を確保するもの
(1) 食料 (2) 飲料水（一人3リットル/日） (3) 携帯トイレ・簡易トイレ (4) トイレ用紙 (5) ポータブルストーブ

(2) 主な非常持出品

主な非常持出品
(1) 現金 (2) 印鑑 (3) 身分証明書等（通帳類、免許証、健康保険証）※ (4) 電池式携帯ラジオ（予備電池を含む） (5) 懐中電灯（予備電池を含む） (6) 乾電池 (7) 携帯電話の充電器（予備電池を含む） (8) 日頃から服用している薬（処方箋や薬局からの特薬説明文のコピー）及び医薬品（一週間分程度） (9) 予備眼鏡、コンタクトレンズ (10) ティッシュペーパー (11) 歯ブラシ (12) タオル (13) 最低限の着替え (14) 毛布又は寝袋 (15) スプーン、割り箸、コップ（カップ） (16)ライター、マッチ (17) ビニール袋 (18) ナイフ、缶切り (19) ホイッスル (20) 筆記用具、ノート (21) マスク・消毒液 (22) 軍手 (23) 家族の写真（裏面に名前、連絡先を記入）

※コピーを保管しておいても良い。

(3) その他の主な非常持出品

ア 女性

(1) 生理用品 (2) おりものシート (3) 携帯用ビデ (4) 化粧水、乳液、保湿クリーム

イ 妊産婦及び乳幼児

- (1) 紙おむつ
- (2) 離乳食、粉ミルク、アレルギー対応食
- (3) ほ乳瓶
- (4) パスタオル
- (5) おしり拭き
- (6) 母子手帳 ※

※コピーを保管しておいても良い。

ウ 障がい者

- (1) 障がい者手帳 ※
- (2) 補装具
- (3) 日常生活用具

※コピーを保管しておいても良い。

エ 高齢者

- (1) 介護保険証 ※
- (2) 介護用品
- (3) 福祉用具
- (4) 日常生活用具

※コピーを保管しておいても良い。

オ ペットのいる家庭

- (1) 名札（飼い主の名前、ペットの名前） ※
- (2) 食器
- (3) ケージ
- (4) リード
- (5) ペットフード
- (6) トイレ用品

※首輪に装着する。

第2 町の備蓄

1 基本的事項

町は災害時の住民等への食料、飲料水及び生活必需品等の物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。

2 現物備蓄の強化

- (1) 被害想定に基づく被災者数や避難場所数、各物資の持つ特性や能力等を基に、必要量をあらかじめ算定し、住民の持参率及び地域特性等の条件を考慮した鹿部町防災備蓄計画を策定し、物資の備蓄に努めるものとする。

- (2) 備蓄品については、発災直後の生命維持や生活に最低限必要なもので、町民が持ち出せないものを中心とするものとする。
- (3) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した備蓄に努めるものとする。
- (4) 物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄に配慮するものとする。特に、避難場所が必要となる物資については、緊急時の輸送等を考慮すると、なるべく避難場所の施設に備蓄するよう努めるものとする。
- (5) 備蓄している物資の品目、量、保管場所について把握することはもちろんのことであるが、他市町村及び道との備蓄情報の共有化を図るものとする。

3 流通在庫物資の活用

保存期間や管理の面で、備蓄に適さない物資及び大量に必要となる物資で備蓄が困難なものについては、流通在庫物資を活用する。なお、災害時に流通在庫物資を円滑に供給できるよう各地域の流通・販売業者等と在庫の把握、連絡、運搬体制等事前に協議し、実効性のある協定等を締結しておくものとする。

4 自治体間の応援協定による調達及び訓練

町は道及び近隣市町村間での相互応援協定を締結し、応援による調達体制の整備を図り、これらの応援が円滑に行えるよう、近隣市町村間等相互に協力して必要な訓練を実施するものとする。なお、これらの応援協定のほか今後更に必要があれば、各市町村間で協定を締結する。

5 物資搬送拠点施設の確保

救援物資を避難場所等の被災者へ効率的かつ迅速に配布するため、救援物資を一時的に保管し、仕分けする配送拠点施設が必要となることから、避難場所の位置等を考慮した公共施設等を候補施設として選定し、災害時に円滑な確保が図れるよう、あらかじめ施設の管理者と協議しておくものとする。

6 組織単位の備蓄の促進

発災初期の消火、救出・援護活動、避難誘導等地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による救助、救護用資機材等の整備を促進する。

7 国及び道等の助成事業の活用

備蓄倉庫建設及び防災資機材の購入に当たっては、国及び道等の助成事業を積極的に活用し、備蓄の推進に努めるものとする。

8 災害時応援協定の活用

町は、災害発生後、早急に食料その他の生活物資等の調達ができるよう、民間事業者との協定締結について推進するものとする。

9 備蓄目標

備蓄目標については、鹿部町防災備蓄計画の3「備蓄目標」のとおりとする。

第3 防災資機材の整備

町、道及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具、燃料等の整備に努め、道及び関係機関は、町の整備の取組を支援し、補完する。

第4 物資供給体制の整備

1 分散備蓄の整備

町は、災害時に被災者に食料、飲料水及び生活必需品を迅速に届けられるよう、その要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、避難場所を中心に分散備蓄を計画的に進めていくものとする。

2 流通備蓄の確保

町は、衣類や季節性の生活必需品等、事前に備蓄をすることが難しい物資や住民のニーズを考慮した物資について、企業等との協定の締結及びその拡大により、災害時に速やかに避難者へ提供できる体制を整備するものとする。

3 物資の集積・配分

町は、物資供給に係る基本方針を定める等、各種応援物資等の調達並びに集積から被災者への配分における一連の物資供給体制を整備するものとする。

資料 6-1 備蓄・資機材一覧

第5 道からの支援

町は、自ら食料、その他の物資の調達等を行うことが困難な場合、道より物資の支援を受けるものとする。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町長は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策、若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

町長は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結する等、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、**輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく**等、そのノウハウや能力等の活用を努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け入れて**情報共有や各種調整を行う**ことができるよう、**受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行う**など、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、**災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアル**を策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練等において応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 道や他の市町村との応援体制の整備

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底する等、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付ける等、必要な準備を整えるものとする。
- (3) **災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。**その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

2 防災関係機関等との応援体制の整備

町は、あらかじめ、道や防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣等の連絡調整体制等、必要な準備を整えておくものとする。

3 消防機関との応援体制の整備

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

4 民間機関との応援体制の整備

大規模災害が発生した場合、緊急輸送、必要物資の確保等の応急復旧活動を実施するうえで、民間機関との速やかな連携体制を構築することが重要である。そこで、平常時から民間機関との協力・連携体制のあり方を検討し、特に、運輸業、建設業、卸売・小売業等、災害時における協力・連携の重要性が想定される事業者団体等との間において、緊急輸送、食料、飲料水、生活必需品等の確保等に関する応援協定を締結し、災害時の活動に備えた情報交換に努めるものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力し、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- 4 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 自主防災組織の育成指導

町は、地域の防災活動を推進するため、町内会等を中心とした自主防災組織の組織化及び組織の育成を図っていく。また、地域の女性の参画促進に努めていく。

さらに、町は、結成された自主防災組織が、災害時等に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための指導や支援を行う。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- (1) 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 自主防災組織の編成基準

自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもと活動することが必要とされるので、**住民**が連帯感をもち、連携の取りやすい町内会単位等の地域の状況に応じて、適正な規模で編成する。

また、地域内の事業所等と協議のうえ、事業所等の自主防災組織と連携を密にする。

最も基本的な組織編成として、次のような班編成を普及させる。

編成班名	日常の役割	災害時の役割
総務班	(1) 全体調整 (2) 他機関との連絡調整 (3) 要配慮者の把握	(1) 全体調整 (2) 他機関との連絡調整 (3) 被害・避難状況の全体把握
情報班	(1) 情報の収集・伝達 (2) 広報活動	(1) 状況把握 (2) 報告活動
消火班	(1) 器具点検 (2) 防火広報	(1) 初期消火
救出・救護班	(1) 資機材調達・整備	(1) 負傷者等の救出 (2) 救護活動
避難誘導班	(1) 避難路(所)・標識点検	(1) 住民の避難誘導活動
給食・給水班	(1) 器具の点検	(1) 水、食料等の配分 (2) 炊き出し等の給食・給水活動

(参考：自主防災組織の手引き（消防庁（平成23年3月改訂））)

第5 自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、運営に係る規約等を設けて明確にする。

第6 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練等があり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を迅速かつ正確に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート。また、避難場所へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末等出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器等を使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、大雨・暴風、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

特に、避難行動要支援者に対しては、町内会等地域住民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（Doはぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第7 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置等育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第8 事業所の自主防災体制の強化

事業所は、災害の発生を防止し、又は災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるため、事業所の自主防災体制の強化に努める。

- 1 消防機関は、事業の実態・規模等に応じ自主防災体制の確立のための指導を行う。
- 2 事業所は、防火管理者、危険物取扱者、防災上責任を有するものに対し、防災に関する講習会等を実施し資質の向上を図る。
- 3 事業所は、事業所内の自主防災体制の強化及び地域との相互協力のために必要な防災用資機材の整備に努める。
- 4 小規模事業所は、地区住民の一員として自主防災組織の防災活動に協力・支援する方向で自主防災体制の強化に努める。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等に関する計画は、次のとおりである。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結する等、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- 5 町及び渡島保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備え、平常時から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じ、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時におけるしかべ幼稚園やパンピ教室等の開催施設と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の

種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさ等の地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象	崖崩れ・土石流・地滑り	大規模な火事	洪水	高潮	内水氾濫(※1)	噴火に伴い発生する火山現象(※2)	津波	地震	
		管理の基準		居住者等に解放され、居住者等受入用部分等(*)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの (* 下記a2の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)							
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B)いずれかに該当	構造(A)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)						施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの(a3)			
	立地(B)	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によつて、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)						安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある 当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない			

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。

- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示する。

資料5-1 指定緊急避難場所一覧
資料5-2 火山噴火における第一次避難場所

第3 指定避難所の確保等

- 1 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を**指定福祉避難所**として指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定める等、他の市町村からの被災**住民**を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、指定避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮しつつ、事前に教育委員会等の関係各課や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

資料5-3 指定避難所一覧

資料5-4 避難収容施設位置図及び避難道路図

第4 津波避難場所の確保等

1 避難目標地点

津波の危険から避難するために避難対象地域の外に定める場所とし、津波到達時間内に、より早く、生命の安全を確保するための避難の目標となる地点をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

(1) 避難目標地点の選定要件

避難目標地点の選定に当たっては、既存の階段や町道を利用し、津波到達時間内に避難できる高台等はないのかという観点のもと選定を行うものとする。

- ア 津波避難場所への最短経路上にある必要はなく、何よりも津波浸水予想範囲外に、一刻も早く避難できる地点を設定する。
- イ 津波浸水予想に基づき、津波到達予想時間内に避難できる地点を設定する。
- ウ 避難対象地域から外れていること。

2 津波避難場所

避難目標地点に避難した後に、一時的に避難者を収容し保護する場所をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。

(1) 津波避難場所の選定要件

- ア 避難対象地域から外れていること。
- イ 耐震性を有していることが望ましい。
- ウ 周辺に山・崖崩れ等の危険箇所がないことが望ましい。
- エ 避難者一人当たりの十分なスペースが確保されていることが望ましい。

3 避難路・避難経路

避難目標地点あるいは津波避難場所まで、最短かつ安全に到達できる主要道路で町が指定するものを避難路といい、この避難路や避難目標地点及び避難場所までの経路として、住民が日頃から考えておく経路を避難経路という。避難路の安全性（耐震等）や機能性（街灯等）においては、道路管理者（国・道）へ直接的に要請するとともに、町道に関わる安全性（耐震等）や機能性（街灯等）においても事業を推進するものとする。

(1) 避難路・避難経路の選定要件

- ア 国道・道道といった主要幹線道路であること。
- イ 幅員が確保されていること。
- ウ 網的に集落を結ぶ道路であること。
- エ 安全性が高いこと。（山・崖崩れ、建物の倒壊・転倒、落下物等による危険が少ない）
- オ 今後、災害時を踏まえた維持管理道路であることが望ましい。
- カ 原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定することが望ましい。

第5 福祉避難所の確保及び管理

町は、避難場所における要配慮者の負担を軽減する観点から、要配慮者に適した設備等を有している施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図るものとする。また、特別なケアが必要となる避難者のために、高齢者福祉施設等とあらかじめ応援協定を締結し、福祉避難施設として指定する。

1 福祉避難所の選定要件

- (1) 建物自体の安全性が確保されていること
- (2) バリアフリー化され、施設内の要配慮者の安全性、利便性が確保されていること。
- (3) 要配慮者の特性を踏まえ必要な空間が確保されること。

2 福祉避難所の管理

- (1) 福祉避難所を開設する場合は、管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 福祉避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (3) 休日・夜間等における福祉避難所の開設に支障がないようにしておくこと。

3 福祉避難所の整備

- (1) 救助法が適用された場合において、町が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の要配慮者に1人の生活相談職員（要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）の配置を行うものとする。
- (2) 要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物等、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができる。

- (3) 福祉避難所の指定に当たり、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化についての整備を図るものとする。また、生活相談職員等の確保という観点から社会福祉施設等を活用することが適切である。
- (4) あらかじめ指定した福祉避難所のみでは、量的に不足すると見込まれる場合は、社会福祉施設等における設置や旅館、ホテル等と協定の締結を推進するものとする。

第6 避難場所における良好な生活環境の確保に向けた整備

1 避難場所の組織体制

(1) 体制の整備

平常時から総務・防災課や保健福祉課が中心となり、関係各課が協力して、「避難場所運営準備会議」を開催し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等（以下「要配慮者」という。）や在宅者への支援も視野に入れて連携し、災害時の対応や役割分担等について決めておくものとする。

(2) 要員の確保等

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員が決められた場所に自発的に参集できる体制を整備しておくものとする。
- イ 災害業務の実践を経験して実務に精通した職員をあらかじめ登録し、災害時に直ちに活用できるようにしておくものとする。
- ウ 職員は、交通機関の混乱や途絶の可能性があることを想定し、自転車や徒歩を含む参集場所への複数の交通手段を確保しておくものとする。
- エ 交通機関の混乱や途絶、また、職員自身の被災等による救助要員の不足が想定されるため、緊急時における当面の間の、補完体制を整備しておくものとする。
- オ 職員は、災害時、自らの被災状況や、夜間・休日である等の理由により、早急にかけつけられない可能性も常にあるため、それを前提として、地域住民等関係者・団体と避難場所の鍵の管理や開設方法について事前に取り決めておくものとする。
- カ 避難場所運営について、あらかじめ運営責任者を決定しておくほか、町が中心となり、学校等施設の管理者、自治会・自主防災組織等との間で、日頃からの協力関係を構築しておくものとする。

(3) 研修や訓練の実施

- ア 平常時から災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておくものとする。
- イ 迅速かつ的確に避難場所生活の支援を実施することができるよう、担当職員に対し、実践的な研修や訓練を行っておくものとする。
- ウ 様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、避難場所の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施するものとする。

2 指定避難所の機能等

(1) 指定避難所となる施設の整備について

平常時より、避難場所として指定する施設についてバリアフリー等の整備を推進するものとする。その際、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業により、その工事費を国費により補助する等の支援が講じられているので、その活用等も検討するものとする。

(2) 物資確保体制の整備

- ア 食料・飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、事業者団体等との物資供給協定の締結等を図っておくとともに物資搬送体制の構築等も図っておくものとする。さらに、救援用物資集積基地の設置を講じるものとする。
- イ 調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されてくることも考えられるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配付体制についても整備しておくものとする。

(3) 通信設備の確保

避難住民の通信手段を確保するため、**携帯電話の充電場所の設置や災害時に活用できるWi-Fi環境の整備**に努めるものとする。

(4) 指定避難所以外の被災者への支援

- ア 指定避難所として指定していない施設を発災後に指定避難所として使用した場合も、救助法に基づく支援の対象となり、基本法第86条の6に定める生活環境を確保するものとする。
- イ 関係機関等と連携し、指定避難所以外の施設に避難した被災者の避難状況を把握すること。
- ウ 指定避難所における食料の提供や支援物資について、当該指定避難所のみならず、指定避難所以外の避難場所を含め地域全体のために行われていることを周知徹底するものとする。

第7 避難場所における備蓄等

備蓄に当たっては、本章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」によるものとする。

第8 要配慮者に対する支援体制

- 1 発災時、要配慮者に対して、次のような一定の支援が図られるよう平常時から自主防災組織、地区代表者等と連携体制を構築しておくものとする。

(1) 避難場所内での要配慮者用スペースの確保

- (2) 必要な育児・介護・医療用品の調達
 - (3) 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援との連携
- 2 被災生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の希望に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市町村等と協定を締結しておくものとする。

第9 町における避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域等、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
(参考「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」)
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地等については、観光客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、生活必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は避難誘導や各種応急対策等の業務が輻輳し、居住者や指定避難所への受入状況等の把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所における入所者登録等の重要性について、避難場所担当職員や避難場所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）等、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。

なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定めて印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

様式1 避難収容施設管理様式

第10 防災上重要な施設の管理等

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより、日ごろから避難体制の整備に万全を期するものとする。

(1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）

- (2) 経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などにに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第11 公共用地等の有効活用への配慮

北海道財務局、町及び道は、相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第12 避難場所運営の手引きの作成

- 1 避難場所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難場所運営の手引（以下、「手引」という。）を作成し、避難場所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確にしておくものとする。なお、要配慮者に対する必要な支援についても明確にしておくものとする。
- 2 ページ数の多い手引は活用し難いこと、また、避難場所のあらかじめ決められた運営責任者が被災することも想定し、町の避難場所関係職員以外の者でも避難場所を立ち上げることができるよう分かりやすい手引の整備を図るものとする。
- 3 手引に基づき、関係機関の理解及び協力も得て、平常時から避難場所の運営責任予定者を対象とした研修を実施するものとする。

第13 噴火時等の避難促進施設の指定

町が、活動火山特区别措置法第6条第1項第5号及び北海道駒ヶ岳火山避難計画に基づき、火口と施設の位置関係、利用者数等施設の規模、施設所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として指定するものとする。

本町における避難促進施設は、資料5-5のとおりである。

資料5-5 噴火時等の避難促進施設

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町、道及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 道の協力

道は、町及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点に基づいた要配慮者の安全対策を行う。

(1) 地域における安全体制の確保

災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするため平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。

このため、町に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が促進されるよう、先行事例を紹介するなど作成支援に努めていく。

(2) 防災知識の普及・啓発

町は、要配慮者やその介護者に対して、災害時に際しとるべき行動等を、道と連携して「手引き」などによる啓発等を行う等、災害時における要配慮者の安全確保に努めていく。

また、防災総合訓練等の実施に当たっては、道と協力して自主防組織を中心とした避難行動要支援者に対する避難訓練を実施する等、防災行動力の向上に努めていく。

(3) 指定福祉避難所の指定促進

災害時に要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、指定福祉避難所の指定の促進を行う。

(4) 災害時施設間避難協定の締結促進

災害時に高齢者及び障がい者の適切な介護環境を確保するため、その利用する社会福祉施設等と同種、若しくは、類似の施設又はホテル等に避難先が確保できるよう、社会福祉施設等との間における施設利用者の受入れに関する災害協定の締結に努める。

(5) 避難行動要支援者等の要配慮者の情報提供

町の求めに応じて、道が保有する避難行動要支援者等の要配慮者の情報を提供する。

2 町の対策

町は、総務・防災課や保健福祉課をはじめとする関係各課の連携の下、消防署（消防団）、警察、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成して定期的な更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 地域防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を地域防災計画に定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、保健福祉課における要介護高齢者や障がい者等の要配慮者に関する情報を整理、把握しておく。また、難病患者に関わる情報等、町で把握していない情報について必要がある場合は、道に対して、情報提供を求めるものとする。要配慮者及び避難行動要支援者の範囲は次のとおりとする。

要配慮者	避難行動要支援者
<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者手帳の交付を受けている者 ○療育手帳の交付を受けている者 ○精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者 ○要支援及び要介護の認定を受けている者 ○北海道が把握している難病患者 ○妊産婦、乳幼児 ○外国人 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者手帳1級、2級又は3級の内部障がいの手帳の交付を受けている者 ○療育手帳A又はBの手帳の交付を受けている単身世帯の者 ○精神障がい者保健福祉手帳1～3級の手帳の交付を受けている単身世帯の者 ○要支援1～2の認定を受けている単身世帯又は夫婦世帯の者 ○要介護1～2の認定を受けている単身世帯又は夫婦世帯の者 ○要介護3～5の認定を受けている者 ○北海道が把握している難病患者

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりとする。

記載事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 掲載者の氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする事由 (7) その他避難支援等の実施に必要な事項
------	---

ア 避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報

本町で所有している住民基本台帳4情報、要介護認定者及び障がい者等の情報を関係各課から収集するとともに、本町で把握していない難病患者等に係わる情報については道に情報提供を求めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿の更新と共有

1か月ごとに住民異動届等の名簿更新に必要な情報を把握し、適宜最新の状態に保つように努めるものとし、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

最新の状態の名簿について、災害時の停電時を考慮し、紙媒体で保管しておくものとする。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、北海道警察、民生委員、渡島医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、町社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(5) 個別計画の策定

町は、避難支援等関係者と連携しながら作成に取り組む。策定に当たって次の事項に留意するものとする。

- ア 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定
- イ 具体的な支援方法に関する調整
- ウ 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング
- エ 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

(6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、本計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提

供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

(7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(8) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

地区防災計画が定められている場合は、個別避難計画で定められた避難支援等を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、地区全体の中での避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認すること。

(9) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

第2 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用する等、複数の手段を有機的に組み合わせるものとする。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいるため、多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町においては、多様な情報伝達的手段を確保するものとする。さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用する等、多様な手段を活用して情報伝達を行うための整備を行うものとする。

障がい種別	情報伝達方法
聴覚障がい者	(1) FAXによる災害情報配信 (2) 聴覚障がい用情報受信装置
視覚障がい者	(1) 受信メール読み上げ携帯電話
肢体不自由者	(1) フリーハンド用機器を備えた携帯電話
その他	(1) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

第3 避難行動要支援者の避難支援

1 避難支援等関係者の確保

町は、避難行動要支援者の避難の支援に携わる者を、防災関係機関及び福祉関係機関や平常時から要配慮者と接している町内会等と協力し確保するものとする。避難支援等関係者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 消防署（消防団）
- (2) 警察
- (3) 自主防災組織
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 民生委員
- (6) 介護保険制度関係者
- (7) 障がい者団体
- (8) 町内会
- (9) その他避難支援等の実施に係わる関係者

2 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。

また、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

3 避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を検討するものとする。避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとする。避難支援等関係者の安全確保の措置を検討するに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で一人ひとりの避難行動要支援者に、避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解するものとする。

4 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できるものとする。

そのため、町は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができるものとする。

但し、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川がはん濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、町は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意するものとする。

(2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊や警察からの応援部隊等、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができるものとする。また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶ等、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

(3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、次に挙げる第4「避難行動要支援者の個人情報に対する配慮」の他、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められる。

第4 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

町は、避難行動要支援者名簿についての情報漏えい防止対策の措置を講じるとともに、避難支援等関係者に対して個人情報の取扱いについての教育訓練を実施するものとする。

1 町が講じる措置

避難行動要支援者名簿についての情報漏えい防止対策の措置として、次に示す項目を明確にするとともに、避難支援等関係者に対する個人情報の取扱いについての措置を講じるものとする。

(1) 情報漏えい防止対策

- ア 避難行動要支援者名簿の安全管理に関する町の役割・責任
- イ 避難行動要支援者名簿の管理者の設置
- ウ 避難行動要支援者名簿の取扱いにおける作業責任者の設置及び作業担当者の限定
- エ 避難行動要支援者名簿を取り扱う情報システム運用責任者の設置及び担当者の限定
- オ 避難行動要支援者名簿に係わる部署の役割と責任の明確化
- カ 監査責任者の設置
- キ 監査実施体制の整備
- ク 避難行動要支援者名簿を利用目的以外に活用している事実又は兆候がある避難支援等関係者に対する措置
- ケ 避難行動要支援者名簿の情報漏えいにより影響を受ける可能性のある本人への対応
- コ 避難行動要支援者名簿の提供についての状況把握

(2) 避難支援等関係者に対する措置

- ア 避難支援等関係者に対する監督体制の整備
- イ 避難支援等関係者に対する教育訓練の実施

2 避難支援等関係者が講じる措置

避難行動要支援者名簿を提供される避難支援等関係者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 避難行動要支援者名簿の安全管理の徹底

安全管理	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者名簿の漏えい防止・盗用禁止 (2) 避難行動要支援者名簿の利用目的以外の加工・利用の禁止 (3) 避難行動要支援者名簿の利用目的以外の複写・複製の禁止 (4) 町との同意内容が遵守されなかった場合の措置 (5) 情報漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する措置
------	--

(2) 防災関係機関・福祉関係機関等が講じる措置

防災関係機関・社会福祉協議会・介護保険制度関係者・障がい者団体等は、上記(1)に示す安全管理の徹底を図るとともに、避難行動要支援者名簿の管理者を設置し、避難行動要支援者名簿の取扱いに従事する職員に対し、取扱いについての理解を深め、個人情報保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育訓練を実施するものとする。

第5 避難行動支援に係わる共助の向上

発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作る等、地域の防災力を高めておくことが必要である。そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、以下の事項について、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むものとする。

また、町のみでは対応が困難な状況となることも予想されることから、広域的な応援が受けられるよう、事前に協定を結ぶ等連携体制を整備しておくものとする。

1 避難行動支援者連絡会議の設置

町においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、避難行動支援者連絡会議（仮称）を設置し、総務・防災課及び保健福祉課が中心となり、横断的な組織を構成するものとする。

また、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、必要に応じ避難支援等関係者の参加を得ながら進めていくものとする。

2 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

(1) 避難行動要支援者への研修等

高齢者、障がい者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促しておくものとする。

研修例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難行動要支援者名簿への積極的な登録 (2) 障がい者団体や福祉関係者等との関係作り (3) 家具固定等の室内安全化や備蓄等の備え (4) 地域の防災訓練等への参加 (5) 発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3ヵ所程度決める
-----	---

(2) 避難支援等関係者の研修

地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するものとする。

研修例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織や自治会等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障がい者等との関わり方等の福祉や保健に関する研修 (2) 地域の会合等における、避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修 (3) 個人情報の漏えいを防止するための研修
-----	--

3 避難行動支援に係わる地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切である。その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めるものとする。また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討するものとする。

地域づくり例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ (2) 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動
--------	--

4 民間団体等との連携

災害が発生し、又は発生するおそれが生じた場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために、名簿情報を避難支援等関係者に提供することを同意していない避難行動要支援者の名簿情報を、避難支援等関係者その他の者に提供できるとしている。このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障がい者団体、民間の企業等の力を借りることも有効な方策の一つであることから、地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶ等、必要な連携を図るものとする。

5 防災訓練

- (1) 防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくものとする。
- (2) 避難行動要支援者名簿を活用したり、障がい者団体等と連携したりする等して、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充することが適切である。

また、避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いす等への対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。

さらに、避難行動要支援者も参加した防災訓練を実施する際、発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声等でも提供すること、分かりやすい内容で作成すること等、避難行動要支援者一人ひとりの防災意識を高めるものとする。

- (3) 町は、考えうる様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関等の参加を得ながら実施するものとする。

訓練例	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難準備情報等の発令や伝達 (2) 避難場所への避難行動支援 (3) 避難行動要支援者名簿の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始 (4) 発災直後の安否確認 (5) 避難場所から避難所等への運送
-----	---

第6 乳幼児、妊産婦対策

乳幼児は、危険を判断し行動する能力はなく、あるいは弱いため、乳幼児救護対策のため、広報誌、防火・防災ハンドブック等を作成し配布する等により、日頃から保護者の防災に対する意識・知識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう災害対応力を高めしておくものとする。要配慮者（妊産婦）は、自分で判断し行動はできるものの、行動機能が低

下しているため、避難誘導等支援者の確保が必要であり、災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的に努力すること等の対策を、日頃より指導するものとする。

第7 外国人対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ道防災会議会長に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画（資料編）に掲載するよう努めるものとする。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報等の災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立化する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む）等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
また、電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、町、道、国、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じ、実効性の確保に留意するものとする。
なお、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに、非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどし、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ることとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施することとする。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。
なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害対策計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町は、建築物の密度が高く火災危険度の高い市街地において、建築基準法に基づき、地域内の建築物を防火構造・準防火構造とし、不燃化対策を講ずる。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第10節 消防計画

この計画は、本町における消防施設設備及び人員を活用して、火災又は地震等の災害から町民の生命、身体及び財産を保護し、かつ、被害の軽減を図ることを目的として次のとおり定めるものとする。なお、具体的な内容については、南渡島消防事務組合が作成する消防計画によるものとする。

第1 消防組織、機構及び現有施設等

消防本部、消防署及び消防団の組織、機構を資料2-1のとおりとする。また、現有施設等は、資料2-2に示す。

資料2-1 消防の組織
資料2-2 消防施設及び消防体制

第2 災害予防計画

火災を未然に防止するため、住民に対して防災行政無線施設及び広報誌等により随時警戒の喚起を図るほか、次により防火思想の普及を推進する。

1 諸行事による防火思想の普及

火災予防運動を年2回実施し、街頭宣伝及び防災行政無線施設による防火広報、防火チラシとポスターの配布、防火映画会、講習会、防火イベント等を行うほか、民間団体の主催する火災予防行事に協力して防火思想の普及を図る。

2 民間防火組織による普及

町内会等町内の諸団体、諸機関の組織を通じて防火思想の普及に努める。

3 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り、講習会を開催して防火知識及び技術の向上を図るとともに防火対象物の管理体制の強化を図る。

4 予防査察

防火対象物、危険物貯蔵所等の予防査察及び一般家庭防火訪問の予防査察を計画的に実施して火災の未然防止と焼死事故の絶滅を図る。

第3 警防計画

1 災害予警報計画

町民や関係機関の通報により必要な場合、火災警報を発令し、サイレン、警鐘の吹鳴、防災行政無線施設、広報車等を通じて周知を図るとともに招集計画に基づき消防職・団員を招集し、警防態勢を速やかに確立する。

2 招集計画

- (1) 火災、風水害、地震、津波及び噴火等の災害により警防態勢の速やかな確立を必要とするとき、又は警防演習その他必要と認めた場合、消防職員及び消防団員を招集する。
- (2) 招集の種類

火災招集	火災が発生した場合の招集
非常招集	非常災害の発生又は発生のおそれがあるとき、警戒及び防御のため必要な職・団員を招集する。
演習招集	訓練又は教養その他必要と認める行事等に所要の職団員を招集する。

- (3) 本町の招集の命令は、鹿部消防署長及び鹿部消防団長が行う。但し、非常災害の発生又は発生のおそれが緊迫し、鹿部消防署長及び鹿部消防団長の命令を待ついとまがないときは、警防課長及び当直責任者、副団長又は分団長の裁量により招集することが出来る。
なお、分団において分団長が招集したときは、速やかにその旨を団本部へ報告するものとする。
- (4) 本町の招集は、電話、口頭又はサイレン、防災行政無線施設、警鐘等による信号により行うものとし、必要に応じて集合場所、携行品等を指示するものとする。
- (5) 職員及び団員は、招集命令を受けたとき、又は招集信号を聞知したときは、指定された場所に速やかに参集し、所属長（分団にあつては分団長）はその人員及び必要事項を鹿部消防署に報告するものとする。
- (6) 鹿部消防署長及び鹿部消防団長は、非常事態が解消されたと認めた場合、招集を解除する。
なお、所属長は後刻文書をもって、出勤人員、勤務時間、災害の状況その他必要事項を消防長に報告しなければならない。

3 消防出動計画

異常気象時の出火、その他の火災出動については、南渡島消防事務組合警防規程により出動するものとする。

4 市町村相互応援出動計画

応援出動については、北海道広域消防相互応援協定により出動する。なお、応援の要請を受けたときは、事後、出勤人員、防御活動概要等につき報告書を作成して消防長に報告しな

なければならない。また、応援の要請をする場合は、北海道広域消防相互応援協定に基づき、全国消防協会北海道支部道西地区地域代表消防機関に応援要請をする。

応援要請後、応援部隊が当地に集結次第、応援部隊の最高指揮者等に現在までの災害の状況及び活動状況等を報告するとともに、応援部隊の活動範囲及び任務等を提示し、消防活動に当たらせるものとする。

資料10-1 締結協定一覧

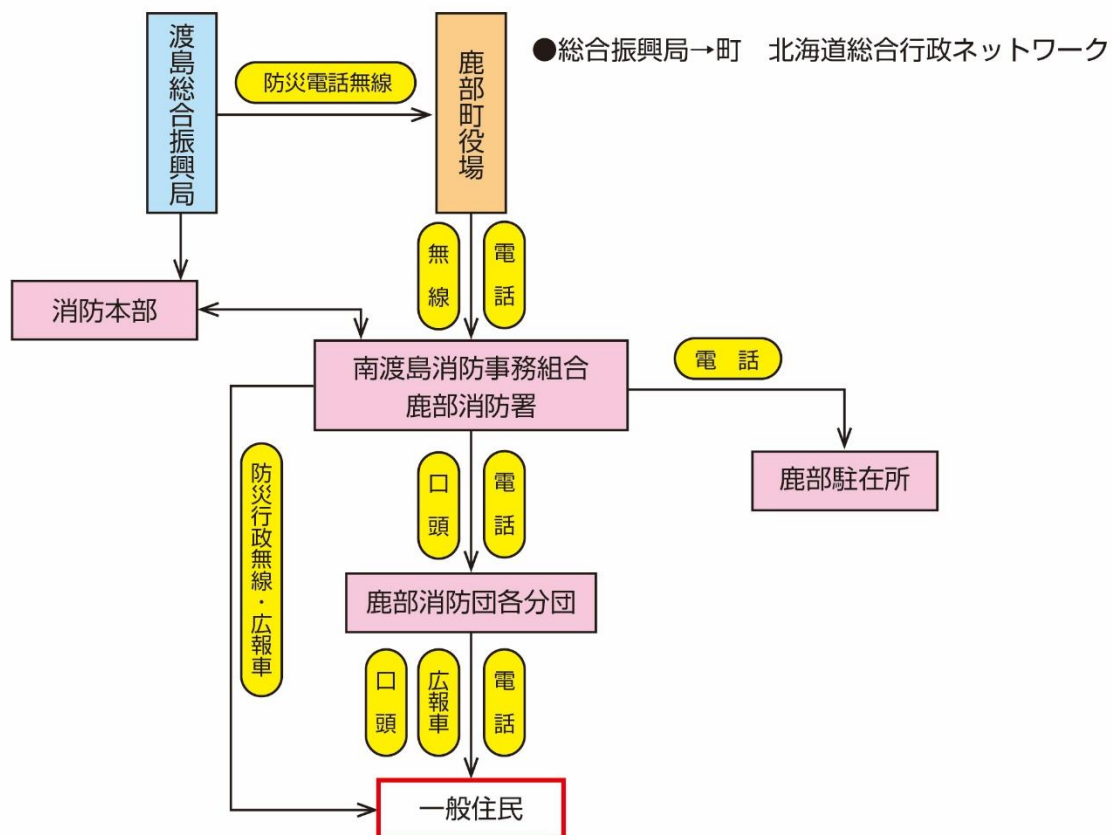
5 火災警防行動

- (1) 火災防御は、人命救助を第一義とする。
- (2) 消防長又は消防署長は、出火を覚知したときには、出動計画により消防隊を出動させる。
また、火災と疑わしい通報を覚知又は認知したときは、偵察車両を出動させ、状況を確認して事態を処理する。
- (3) 出動現場には、火災の状況に応じ現場指揮本部を設ける。
- (4) 各隊は出動に際し、途上の事故防止に留意して交通関係法の定めに従い安全かつ迅速を期するとともに、活動中の危害防止に注意して活動すること。
- (5) 各隊長は、速やかに現場の状況を判断し、各隊間と連携をとりながら防御局面に間隙を生じないように包囲隊形をとり防御に当たらせるとともに、自隊の防御概況を指揮本部へ即報するものとする。
- (6) 各隊は、消火栓部署に際し、配管、管網、水圧及び先着隊の防御状況を考慮して、出火現場直近の消火栓に部署した先着隊に水圧低下等、防御に支障をきたすことのないように水利部署するものとする。
- (7) 現場引揚げ時は現場点検を行いその結果を指揮本部へ報告するものとする。
- (8) 火災警報の発表

発表	函館地方气象台から火災気象通報の伝達を受けた場合、管理者の委任を受けた南渡島消防事務組合消防長が必要に応じ、火災警報を発表する。
通報	南渡島消防事務組合消防長は、直ちに鹿部消防署長及び消防団長に連絡し一般住民に周知を図らなければならない。また、解除した場合も同様とする。
処置	火災警報が発表されてから解除されるまでの間、南渡島消防本部は条例で定める火の使用を制限するとともに、町内に在る者はこれに従わなければならない。

(9) 火災警報の伝達

火災警報の伝達は、下記により迅速、確実に行うものとする。



第4 通信連絡計画

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における適確な消防通信の確保を図り、防災活動を迅速かつ円滑に実施するため次のとおり定めるものとする。

- (1) 災害予警報、災害情報の伝達及び非常招集、出動指令は、迅速に行うものとする。また、地震等の大規模災害に際しては、災害対策本部との連絡体制を確立し、災害応急対策及び災害情報等について緊密な連絡をとり、有効適切な防災活動に当たるものとする。
- (2) 災害時における、各隊からの被害状況及び防御状況等の報告は、消防用無線電話及び移動局無線等を効率的に活用して行うものとする。

第5 特殊火災消防計画

特殊火災とは、出火に際し、人命危険や延焼拡大危険等が著しく大きい建築物及び高圧ガス、危険物等によって消火活動上特に支障ある場合並びに異常気象下、異常自然現象によって発生する火災をいい、本計画を特殊建物火災防御計画、非常時火災防御計画及び林野火災防御計画の3種とし、次の計画を消防職団員に周知徹底し、警防活動の万全を期するものとする。

1 特殊建物火災防御計画

- (1) 特殊建物とは、消防法（昭和23年法律第186号）で規制する危険物の製造所、貯蔵所、及び取扱所並びに同法施行令（昭和36年政令第37号）の別表1に掲げる防火対象物をいう。
- (2) 特殊建物の火災防御に際しては、特に、人命救助、検索を行うものとする。また、延焼性が高いため、延焼阻止を主眼とし、併せて局限防止を図るものとする。
- (3) 特殊建物に発生した火災が延焼拡大した場合は、次に挙げる2「非常時火災防御計画」の定めに基づいて防御に当たり、被害の拡大阻止に当たるものとする。

2 非常時火災防御計画

この計画は、地震、噴火、台風、暴風、異常乾燥時における火災に際しその被害を最小限度に阻止することを目的とする。

- (1) この計画を有効に遂行するために部隊の編成、警防区の設定、防御線の設定は次の事項によるものとする。
- (2) 災害に際し、鹿部消防署長の下に現場指揮本部を防御上有利な位置に設け、直轄小隊他の各隊及び応援隊等の統一的な指揮に当たり、防御対策を処理する。
- (3) 現場指揮本部は「指揮本部旗」をもって標識とし、夜間にあつては標識灯等を設けるものとする。
- (4) 現場指揮本部は、鹿部消防署長のもとに必要な人員をもって、警防戦術班、情報連絡班、広報班及び飛火警戒班に分けて編成する。
- (5) 直轄小隊を除く各隊は、消防団の分団を単位として編成し、火災の鎮圧等に当たる
- (6) 鹿部消防署長は、非常災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、招集計画により消防職・団員を招集し、非常警備態勢を確立するとともに被害状況等を適確に把握し、重点防御区域等を指示して防御に当たらせるものとする。
- (7) 各隊長は非常警備のための警戒勤務をする際は、特に次の事項に留意して勤務するものとする。
 - ア 機械器具の点検整備
 - イ 区域内の巡回、警らによる火災の早期発見と警火宣伝
 - ウ 担当区域内の水利施設の点検整備
- (8) 防御行動の本旨を早期発見、迅速出動、早期鎮滅とし、異常時火災、大規模災害時の火災発生に際しては必要に応じて全部隊の出動を指令して火点の直接消火を主眼とし、延焼火勢に至らないうちに鎮滅させるものとする。なお、他の区域内の火災発生については、出動計画により早期鎮滅を主眼とする。
- (9) 非常時火災等で火勢が拡大した場合、現場指揮本部は防御線を設定し、出動部隊の転戦配置を指令し防御に当たらせるものとする。
 - ア 防御線の設定は、火勢、延焼方向及び速度、各隊の移動転戦時間等を考慮して現場指揮本部で決定する。
 - イ 防御線における各隊の水利部署は、各隊間の連絡を密にして他隊へ支障を与えないような水利を選定して部署し、火災防御に当たるものとする。

- (10) 地震発生時各隊は、消防車両の安全を確保し、破壊器具、救助器具、泡原液及びホースの増強を図る等の初動態勢をとるほか、次により通信連絡の確保及び情報の収集に努めるとともに、入手した情報は鹿部消防署長へ即報するものとする。
- ア 緊急通報システム、専用電話（119番）、防災行政無線施設、内線電話、一般加入電話等の試験を行う。
- イ 各隊の無線機を開局するとともに、携帯無線用電池パックを積載する。
- ウ 広報活動に必要な資材、機材等を増強する。
- エ 震災による被害及び消防隊、救急隊による消防活動上支障となる被害の情報等を次により収集する。
- ・建物、橋梁、電柱等の倒壊状況
 - ・要救出、救助者の有無
 - ・要配慮者の状況等
 - ・道路の陥没、亀裂の状況
 - ・主要道路の消防車両通行の可否
 - ・危険物施設等の被害状況
 - ・消防用水利施設の状況
- (11) 避難誘導等について、現場指揮本部は、災害対策本部と緊密な連絡をとりながら第5章第5節「避難対策計画」に定めるところにより、災害発生区域担当の各隊に対し、避難指示、誘導等を指令する。
- (12) 各隊は、現場指揮本部の指令により避難誘導等に当たり、避難の伝達は、防災行政無線施設による広報や消防車両等による巡回広報に併せサイレンの吹鳴、個別伝達等によって周知の徹底を図る。
- (13) 各隊の要救助者に対する救出、救助活動は、第5章第5節「避難対策計画」に定めるところにより二次災害の発生防止に留意しながら安全かつ迅速に行うものとする。
- (14) 長期間にわたる地震、噴火時の火災予防計画
- 長期にわたる地震、噴火時は、人心の動揺及び混乱によって火災予防意識の低下が生ずると考えられるので、次により火災予防広報及び予防査察等を実施し、二次災害の防止を図る。
- ア 適確な情報、避難に関する情報に併せて火災予防広報を行う。
- イ プロパンガスボンベの転倒防止、元栓の締め付け、配管及びホース等の点検の励行
- ウ 石油ストーブ、屋外タンク（少量危険物）及び配管等の点検の励行
- エ 避難命令等により家を空ける場合の屋内電灯回路電源の切断
- オ 危険物施設、液化石油ガス施設等の損壊及び被害の発生に対処するため、予防査察を実施し、指導の強化を図る。
- カ 危険物等施設管理者を通じて危険物施設及び液化石油ガス施設の自主保安点検の履行を図る。

3 林野火災防御計画

鹿部消防署長は、林野火災警防について管内の渡島森林管理署、森警察署等関係機関及び関係団体と連絡を密にして林野火災の予消防に努めるものとする。

(1) 林野警防部隊の編成は次のとおりとする。

ア 消防団は分団ごとに1小隊とし、その担当地域を出動区分とする。

イ 消防本部、消防署は直轄小隊を編成して鹿部消防署長に直属し、通信連絡、情報収集、消火資機材の調達、補給に当たるとともに遊撃隊として出動、各隊の防御を支援する。

ウ 渡島森林管理署、町職員及びその他の団体によって編成される部隊とは、密接な連携のもとに効果的な警防活動を図る。

(2) 林野火災の防御行動は、次によるものとする。

ア 林野火災に際しては、迅速な出動と状況に応ずる適切な防御活動によって努めて初期のうちに鎮滅するものとする。

イ 林野火災を認知したときは、直轄小隊より偵察隊を出動させ、地形、火勢、延焼状況等を適確に把握し、担当地域部隊へ出動を指令するとともに関係機関へ連絡するものとする。

ウ 各隊は、鹿部消防署からの指令によって出動するものとするが、緊急出動を要するとの判断によって出動する場合は、火災発生場所、延焼状況等その概況を鹿部消防署長へ即報するものとする。

エ 延焼状況が担当地域部隊によって制圧されがたいと判断されたとき、又は火勢、地形、気象状況等によって延焼拡大のおそれがあると判断された場合、鹿部消防署長は、隣接地域隊の応援出動を指令し、防御に当たらせなければならない。

オ 各隊は、林野火災の出動に際し、状況に応じて担当地域内の建物火災の警戒と情報連絡に必要な人員を残置するものとする。

カ 特異な気象状況下において林野火災が発生し、広範囲に延焼拡大の危険が予測される場合は、必要に応じて鹿部消防署に対策班を設け、山容、地形、林況、気象状況、延焼方向等の現場状況に対応する防御作戦を画策するとともに出動隊及び資機材を有効に活用して火災の鎮圧を図る。

(3) 各隊の通信機材及び消火機材として使用する携帯無線機、背負式消火器具、スコップ、鎌、鋸等は逐次整備確保を図るとともに、各隊（分団）の器具置場に常置するものとする。

(4) 毎年4月から6月までの出火危険期間を林野火災特別警戒月間とし、必要に応じて消防職・団員を担当地域内の山林等を巡回警らに当たらせ、火災の予防を図るものとする。

第6 教養訓練計画

消防職員及び消防団員に対し、学術、技能の修得、体力、気力の練成、規律の保持を図り、能率的な防災活動を遂行するため、訓練計画を作成し、これに基づく教育訓練を行う。

第7 施設等整備計画

(1) 防災・消防施設等の整備計画

鹿部町総合計画実施計画の防災・消防・救急施設等整備計画に基づき、各種防災・消防施設、防災公園・広場等の整備や防災活動に必要な各種の装備、機械器具を整備する。

(2) 機械器具の保全整備

有効な消防活動を行うため、消防ポンプ自動車及びその他の消防車両並びに消防無線施設等の資機材の機能、性能の維持向上を図るため整備する。

(3) 消防水利の確保

消火栓、防火水そう等の消防水利は、その機能保持のため、水利点検整備を行う。特に積雪、寒冷時は特別点検を実施して消防水利の維持確保に努め、消防活動の万全を図る。

(4) 救助及び救急資機材の点検整備等

火災その他の災害事故等による要救助者の救出のため使用する資機材の点検整備及び拡充を図るとともに傷病者の搬送は、安全かつ迅速に行うものとする。

(5) 町及び南渡島消防事務組合は、消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

また、消防水利の基準に定める所要の水利の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正を図る。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町の水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域は、資料4-1及び資料4-2のとおりである。

資料4-1 水防区域
資料4-2 市街地における低地帯の浸水予想区域

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」による。

- 1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど、河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

- 2 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

第3 水防計画

水防に関する計画は、第8章「水防計画」の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害を予防するための計画は、次のとおりである。

第1 予防対策

町及び国や道等は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

1 町

町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

2 施設管理者

家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定等強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害対策計画

大雪、雪崩等において迅速かつ的確な除雪を実施し、道路交通の確保及び消防体制の確保等を図るための対策は、次のとおりとする。

第1 路線別除雪実施責任者

地域における道路交通の確保を必要と認める路線については、次の区分により除雪を分担し実施する。

- (1) 国道路線（函館開発建設部）
- (2) 道道路線（函館建設管理部）
- (3) 町道等（建設水道課）

第2 雪害対策の体制及び窓口

- (1) 平日・・・鹿部町役場（建設水道課職員）
- (2) 土、日、祝日・・・鹿部町役場（日直者及び警備員、建設水道課職員）

第3 雪害情報の連絡体制

第3章第4節「**気象業務に関する計画**」に準ずる。

第4 町道の交通確保

大雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとする。路線の緊急順位は次のとおりとする。

- (1) 避難路として指定している路線や緊急輸送道路として活用する町道
- (2) 消防水利の存在する町道及び消防水利に通ずる町道
- (3) 公共施設に通ずる町道
- (4) バス路線となっている町道
- (5) 通学用道路となっている町道
- (6) **避難階段の除雪作業は、住民組織の協力を得ながら実施する。**

第5 除雪機械状況

除雪に際しては、町有除雪機械のほか民間に委託をするものとする。

資料6-2 除雪機械現有数

第6 積雪時における消防対策

本章第10節「消防計画」に定めるところによる。

第7 避難場所の確保

雪害発生時における避難場所の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるものとする。

資料6-1 備蓄・資機材一覧

第8 通行止め区間における救出対策

1 国道・道道の通行止め対策

町は、町内の国道、道道が雪害のおそれや発生における通行止め区間の状況を把握し、ドライバーや同乗者の安全確保のため公共施設等を臨時の避難場所として開放するものとする。避難場所の開放に当たっては、通行止め区間を考慮し、適宜、検討するものとする。

2 自衛隊への災害派遣要請

町は、雪害の発生により、町内の主要幹線道路の通行が不能となり、住民の生活に影響を与えると判断した場合や立ち往生した車両のドライバーや同乗者が多数の場合には、自衛隊に災害派遣要請を行うものとする。

第9 孤立予想地域及び医療助産対策

大雪時における孤立地域の食料供給、急患医療救護対策については、町有除雪機械の一層の増強を図り当たるものとするほか、除雪民間委託業者の協力を得る。

第10 雪崩警戒対策

総務・防災課及び関係機関は、雪崩危険箇所の点検を実施し、標示板による標示を行い住民に周知を図る。

資料4-3 雪崩危険箇所

第11 雪捨場

雪捨場の設定については、溢水災害時に十分配慮して指定するものとする。

第12 雪害による人的被害対策

雪害による人的被害の原因としては、下記のものがあり、積雪時には、広報等により住民の注意を喚起するものとする。

- (1) 雪崩により、家屋等が倒壊したことによるもの
- (2) 雪崩に車両等がまきこまれたことによるもの
- (3) 屋根の雪おろし中、誤って転落したことによるもの

- (4) 屋根雪等の落下によるもの
- (5) 除排雪中に川等に転落したことによるもの
- (6) 除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの
- (7) 雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの
- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内にとじこめられ、一酸化炭素中毒症等になったもの、あるいは凍死したもの
- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの、あるいは川等に転落したことによるもの
- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻込まれたもの、除雪機が横転し下敷きになったもの等を含む。）

第14節 融雪災害対策計画

融雪による災害の対処は、次のとおりとする。

第1 気象情報の把握

受領周知責任者（総務・防災課長）は、気象官署等関係機関との緊密な連絡をもとに、降雪量、低気圧の消長及び経路、降雨、気温の上昇等の気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

第2 重要水防区域等の警戒

本章第11節「水害予防計画」の定める警戒区域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずる。

- 1 建設水道課及び消防署・消防団は、常時巡視警戒を行い、その状況を随時受領周知責任者に報告する。
- 2 建設水道課及び関係機関は、**雪崩**、積雪等により河道が著しく狭められ被害発生が予測される場所、又は、流水等により橋梁の決壊を防止するため、常に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め流下能力の確保を図る。
- 3 水防活動を迅速かつ効率的に行うため、現有水防資材の整備点検を随時行い、水防資材の確保に努める。
- 4 避難収容施設は、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところによる。
- 5 建設水道課及び関係機関は、**雪崩**、積雪、滞溜水等により道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪及び結氷の破砕等障害物の除去に努め、交通の確保を図る。
- 6 融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう日頃から広報紙等を活用して水防思想の普及徹底に努める。

資料6-1 備蓄・資機材一覧
資料6-2 除雪機械現有数

第3 融雪に伴う水防活動

融雪水に伴い水防作業を必要とする事態が発生したときは、建設水道対策部及び消防署・消防団は被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水量、流速、流域等の状況を考慮して可能な限り最も適切な水防工法等を選択し作業を実施する。

また、必要に応じ民間から重機等の借入調達や作業従事者の雇用を行う。

第15節 高波、高潮、津波災害予防計画

高波、高潮、津波による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町において、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を要する区域は、資料4-4のとおりである。

また、本町における津波浸水想定区域は、資料4-5のとおりである。

資料4-4 高波・高潮・津波等予想区域
資料4-5 津波浸水想定区域

第2 予防対策

1 町

- (1) 高潮特別警報・警報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、高波・高潮、津波等危険区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 住民に対し高波、高潮、津波等危険区域の周知に努めるとともに、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
- (3) 町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

2 漁港管理者

高波、高潮による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を推進するものとする。

- (1) 漁港漁村環境整備事業（農林水産省所管）

第3 海岸浸食対策

本町の本別地区の一部は、1640年の駒ヶ岳噴火で発生した山体崩壊によりできた海岸であり、海食崖となっている。この海岸の近隣は、町外から移住した住民が居住するリゾート地区となっており、多くの住民が居所を構えている。

近年、高波、高潮によると思われる影響によって海岸の浸食が進み、リゾート地区の一部では浸食された崖が住家の数十メートル先まで迫って来ており、危機的な状況となっている。

このことから、現在、北海道に対して当該箇所の浸食対策について要望を行っているが、今後も継続して要望するものとする。

資料 4-6 山地災害危険地区

第16節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画に定めるところによる。

第1 現況

本町における土砂災害（特別）警戒区域は、資料4-7のとおりである。
 また、土石流の発生に関連する資料として、町内の河川を資料4-8に示す。
 なお、山地災害危険地区は、資料4-6のとおりである。

資料4-6 山地災害危険地区
 資料4-7 土砂災害（特別）警戒区域
 資料4-8 河川名

第2 土砂災害（特別）警戒区域の周知

町は、防災関係機関等と連携し、土砂災害（特別）警戒区域を把握し、防災工事の推進を図るとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、町民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

第3 土砂災害（特別）警戒区域の警戒避難体制の整備

町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害（特別）警戒区域の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努めるものとする。

1 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害（特別）警戒区域の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図るものとする。

2 警戒避難体制の活動

土砂災害に関する気象情報等	活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」が「注意（黄）」（警戒レベル2相当情報 [土砂災害]） ・「大雨注意報（土砂災害）」（警戒レベル2） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報収集 (2) 警戒活動準備
<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）・「大雨警報（土砂災害）」（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断 (4) 避難場所の開設準備及び開設

土砂災害に関する気象情報等	活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕） ・「土砂災害警戒情報」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化 (3) 災害対策本部の設置 (4) 避難指示の発令判断 (5) 自主避難の広報
<ul style="list-style-type: none"> ・「大雨特別警報（土砂災害）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急安全確保の発令判断 (2) 応急対策の準備

第4 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

1 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった場合に、町長が防災活動や町民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行うことや町民の自主避難の判断等の参考となるよう、渡島総合振興局函館建設管理部と函館地方気象台が共同で作成し、市町村等ごとに発表する情報である。

なお、土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象としていない。

2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、渡島総合振興局函館建設管理部と函館地方気象台が協議して行う。

(1) 発表基準

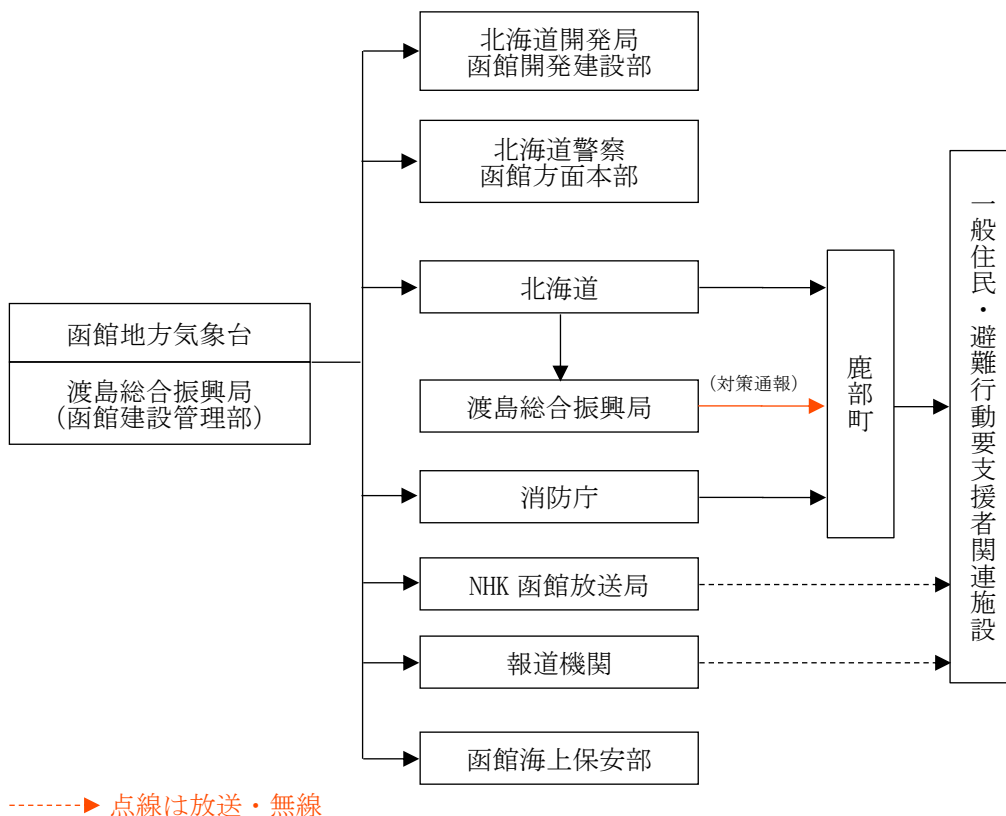
ア 大雨警報（土砂災害）発表中に降雨量の実況値や2時間先までの予測値が基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

(2) 解除基準

- ア 降雨量の実況値が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想される場合
- イ 無降雨状態が長時間続いている場合

3 土砂災害警戒情報の伝達

町は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の町民、町内会及び関係機関に伝達する。



第5 避難指示等発令基準

避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。発令基準は、第5章第5節第3の2の(2)「土砂災害」とおりである。

第6 要配慮者への支援

土砂災害（特別）警戒区域の避難行動要支援者を含む要配慮者への支援については、本章第7節「避難行動支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところによる。

また、土砂災害（特別）警戒区域内に存在する要配慮者利用施設の管理者に対して、電話・FAX等により土砂災害警戒情報や避難情報等を確実に伝達する。

第7 避難及び救助

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第5章第5節「避難対策計画」の定めにより、当該地域住民に警告し、避難のため立退きを指示するとともに、関係機関に通知し、避難誘導等の協力を得るものとする。

第17節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べ、積雪による被害の拡大や指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、道、防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項について十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等ができるようにしておくこと。
- 2 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが必要である。

このため、道路管理者たる町、函館開発建設部、渡島総合振興局（函館建設管理部）は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

（1）除雪体制の強化

- ア 道路管理者は、国道、道道、町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に各々の除雪計画を策定する。
- イ 道路管理者は、除雪体制の向上を図るため除雪関係機械の整備を進める。
- ウ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進
 - ・道路管理者は、冬期交通の確保を図るため道路の整備や施設の整備を推進する。
 - ・道路管理者は、吹雪等による交通障害を予防するため、防雪対策の促進を図る。

2 航空輸送の確保

(1) 緊急時ヘリポートの確保

町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

資料6-3 ヘリコプター離発着可能場所

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努めるものとする。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

第5 寒冷地対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、指定避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難場所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどによって利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

5 被災者及び避難者対策

被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

資料 6-1 備蓄・資機材一覧

第18節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

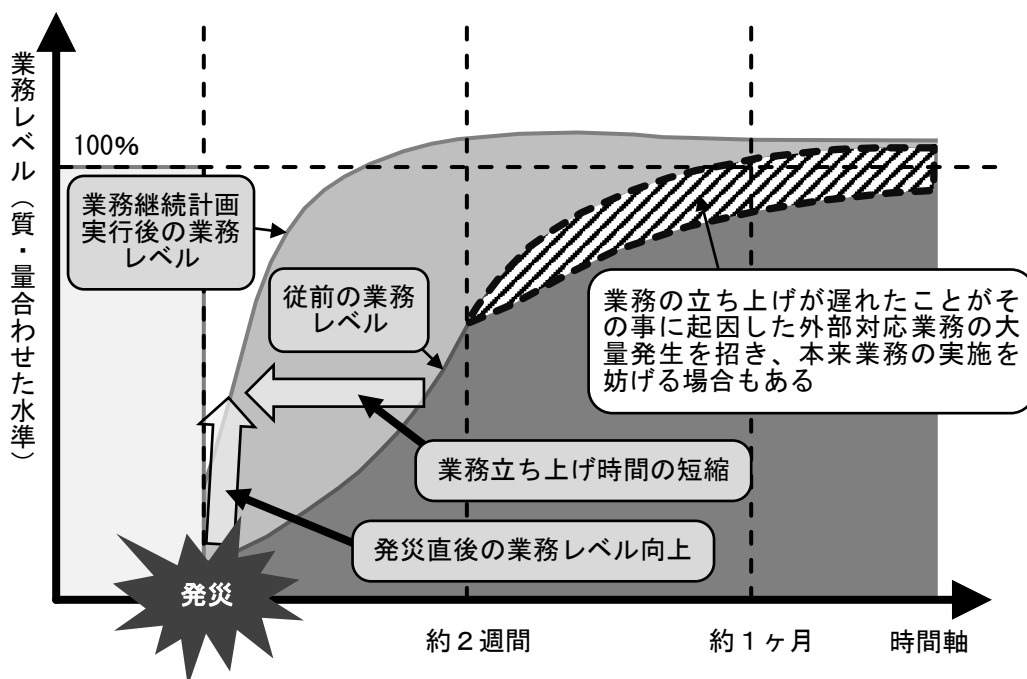
- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じる等、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実を努めるものとする。
- (3) 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

第19節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



<業務継続計画の作成による業務改善のイメージ>

第2 業務継続計画（BCP）の策定及び運用

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても庁内の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるため、業務継続計画の継続的改善に努めるものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、鹿部商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町等と連携し、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

1 代替施設の備え

駒ヶ岳火山噴火による全町避難の場合における災害対策本部の設置場所を検討するとともに、代替施設における行政機能の確保に向けた対策を講じるものとする。

- (1) 代替施設の確保
- (2) 重要データのバックアップ
- (3) データサーバーの庁外移設
- (4) 事務機器や消耗品等の庁外保管
- (5) 衛星電話の確保

第20節 町民の心構え

災害発生時には町や道及び防災機関といった行政も被災するため、有効な震災対策を展開するまでには、ある程度の時間を要することになる。また複合的な被害が同時に発生することから、これらの全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。

このことから町民は、「自分の身は自分で守る」と「自分達の地域は自分達で守る」といった意識を持ち、予防と減災に向けた取組を進め、災害時による被害を最小限に止めるために必要な措置をとるものとする。

第1 家庭における措置

町民は、日頃からあらゆる機会を通じて防災知識を身につけるとともに、身の安全を確保する対策を行うものとする。

1 防災知識の普及・啓発及び訓練

(1) 防災教育・訓練等への参加

- ア 町の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 日頃から、自分の住んでいる地域の災害履歴や、災害の危険性について認識を深める
- ウ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い
- オ 町内会等による地域の防災に関する学習の推進
- カ 地域住民による災害危険箇所の把握・点検・確認

(2) 自主防災組織への参加

- ア 町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進める
- イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織活動の積極的な参加による、防災知識及び技術の習得

(3) 「災害に強いまちづくり」を確保するために

- ア 住民は、日頃から地域の防災上の課題等を把握
- イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するために、町民一人ひとりがアイデアを出し合い実践する等の自発的なまちづくりへの参加
- ウ 男女参画の視点に重点をおき、日頃からの対策・対応の強化に努める

2 自宅の耐震補強

- (1) 耐震診断及び必要な補強
- (2) 家具等の転倒防止、照明等の内装材の落下
- (3) 出入り口には物を置かない等、逃げ場や逃げ道となるスペースの確保

- (4) 寝室には倒れやすい家具等を置かない
- (5) ブロック塀等の倒壊防止対策

3 避難対策の強化

(1) 避難対策

- ア 自宅が津波による浸水が予想されているかハザードマップで確認
- イ 北海道駒ヶ岳の火山噴火警戒レベルの意味を正しく理解しておくこと
- ウ 災害ごとの避難場所及び安全な避難経路の確認（火山災害、津波災害、地震災害等）
- エ 災害時の家族の連絡方法の確認
- オ 厳しい被災状況の中でも迅速かつ的確に情報を入手するため、携帯ラジオを用意
- カ 避難情報（**高齢者等避難**・**避難指示**・**緊急安全確保**）の意味を正しく理解しておくこと
- キ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築
- ク 町と協働で避難場所を運営できるよう、訓練への積極的参加

(2) 食料・生活必需品の確保

- ア 各家庭において、家族の3日分程度の食料や飲料水等の備蓄
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合、3日分程度の分量を確保
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- エ 停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- オ 家族構成に合わせた、災害時に必要な物資の備蓄
- カ 定期的に服用している薬は災害時にすぐに持ち出せるように準備しておく

(3) 要配慮者への配慮

- ア 町・民生委員・町内会等と協力した、在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等の支援
- イ 町・民生委員・福祉協議会・町内会・地域の自主防災組織等と協力した要配慮者と近隣住民の共助意識の向上

4 火災の予防

- (1) 地震の揺れがおさまるまでの間は無理に火の近くに寄らない
- (2) 異常乾燥及び強風時における火の取扱に注意
- (3) 初期消火器具の設置
- (4) 出火を発見したら、通報・初期消火・避難の優先順位を判断し適切な行動をとる
- (5) 炎が天井又は、自分の身長以上に達するまでが消火できる目安とし、火災による被害の拡大を防ぐため、消火活動を行う
- (6) 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理

- (7) 町内会や町等が実施する消防訓練等への積極的参加

5 除雪作業中の事故防止対策

- (1) 複数人で作業をすることに心掛ける
- (2) 携帯電話を携行
- (3) 慣れや油断に注意
- (4) 命綱、ヘルメットの着用
- (5) はしごの固定
- (6) 気温上昇時、好天時に注意
- (7) 除雪機のエンジンはこまめに切る
- (8) 無理な作業はしない

6 ライフラインに関わる予防活動

(1) 電話

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、あらかじめ家族で避難場所を決めておく。

(2) 電力

- ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の準備
- イ 冬期間の災害に備えた停電時でも使用可能な暖房器具の準備

(3) ガス

- ア 災害発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策の実施
- イ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- ウ 積雪時の風水害発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪

(4) 上水道

- ア 概ね3日間に必要な飲料水（1人1日3リットルを目安）の備蓄
- イ 積雪時の災害発生に備えた水道メーター周辺の除雪

第2 地域における措置

「自分達の地域は自分達で守る」との意識を持ち、緊急時にお互いが助け合える身近なコミュニティの形成に向け、普段から町内会等における地域コミュニティ活動を通じた積極的な組織づくりを進め、日頃から防災訓練をはじめとする防災活動に積極的に参加する等、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

1 地域の防災リーダーの育成

町では、地域防災活動に対する指導や防災訓練への参加等防災リーダーとしての活動を担う人材の育成を推進するものとする。

(1) 北海道地域防災マスター制度

地域の防災活動の中心になってもらうために、研修を受講しマスターとしての心構え等を身につけた方を北海道地域防災マスターとして認定する制度であり、町は、この制度を活用し地域の防災リーダーの育成に努めるものとする。

2 自主防災組織の結成

地域や隣近所の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取組、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織として自主防災組織を結成するものとする。

3 地域コミュニティの向上

災害時における避難支援等を円滑に行うために、地域の要配慮者の把握や支援者となり得る人材の確保に努めるとともに、町内会のイベント等をとおして地域のコミュニケーションを図り「自分達の地域は自分達で守る」という地域の連帯感の向上に努めるものとする。

また、要配慮者の支援について地域で役割を明確にし、支援体制の確立に努めるものとする。

4 地区防災計画の作成

地域特性を考慮し、災害時における適切な行動を行うため、地域住民が対応すべき行動を計画した地区防災計画の作成に努めるものとする。

第3 事業所における措置

1 取り組むべき事項

- (1) 災害時の果たすべき役割は、「従業員及び施設利用者の安全確保」、「二次災害の防止」、「事業の継続」、「地域貢献・地域の共生」であり、それらを十分に認識する。
- (2) 災害時に重要事業を継続するための「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定するように努めるものとする。
- (3) 防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施する等の防災活動の推進に努めるものとする。

2 日頃からの予防対策

- (1) 災害時の避難行動マニュアルの作成
- (2) 地域における災害の危険性の把握

- (3) 防災体制の整備
- (4) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (5) 3日分の食料・飲料水の備蓄
- (6) 救急用品等の非常持出品の備蓄
- (7) 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」の策定

3 災害時の対策

- (1) 施設の被害把握及び二次災害の発生防止
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 従業員及び施設利用者への避難誘導及び救助
- (4) 初期消火活動等の応急対策
- (5) 物資等の供給等、可能な限りの地域貢献

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮する**など**、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用等により、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

1 災害情報等収集及び連絡

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を渡島総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、**地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。**

(2) 町長は、気象等警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害等の内容及び通報の時期

(1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（渡島総合振興局地域政策課）に通報する。

通報の内容	通報の時期
災害の状況及び応急対策の概要	発災後速やかに
災害対策本部等の設置	災害対策本部等を設置した時直ちに
被害の概要及び応急復旧の見通し	被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
被害の確定報告	被害状況が確定したとき

(2) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報を道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、基本法第53条の規定に基づき、災害が発生してから応急措置が完了するまでの総括的な報告とする。但し、本部が設置されない場合における被害状況の報告は、本計画に準じて行う。

(1) 報告責任者

災害情報等の受領周知責任者（総務・防災課長）は、通報者から「通報者からの情報受理書（様式3）」等により情報を収集するほか、防災関係機関と相互に情報交換を行い、把握した状況については、速やかに知事（渡島総合振興局）に報告するものとする。

(2) 災害情報等報告取扱要領（資料9-1）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を渡島総合振興局に報告するものとする。

資料9-1 災害情報等報告取扱要領
様式3 通報者からの情報受理書

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

○ 火災・災害等速報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の連絡先】

時間帯		平日 (9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-43423	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-43423	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5010

「*」各団体の交換機の特番(ただし、現在施工中の衛星無線設備更新整備工事が終了した市町村においては、衛星専用電話機から「*」を抜いてダイヤルする。)

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

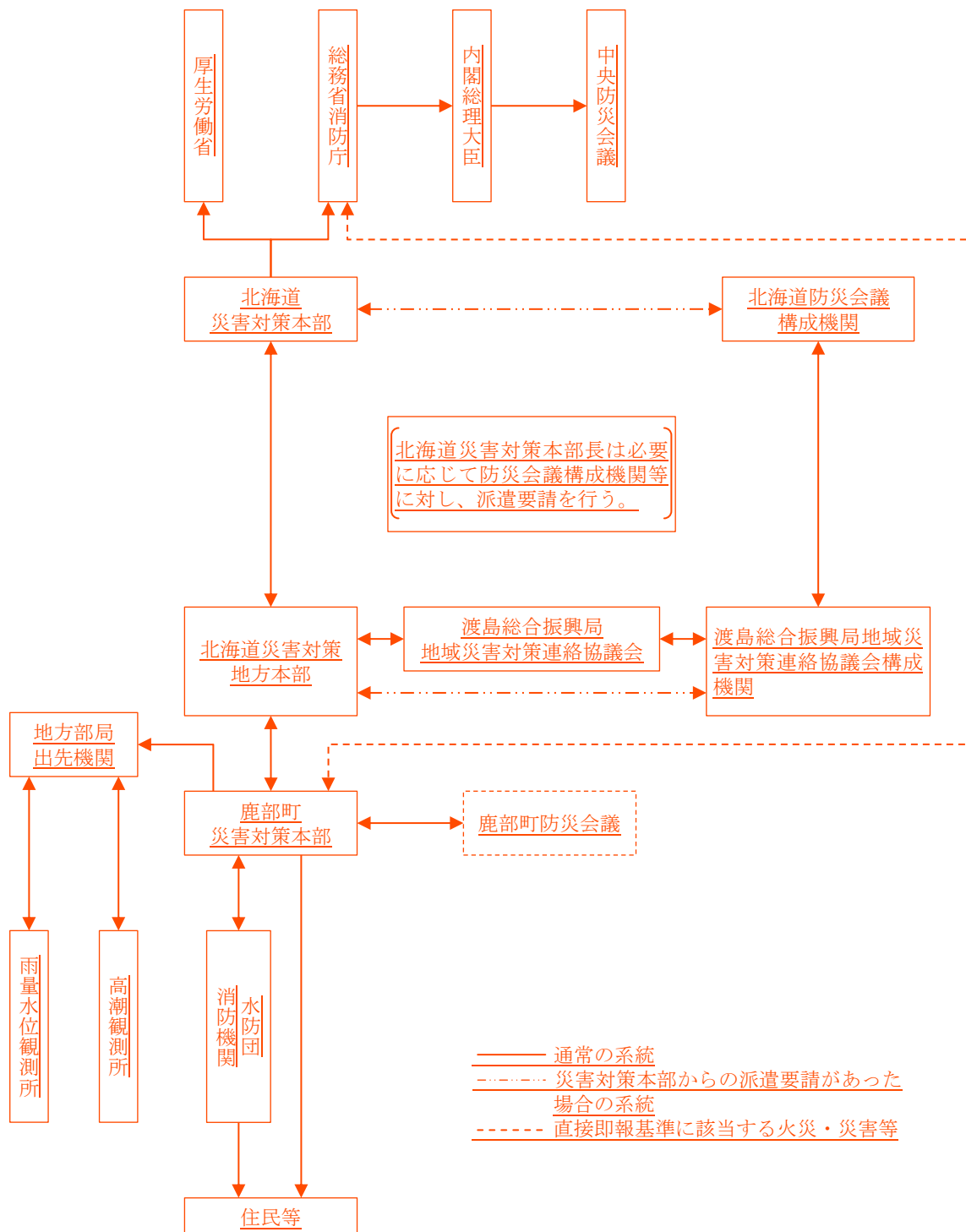
(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	90-49175
	FAX	90-49036
地域衛星通信 ネットワーク(注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5010

5 災害情報等連絡系統図



第2 異常現象発見時における措置等

1 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象等を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。この場合においては、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

2 通報

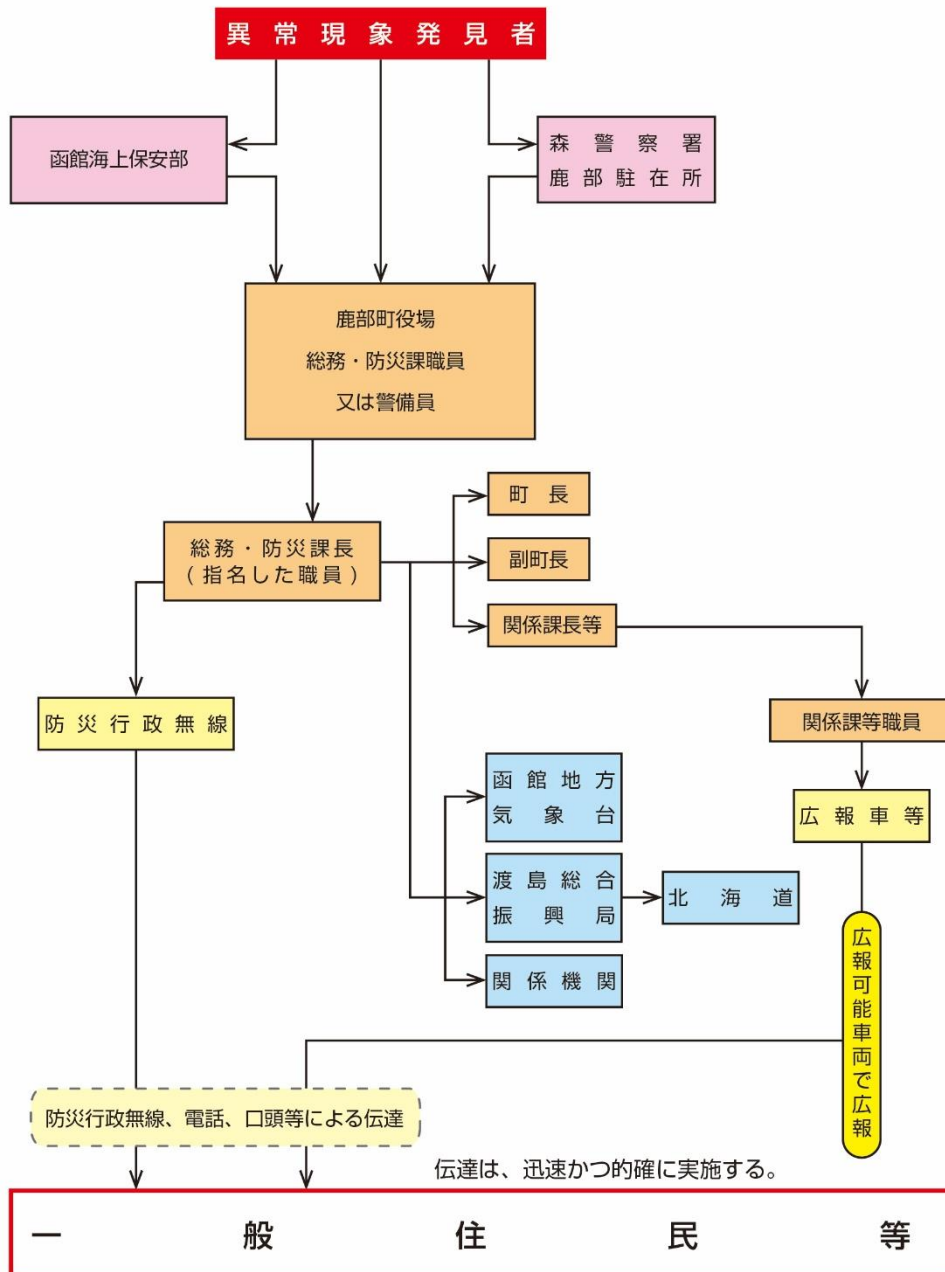
災害発生及び発生のおそれがある異常現象を発見した者は、迅速に町又は警察官若しくは海上保安官へ通報するものとする。また通報を受けた機関は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

3 関係機関、住民等に対する通報

異常現象等に関する通報を受けた町長は、直ちに函館地方気象台、渡島総合振興局、北海道及び関係機関に通報するものとする。

なお、住民に対する周知は、防災行政無線、広報車等により徹底を図る。

4 発見者通報連絡系統図



第3 地域別情報連絡責任者

地域別情報連絡責任者は、団本部等からの気象警報等を地域住民に伝達するとともに、区域内に災害が発生したときは、その情報を速やかに団本部に伝達しなければならない。

伝達を必要とする災害情報は、おおむね次の事項とし、地域別情報連絡責任者は、下表のとおりである。

- 1 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行状況
- 2 降雨、降雪、河川水位、崖等の急傾斜地、海岸水位の異常状況
- 3 住民の生命と財産の安否、住民の避難状況

- 4 水防等の応急措置の状況及び電気、水道、ガス、通信等の被害状況
- 5 人畜、建物、農地、山林、漁港、河川、海岸、道路等の被害状況
- 6 食料、その他緊急に補給すべき物資及び数量

地域別情報連絡責任者

区域	連絡責任者	連絡方法
鹿部地区	第1分団長	NTT電話 消防用無線
本別地区	第2分団長	〃
大岩地区	第3分団長	〃
宮浜地区	第4分団長	〃

第2節 災害通信計画

第1 通信手段の確保等

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は、応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話(株)等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した、通信設備及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法によって通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者によって提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、若しくは、救援、交通、通信、電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。
なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番(局番無し)をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す

イ NTTコミュニケーターがでたら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱いの通話と同じ

3 専用通信施設、無線通信施設の利用

第1 「通信手段の確保等」における、通信設備等が使用できない場合は、資料6-4の専用通信施設及び無線通信施設並びに北海道地方非常通信協議会（事務局・北海道総合通信局無線通信部陸上課内）が定める機関別通信系統により、各無線通信局の協力を求めて通信の確保を図るものとする。

資料6-4 専用通信施設及び無線通信施設

4 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

(1) 北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び開発建設部を経で行う。

(2) 第一管区海上保安本部関係無線による通信

第一管区海上保安本部、海上保安部、海上保安署、航空基地、巡視船艇等を経で行う。

(3) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、師団・旅団、駐屯部隊等の有線及び無線通信電話を経で行う。

(4) 警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経で行う。

(5) 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経で行う。

(6) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、総合振興局及び振興局、又は市町村等を経て行う。

(7) 鉄道電話による通信

鉄道所属の電話により最寄りの駅、又は保線所から通信相手機関に最も近い駅、保線所等を経て行う。

(8) 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社の専用電話による通信

北海道電力株式会社の本店、支社等及び北海道電力ネットワーク株式会社の本店、支店、ネットワークセンター等を経て行う。

(9) 東日本電信電話株式会社の設備による通信

東日本電信電話株式会社北海道事業部が防災関係機関（市町村等）の重要通信を確保するため所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

(10) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記1号から9号までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは、通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

5 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- ア 移動通信機器の借受を希望する場合
 - (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 借受希望機種及び台数

- (ウ) 使用場所
 - (エ) 引渡場所及び返納場所
 - (オ) 借受希望日及び期間
- イ 移動電源車の借受を希望する場合
- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 台数
 - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
 - (エ) 使用場所
 - (オ) 借受期間
 - (カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 希望エリア
- (ウ) 使用目的
- (エ) 希望する使用開始日時
- (オ) 引渡場所及び返納場所
- (カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア) に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

6 通信途絶時の連絡方法

災害時における通信途絶地区を想定し、防災行政無線移動局、消防無線移動局等を配備する等の、通信の確保に努める。

また、各地区との通信についても車両、バイク、自転車、携帯電話等の利用で確保に努める。

さらに、漁業無線局や地元にあるアマチュア無線クラブ等に協力を依頼する等、臨機応変な措置を講じ、通信の確保を図るものとする。

資料 6-5 防災行政無線移動系各局

第3節 動員計画

災害応急対策活動要員系統及び人数等は、次のとおりとする。

第1 配備体制

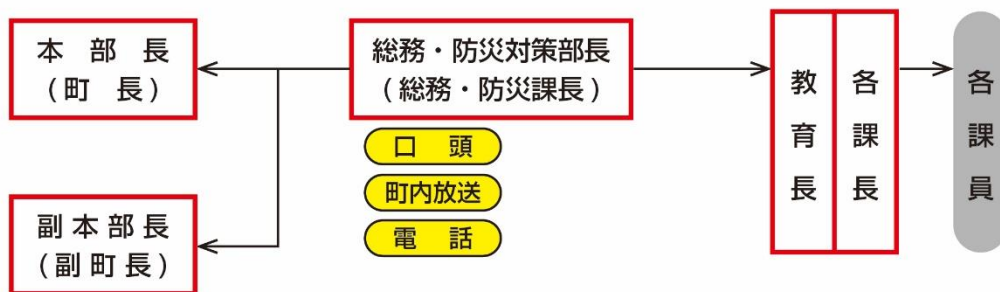
災害発生時における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、非常配備の体制をとる。配備の種別、配備内容、配備時期等については、災害対策本部及び現地指揮本部の非常配備に関する基準によるが、災害の規模別動員人数等は、各対策部長が別に定め、平常時から配備班員に周知徹底する。なお、災害対策本部及び現地指揮本部が設置されない場合であっても、非常配備の体制を必要としたときは、これに準ずる。

第2 動員体制

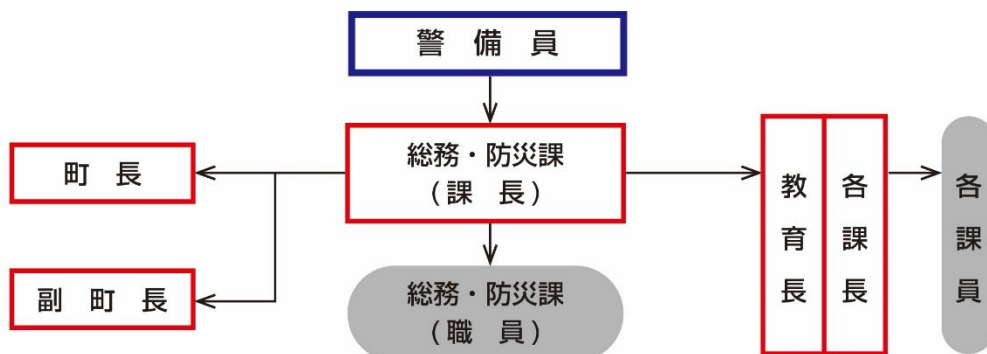
本部長の配備決定に基づき、総務・防災対策部長は次の動員配備伝達系統図により行う。

1 動員配備伝達系統図

(1) 平常勤務時の場合（口頭、庁内放送、電話等）



(2) 夜間休日の場合（電話、防災行政無線、伝達員等）



第3 伝達の方法

平常執務時においては口頭、庁内放送、電話等で行い、夜間休日においては電話、防災行政無線施設、伝達員等により行うものとし、その細部にわたる方法及び順序等は各対策部長が班員と協議し、最も迅速で的確な方法等をあらかじめ定めておくこととする。

様式4 班員一覧表
様式5 動員受付簿

第4節 災害広報・情報提供計画

災害時には、**住民**に対して、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとられるようにする必要がある。

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 広報資料の収集要領

- 1 総務・防災班員の派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- 2 一般住民、報道機関その他関係機関取材による資料の収集
- 3 その他災害の状況に応じて各班の派遣による資料の収集

第2 災害情報等の発表要領

町は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 発表責任者

災害情報等の伝達、広報は、副本部長（副町長）のもと、総務・防災対策部長が当たる。

2 住民に対する広報の方法

一般住民及び被災者に対する広報は、災害時の状況をみながら次の方法により行う。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への伝達に十分配慮する。

- (1) 町防災行政無線（戸別受信機を含む。）の利用
- (2) 広報紙、チラシ類の印刷物の利用
- (3) 広報車の利用
- (4) 鹿部町役場ホームページや防災情報のメールサービス、**緊急速報メール**、**登録制メール**、**SNS**等
- (5) 電話、伝達員等の利用
- (6) 新聞、ラジオ、テレビ（ワンセグ放送）等の利用
- (7) 北海道防災情報システムのメールサービスや災害情報共有システム（Lアラート）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。
- (8) 災害現場における住民懇談会等によって、一般住民並びに罹災者の意見、要望、相談等

を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

3 広報の内容

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、**緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所**、医療機関、**スーパーマーケット、ガソリンスタンド**等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等について、**ボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら**、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害に関する情報
- (2) パニック防止の呼びかけ
- (3) 出火防止、人命救助協力の呼びかけ
- (4) 町内の被害状況の概要
- (5) 町の応急対策実施状況
- (6) 気象等の情報
- (7) 電気、ガス、水道の状況
- (8) 食料、生活必需品の供給状況
- (9) 道路の状況及びバス等の交通機関の運行状況
- (10) 通信施設の復旧状況
- (11) 医療機関の活動状況
- (12) その他必要な事項

4 報道機関に対する情報発表等の方法

報道機関に対する情報発表の方法及び内容、収集した被害状況、災害情報等は状況に応じ通常発表（2時間から3時間ごと）と緊急発表（緊急の場合）に区分し、次の事項を報道機関に発表する。また、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。

- (1) 災害の種別・名称及び発生日時
- (2) 災害発生場所
- (3) 被害状況
 - ア 交通通信状況
 - イ 火災状況
 - ウ 電気、上下水道等の状況
 - エ 道路、橋梁、架線等の状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難指示の状況
- (6) 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項
- (7) 災害対策本部の設置及び廃止

5 対策本部職員に対する周知

総務・防災班情報対策係は、災害状況の推移を対策本部職員に周知し、各対策部に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

6 各関係機関に対する連絡

総務・防災班情報対策係は、必要に応じて防災関係機関、公共的団体及び重要な施設の管理者等に対して災害情報を提供するものとする。

第3 被災者相談所の開設

町長は、必要と認めたときは、町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

第4 住民等からの問い合わせ体制

民生対策部は、住民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情に対する対応に当たる。

また、被災状況により被災者相談所を開設したときは、速やかに広報車等により住民に周知するとともに、住民からの要望事項は直ちに所管対策班、又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努める。

第5 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めること等により、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の居所 被災者の負傷、若しくは、疾病の状況 被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の親族（アに掲げる者を除く。） 被災者の職場の関係者その他の関係者 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるとき等の一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況等安否の確認に必要と認められる情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての対応

町は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、次のとおりとする。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山(崖)崩れ、地震、火山噴火、津波等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等の避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

1 町長（基本法第60条、水防法第29条）

- (1) 町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。
 - ア 避難のための立退きの指示
 - イ 必要に応じて行う指定緊急避難場所等の避難場所の指示
 - ウ 緊急安全確保措置の指示
- (2) 町長は、避難のための立退きの指示、又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。
- (3) 町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに渡島総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする。）
- (4) 洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

2 知事又はその命を受けた道の職員（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

- (1) 知事（渡島総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水、高潮のはん濫、若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きい

と判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。また、知事（渡島総合振興局長）は洪水、高潮、地すべり以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難場所の開設、避難者の収容等については町長に委任する。

- (2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は、当該町長に代わって実施する。
- (3) 渡島総合振興局長は、町長から避難のための立退きの指示、立退先の指示及び避難場所の開設等について報告を受けた場合は、町長と情報の交換に努めるとともに、速やかに知事にその内容を報告しなければならない。

また、町長から遠距離、その他の理由により必要な輸送手段の確保要請があった場合は、速やかに知事に報告するとともに本章第15節「輸送計画」に定めるところにより関係機関に協力要請するものとする。

3 警察官又は海上保安官(基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

- (1) 警察官又は海上保安官は、1の(2)より町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要があると認めるときには、その立退き先について指示することができる。その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。
- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

4 自衛隊(自衛隊法第94条等)

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官及び海上保安官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。但し、(1)から(5)の措置をとった場合には、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地の一時使用及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

知事（渡島総合振興局長）、町長、北海道警察本部長（警察署長）及び第一管区海上保安本部長（海上保安部署長）は、法律又は防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

- (1) 町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び函館地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。
- (2) 町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求められることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築する等、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

3 協力・援助

(1) 北海道警察

町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。

(2) 第一管区海上保安本部

避難指示等が発せられた場合において、必要に応じ又は要請に基づき避難者等の緊急輸送を行う。

第3 避難指示等の基準

1 避難指示等の定義

本町は、17.199kmの海岸線をはじめ、中小河川及び活動的火山北海道駒ヶ岳をかかえていることから、津波、高潮、あるいは河川のはん濫、溢水、さらには火山噴火等による被害が予想されるので、避難指示等の発令時期は、災害の危険度を表す情報等を活用するとともに、地形及び状況推移により情勢を判断し指示するものとする。なお、災害の危険度を表す情報の入手に当たっては、気象庁の防災情報提供サービス等を活用するとともに、それらの情報を取り扱う機関等と連携し、迅速かつ的確な避難指示等の発令に努めるものとする。

(1) 気象庁ホームページ

気象や地震に関する各種防災情報や今後の予報、キキクル（危険度分布）、アメダスの10分値データ等の情報を閲覧可能である。

URL <https://www.jma.go.jp/bosai/>

(2) 避難指示等の定義

高齢者等避難	町長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮して発令するもの。
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、町長が立退き避難を指示するもの。
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険なおそれがある場合等において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、町長が高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための緊急安全確保を指示するもの

2 発令基準

(1) 水害

【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 折戸川の折戸川水位観測所の水位が避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 2 キキクルにおいて洪水害の危険度が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当）」となった場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
【警戒レベル4】 避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 折戸川の折戸川水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合 2 キキクルにおいて洪水害の危険度が「危険（紫）」（警戒レベル4相当）」となった場合 3 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>(災害が切迫)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 折戸川の折戸川水位観測所の水位が、堤防高に到達した場合 2 キキクルにおいて洪水害の危険度が「災害切迫（黒）」となった場合 3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合（※大雨特別警報（浸水害）は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5 緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと） <p>(災害発生を確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団（消防団）等からの報告により把握できた場合）

(2) 土砂災害

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつキキクルにおいて土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 夜間から明け方に強い降雨を伴う前線や台風等が接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 キキクルにおいて土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）となった場合 3 強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間～翌日早朝に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 強い降雨を伴う台風等が、立ち退き避難が困難となる暴風を伴って接近・通過することが予想される場合（立ち退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 <p>※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合 2 キキクルにおいて土砂災害の危険度が「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕）となった場合 <p>（災害発生を確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 土砂災害が発生した場合

(3) 地震

<p>避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震による大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが高まったとき 2 地震被害により家屋の損壊や倒壊が発生するとともに、ライフライン、道路の被災によって、その地域に居住することが困難なとき、又は、その地域が孤立し、復旧に時間を要することが見込まれるとき 3 余震による被害拡大のおそれがあるとき
-------------	---

※大規模火災以外の避難においては、緊急性を要しないことから、避難広報として、避難場所の開設情報を伝達するものとする。

(4) 津波

<p>避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 大津波警報が発表された場合 2 津波警報が発表された場合 3 津波注意報が発表され、沿岸部、港湾等を含む避難対象地域に被害が発生するおそれがあるとき 4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
-------------	--

(5) 火山噴火

高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 1 噴火警戒レベル4が発表された場合 2 噴火警戒レベル5-1が発表された場合、第一次避難区域以外の地域 3 町長が安全確保のため必要と判断した場合
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 噴火警戒レベル5が発表された場合 2 町長が安全確保のため必要と判断した場合

(6) 高潮

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が町にかかると予想されている、又は台風が町に接近することが見込まれる場合 3 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 高潮警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報 [高潮]）が発表された場合 2 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（災害が切迫）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水門、陸閘等の異常が確認された場合 2 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 <p>※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、町が避難情報の対象区域毎に設定する潮位</p> <p>（災害発生を確認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 海岸堤防等が倒壊した場合 4 異常な越波・越流が発生した場合

第4 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行

うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

1 伝達内容

- (1) 避難指示等の理由及び内容
- (2) 避難場所等及び経路
- (3) 火災、盗難の予防措置等
- (4) 携行品等その他の注意事項

注) 津波等避難の経路、場所等が変わる場合には、避難の種類によりサイレンの吹鳴方法を定め、住民に周知する。

警戒レベル	住民が取るべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を抑えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水・高潮注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

2 伝達方法

(1) 広報車による伝達

広報車（町有車両で放送設備積載のもの）、消防広報車及び消防自動車により伝達する。
また必要ある場合は警察のパトロールカー等の出動を要請し、伝達する。

(2) 信号による伝達



警鐘、サイレン等を利用する。

ア 水防信号

方法 区分	警鐘	サイレン	摘要
警戒信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ● —休止 ● —休止 ● —休止	はん濫注意水位に達した時及び気象台から気象の通報を受けたとき
出動 第1信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ● —休止 ● —休止 ● —休止	町及び消防機関に属する者全員が出動するとき
出動 第2信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ● —休止 ● —休止 ● —休止	町の区域内に居住する者が出動するとき
危険信号 避難 立ち退き	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ● —休止 ● —休止	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせるとき



- 備考 1 信号は、適宜の時間継続することとする。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないものとする。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

イ 津波注意報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) ●—●—● ●—●—●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

- (注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いないものとする。
 2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

ウ 津波警報標識

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) ●—● ●—● ●—●	(約10秒)  (約2秒)
大津波警報標識	(連点) ●—●—●—●	(約10秒) (約1分)  (約2秒) (短声連点)

- (注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(3) 防災行政無線施設による伝達

役場、消防署に設置してある防災行政無線施設を利用し伝達する。

(4) 電話による伝達

NTT回線電話により住民組織、官公署等に伝達する。

(5) 個別訪問による伝達

夜間、停電時、放送施設の被害時や広報車、消防自動車の運行が交通遮断等により伝達が不可能な場合は、消防団又は伝達班を編成し、個別訪問による伝達をする。

(6) ラジオ、テレビ放送による伝達

各報道機関の協力を得てラジオ、テレビ放送を利用できる場合は、これにより伝達をする。

(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による伝達

消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）による伝達をするものとする。

(8) 緊急速報情報のメール配信による伝達

携帯電話会社が提供する緊急速報情報のメール配信による伝達をするものとする。

(9) 鹿部町配信サービス

メール配信サービスやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用し伝達するものとする。

(10) 要配慮者への伝達方法

職員、町内会、民生委員等による直接訪問にて伝達を行うとともに、次の伝達方法により確実に伝達される体制の強化に努めるものとする。

ア 音声による伝達

戸別受信機の設置を推進するとともに、テレビ・ラジオ等の音声による伝達を行うものとする。

イ 視覚的な伝達

鹿部町配信サービスによる伝達やFAXによる伝達を行うものとし、FAXの設置について検討するものとする。

ウ 多言語情報作成ツールを活用した伝達

日本語を理解できない、あるいは、日本語が堪能でない外国人の伝達方法として、多言語情報作成ツール（財団法人自治体国際化協会）を活用するものとする。

ダウンロードURL

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/tool.html>

3 事前避難（指示）等の伝達文

(1) 防災行政無線、広報車等による伝達文

ア 水害

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） こちらは、防災しかべです。 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、〇〇地区に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 〇〇地区にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） こちらは、防災しかべです。 〇〇川が増水し氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 〇〇地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(河川氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） こちらは、防災しかべです。 〇〇川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ 〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p> <p>(河川氾濫を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！） こちらは、防災しかべです。 〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p>

イ 土砂災害

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） こちらは、防災しかべです。 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） こちらは、防災しかべです。 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域※1 に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>（土砂災害発生が切迫している状況） 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） こちらは、防災しかべです。 鹿部町に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p> <p>（土砂災害発生を確認した状況） 緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！） こちらは、防災しかべです。 〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p>

ウ 地震（「津波の心配なし」の状況で火災が発生した場合）

避難指示	事前避難	<p>こちらは防災しかべです。 先ほど、発生した地震により、〇〇で火災が発生しました。被害拡大のおそれがあります。繰り返します。〇〇で火災が発生しました。被害拡大のおそれがあります。 このため、〇〇地区に対して事前避難（勧告）を出しました。 直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 なお、電気のブレーカーは必ず落としてから避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。 (繰り返します)</p>
	緊急避難	<p>こちらは防災しかべです。 先ほど、発生した地震により、〇〇で大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが切迫しております。繰り返します。〇〇で大規模火災が発生し、被害拡大のおそれが切迫しております。 このため、〇〇地区に対して緊急避難（指示）を出しました。 直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 なお、電気のブレーカーは必ず落としてから避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。 (繰り返します)</p>

※事前避難（指示）等を伝達する場合の注意事項
・避難場所については、具体的な名称を伝達する。

エ 地震（避難場所開設の伝達）

避難広報	<p>こちらは防災しかべです。 先ほど、発生した地震により、家屋の倒壊のおそれがある場合、電気、水道が使えない場合、〇〇〇〇へ避難してください。 なお、電気のブレーカーは必ず落としてから避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。 (繰り返します)</p>
------	---

オ 津波

避難指示	大津波警報、津波警報が発表された場合	緊急放送！緊急放送！ こちらは、防災しかべです。 大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 直ちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。
	停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	緊急放送！緊急放送！ こちらは、防災しかべです。 強い揺れの地震がありました。 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 直ちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。
	津波注意報が発表された場合	緊急放送！緊急放送！ こちらは、防災しかべです。 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に避難指示を発令しました。 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。

カ 火山噴火

<u>高齢者等避難</u>	こちらは防災しかべです。 駒ヶ岳に噴火警戒レベル4が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されました。 このため、〇〇地区に対して <u>高齢者等避難</u> を発令しました。 お年寄りの方等避難に時間のかかる方は直ちに〇〇〇〇へ避難してください。その他の人は、避難の準備をはじめてください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 (繰り返します)
<u>避難指示</u>	こちらは防災しかべです。 駒ヶ岳に噴火警戒レベル5が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生しました。(切迫しています。) このため、〇〇地区に対して <u>避難指示</u> を発令しました。 直ちに〇〇〇〇へ避難してください。また、できるだけ隣近所にも声を掛けて避難してください。 (繰り返します)

キ 高潮

<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！） こちらは、防災しかべです。 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、〇〇地区に対し、警戒レベル3高齢者等避難を発令しました。 〇〇地区にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 今後、台風の接近により暴風となるが見込まれるため、その前に避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！） こちらは、防災しかべです。 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、〇〇地区に対し、警戒レベル4避難指示を発令しました。 〇〇地区にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 今後、台風の接近により暴風となるが見込まれるため、その前に避難してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p>
<p>【警戒レベル5】 緊急安全確保</p>	<p>(高潮氾濫が切迫している状況) 緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！） こちらは、防災しかべです。 〇〇地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、〇〇地区に対し、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p> <p>(高潮氾濫発生を確認した状況) 緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！） こちらは、防災しかべです。 〇〇地区で高潮氾濫が発生したため、〇〇地区に対し、警戒レベル5緊急安全確保を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。 また、できるだけ隣近所にも声をかけて避難してください。</p>

4 住民による災害情報の収集

住民は、日頃から気象予警報や災害情報の収集に努め、災害発生のおそれがある場合には避難の準備を進め、町から発令される避難指示等に従い、迅速に避難を開始することとする。

また、避難指示等は結果として空振りする場合もあるが、「避難したけど、被害が無くて良かった」こととし、災害発生の切迫感を持ち、避難の向上に努めるものとする。

災害情報の収集には、本節第4の4「避難指示等の周知」によるほか、次の方法によって収集するものとする。

(1) 各機関の防災情報に関するホームページ

URL	特徴
気象庁ホームページ (気象庁) https://www.jma.go.jp/jma/index.html	各種防災気象情報や、天気図等の閲覧が可能。実況監視以外に過去の統計データの検索や災害に関する資料等も利用することが可能。
防災情報提供センター (国土交通省) https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	国土交通省が持つリアルタイム雨量等の防災情報を集約し提供。
川の防災情報 (国土交通省) https://www.river.go.jp/	河川の水位実況が閲覧可能。北海道開発局が設置する河川周辺の雨量実況も利用可能。
北海道地区道路情報 (北海道開発局) http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/index.htm	国道の道路情報、国道沿いのCCTVによる道路の映像や気象観測データが閲覧可能。
北海道海象情報 (北海道開発局) https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ns/suisan/hkop-bousai/index.html	北海道内の漁港にある港湾局と水産庁が所管する海象データ (波浪・潮位) が閲覧可能。
北海道防災ポータル (北海道) https://www.bousai-hokkaido.jp/	北海道の防災気象情報等が閲覧可能。携帯電話への配信サービスが可能。
北海道土砂災害警戒情報システム (北海道) https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/	土砂災害の危険性が高まっている地域(※)をマップ上で閲覧可能。 (※) 土砂災害警戒情報は、予想雨量等による総合的な判断により気象庁と共同で発表。システムで危険度が表示される地域と発表対象地域が異なる場合がある。
北海道の海 (海上保安庁 第一管区海上保安本部) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/index.html	海流・潮流・潮汐 (推算潮位)、日の出日の入り等の情報が閲覧可能。

5 関係機関への報告、通報

(1) 道に対する報告

避難の事前措置を行ったときは、すべて受領周知責任者から渡島総合振興局 (地域創生部地域政策課) を経由し、知事に報告する。報告事項は、発令者、発令の理由、発令日時、避難の対象区域、避難先等とする。

(2) 警察官に連絡し協力を得る。

(3) 避難場所として利用する施設の責任者に対し、至急連絡し協力を得る。

6 地域住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始等

地域住民、滞在者等は、危険が切迫し、又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民等に状況を伝えるとともに、町に氏名、避難・連絡先、避難人数等を連絡するか、避難カード等に記載し玄関に表示するよう努めるものとする。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民等がまとまって行動し、要配慮者の安全確保と避難時の補助等を心がけるものとする。

避難カード

世帯主名		他 名	
避難しました			
避難先		(住所:)	
避難先電話番号 (又は携帯電話番号)			
本カードは、災害時に自主的に避難を使用する場合、玄関等の見やすい場所に表示しておいてください。			

(2) 町が行う支援措置等

町長は、地域住民、滞在者等が自主的な避難を開始した場合は、直ちに職員等を派遣し、避難行動を把握し、避難の支援や避難場所等の開放措置を行うものとする。

また、町は、避難場所の鍵を避難場所に近隣する施設管理人等に保管させ、自主的な避難収容に対応できるようにしておくものとする。

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な要配慮者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官等避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

(1) 避難誘導者

避難者の誘導は、災害対策本部が、消防署、消防団及び警察官等の協力を得て行うものとする。

(2) 避難の順位

避難をさせる場合は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先的に避難させるものとする。

また、町長は、平常時から要配慮者の人数等の把握に努めるものとする。

(3) 避難の方法

避難の方法は次の区分とするが、町長は、災害の規模、避難開始の時期、交通状況等を考慮し、状況に応じた有効・適切な避難方法を指示するものとする。

ア 自力避難

徒歩、車両（自家用車等）により、住民が自力で、避難場所へ避難するもの。

イ 救出避難

残留地域住民、負傷した住民等を危険地帯から救出し、避難場所へ避難させるもの。

ウ 集団避難

避難場所に集合した住民等を、災害対策輸送車両により、集団的に、より安全な避難場所及び地域へ避難させるもの。

2 移送の方法

車両による集団輸送の必要が認められる場合は、総務・防災対策部が各対策部の協力を得て、車両緊急輸送対策に当たる。また船艇による避難の必要が認められる場合は、水産経済対策部が各対策部の協力を得て行うものとする。車両、船艇は、消防、海上保安部、自衛隊、公的団体、民間等の協力を得て行うものとする。

また、広域で大規模な避難、立退移送を要し、町において措置できないときは、町は道に対し応援を求めて実施する。道は、前記要請を受けたときは、関係機関に救援を要請する等適切な方法により措置する。

3 避難の単位

迅速かつ確実に避難をさせるため、原則として次のとおりとするが、時間的余裕が充分ある場合には、家庭単位の避難を考慮するものとする。

(1) 昼間は、児童等は学校単位、勤労者は職場単位、女性等は家庭単位で避難するものとする。

(2) 夜間は、家庭単位で避難するものとする。

4 非常持出品の制限

避難者の非常持出品は、必要最少限にとどめ、品名、数量及び携行方法等について、あらかじめ町の広報紙、防災ハンドブック、防災イベント等を通じ町民に周知するものとする。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

第4章第7節3「避難行動要支援者の避難支援」に基づき実施するものとし、次の点に留意し支援するものとする。

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。安否の確認に当たっては次の点に留意するものとする。

ア 自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなること、また、介護者自身も負傷や高齢、障がいにより発災時は支援が必要となることも想定される。そういった状況やライフラインの供給が止まる等した場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、町は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めるものとする。

また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難場所から人を派遣する等により状況を把握する等して、避難場所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をするものとする。

イ 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる。そのため、適切に安否確認がなされると考えうる福祉事業者、障がい者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。

また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行う等重要な役割を担っているところもみられる。総務・防災課、保健福祉課や民生課は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携していくものとする。

ウ 避難行動要支援者に該当しない者であっても、発災又は発災のおそれがあるときに、地域の高齢者や障がい者等を対象とした見守りのための名簿等を別途作成・活用し、安否確認を行うことが考えられる。

また、福祉事業者や障がい者団体等と、避難行動要支援者に該当しない者の安否確認を行うための協力体制等について、あらかじめ協定を結んでおき、それら団体等と連携し、発災後の安否確認を行うこととする。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 迅速な避難を開始するために

1 日頃からの備え

住民は、迅速に避難を開始するために、日頃から次の準備をしておくものとする。

- (1) 日頃から、家族、職場、学校等で、ハザードマップから身近な危険箇所を確認し、どこにどのように避難するか確認するとともに、避難場所までの所要時間を確認しておくものとする。また、災害ごとに避難場所が異なる場合があるため、火山災害時の避難先、あるいは津波災害の避難先を確認しておくものとする。
- (2) 天気予報や気象予警報から、台風や大雨、竜巻等の悪天候についての情報に注意を払うものとする。

- (3) 北海道駒ヶ岳噴火警報に注意を払うとともに、噴火警戒レベルについて、各レベルの取るべき行動を確認しておくものとする。
- (4) 災害時において、家族の3日間程度の食料等を備蓄しておくものとする。
- (5) 避難開始時間の短縮を図るため、避難場所で生活する際に必要なものをひとつにまとめておくものとする。
- (6) 家族が別々のときに災害が発生し、それぞれが避難しなければならないことを想定し家族で連絡を取り合う手段や、集合場所等について話し合っておくものとする。
- (7) 一人で避難が困難だと思っている人、あるいは、家族に要配慮者がいる場合には地域等に相談し、避難時の支援について相談しておくものとする。

2 避難時の備え

- (1) テレビ、ラジオ、インターネット等で最新の情報を確認し、危険を感じたら町の避難指示等を待たずに、自主的に避難を開始するとともに、町からの避難指示等に従い迅速に避難を開始するものとする。
- (2) 避難を開始する前に、ガスの元栓を閉め、ストーブやアイロン等の電化製品における通電再開時の火災発生予防のため、電気ブレーカーを必ず切り、安全対策を行うものとする。
- (3) 避難する場合には、隣近所に声を掛け合って、複数人で行動するとともに、特に、要配慮者の支援を行うように心掛けるものとする。

3 避難行動時の留意点

(1) 水害

- ア 夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は屋外での移動は極力避ける。
- イ 膝上の高さまで浸水している道路の通行は危険である。
- ウ 膝下までの浸水であっても流れが速いと歩行ができない。
- エ 道路上10cm程度の浸水であってもマンホールの蓋が開いている場合もあるので危険である。
- オ 上記のことを踏まえ、避難場所まで歩行避難が危険な状態になった場合には、自宅や隣接建物の2階等に避難する。

(2) 土砂災害

- ア 避難する際、他の土砂災害警戒区域内の通過は避ける。
- イ 土石流に関しては溪流から直角方向にできるだけ離れる。
- ウ 屋外での移動に危険が伴う状況下では、立退き避難がかえって危険であるため、このような場合は、建物の2階等のより高い階にある山の反対側の部屋に待機する。

(3) 地震

- ア 避難場所までの経路は、倒壊した建物やガラスの散乱物等を避けるとともに、道路のひび、段差や液状化による歪みに注意し選択する。
- イ 火災の延焼の危険がある場所を避けて避難する。

(4) 津波

- ア 強い揺れの地震（震度4程度以上）を感じたとき又は地震の揺れは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、高台等の安全な場所に避難する。
- イ 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、防災機関の広報等を通じて入手する。
- エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等解除まで警戒をゆるめず、避難を続ける。

(5) 火山噴火

- ア 噴火警戒レベル4又は5の場合は、町役場の情報を確認して避難行動をする。
- イ 噴石、火山から身を守る。
- ウ 火山灰の状況を確認し、車が使える場合は車で避難所まで移動する。
(火山灰が道路に積もる前に避難する)
- エ 逃げ遅れて噴石や火山灰で覆われ避難が困難な場合は、救助要請をする。

(6) 避難場所

住民は、自分の住んでいる地域や職場の避難場所を日頃から確認しておくとともに、災害の種別によって避難場所が異なることに留意しなければならない。

町は、このことを踏まえ、住民に避難対策に関する事項として避難場所について普及啓発するものとする。

第8 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所等の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。

第9 被災者の受入れ及び生活環境の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供等、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第10 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

資料5-1 指定緊急避難場所一覧

資料5-2 火山噴火における第一次避難場所

第11 指定避難所の開設

1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

なお、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、津波から一時的に避難者を受け入れ、保護する必要があると判断した場合、津波避難場所を開設するものとする。

2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。

3 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

4 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害によって避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。

資料5-3 指定避難所一覧

第12 避難場所リスト及び避難者名簿の作成

- 1 避難場所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、開設している避難場所をリスト化するものとする。
- 2 避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者一人ひとりに氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記帳してもらい、避難者名簿の作成を行うものとする。
- 3 こうした個別の情報を記載でき、情報の開示先、開示する情報の範囲についての被災者の同意の有無についてもチェックできる避難場所名簿の様式をあらかじめ作成し、印刷して避難場所に保管しておくものとする。また、避難場所運営訓練をとおして住民がこれら様式を普段から活用できるようにしておくものとする。
- 4 作成した避難者名簿の情報については、基本法第90条の3に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用するものとする。

様式2 避難収容施設管理様式

第13 避難場所の機能

- 1 避難場所には、「緊急物資の集積場所となる」、「情報発信の場所となる」、「情報を収集する場所となる」、「在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となる」という役割があるので、運営上、避難場所入所者のためだけの施設とならないようにするものとする。
- 2 指定避難所については、事前に指定避難所となることが決まっていることから、必要な場合に要介護高齢者、乳幼児世帯、障がい者世帯、感染症患者等が個室に入所できるよう、あらかじめ福祉避難室用のスペースについて考慮しておくものとする。
また、福祉避難室の設置に当たっては、一般の避難場所環境と比べて劣悪な環境としないことに留意するとともに、被災者の状況をアセスメントした上で、個室への入室等を調整し、優先順位が高い被災者から被災者自身の選択で個室へ入室できるようにすることが適切であるものとする。但し、感染症患者の場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、被災者自身の希望に関わらず入室を要する場合もあるため、被災者の理解に努めるものとする。
- 3 障がい者用トイレを障がい者以外の被災者が使用することで混雑し、本来、障がい者用トイレの使用を必要とする障がい者が、利用できないということがないようにするとともに、要配慮者のトイレの使用を支援する要員も確保するよう努めるものとする。なお、要員については、避難場所の運営に当たり、被災者自身の役割分担を決める中で確保できるよう努めるものとする。
- 4 避難場所には地区の情報拠点として、健康等の生活支援等の相談窓口を開設する他、就労相談のためハローワーク職員が、避難場所を巡回するようハローワークへ要請すること等、被災者への配慮を検討するものとする。
- 5 物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を避難場所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努めるものとする。

- 6 常時の介護や治療が必要となった者について、速やかに社会福祉施設等への入所や病院等への入院手続きをとるものとする。また、このような状況を想定し、あらかじめ関係機関と連絡調整しておくものとする。
- 7 基本法86条の6に基づき、被災者の避難場所における生活環境の整備に必要な措置を講ずるため、優先順位を考慮して、必要に応じ、設備や備品を整備しながら、被災者に対する男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保の他、子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じるものとする。
- 8 避難生活が長期化した場合、被災者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康を確保していくため、避難場所内に喫茶、足湯、集会所等の交流の場を提供するものとする。

第14 指定避難所の運営管理等

- 1 指定避難所を運営するに当たっては、「発災直後に避難・救助により助かった命の確保が最優先事項となる時期」と「次第に生活が安定し始め、被災者自身による自治的な運営が行われる時期」といったフェーズに分類し、このフェーズごとに、その設置から解消に至るまで、指定避難所の設置やそのレイアウト作り等のハード面だけでなく、その運営等に係るソフト面についても、人員や物資に限られる中、最優先すべき事項や、フェーズの移行につれて重要度が増してくる事項等を整理し、適切に対応していくものとする。
- 2 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織町内会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。この際、「避難所運営支援班」を組織し、避難所運営を的確に実施するものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援するものとする。
- 3 町は、指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町や道、医療・保健関係者等は連携し、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設

設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 6 町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。
また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- 7 町は指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保等女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。
- 10 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど、良好な生活環境に努めるものとする。
- 11 町は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- 12 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携し、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- 13 町は、指定避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮し、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。
- 14 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 15 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。
- 16 指定避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

1 避難場所の運営主体

(1) 運営責任者の配置

- ア 避難場所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難場所の運営を行うものとする。
- イ 運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくものとする。
- ウ 災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

(2) 運営責任者の役割

- ア 避難場所に避難した被災者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容等支援に当たり特別な配慮を要する者の状況等を速やかに把握し、当該避難場所における避難者の名簿を整備するものとする。
- イ 避難場所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、災害対策本部や近接する他の避難場所と連絡をとるものとする。
- ウ 避難場所の運営に当たって、次に示す班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難場所運営に貢献できる体制を整えるものとする。また、必要に応じて、避難場所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを配置するものとする。

班名	役割
調整班	(1) 各班の業務の調整
情報班	(1) 町との連絡・調整の窓口 (2) 情報収集と情報提供
管理班	(1) 避難者数等の把握 (2) 施設の利用管理
相談班	(1) 避難者のニーズ把握 (2) 避難者からの相談対応
食料班	(1) 食料配給 (2) 炊き出し
物資班	(1) 物資の調達・管理・配給
環境班	(1) 生活衛生環境の管理 (2) 避難場所内の清掃
保健班	(1) 被災者の健康状態の確認 (2) 感染症予防
要配慮者支援班	(1) 要配慮者の支援
巡回警備班	(1) 避難場所の防火・防犯対策
避難者交流班	(1) 避難者の生きがいづくりのための交流の場の提供
ボランティア班	(1) ボランティアの要請、調整

(参考：避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府（平成25年8月作成））)

- エ 分かりやすくまとめた紙媒体等を活用し、発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等を避難場所に滞在する避難者へ周知するものとする。
- オ 避難者名簿に基づき、常に被災者の実態や需要を把握するとともに、救助に当たり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行うため、町に連絡するものとする。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、町と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取るものとする。
- カ 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難場所等における要配慮者のニーズを把握し、共有するものとする。関係機関等は、支援活動の状況把握や調整を担当できる者を派遣し、外部からの人材を活用するものとする。

2 住民による自主的運営

- (1) 避難場所における支援は、被災者の生活再建という最終目標を視野に入れ、その対応力の向上につなげていくことが重要であるため、避難場所の運営担当者は、避難場所の設置後、施設管理者や町職員による運営から被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得る等して、避難者による自主的な運営に移行するその立上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援するものとする。また、被災者による自発的な避難場所での生活のルールづくりを支援するものとする。
- (2) 住民による避難場所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるものとともに、避難場所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるものとする。
- (3) 住民による自主的な運営を進めるに当たり、炊事や清掃等の役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

3 福祉避難所の管理・運営

- (1) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、介護保険法等により提供される介護を行う者（ホームヘルパー等）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮するものとする。
- (2) 福祉避難所に相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行うこと。
また、要配慮者の特性に応じた福祉用具を備えておくものとする。

4 応援体制の整備

(1) 応援要請

- ア 町の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに道に対し、避難場所を運営する職員の他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請するものとする。
- イ 医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、道で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあることから、道と連携し、これらを適切に活用し、対応するものとする。

(2) ボランティアとの連携

ボランティアとの連携方法については、次によるほか、「災害時の福祉救援ボランティア活動に関するマニュアル」（平成8年10月作成）を参考にするものとする。

- ア 被災者への救援物資の配布、避難場所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携するものとする。
- イ ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図るものとする。
- ウ ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要について把握し、活動者に的確な情報を提供するものとする。
- エ 避難者自身にも、ボランティア活動に参加するよう呼びかけるものとする。

5 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

(1) 食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難場所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるように努めるものとする。

(2) 避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難場所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用することに努めるものとする。

(3) 文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、配慮することに努めるものとする。

6 衛生・巡回診療・保健

(1) 各避難場所への保健師等の巡回

- ア 各避難場所に保健師等を巡回させ、避難場所内の感染症の予防や生活習慣病等の疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難場所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施するものとする。
- イ そのアセスメント等の結果を踏まえ、避難場所運営関係者、福祉分野をはじめとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難場所の衛生環境の改善を図るものとする。
- ウ また、プライバシーに配慮して診察を受けることができるよう、被災者のプライバシーの確保を徹底し、可能な限り診察スペースも設けるものとする。

(2) 避難場所における保健師等の巡回相談の体制整備

長期の避難場所生活により、生活環境の変化による被災者の心身の機能の低下、生活習慣病等の疾患の発症や悪化、こころの健康に関する問題等健康上の課題が多く生じることから、保健師・看護師等のチームによる個別訪問や保健指導、巡回相談等を実施し、身近な場所で健康相談ができるものとする。

(3) 避難者に対する避難場所内の巡回活動

- ア 避難場所運営スタッフやボランティアの活用により、(1)の結果を踏まえて避難場所の環境改善を図ることや、被災者の保健、医療ニーズの把握、被災者の体調の変化への気づき等が行なえるように体制を構築するものとする。
- イ 把握した被災者の体調の変化については、保健師等専門職が被災者の健康管理、個別支援を実施し、必要に応じて外部医療機関等へつなげる等の対応を図るものとする。

(4) 避難場所の衛生管理

感染症等の疾病予防、健康問題の悪化防止のため、避難場所内の清潔保持等の環境整備を図るものとする。

(5) 生命・身体に配慮を要する避難者への対応

- ア 人工呼吸器を使用しなければいけない難病患者・障がい者がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備することに努めるものとする。
- イ アトピー性皮膚炎の悪化を避けるために避難場所の仮設風呂・シャワーを優先的に使用させることや、喘息等呼吸器疾患の悪化を避けるために、避難場所内でほこりの少ない場所に避難すること等の配慮に努めるものとする。

(6) 避難場所の運営職員への配慮

避難場所を運営する職員等のストレスを解消するため、運営職員等からの相談担当者を決めておく等、運営職員等の心身の安定の確保を図る方策を講じておくものとする。

7 被災者への情報提供等

(1) 通信手段の確保

被災者への情報提供や被災者相互の安否確認、避難場所外被災者の情報入手を行うため、避難場所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン等の通信手段を確保するものとする。

(2) 被災者の必要性に即した情報提供等

- ア 被災者が必要とする情報は、1) 避難誘導段階、2) 避難場所設置段階、3) 避難場所生活段階、4) 応急仮設住宅設置段階、5) 応急仮設住宅生活段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。
- イ 応急仮設住宅における生活段階等、災害発生から一定の時間が経過した段階において、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、被災者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。
- ウ 町から避難場所や地域への情報提供ルートを確立するものとし、一方で被災地の避難場所の状況、被災者数、避難場所内の問題等を町から道へ情報提供できるような体制を確立するものとする。

(3) 要配慮者等への情報提供

- ア 町の避難場所運営支援班と連携し、各避難場所へ専門的支援者が派遣等された際、避難場所にいる要配慮者に対して、専門的支援者が派遣された旨の情報提供を行うものとする。
- イ 障がい者への情報提供に当たり、障がい者(支援)団体やボランティア団体と連携し、情報提供を行うものとする。特に視覚障がい者をサポートする人の配置等の配慮が必要である。
- ウ 障がい者等には情報が伝達されにくいことから、避難者の状態に応じ、次の方法による等伝達の方法を工夫するものとする。

障がい種別	伝達方法
聴覚障がい者	掲示板、ファクシミリ、手話通訳や要約筆記、文字放送等
視覚障がい者	点字、音声等
盲ろう者	指点字、手書き文字等
知的障がい者 精神障がい者 発達障がい者 認知症者	分かりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示等

- エ 視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者は、仮設住宅、就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が難しい面もあるので、被災地における障がい者団体のコミュニティ等を通じて、障がい者同士がそういった情報を得られる環境・場の設定や体制作りについて検討するものとする。

オ 外国人については、日本語を話せない者や、被災地の地理や事情に不慣れな者もあり、必要な情報を得ることが困難と考えられることから、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り多様な言語やひらがな・カタカナ等のわかりやすい言葉による情報提供、絵や写真の提示等、多様な手段により情報提供がなされるよう配慮するものとする。

8 相談窓口

- (1) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の障がい者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切である。
- (2) そうして把握した被災者のニーズについて、避難場所において対応できない場合は、必要に応じ、避難場所の責任者から町へ、町でも対応できない場合は、道へと適切に伝える仕組みを構築するものとする。
- (3) 避難場所で避難生活を送っている段階から、生活再建に向けて取り組むことが必要であるため、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供するものとする。
- (4) 外国人について、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向け相談体制について配慮することに努めるものとする。

9 防火・防犯対策

(1) 防火対策

- ア 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るものとする。
- イ 火災発生時に安全に避難するため、避難場所の防火安全に係る遵守事項を、避難場所の出入り口等に掲示するものとする。

(2) 防犯対策

- ア 避難場所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設等環境改善を行うものとする。警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、被災者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。
- イ 避難場所の治安・防犯等の観点から、必要に応じ、警備員等の雇用も考慮するものとする。

10 一定期間経過後の食事の質の確保

- (1) 食料の供給に当たり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮するものとする。
- (2) ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、被災地の地元事業者が営業を再開する等災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させる等により、適温食の確保に配慮するものとする。
- (3) 一定の期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開していくという観点からまた、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難場所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難場所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

11 避難場所の解消

(1) 避難場所の解消に向けた環境整備

- ア 避難場所の解消を円滑に進めるため、住宅の応急修理の実施、迅速な応急仮設住宅の設置又は民間賃貸住宅の借り上げを行うものとする。
- イ 半壊した住宅については、居住を続けながら本格補修へとつなぐことができるよう、住宅の応急修理制度の活用を図る等し、住宅の残存部分の活用が可能となるよう配慮するものとする。
- ウ 避難場所の設置は応急的なものであるため、避難場所とした施設本来の施設機能を早期に回復することが必要であることから、上記の施策を講じるのと平行して、できるだけ避難場所の早期解消を図るものとする。
- エ 福祉避難所で生活する避難者については、障がい等の特性を有していること等に鑑みれば、できる限り早期に退所し、よりよい環境に移ることが望ましいことから、関係各課と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的に活用することで、早期退所が図られるように努めるものとする。

(2) 避難場所の再編に際してのコミュニティ維持

避難場所の再編に際して、コミュニティ維持に配慮するものとする。また、仮設住宅にもコミュニティ単位で入居することは、仮設住宅におけるコミュニティの維持や防災集団移転等の地区の復興を考えるうえで有益であるので、考慮するものとする。

(3) 住まいや仕事の確保等

住まいや仕事の確保、訪問等による個別相談、地域の間人関係づくりのための茶話会や季節行事等とあわせ、避難場所の閉鎖後のコミュニティの維持・再生のことも考慮し、総合的に対応するものとする。

第15 在宅避難

- 1 避難場所の運営に当たり、避難場所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象にするものとする。
- 2 そのため、避難場所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難場所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難場所を設置するものとする。
- 3 在宅での避難生活を余儀なくされた者に対して、自治会や町職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。
- 4 基本法第90条の3に基づき作成する被災者台帳の活用等により在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難場所を拠点として支援を行うものとする。
- 5 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者、又は日常生活に重大な支障をきたす者等の把握及び必要物資の提供について、関係各課・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

第16 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

- (1) 町、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (2) 関係機関は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

第17 広域一時滞在（広域避難）

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ総合振興局長又は振興局長に報告する。但し、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告するものとする。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞りの協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、道内広域一時滞りの必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞りの必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞りの必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を当該町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長（以下、「協議元市町村長」という。）は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、**指定**避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (3) 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなると認めるときは、速やかにその旨を知事に報告し、及び公示するとともに避難場所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町及び道は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有する等、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第18 避難場所の仮設

避難場所が使用不能になった場合又は**受け入れ**きれなくなった場合は、総務・防災対策部及び建設水道対策部が各対策部の協力を得て、仮設避難場所の設営を行うものとする。

第19 津波避難ビルへの一時避難

津波発生時又は津波が発生するおそれがある場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所への避難を基本とするが、逃げ遅れたり、津波の到達が間近に迫っている場合は、津波避難ビルである「ひまわり団地」（字宮浜248-3）への一時避難も検討することとする。

第6節 応急措置実施計画

本町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は関係法令及び本計画の定めるところにより町長、鹿部消防署長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また町長は必要により国・道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

第1 応急措置の実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関、水防団長（消防団長）及びダム管理者その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官及び海上保安官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

町長及び鹿部消防署長、水防団長（消防団長）、防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び本計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生を防御又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。また、町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

1 警戒区域の設定

（1）町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは、禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

（2）消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは、制限することができる。

(3) 水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

(4) 警察官又は海上保安官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

ア 警察官又は海上保安官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

イ 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

ウ 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）、若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

2 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容することができる。

なお、この場合においては、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき次の措置をとらなければならない。

(1) 工作物及び物件の占有等に対する通知（基本法施行令第24条）

町長は、当該土地建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を鹿部町公告式条例（昭和25年条例第7号。以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分の期間又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償（基本法第82条）

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 障害物の除去及び保管

町長は、本町地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第2項の規定に基づき現場の災害を受けた工作物等で当該応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとることができるものとし、除去したときは当該工作物等を保管しなければならない。

なお、保管したときは、基本法第64条第3項から第6項の規定及び基本法施行令第26条に基づき、それぞれ次の措置をとらなければならない。

(1) 町長は、当該工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権限を有するものに対し当該工作物等を返還するため、次に掲げる事項及び方法により公示しなければならない。

ア 工作物等を保管した場合の公示事項

- (ア) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (イ) 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- (ウ) その工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
- (エ) その他保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

イ 工作物等を保管した場合の公示の方法

公示するに当たっては、次に定める方法によるほか、公告式条例を準用して行う。

- (ア) 公示は保管を始めた日から起算して14日間、町役場の掲示板に掲示すること。
- (イ) 公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者、その他工作物等について権限を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を町の広報誌又は新聞紙に掲載すること。

- (ウ) 前2号の方法による公示を行うとともに保管工作物等一覧簿を本町総務・防災課に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
- (2) 町長は、保管した工作物が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用、若しくは手数を要するときは、次に掲げる手続きにより当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- ア 保管した工作物等の売却は、競争入札に付さなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、随意契約により売却することができる。
- (ア) 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある工作物等
- (イ) 競争入札に付しても入札者がいない工作物等
- (ウ) 前2号に掲げるもののほか、競争入札に付することが適当でない認められる工作物等
- イ 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期間日の前日から起算して少なくとも5日前までに、工作物等の名称又は種類、形状、数量、その他必要な事項を公示しなければならない。
- ウ 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に工作物等の名称又は種類、形状、数量、その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。
- エ 随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。
- (3) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条の規定を準用する。
- (4) 公示の日から起算して、6ヶ月を経過してもなお保管した工作物等を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は本町に帰属する。

4 他の市町村等に対する応援の要求等

- (1) 町長は、本町の地域に係わる災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第67条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、他の市町村等に対し、応援を求めるものとする。
- (2) 前号の応援に従事するものは、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村指揮の下に行動するものとする。

5 知事に対する応援の要求等

町長は、本町地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、基本法第68条及び「北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」等に基づき、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請するものとする。

6 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。
(基本法第65条)
- (2) 町長及び水防団長（消防団長）は水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（水防法第24条）
- (3) 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、本町区域内に居住する者を消火、若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10）

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

災害時における自衛隊の派遣要請は、次のとおりとする。

第1 災害派遣要請基準

自衛隊の派遣要請は、人命及び財産の保護のため、おおむね次の基準により行う。

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 水害、高潮、津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- 3 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- 4 救援物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- 6 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

第2 災害派遣要請の手続

派遣要請を依頼する場合は、次の事項を明らかにした文書（資料編：資料52 様式1参照）をもって知事（渡島総合振興局長）へ依頼する。

但し、緊急を要するときは、口頭又は電話により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

また、緊急を要する場合、又は通信手段が途絶し、知事（渡島総合振興局長）に依頼ができない場合は、直接部隊長に通知するものとする。

但し、事後速やかにその旨を知事（渡島総合振興局長）に連絡するとともに、文書により要請依頼の手続きをするものとする。

- 1 災害の状況及び自衛隊の派遣を要請する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

様式6 自衛隊災害派遣要請文

第3 災害派遣部隊の受入体制

町長は、知事又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、宿泊所、車両、機材等の保管場所の準備、派遣部隊及び渡島総合振興局との連絡責任者の指名、作業計画等について協議調整のうえ、必要な措置をとる。

第4 経費

- 1 次の費用は、派遣部隊の受入側（施設等の管理者、市町村長）において負担するものとする。

- (1) 資材費及び機器借上料
 - (2) 電話料及びその施設費
 - (3) 電気料
 - (4) 水道料
 - (5) 汲み取り料
- 2 その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- 3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合にはこれを利用することができる。

第5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式7）をもって知事（渡島総合振興局長）に、その旨を報告する。なお、日時を要するときは、口頭又は電話等で報告し、その後文書を提出する。

自衛隊災害派遣要請先

隊名	指定部隊等の長	担当部課	所在地	電話
陸上自衛隊	第11師団 函館駐屯地司令 (第28普通科連隊長)	連隊第3科	函館市広野町 6-18	0138-51-9171 内線235 (当直302) FAX 0138-51-9171
海上自衛隊	大湊地方総監	防衛部3室	むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線2224
	函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 FAX 0138-27-9806 内線224
航空自衛隊	北部航空方面隊司令官	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線2353
	第2航空団司令	防衛部	千歳市平和	0123-23-3101 内線2231

様式7 自衛隊災害派遣撤収要請文

第6 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水

- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第7 自衛隊との連絡強化

1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定める等、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第8 自衛隊の災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛隊の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。但し、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第8節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第5節第17「広域一時滞在」に基づくものとする。

第1 町、道、国間の応援・受援活動

1 町に対する応援（受援）

（1）被災した町への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じ、被災した町に対して職員を派遣し、情報収集や町又は防災関係機関との調整並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

（2）応援協定による応援

本町において大規模災害等が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、応援・受援の実施を図る。

（3）基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（渡島総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（渡島総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

2 道から他の都府県に対する応援の要請等

（1）応急対策職員派遣制度による応援の要請

北海道における大規模災害時に、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、応急対策職員派遣制度に関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

なお、町及び道は、訓練等を通じ、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

3 他の都府県等からの応援要求への対応

町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことに伴い、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第2 消防機関の応援要請

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請する。また、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第3 応援体制の整備

応援活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、応援計画や受援計画の策定に努めるものとする。

第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 ヘリコプター要請

航空輸送が必要と判断したときは、知事（危機対策課防災航空室）に対しヘリコプター等の出動を要請する。要請を受けた知事（危機対策課防災航空室）は、北海道の所有するヘリコプターを出動させるほか、必要に応じて第一管区海上保安本部函館航空基地及び自衛隊等の協力を得て、ヘリコプター等による緊急輸送の確保を図る。

- 1 物資投下可能地点は、指定緊急避難場所とする。
- 2 ヘリコプターの離発着可能場所は、資料6-3のとおりとする。
- 3 ヘリコプターの活動内容

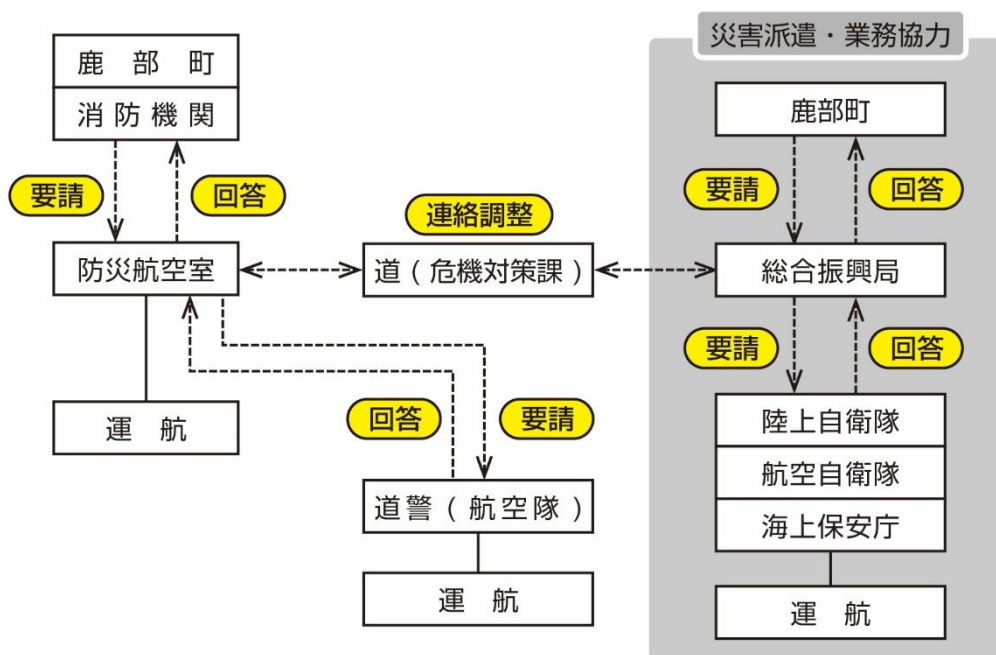
災害応急対策活動	(1) 被災状況調査等の情報収集活動 (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送
救急・救助活動	(1) 傷病者、医師等の搬送 (2) 被災者の救助・救出
火災防衛活動	(1) 空中消火 (2) 消火資機材、人員等の搬送
その他	(1) ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

資料6-3 ヘリコプター離発着可能場所
 資料9-2 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領
 資料9-3 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

第2 ヘリコプター活用

1 北海道消防防災ヘリコプター

(1) 北海道消防防災ヘリコプター使用手続系統図（防災関係業務分）



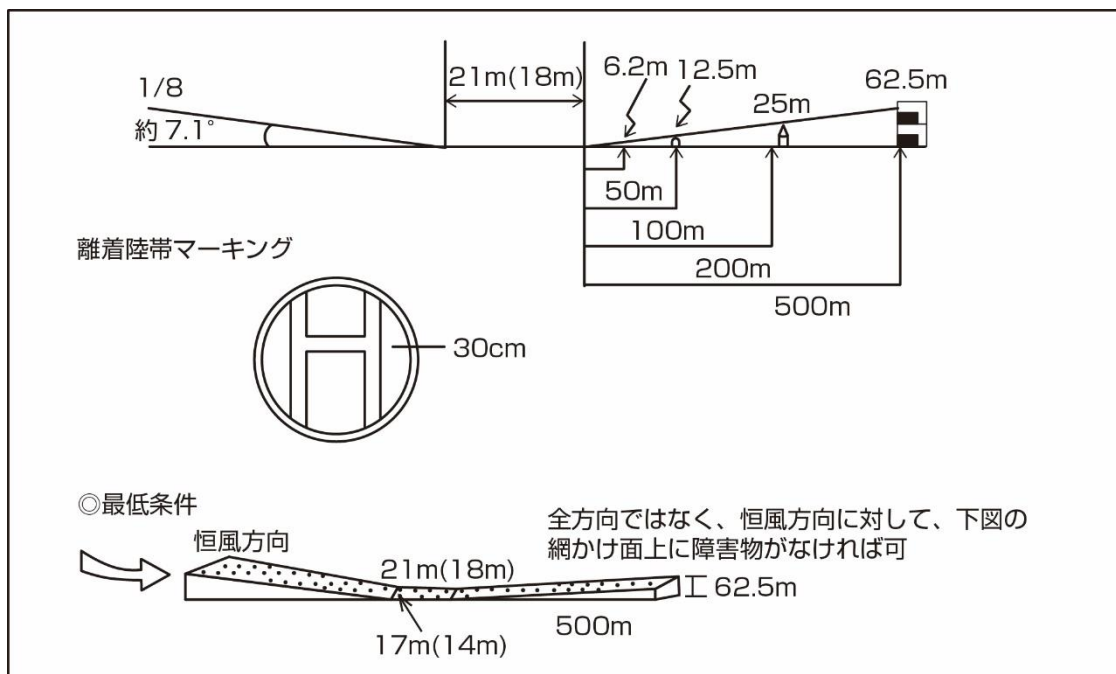
(2) 連絡先

北海道総務部 防災消防課 防災航空室	住所	〒007-0852 札幌市東区栄町964番地（陸上自衛隊丘珠駐屯地内）
	TEL	011-782-3233
	FAX	011-782-3234
	道防災行政無線	6-210-39-897、898

(3) 北海道消防防災ヘリコプター臨時離着陸場所選定条件

離着陸帯の広さ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 密集地においては21m×17mの確保ができること。 (2) 非密集地においては18m×14mの確保ができること。非密集地とは、周囲に民家や他の構築物がなく、広く解放されている場所で、これ以外の場所は、全て密集地として扱う。
周囲の障害物の状況	<ul style="list-style-type: none"> (1) 離着陸帯を中心として、その周囲500m先まで1/8の勾配（約7.1°）の傾斜面上に出る障害物がないこと（下図参照）。この条件を満足できない場合は、少なくとも相対する2方向（なるべく恒風方向）において、この条件を満足すること。
離着陸帯の条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 平坦な場合であり、かつヘリコプターの重量に耐える地盤の強度が確保できること。 (2) 地盤の緩い草地等については、転圧をするかロードマット又は鉄板等が敷けること。 (3) 離着陸帯及びその周辺は、ヘリコプターのローター吹き出し風（ダウンウォッシュ）によって飛散するような物がないように、整理されていること。
その他の参考事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) グラウンド等の場合、地表面が乾燥している時は砂塵の巻き上げ防止のため、十分な散水を行う必要があること。 (2) 離着陸帯中央に直径約10mの正円と中にHのマークを石灰、ペンキ等でマーキングすることが可能なこと。（下図参照） (3) 救急車等の車両の出入りのよい場所であること。 (4) 通信連絡手段を確保できること。

(4) 障害物制限高等概略図



第10節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振り等円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の地域住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

第1 実施責任者

1 町・鹿部消防署

町（救助法を適用された場合を含む。）及び鹿部消防署は、災害により生命、身体が危険となった者をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社の救護所に収容するものとする。

また、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町、北海道等の応援を求めるものとする。

2 函館方面本部、同森警察署

被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

3 函館海上本部

海上における遭難者の救助救出を実施するものとする。

4 北海道（渡島総合振興局）

道は、町を包括する機関として、広域的、総合的な調整を行うとともに、町から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。また、町のみでは実施できない場合の救助救出を実施するものとする。

第2 救助救出活動

1 被災地域における救助救出活動

町や鹿部消防署及び森警察署等は、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施するものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 海上における救助救出活動

函館海上保安本部は、海上災害が発生した場合、速やかに巡視船艇及び航空機により、海上における遭難者の救助活動を実施するものとする。

3 災害対策本部との情報共有

救助救出活動における情報共有を迅速に行うため、救助救出部隊と災害対策本部との通信手段の確保に努めるものとする。

第3 救出計画

救助法による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。但し、救助法第13条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。

但し、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがないと判断したときは、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに渡島総合振興局長に報告し、その後の処置について指揮を受けるものとする。

1 町に対する協力機関

町長が救出活動を実施する際には、防災関係機関等（第1章第6節に定めるもの）及び地域住民は、救出活動に協力するものとする。

2 救出班の編成

町長は、救出活動のため必要に応じて、総務・防災対策部、警察官、自衛隊、その他防災関係機関等をもって救出班を編成するものとする。

3 救出に必要な機械器具等の状況

救出に必要な機械器具及び備蓄等の状況は、資料6-1のとおりである。

資料6-1 備蓄・資機材一覧

第11節 医療救護計画

災害のためその地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施、また、天災、地変、交通、産業災害等により、きわめて短時間かつ集团的に多数の死傷者が発生した際の計画は、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。但し、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は町長（担当：保健福祉対策部）が行うほか、日本赤十字社北海道支部が行う。
- 2 救助法が適用されない場合の医療・助産は、町長（担当：保健福祉対策部）が実施する。知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。
- 3 上記1及び2については、一般社団法人渡島医師会と緊密な連携協議のもとに実施するものとする。

資料10-1 締結協定一覧

第2 基本方針

- 1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、町又は道が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。
また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。
- 2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。
- 4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) トリアージ
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
 - (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
 - (4) 災害時に道が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整。
 - (5) 助産救護
 - (6) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
 - (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- 5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

- 6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。
- (1) 傷病者に対する精神科医療
 - (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

資料10-1 締結協定一覧

第3 医療救護活動の実施

- (1) 町は、災害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他の関係機関に協力を要請する。
- (2) 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施する。

第4 医療及び助産計画

1 医療及び助産の対象者

医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害の発生日前後7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者

2 実施の方法

医療及び助産等の救護を要する者の調査結果は、でき得る限り迅速かつ正確に災害対策本部に報告することとし、本部では直ちに救護に関し医師又は助産師の派遣、救護所の開設、患者の救急輸送、収容、通信連絡の確保、医療資材の確保、手配等必要な措置を講ずる。

3 医療救護所

応急医療、助産等を行うため、安全かつ適応する公共施設等を医療救護所に指定し、必要な配備を行う。この場合、直ちに当該地域の住民に周知するものとする。

4 医療班の編成・応援等

医療班の派遣を必要とする場合は、保健福祉対策部をもって編成し、医療救護に当たる。また、必要に応じ町長は、渡島医師会、国立、道立の医療機関、日本赤十字社北海道支部等に対し医療班を要請する。なお、国立、道立及び町内医療機関は、別表のとおりとする。

5 医療品、衛生材料の確保

救護に必要な医療品、衛生材料の調達確保は、町内等の販売業者からの購入及び町内医療機関からの一時借入等により行い、保健福祉対策部が担当する。

なお、医療品等の調達確保が困難な場合は、知事に協力を要請する。

道保健福祉部作成（平成13年3月作成、平成21年4月改定版）の「災害時備蓄医薬品等の供給マニュアル」がある。

6 国立、道立、町内医療機関等一覧

国立、道立、町内医療機関等については、資料6-6のとおりである。

資料6-6 国立、道立、町内医療機関等一覧

第5 医療救護対策

1 医療救護の対象と範囲

(1) 対象

災害時において、集団的に多数の死傷者が生じ、関係機関の総合的な医療救護対策が必要な事態を対象とする。なお、集団的多数の死傷者とは、おおむね50人以上に及ぶ災害とする。

(2) 範囲

死傷者発生と同時にを行うトリアージ、ファーストエイド（応急処置）、初期診療の応急的処置までを範囲とする。

なお、遺体の処置のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

資料6-7 医療救護に係るトリアージ

2 医療救護対策本部の設置

町長（担当：保健福祉対策部）は、医療救護活動を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて医療救護対策本部を設置する。

3 関係機関の業務の大綱

渡島総合振興局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療救護についての総合調整に関する事。 (2) 医薬材料の確保に関する事。 (3) 自衛隊の派遣要請に関する事。 (4) 災害対策地方本部等の設置に関する事。
鹿部町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 現地対策本部の設置に関する事。 (2) 現地における医療救護施設の設置及び管理に関する事。 (3) 死傷者の救出及び搬送に関する事。 (4) 日赤奉仕団に対する出動要請に関する事。 (5) 渡島医師会に対する出動要請に関する事。 (6) 医薬材料の確保に関する事。 (7) 死傷者の身元確認に関する事。
函館海上保安部 第一管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上災害における死傷者の救出及び搬送に関する事。 (2) 日本水難救済会鹿部救難所に対する協力要請に関する事。 (3) 死傷者の身元確認に関する事。 (4) 救助物資の海上輸送に関する事。

函館方面森警察署	(1) 死傷者の救出及び災害現場の警備に関する事 (2) 交通機能の確保に関する事 (3) 死傷者の身元確認に関する事
自衛隊	(1) 要請に基づく死傷者の救出及び搬送に関する事 (2) 医療救護物資の輸送支援に関する事
日本赤十字社 渡島総合振興局地区	(1) 災害時における医療、助産等の救助に関する事 (2) 民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関する事
渡島医師会	(1) 災害時における医療関係機関との連絡調整及び医療救護、その他救助の実施に関する事

4 医療体制

町長は、渡島医師会に災害医療救護隊（班）の出動を要請する。

(1) 要請項目

- ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
- イ 出動の時期及び場所
- ウ 出動を要する人員及び資機材
- エ その他必要な事項

(2) 出動範囲の基準

隊長（渡島医師会長）は、災害の種別、規模等により医療救護各隊（班）の出動を命ずる。

(3) 災害情報通報伝達

本章第2節「災害通信計画」の定めるところにより防災行政無線施設や関係機関のもつ専用通信施設、無線通信施設及び移動無線等を動員して有効適切な通信連絡体制を確立する。

(4) 自衛隊派遣要請

町長は、多数の死傷者を緊急に救出、搬送及び医療救護物資の輸送を必要と認めた場合は、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼する。

(5) 報告書の提出

隊長は、災害医療救護隊（班）を出動させ医療救護活動を実施したときは、速やかに次に掲げる内容を示した報告書を提出する。

- ア 出動場所及び出動期間
- イ 出動人員、種別
- ウ 受診者数（死亡、重傷、中等傷、軽傷別）
- エ 使用した医薬材料及び医療器具等の消耗破損等の内容（数量、額等）
- オ 医療救護活動の概要
- カ その他必要な事項

(6) 経費の負担及び損害補償

ア 経費の負担区分

医療救護対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償を何れの機関が負担するかは、次の区分によることを原則とする。

(ア) 鹿部町

町が対策を実施する責務を有する災害の場合、又は救助法が適用され、町長が知事の委任を受け実施した場合。

(イ) 北海道

救助法が適用され、北海道が実施した場合。

(ウ) 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合。

イ 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当は救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額に従って、また医療救護活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損等についてはその実費を時価で、それぞれ前記アの負担区分により弁償するものとする。

ウ 損害補償

医療救護活動のため出動した医師等がそのために死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害となったときは、これによって受ける損害を、医療救護活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときはその損害の程度に応じた額を、それぞれ前記アの負担区分により補償するものとする。

様式8 災害医療救護隊（班）の出動要請について
様式9 災害医療救護隊（班）の活動報告について

第6 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊等により移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請するものとする。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として消防機関が実施する。但し、消防機関の救急車両が確保できないときは、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊等により搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請するものとする。

資料9-2 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領
資料9-3 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手
続要領

第7 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保するものとする。但し、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関係機関にその確保について要請するものとする。

資料6-8 災害時備蓄医薬品等の供給フロー

第8 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第12節 防疫計画

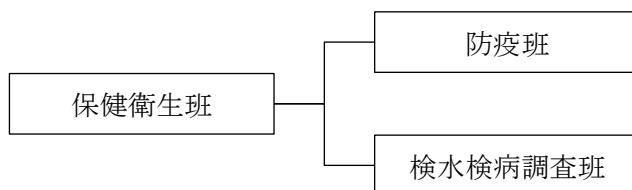
災害時における感染症の発生又は感染症のまん延を予防するための防疫は、次のとおりとする。

第1 実施責任者

- 1 町長（担当：民生対策部、保健福祉対策部）は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い、実施する。
- 2 町長（担当：民生対策部、保健福祉対策部）は、渡島保健所長の指導の下、集団避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫班、検病、検水班の編成

町長（担当：民生対策部）は災害現場における防疫活動を円滑かつ能率的に実施するため防疫班等を編成するものとする。なお、町のみで実施困難の場合は、道や関係機関の応援協力のもとに実施する。



1 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のための防疫班を編成するものとする。

第3 防疫の種別及び方法

1 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、知事の指示があったときは、町長は管内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施するものとする。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱いは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

2 消毒活動

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成16年1月）の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

3 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

4 被災世帯における家屋等の消毒

- (1) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、便所の消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。
- (2) 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、便所の消毒は、クレゾール石けん液3%水溶液で行う。

5 患者等に対する措置

被災地に感染症患者等が発生したときは、感染症法に基づいた措置をとる。

6 臨時予防接種

被災地の指定疾病のまん延予防上、緊急の必要があると認められるときは、知事の指示を受け予防接種を実施するものとする。

7 避難場所の防疫指導

町長は、道（渡島総合振興局）の指導のもと、避難場所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

(1) 検病調査等

避難者の理解を得て、少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果必要が生じたときは、検便等による健康診断の受診又は医療機関への受診勧奨を行うものとする。

(2) 消毒

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、家屋内で必要があるときはクレゾール等による消毒、ノミ等の発生防止のための薬剤散布を行い、便所、炊事場、洗たく場等を消毒するほか、クレゾール石けん液、逆性石けん液を適当な場所に配置し、床下は所要の石灰を散布、手洗いの励行等について十分指導徹底させるものとする。

(3) 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。また、配膳等の衛生保持及び残廃物、ちゅう芥等の衛生的処理についても、十分指導徹底させるものとする。

(4) 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、使用の都度消毒させるものとする。

8 消毒その他措置

町長（担当：民生対策部）は、知事の指示があったときは、1類、2類、3類感染症の消毒・滅菌の手引きに基づき汚染物の消毒・滅菌を行うものとする。

(1) 1類感染症の消毒ポイント

感染症	消毒のポイント	消毒法
エボラ出血熱 マールブルグ病 クリミア・コンゴ出血熱 ラッサ熱	<p>厳重な消毒が必要である。 患者の血液・分泌液・排泄物及びこれらが付着した可能性のある箇所を消毒する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・80℃・10分間の熱水 ・抗ウイルス作用の強い消毒薬 0.05～0.5%（500～5,000ppm）次亜塩酸ナトリウムで清拭*又は30分間浸漬。 2～3.5%グルタラールに30分間浸漬**
ペスト 〔肺ペスト〕 〔腺ペスト〕	<p>肺ペストは飛沫感染であるが、患者に用いた器材や患者環境の消毒を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・80℃・10分間の熱水 ・消毒薬 0.1w/v第四級アンモニア塩又は両性界面活性剤に30分間浸漬 0.2w/v第四級アンモニア塩又は両性界面活性剤で清拭 0.01～0.1%（100～1,000ppm）次亜塩酸ナトリウムに30～60分間浸漬 アルコールで清拭

* 血液等の汚染に対しては0.5%（5,000ppm）、また明らかな血液汚染がない場合には0.05%（500ppm）を用いる。なお、環境の血液等の汚染に対しては、ジクロロイソシアヌール酸ナトリウム顆粒も有効である。

** グルタラールに代わる方法として、0.55%フタラールへ30分間浸漬や、0.3%過酢酸へ10分間浸漬があげられる。

(2) 2類感染症の消毒ポイント

感染症	消毒のポイント	消毒法
急性灰白髄炎 (ポリオ)	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	エボラ出血熱と同様に行う。
コレラ 細菌性赤痢	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	ペストと同様に行う。
ジフテリア	皮膚ジフテリア等を除き飛沫感染であるが、患者に用いた器材や患者環境の消毒を行う。	
腸チフス パラチフス	患者の糞便・尿・血液で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	

(3) 3類感染症の消毒ポイント

感染症	消毒のポイント	消毒法
腸管出血性大腸菌	患者の糞便で汚染された可能性のある箇所を消毒する。	ペストと同様に行う。

患者環境	生活用品	(1) 患者が使用した寝衣やリネンは、塩素系漂白剤に浸漬してから洗濯する。 (2) 便汚染のあるシーツ等も同様に漂白剤に浸漬してから洗濯する。 (3) その他の物品は煮沸消毒や消毒薬による消毒を行う。 (4) 食器は洗剤と流水で洗浄する。
	入浴関係	(1) 患者の入浴はできるだけ浴槽につからず、シャワーか掛け湯を使用する。 (2) 風呂に入る場合は、家族が入浴し終わった最後に入り、他の者と一緒に入浴しないようにする。 (3) 最後に風呂の水は流し、その後十分に水洗いをする。 (4) バスタオルは家族と共用しない。 (5) 使用後の浴槽は浴槽用洗剤でよく洗浄する。 (6) 患者が家庭用ビニールプール等をつかう場合は、他の乳幼児とは一緒に使用せず、使用ごとに水で洗って交換する。消毒薬を使用した消毒はしない。
	調理器具	(1) 患者がいる家庭では、調理の際の食品（汚染）に注意する。 (2) 調理の際は食物の中心部まで熱が届くようにすると同時に、手洗いを励行し、まな板、包丁、食器、ふきん類等は煮沸水で熱水消毒する。
	排泄物	(1) 分泌物や排泄物を消毒する場合は、水洗トイレ槽に第四級アンモニア塩を最終濃度0.1～0.5%になるように注ぎ、5分間以上放置後に流す。 (2) 便の付着した物品の消毒は、糞便を洗い流した後、煮沸した熱水、若しくは塩素系漂白剤、第等四級アンモニア塩等で消毒する。便器も同様に消毒薬で清拭する。

9 生活水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器による搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

10 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 感染症患者に対する措置

町長（担当：保健福祉対策部）は、知事が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第12条で定めるところにより、感染症のまん延を防止するため入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送するときは、協力する。

（1）感染症指定医療機関

2類感染症患者は第二種感染症指定医療機関である市立函館病院に、1類感染症患者は知事が指定する第一種感染症指定医療機関に入院させる。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条）

病院名	住所	電話	備考
市立函館病院	函館市港町1-10-1	0138-43-2000	

（2）その他

緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であっても知事が適当と認めるものに入院させることができる。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第26条）

第5 指定避難所等の防疫指導

町長（担当：民生対策部）は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等の実施

避難者の健康状況等を適宜把握するために、必要に応じて保健福祉対策部による巡検や医療機関受診等の保健指導等を実施するものとする。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所等の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うように指導するものとする。

また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するように指導する。

3 集団給食及び飲料水等の管理

給食従事者は、原則として健康診断を受けたものを従事させるよう努めるものとする。また、配膳時の衛生保持及び残飯等の衛生的処理についても指導徹底に努めるものとする。

飲料水については、水質検査や消毒等を指導徹底し、水飲場、炊事場の衛生保持を行うよう指導するものとする。

第13節 災害警備計画

災害時における北海道警察の諸活動は、北海道地域防災計画の定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1 警察の任務

警察は、関係機関と緊密な連携のもとに災害警備諸対策を推進するほか、風水害等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

第2 災害警備体制の確立

風水害等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

第3 応急対策の実施

1 災害情報の収集

体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

2 避難の指示等

- (1) 基本法第60条の第1項、第2項の規定に基づき、避難指示を発令するとともに、本章第5節「避難対策計画」に定める避難先を示すものとする。
- (2) 住民の避難に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

3 広報

風水害等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

4 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救助救出活動を実施するとともに死体見分等に当たるものとする。

函館方面森警察署	森町字上台町299-6	TEL 01374-2-0110
鹿部駐在所	鹿部町字鹿部154-3	TEL 01372-7-2861

第14節 交通応急対策計画

災害時における道路、船舶及び航空交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するために必要な道路交通の確保に関する計画は次のとおりとする。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど、事前の備えを推進する。

実施機関	応急対策の内容等
鹿部町 (消防機関)	(1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。 (2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 (3) 消防吏員は、2による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
北海道公安委員会 (北海道警察)	(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。 (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。 (3) 2による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
第一管区 海上保安本部	海上における船舶交通の安全を確保するため、必要に応じ海上交通の規制等を行う。
北海道開発局	国道（指定区間内）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。
北海道	(1) 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努めるものとする。 (2) 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。 (3) 道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとするとともに、ガソリン等について、市町村長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

実施機関	応急対策の内容等
自衛隊	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に次の措置をとることができる。 (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。 (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。 (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。
一般社団法人 北海道警備業協会	一般社団法人北海道警備業協会及び支部は、災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備について、「災害時における交通誘導業務等に関する協定」等により関係機関の支援を行う。

資料10-1 締結協定一覧

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会は、相互に密接な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の実態を把握のうえ必要な措置をとる。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった道路及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合は、その路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止、又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し、道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止・制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて周知徹底を図る。

第3 海上交通安全の確保

第一管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行う。
- 2 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの

除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告することができる。

- 4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

第4 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。
なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 渡島総合振興局長、又は北海道公安委員会は、車両の使用者等の申し出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (2) 緊急通行車両の確認は、渡島総合振興局又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。
- (3) 確認したものについては、車両ごとに「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。
- (4) 緊急通行車両

緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

- ア 特別警報・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防衛、又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (5) 事前届出制度の普及等

町及び道、地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届

出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にする等、その普及を図るものとする。

資料6-9 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であり、公安委員会の意思決定によって規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（森警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であり、自動車番号標によって外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であり、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 放置車両対策

(1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

- (2) 道路管理者、漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者、漁港管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である町に対し、必要に応じ、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第5 緊急通行車両の申請

町長は、基本法第76条の規定に基づき、北海道公安委員会が災害緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止・制限した場合は、各班において使用する車両につき森警察署を通じ北海道公安委員会あてに申請を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送に当たるものとする。なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に提示する。

第6 規制対象除外車両の申請

北海道公安委員会は、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限り、業務の性質上、住民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は社会生活上通行させざるを得ないと認められる車両については、通行を認めているので、町長は森警察署長に対し確認手続きを行い、「規制対象除外車両証明書」及び「標章」の交付を申請する。

第15節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うための計画は次に定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任者

町長（担当：水産経済対策部、建設水道対策部）は、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すための災害時輸送の実施を行うものとする。

また、町長は必要と認める場合は、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊等の派遣、出動を依頼する。

第2 輸送の対象

- 1 避難のための住民の輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者のための輸送
- 3 応急対策のために必要な人員、機材等の輸送
- 4 運搬給水による飲料水確保のための輸送
- 5 生活必需物資の確保のための輸送
- 6 その他災害対策本部が行う輸送

第3 道路輸送

- 1 原則として町有車両を使用するが、災害の規模に応じ、自衛隊や民間輸送業者の協力を得て輸送を行う。
- 2 災害時において道公安委員会等が車両の通行禁止、又は、制限をした場合、町長は、道公安委員会（森警察署）等に対して当該車両が緊急輸送車両であることの確認手続きを行い、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付をうけ、緊急輸送を行うものとする。

資料6-10 町有車両等の現況

第4 海上輸送

鹿部漁業協同組合等の協力並びに漁船の借上げをするほか、災害の規模に応じ、海上保安部、自衛隊等の協力を得て輸送を行う。

また、室蘭港浮体式防災施設の活用等による海上輸送の手段も検討する。

なお、海上輸送の拠点港としては、第2種鹿部漁港及び第2種本別漁港とするが、浮体式防災施設の漁港内への接岸は不可能であることから、防災フロートを利用する場合には、舢等の利用について検討を要する。

第5 鉄道輸送

北海道旅客鉄道株式会社の協力を得て、鉄道輸送を行う。

第6 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

第16節 食料供給計画

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する主要食料及び副食調味料の供給は、次のとおりとする。

第1 実施責任者

町長は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合には、その確保について渡島総合振興局長を通じ知事に要請する。

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。但し、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接又は渡島総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

第2 炊き出し等の実施要領

1 炊き出しその他により食品の配給を受ける被災者は、次のとおりとする。

- (1) 避難場所に収容された者
- (2) 住家の被災により炊事のできない者
- (3) 旅行滞在者であって、滞在している施設が被災したため、前記ア・イに該当することとなった者

2 災害現地における救助作業、応急作業従事者に対し、必要な場合は食品の配給を行う。

3 炊き出しの場所

資料5-1、資料5-2、資料5-3及び資料5-4に掲げる避難場所の備え付けの施設及び学校給食センターを利用する。但し、対象者の状況により当該施設のみで実施が困難であると予想される場合は、民生対策部長及び対策本部長に指示を仰ぎ、その他の施設を使用するものとする。

4 協力団体

第3章第3節「住民組織等の活用」に定める団体に協力を要請する。

5 炊き出し困難な場合等の措置

直接炊き出しすることが困難で米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、米飯提供業者から直接購入し、配給する。

資料5-1 指定緊急避難場所一覧
資料5-2 火山噴火における第一次避難場所
資料5-3 指定避難所一覧
資料5-4 避難収容施設位置図及び避難道路図

第3 配給品目

主食は、原則として米穀とするが、状況によっては乾パンや小麦粉製品等を配給する。乳幼児に対する食品の配給はミルク等によって行う。

第4 調達方法

1 主食（米穀）

（1）米穀の要請

米穀は、原則として米穀の小売又は卸売業者から調達するが、必要数量を確保できない場合は、その確保について渡島総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

なお、米穀卸売、小売販売業者は、資料6-11のとおりである。

（2）副食調味料

副食調味料の調達は、原則として町が直接調達するが、必要数量を確保できない場合等にあつては、渡島総合振興局を経由して知事に対し、その斡旋を要請する。

資料6-11 米穀卸売、小売販売業者

2 北海道からの後方支援

知事は、町長から要請があつたとき、又はその事態に照らして緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮の下、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章I第11の規定により、農産局長から災害救助用米穀を確保し、町に供給するとともに、その受領方法等について指示する。

第5 食料輸送計画

食料の輸送に当たっては、車両等及び作業従事者を必要とする場合は、本章第15節「輸送計画」、同章第33節「労務供給計画」により措置をするものとする。

第17節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任者

町長（担当：建設水道対策部）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確認するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

救助法が適用された場合は知事が行い、町長はこれを補助する。但し、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は町長（担当：建設水道対策部）が行う。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は近隣市町へ協力を依頼する。

3 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

4 北海道からの後方支援

知事は、町の水道施設等が被災し広範囲にわたって断水となったときは、自衛隊その他関係機関の応援を得て応急給水についての調整を図るとともに、復旧資機材の調達の調整、給水開始の指導を行う等の支援を行う。

第2 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者。但し、自己の水道破損があっても他に飲料水を得ることができる者は、対象としない。

第3 補給水利の種別、所在、水量

- 1 導配給水管の全部又は大部分が破損し、利用できない場合は、近隣市町村の給水タンク車等を要請する。但し、破損の程度により次の浄水場から取水が可能な場合は、取水を行うものとする。

資料6-12 取水場

- 2 特定地域の水道施設が破損して使用できない場合の給水は、町内の消火栓から取水して行う。

第4 給水方法

- 1 被害の規模、給水の緊急性及び需要の度合等情勢を的確に判断し、計画的に供給する。搬送給水に重点をおき、総務・防災対策部の協力を得て、給水用車両（消防タンク車を含む。）並びに容器をもって行うものとする。

給水用車両 1台

給水用容器 給水袋（6ℓ入）1,700袋、給水袋（10ℓ入）60袋

取水場所 鹿部町浄水場 鹿部219-5ほか（最大配水可能水量3,630m³/1日）

- 2 町は、飲料水を始めとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。
- 3 家庭用井戸による給水が可能な場合、井戸の水質検査を実施し、飲料水として適当と認めたときは、その付近の被災者に飲料水として供給できるよう協力を得るものとする。
- 4 加工場用井戸による給水が可能な場合は、被災者に飲料水として供給できるよう協力を得るものとする。

第5 資機材の調達方法

応急給水用・給水施設用応急復旧資機材については、鹿部町水道事業指定水道工事店より調達するものとするが、必要数量を確保できない場合は知事に対してその斡旋を要請する。

第6 給水施設の応急復旧

共用栓、消火栓及び医療施設等民生安定と緊急を要するものから優先的に行う。

第7 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第8 派遣要請

町長は、飲料水の供給のため必要と認めた場合は知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣を依頼する。

第9 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

資料10-1 締結協定一覧

第18節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長は、救助法が適用された場合、被災者に対する衣料、生活必需品等物資の給与又は貸与を行うものとするが、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

(1) 物資の調達、輸送

- ア 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を、把握しておくものとする。
- イ 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めるものとする。
- ウ 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2 応援体制

1 北海道からの応援

知事は、災害時における災害救助用物資について、町長等の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。なお、町における物資が不足し災害応急対策を適確に行うことが困難であると認める等、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず物資を確保し輸送する。

また、災害時に備え、生活必需品を取り扱う業者等と迅速に調達できるよう事前に連絡調整を行う。

町長に物資を配分速達するときは、**無償・有償の区分を明確化するとともに**、配分計画表を作成し、この計画表に基づいて給与又は貸与するよう**助言**する。

(1) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

- ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
- イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

2 指定地方行政機関からの応援

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を図る。

(1) 北海道経済産業局

経済産業省が救援物資の供給・確保を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体等と十分連絡をとりつつ被災地の物資調達状況を、供給・確保後はその到着状況等について確認する。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関からの応援

法令及び計画の定めるところにより、被災者への物資供給を実施する。

4 日本赤十字社北海道支部における災害救援物資の備蓄

(1) 被災者の救援用物資として備蓄しているものは次のとおりである。

- ア 毛布
- イ 緊急セット
- ウ 拠点用日用品セット
- エ 安眠セット

(2) 救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救助物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

第3 実施の方法及び対象者

町長は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

- 1 災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水の被害を受けた者
- 2 災害により被服、寝具その他生活必需物資を亡失し、日常生活を営むことが困難と思われる者

第4 衣料、生活必需物資等の確保

町長は、その所掌する物資供給に必要な数量の確保を図るものとし、関係する卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第5 給与又は貸与物資の種類

救助法が適用された災害についての被災者に給与又は貸与する救援物資の品目は、次のとおりとする。

その他の災害が発生した場合、町長が給与又は貸与する救援物資の品目もこれに準ずるものとする。

- 1 寝具
- 2 外衣
- 3 肌着

- 4 身の回り品
- 5 炊事道具
- 6 食器
- 7 日用品
- 8 光熱材料

第6 衣料、生活必需物資等の調達先

町は災害の規模に応じて、町内の各衣料品店及び日用品取扱店から調達するものとする。なお、町内での調達が困難な場合は渡島総合振興局を經由して知事に斡旋を要請し、調達するものとする。

第7 給与又は貸与の方法

町及び道は、調達物資を受払簿と受領簿により被災世帯に給（貸）与する。なお、救助法による救助物資とその他義援物資とは、明確に区分して処理する。

第8 要配慮者への配慮

生活必需品の供給に際しては、紙おむつ、介護用品、スプーン、ほ乳ビン等の確保に努め、要配慮者を優先的に配分すること等の配慮を行う。

第9 義援物資の受入・管理

1 義援物資の受入方針

全国からの物資提供の申出があった場合は、地方自治体、企業、団体等からのまとまった量の物資を受入れるものとし、個人からの小荷物程度の物資は受入れないものとする。

2 義援物資の保管

義援物資の保管場所の整備を推進し、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、輸送業者により避難場所へ供給するものとする。

第10 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに従って行うものとする。

第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難場所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

また、都市ガスの供給が停止された場合は、LPGの供給を確保する必要があるので取扱い等については弾力的な運用を図ることとする。

第2 応援の要請

町長は、自ら石油類燃料の調達を実施することが困難な場合は、道へ応援を要請するものとする。

第3 石油類燃料の確保

町長は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又は斡旋を求めるものとする。

第20節 電力施設災害応急計画

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。

第1 北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり、対策を講ずるものとする。

1 活動体制

発令基準に従い準備態勢、警戒態勢、非常態勢及び特別非常態勢を発令し、体制を整備するものとする。

2 情報収集・提供

所定の系統に従い、社内外の情報を収集し、復旧対策を樹立するとともに、停電、復旧見込み等の状況について、町及び道に連絡するものとする。

また、鹿部町災害対策本部が設置された場合は、速やかに連絡員を派遣し、設備被害状況及び復旧見込みなどの情報提供を行うとともに、協定に基づき、協力して電力施設等の復旧にあたる。

3 通信確保

本部（本店）、支部（支店及び重要発電所）相互間の主要通信回線に対しては、迂回ルート構成を考慮するとともに、通信機器用予備電源の正常運転に十分な注意を払い通信の確保を図るものとする。

なお、災害地域の現業機関には、臨時電話の仮設等を考慮する。

4 広報

災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、ホームページ・SNS（Twitter、Facebook）、ラジオ及び報道機関などを通じ、速やかに一般公衆に周知を図るものとする。

5 要員の確保

各支部は被害の状況により、支部管内の社外の応援を求め、なおかつ対処できないときは、本部に要請し、本部は融通動員するものとする。

なお、自衛隊の派遣を必要とするときは、各支部長が町長を経て知事（総合振興局長）に要請するものとする。

6 資材等の調達

社内における調達を図り、なおかつ不足するときは、関連工事会社及び東地域の電力各社からの融通等により調達を図るものとする。

なお、必要により指定地方行政機関、地方公共団体等に対し、労務施設、設備又は物資の確保について応援を求めるものとする。

第2 電源開発株式会社東日本支店北海道事務所

災害に対処して遺漏のないよう応急措置及び復旧を図るための災害対策組織等を定め、災害対策に必要な措置を講ずるものとする。

第21節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 応急対策

ガス事業者は、ガス事業法に基づき保安規程及び保安業務規程を定め、技術上の基準に適合するよう工作物の維持を図るほか非常災害の事前対策、災害発生時の応急対策等個々の実態に応じた応急対策を講ずるものとする。

1 非常災害の事前対策

(1) 情報連絡

- ア 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等については新聞、ラジオ、テレビ等に注意し、その動静を把握するとともに当該地域の風速、降水量、その他気象状況について各関係機関と緊密に連絡をとる。
- イ 災害発生前の情報交換、その他の連絡をかねて一定時間ごとに関係各課と確認しておく。

(2) 各設備の予防強化

- ア 業務設備
 - ガス事業者の総務部門が他の応援を得て行うこととし、下記事項についてはあらかじめ措置を講じておくものとする。
 - (ア) 要員の確保
 - (イ) 防火、防水、救命用具の点検整備
 - (ウ) 非常持出品の搬出整備
 - (エ) 建物の補強
 - (オ) 建設中の設備並びに資材の補強及び損害防止
 - (カ) 排水設備の点検整備
- イ 製造設備・供給設備
 - 被害を受けるおそれのある製造設備、供給設備においては、設備の重要度に応じた防災施策を講じる。

(3) 人員の動員連絡の徹底

- ア 保安規程に基づき組織及び分担業務を定め、いつでも出動し得るよう態勢を確立しておく。
- イ 社外（下請者）に応援を求める場合の動員表を作成し、連絡体制を確立しておく。
- ウ 道に応援を要請する場合は、道の災害対策（連絡）本部と密接な連絡をとるものとする。

(4) 工具、機動力、資材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(5) 宿舎、衛生、食料等について

宿舎、衛生、食料、衣服、緊急薬品についてあらかじめ対策を講じ、復旧作業に当たって、遺漏のないよう確保すること。

(6) 広報

災害時の広報（テレビ、ラジオやホームページ等）に備え、平時から関係機関との関係強化を図るとともに、対応方法を整理しておく。

(7) 重要施設への臨時供給

地震発災後、病院等の重要施設の臨時供給を迅速かつ確実に実施するために、北海道とあらかじめ需要家情報を共有し、平時から連携強化を図る。

2 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第22節 上水道施設対策計画

災害時の上水道施設の応急復旧対策は、本計画の定めるところによる。

第1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者（町）は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- 1 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- 2 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- 3 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- 4 住民への広報活動を行う。

第2 広報

水道事業者（町）は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他の土木施設の災害応急土木対策の実施の大綱は、本計画の定めるところによる。

第1 災害の原因

- 1 暴風、竜巻、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象
- 2 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- 3 波浪
- 4 津波
- 5 山崩れ
- 6 地すべり
- 7 土石流
- 8 崖崩れ
- 9 火山噴火
- 10 落雷

第2 被害種別

- 1 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- 2 盛土及び切土法面の崩壊
- 3 道路上の崩土堆積
- 4 橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
- 5 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- 6 河川、砂防えん堤、港湾及び漁港の埋塞
- 7 堤防、消波工、離岸堤、突堤及びその他海岸を防護する施設の被害
- 8 砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- 9 ダム、溜池等えん堤の流失及び決壊
- 10 ダム貯水池の流木等の堆積
- 11 岸壁・物揚場の倒壊及び陥没
- 12 航路・泊地の埋没

第3 実施責任者

災害時における土木施設の応急対策及び応急復旧等は、当該施設の管理者が実施する。

第4 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また被害の拡大を防止するための応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによる。

1 情報の収集及び伝達

警戒区域の状況等応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」及び本章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところにより迅速、確実に行うものとする。

警戒区域の情報内容は、地表水、湧水、表層、亀裂、樹木等の傾斜、人家等の損壊、住民及び滞在者の数等とする。

2 警戒区域の情報連絡員

警戒区域の異常現象及び災害状況を迅速に把握するための情報連絡員については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」の地域別情報連絡責任者が当たるものとする。

3 警戒体制及び警戒体制の内容

(1) 警戒体制

警戒体制の基準雨量は、別表のとおり。

(2) 警戒体制の内容

ア 第1警戒体制

警戒区域の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

イ 第2警戒体制

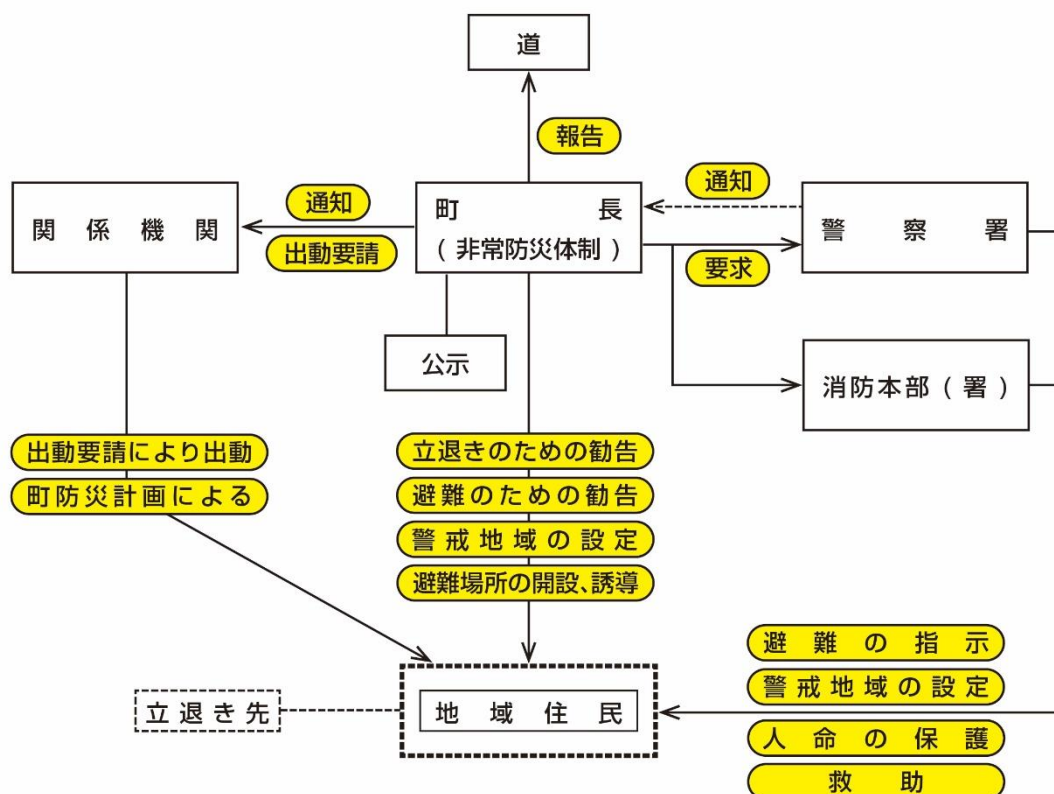
住民等に対し、本章第4節「災害広報・情報提供計画」、第6節「避難対策計画」により、避難準備を行うよう広報等を実施するほか、必要に応じ基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置等、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

別表

警戒体制の区分	地区名	降雨の状況	町の配備体制	措置基準
第1警戒体制	全地区	(1) 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の日雨量が50mmを超えたとき。 (2) 前日までの連続雨量が10～100mmで当日の日雨量が80mmを超えたとき。 (3) 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100mmを超えたとき。	非常警戒体制とし、警戒巡視員、連絡員をもって組織し、次の配備体制に円滑に移行できるよう措置すること。	(1) 危険区域の警戒及び巡視 (2) 住民等への広報等
第2警戒体制	全地区	(1) 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mmの強雨が降り始めたとき。 (2) 前日までの連続雨量が10～100mmで当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。 (3) 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。	(1) 各班をもって組織し、災害応急活動ができる体制とすること。 (2) 災害が発生し、その規模範囲により更に拡大することが予想されるときは、町防災計画によること。	(1) 住民等の避難準備 (2) 警告（基本法第56条） (3) 事前措置等（基本法第59条） (4) 避難の指示（基本法第60条）

4 警戒区域の巡視

総務・防災対策部、建設水道対策部及び水産経済対策部は、気象情報に留意し、警戒区域を巡視し異常現象を発見した場合は、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」に定めるところにより必要な措置を行うものとする。



5 避難及び救助

災害から住民を保護するため、避難の必要が生じた場合は、本章第6節「避難対策計画」に定めるところにより避難の勧告、指示の処置を行うものとする。

第5 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに本防災計画の定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確かつ円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と（協定を結ぶ等）連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

町長は、知事に対し、北海道被災宅地危険度連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を要請する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

第25節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する**応急仮設住宅の供与**、**住宅の応急修理**については、**本計画の定めるところによる**。

第1 実施責任者

町長（担当：建設水道対策部）は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対し、大工あるいは技術者を動員して応急修理を行うものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難場所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

- 1 救助法が適用された場合の被災者に対する避難場所の設置、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は知事が行う。但し、救助法第13条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。
- 2 救助法が適用されない場合における被災者に対する住宅対策は、本部長（町長、担当：建設水道対策部）が行うものとする。

第2 実施の方法

1 避難場所の設置

町長は、本章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、避難場所を開設する。

2 公営住宅等の斡旋

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

（1）入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。

（2）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町長が行う。

（3）建設型応急住宅の建設

原則として**建設型応急住宅**の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

但し、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事(又は、借上げに係る契約を締結)を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

但し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する、消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

- ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
- イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次のいずれかに該当する場合に、低所得罹災者のため国庫から補助を受けて整備し、入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常な自然現象による災害の場合

- (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
- (イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
- (ウ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

- (被災地全域の滅失戸数が200戸以上のとき。
- ・滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は、町が整備し、管理するものとする。但し、知事が道において整備する必要を認めるときは、道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って建設市町村に譲渡し、管理は建設市町村が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理は、概ね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害によって住宅を失った者であること。
- (イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とすること。

ウ 整備年度

原則として当該年度。やむを得ない場合は、翌年度。

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合標準建設 買取費等の2/3。但し、激甚災害の場合は3/4。
- (イ) 借上げを行う場合 共同施設等整備費の2/5。

資料3-5 町の人口及び世帯数
資料3-6 鹿部町の建築年別住家棟数

7 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難場所又は応急仮設住宅が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難場所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

第3 住宅の建設等

1 建築等施工業者

原則として町の指名登録業者のうちから指名する。

2 町長は建築資材等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

第4 資材等の斡旋、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。

第5 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第6 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに従って行うものとする。

第26節 障害物除去計画

災害時において、日常生活に著しい障害を及ぼしている土砂、樹木等を除去し、住民の生活安定と道路機能の確保に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任者

1 道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川及び海岸に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法及び海岸法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

2 鉄道等に障害を及ぼしているものの除去

鉄道等に障害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。

3 海上で障害を及ぼしているものの除去

海上で障害を及ぼしているものの除去は、本章第9節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

原則として機械器具により行い、状況に応じて土木業者を雇い、速やかに実施する。また、町長は必要と認める場合は、知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼する。

なお、実施に当たっては、原状回復ではなく応急的な除去とする。

第4 機動力

機動力は、現場の状況に応じて機械力、人力等によって行い、必要に応じ関係機関や民間から重機等を借入調達する。

資料6-10 町有車両等の現況

第5 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町は、道や北海道財務局と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。
- 3 再び人命・財産に被害を与えるおそれのない安全な場所であること。
- 4 交通の障害にならない場所であること。
- 5 盗難等の危険のない場所であること。又はそのための措置をとること。

第6 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第7 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 学校管理者

町長（担当：文教対策部）及び町教育委員会は、町立小・中学校及び幼稚園における応急教育の確保を行うものとする。

また、災害発生に伴う適切な措置については、園長、各学校長が具体的な応急計画を定め行うものとする。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から**災害種別に応じた安全確保に努めるとともに**、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備するものとする。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努めるものとする。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を定めるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図るものとする。

2 北海道・町

(1) 救助法による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。但し、救助法第13条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。

(2) 町長は、救助法が適用された場合には、知事の委任を受けて児童生徒に対する学用品、文具及び遊学用品の給与に関する事務を行う。

第2 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用等により授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を定め、できる限り授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 公民館が避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、保護者の協力を得るようにする。)

エ 学校に避難場所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、北海道教育委員会と緊密な連絡をとり教職員の確保に努め、教育活動に支障を来さないようにする。

4 授業料等の減免、修学制度の活用援助

高等学校の生徒が被害を受けた場合は、道教育委員会（私立高等学校にあつては道及び学校設置者）は必要に応じ、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 保護者又は本人の申請に基づく授業料等の減免
- (2) 公益財団法人北海道高等学校奨学会で実施する奨学金等の活用周知

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。
- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、直ちに緊急配送を依頼し、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒等の事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が**避難所**として使用される場合は、次の点に留意をして衛生管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、**トイレ**は常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を**受け入れて**授業を継続する場合、**受入場所**との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) **受入施設**として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて教職員や児童生徒等の健康診断を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び市町村文化財保護条例等による文化財(有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、**文化的景観**、伝統的建造物群)の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長（総務・防災対策部、民生対策部）は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、死亡したと推定される者の捜索及び遺体の収容処理を行うものとする。また、警察官及び海上保安官、消防職員、自衛隊員は各々の立場において協力するものとする。救助法による救助は知事が行い、町長はこれを補助する。但し、救助法第13条第1項の規定により、必要により委任される救助については、町長が行う。なお、救助法による遺体の処置のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

第2 実施の方法

1 行方不明者の捜索

（1）捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

（2）捜索の実施

ア 町長は、災害の種別、規模等を勘案して捜索班を編成し、警察署、海上保安部、その他の関係団体の協力を得て実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

イ 遺体が流失等により他市町村に漂着していることが予想される場合は、その市町村に対し、次の事項を明示して捜索の応援を要請する。

- ・遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ・遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

2 遺体の処理

（1）対象者

災害の際死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない者。

（2）処理の範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

- イ 遺体の一時保存(町)
- ウ 検案
- エ 死体見分(警察官、海上保安官)

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

(4) 処理方法

処理の対象は、災害により死亡し、又は遺体で発見された者で、納棺用品等必要器材を確保し遺体を収容する。

ア 遺体を発見したときは、速やかに警察官又は海上保安官の検視及び医師の検案を受け、次により処理するものとする。

(ア) 身元が判明しており、かつ、遺族等の引取人がある場合は、遺体を引き渡す。

(イ) 身元が判明しない場合、遺族等による身元確認が困難な場合、又は引取人がいない場合は、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案及び一時的な保管をすると同時に、遺体の特徴の記録及び所持品の保管をする。

イ 遺体の収容は、町内の寺院、公共建物等遺体収容に適切な場所を選定するが、適当な既存建物がない場合は、天幕等を設置して遺体の収容所とする。

(ア) 鹿部斎場 鹿聖苑 鹿部町字鹿部298-3
01372-7-3809

3 遺体の埋葬

(1) 対象者

遺体の埋葬は、災害により死亡した者で、個人で埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体のみ、次により行う。

(2) 埋葬の方法

ア 町長は遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

ウ 埋葬の実施が町において実施できないときは、関係機関や協定による協力を得て行う。

資料10-1 締結協定一覧

4 行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第29節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町長（担当：民生対策部）は、被災地における逸走犬等の保護・収容等の処置を行うものとする。

第2 応援の要請

町のみで逸走犬等の保護・収容等が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材の斡旋等の応援を要請するものとする。

また、町は、家庭動物の保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、道及び北海道獣医師会と連携して家庭動物の種類、頭数を把握したうえで、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救護動物治療センターの開設を図る。

第3 家庭動物の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第4 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第30節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任者

町長（担当：水産経済対策部）は、災害時における家畜飼料の応急対策を実施するものとする。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子の斡旋区分により、次の事項を明らかにした文書をもって渡島総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料の斡旋を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料の斡旋を要請するものとする。

1 飼料(再播用飼料作物種子を含む)

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第31節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴って発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「鹿部町災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任者

- 1 災害廃棄物の処理は、町長（担当：民生対策部）が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときは、町長（担当：民生対策部）が実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき、適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 死亡獣畜の処理

原則として、所有者が化製場に搬入し処理をしてもらうが、これらが困難な場合は、渡島総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、渡島保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

(3) (1) 及び (2) において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

3 し尿収集処理の方法

衛生上他に影響の及ぶことのないよう、地域の状況に応じた措置を講ずるものとする。

資料6-13 ごみ処理場・し尿処理場

4 ごみ処理の方法

衛生上他に影響の及ぶことのないよう、地域の状況に応じた措置を講ずるものとする。

資料6-13 ごみ処理場・し尿処理場

5 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、環境大臣が、その指定する期間及び特例地域内において定めた基準により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けない業者に廃棄物の収集・運搬処分等を行わせることができる等、廃棄物処理の特例措置があることに留意する。

第3 野外仮設共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。共同便所は、必要箇所に最少限度の仮設便所を設ける。この場合恒久対策の障害にならないよう配慮するものとする。

第4 清掃班の編成

必要に応じ清掃作業を効果的に実施するため、ごみ処理班、し尿処理班、死亡獣畜処理班を編成する。

清掃班編成	班編成内容	備考
ごみ処理班	民生対策部が各対策部の協力を得て、必要な人員で編成する。	
し尿処理班	民生対策部が各対策部の協力を得て、必要な人員で編成する。	
死亡獣畜処理班	民生対策部が関係機関の協力を得て、必要な人員で編成する。	

第32節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町（保健福祉対策部）及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、奉仕団又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

町（保健福祉対策部）及び関係団体は、防災ボランティア活動指針に基づいて相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入れ体制を確保するよう努める。

町（民生対策部）、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、社会福祉協議会を主体としたボランティアセンターを開設し、受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

また、ボランティアの受入れに当たっては、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動

- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町、社会福祉協議会及び道は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第5 ボランティア活動の内容

ボランティアは、活動の内容により、一般ボランティアと専門ボランティアに区別される。それぞれの活動内容は次のとおりである。

一般ボランティア	専門ボランティア
(1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達	(1) 救助・救出
(2) 避難場所における炊き出し、その他災害救助活動	(2) 医療活動
(3) 避難場所の運営補助	(3) 建築物の応急危険度判定
(4) 避難者の生活支援	(4) 外国語通訳
(5) 応急救援物資、資材の輸送及び配分	(5) 無線を使用した非常通信
(6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽微な作業	(6) 特殊車両等による資機材、救援物資等の輸送
(7) その他	(7) 高齢者・障がい者等の介護・手話通訳
	(8) ボランティア活動の総括
	(9) その他

第33節 労務供給計画

災害時における応急対策を迅速かつ円滑に推進するため必要な作業従事者の雇用等に関する計画は、次のとおりとする。

第1 実施責任者

町長は、災害応急対策に必要な労務者の雇い上げを行うものとする。

第2 作業従事者雇用の対象

- 1 土木、清掃作業等災害応急対策のための雇用
- 2 遺体の捜索及び処理並びに埋葬のための雇用
- 3 救出機械器具操作のための雇用
- 4 避難及び医療助産の輸送のための雇用
- 5 飲料水の運搬給水のための雇用
- 6 救助物資の支給のための雇用
- 7 その他の応急対策のための雇用

第3 作業従事者雇い上げ方法

函館公共職業安定所長に対し、文書又は口頭で次の事項を明らかにして求人申込みをする。

- 1 職種別所要従事者数
- 2 作業内容及び作業場所
- 3 期間及び賃金等の労働条件
- 4 労務者の雇用を要する目的
- 5 その他必要事項

第4 賃金

鹿部町における同種の業務及び技能に対して支払われる一般の賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第5 住民組織・団体等への協力要請

町長（担当：民生対策部）は、災害応急措置や被災者の救護活動等への協力・支援等の必要が生じた場合、住民組織、団体等に対して協力要請を行うものとする。

住民組織・団体等の要請先及び協力要請内容は、第3章第3節「住民組織等の活用」に基づいて行うものとする。

第34節 職員応援派遣計画

災害応急対策、又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条及び第30条の規定により、町長は、指定行政機関及び、指定地方行政機関の長等に対し、職員の派遣又は幹旋を要請するものとする。

第1 要請権者

町長又は委員会、若しくは委員（以下、本節において「町長等」という）。

なお、町の委員会又は委員が、職員の派遣を要請しようとするときは、町長とあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣要請をしようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣の幹旋を求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣の幹旋は、国の職員の派遣幹旋のみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - (1) 派遣の幹旋を求める理由
 - (2) 派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の幹旋について必要な事項

資料10-1 締結協定一覧

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

但し、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

- 2 派遣職員の給与等双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- 3 派遣職員の分限及び懲戒は、派遣側が行うものとする。但し、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。
- 4 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。支給に当たっては基本法施行令第19条の規定に基づくものとする。

派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設（1日につき）	その他の施設（1日につき）
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

第4 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣要請

町長は、大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合等に、災害発生時の情報収集等を目的として、北海道開発局へ現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

1 現地情報連絡員（リエゾン）の活動内容

- (1) 災害情報や北海道開発局による支援の要望等の情報収集
- (2) 北海道開発局で収集した災害情報、被災情報等を提供
- (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や災害対策機械派遣等に関する連絡調整

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	大規模な自然災害に際して被災状況の把握や被災地の早期復旧のための技術的支援等、被災地方自治体の支援を迅速に実施する隊をいう。
----------------------	--

第5 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣に関する必要事項については、本章第7節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところによる。

様式6 自衛隊災害派遣要請文
 様式7 自衛隊災害派遣撤収要請文

第35節 災害救助法の適用と実施

町の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災した者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図る。

第1 災害救助法の実施機関

救助法による救助活動は、一定規模以上の災害に際して町に対し適用し、応急救助活動を実施する。

知事は救助を迅速に行うために、次に掲げる救助の実施に関する権限の一部を町長に委任している。但し、2、10、17については、事前に渡島総合振興局長の承認を得なければならない。

- 1 避難場所の供与
- 2 応急仮設住宅の供与
- 3 炊き出しの実施
- 4 食品の給与
- 5 飲料水の供給
- 6 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 7 医療
- 8 助産
- 9 被災者の救出
- 10 被災住宅の応急修理
- 11 生業に必要な資金・器具又は資料の給与又は貸与
- 12 学用品の給与
- 13 埋葬
- 14 遺体の捜索
- 15 遺体の処理
- 16 障害物の除去
- 17 輸送及び賃金職員等の雇い上げ

第2 被害状況の把握

1 町長は、次のいずれかに該当する災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに渡島総合振興局を通して知事に報告する。

- (1) 救助法による救助が必要と思われる災害
- (2) ほかの市町村に救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
- (3) 住家に及ぼす被害が、5世帯以上滅失した災害
- (4) (1)～(3)以外の災害で、緊急の救助を要すると思われる被害が発生した災害

2 町長は、迅速な情報収集把握のための体制を整備する。

3 町長は、被害の認定を次のとおり行う。

被害等の認定基準

被害等の区分	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
負傷	災害のために負傷し、医師の治療を受ける必要のあるものとする。
重傷・軽傷	重傷とは1か月以上の治療を要する見込みのものとし、軽傷とは1か月未満で治癒できる見込みのものとする。
全壊 (全流出、全埋没、 全焼失を含む)	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものとする。
半壊 (半流出、半埋没、 半焼失を含む)	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
床上浸水	浸水が、その住家の床上以上に達した程度のもの又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものとする。
床下浸水	浸水が、その住家の床上以上に達しない程度のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。
非住家	住家以外の建物をいう。
世帯	生活を一つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。
棟(むね)	一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。

第3 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準			
被害区分 町の人口	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住家が 滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
鹿部町 3,719人 (5,000人未満)	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき

摘要
<p>1 住家被害の判定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修によって再使用することが困難で、具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20~70%のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のものである。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものである。 <p>2 世帯の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し、判断する。

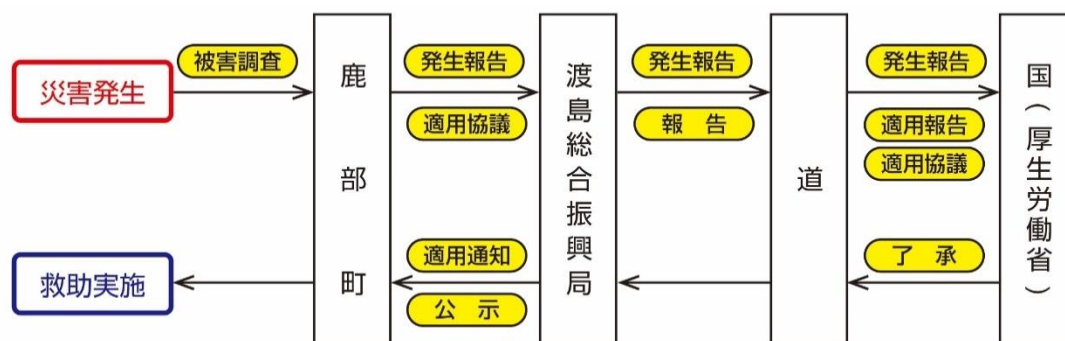
2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、町において現に救助を必要とする者に対して行う。

第4 救助法の適用手続き

災害に際し、町における被害が前記第2の1の基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちにその旨を渡島総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに渡島総合振興局長を通じ知事に報告し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

救助法の適用事務



第5 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用した町に対し、同法に基づき、次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について、町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知によって委任する。

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町・日赤道支部
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町設置～道（ただし、委任したときは町）
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部（ただし、委任したときは町）
災害にかかった者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	1か月以内	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内 文房具等 15日以内	町 町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町
生業資金の貸与		現在運用されていない

（注）期間については、全て災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

第6章 地震・津波災害対策計画

第1節 計画の目的

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、町の地域における地震・津波災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関して取るべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 被害想定

第1 地震の想定

北海道では北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）において、北海道に被害を及ぼすと考えられる地震を整理している。

1 海溝型地震

（1）千島海溝南部・日本海溝北部（T1～T5）

プレート間地震は、過去の地震の震源域や現在の地震活動から見て、三陸沖北部（T1）、十勝沖（T2）、根室沖（T3）、色丹島沖（T4）及び択捉島沖（T5）の各領域で発生する地震に区分される。いずれもプレート境界で発生する逆断層タイプの大地震～巨大地震である。これらの地震については地震調査研究推進本部の長期評価が出され、中央防災会議からは強震動と津波に関する評価が示されている。なお、千島海溝におけるM（マグニチュード：以下同様）8クラスのプレート間地震の平均発生間隔は72.2年とされている。

（2）500年間隔地震（T6）

根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震（「500年間隔地震」）についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

（3）日本海東縁部（T7～T10）

日本海の東縁部にもプレート境界があると考えられており、その境界には東西方向の圧縮力のために「歪み集中帯」と呼ばれる活断層・活褶曲帯が形成されている。ここでは、北海道南西沖、積丹半島沖及び留萌沖の領域で歴史地震があり、逆断層型の地震が起きている。これらの領域とサハリン西方沖の間の北海道北西沖は歴史的に大地震が知られていない領域である。なお、これらは太平洋側の海溝型地震に比べ発生間隔は長いと考えられている。

（4）プレート内のやや深い地震（P1～P3）

陸側プレートの下に沈み込んだ海洋プレートが、深さ100kmほどのところで破壊して発生する地震で、1993年M7.5の「平成5年（1993年）釧路沖地震」等がある。震源域を同じくする繰り返し発生は確認されておらず、同様のメカニズムで発生する陸域近くやや深い領域の地震として、釧路沖（P1）、厚岸直下（P2）、日高中部（P3）を想定する。

2 内陸型地震

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を公表しているのは、以下の9の活断層帯である。M7以上のいずれも浅い（20km以浅）逆断層型の地震が想定される。

- (1) 石狩低地東縁断層帯主部（N1）
- (2) サロベツ断層帯（N2）
- (3) 黒松内低地断層帯（N3）
- (4) 当別断層（N4）
- (5) 函館平野西縁断層帯（N5）
- (6) 増毛山地東縁断層帯（N6）
- (7) 十勝平野断層帯（N7）
- (8) 富良野断層帯（N8）
- (9) 標津断層帯（N9）
- (10) 石狩低地東縁断層南部（N10）
- (11) 沼田－砂川付近の断層帯（N11）

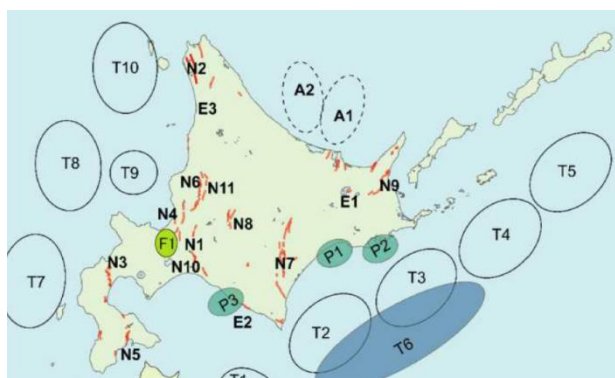


図 想定される地震

3 その他

上記のほか、青森県西方沖、チリ沖等において発生する地震、津波、また、火山活動に伴う地震、津波に対しても注意を要する。

第2 地震の被害想定

平成30年2月に北海道が公表した全道の地震被害想定によると、町においては、「石狩低地東縁断層帯南部の地震（4モデル）」、「黒松内低地断層帯の地震（3モデル）」、「函館平野西縁断層帯の地震（2モデル）」、「西札幌背斜に関連する断層の地震（1モデル）」、「月寒背斜に関連する断層の地震（1モデル）」、「野幌丘陵断層帯の地震（1モデル）」、「十勝沖の地震（1モデル）」、「三陸沖北部の地震（1モデル）」、「北海道北西沖の地震（2モデル）」、「北海道南西沖の地震（1モデル）」、「北海道留萌沖の地震（2モデル）」の11地震19モデルについての被害想定結果が公表されている。町に最も大きな被害をもたらす地震及びその被害想定結果を以下に示すほか、各地震の被害想定結果は資料3-7のとおりである。

被害想定項目	小項目	被害想定結果	最大被害の想定地震
地震動	地表における震度	5.6 (震度6強)	函館平野45_2
建物被害	全壊棟数	1棟	三陸沖北部 (PT1)
	半壊棟数	7棟	三陸沖北部 (PT1)
火災被害	焼失棟数	0棟	三陸沖北部 (PT3)
人的被害	死者数	0人	三陸沖北部 (PT1)
	重傷者数	0人	三陸沖北部 (PT1)
	軽傷者数	1人	三陸沖北部 (PT1)
	避難者数	156人	三陸沖北部 (PT3)
ライフライン	上水道の被害箇所数	5箇所	三陸沖北部
	上水道の断水人口 (1日後)	601人	三陸沖北部
	下水道の被害延長	—	—
	下水道の機能支障人口	—	—
交通施設被害	主要な道路の被害箇所数	1箇所	三陸沖北部
	橋梁 (15m以上) の不通箇所	—	—
	橋梁 (15m以上) の通行支障箇所	—	—

資料3-7 地震被害想定

第3 津波の想定

北海道では、津波発生時における住民の避難対策の強化を図るとともに、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策の強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行っている。

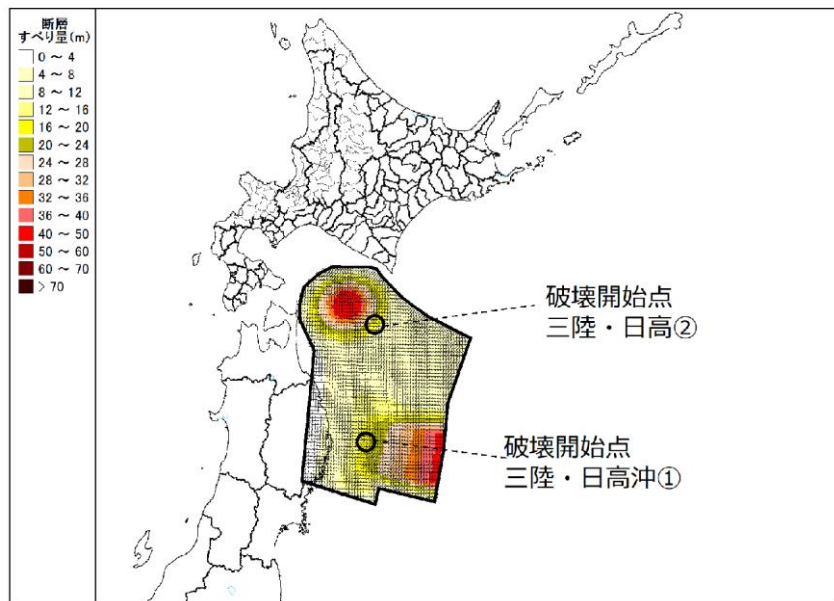
令和2年4月に、国が「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」を公表したことを受け、道では、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会に「津波浸水想定設定ワーキンググループ」(以下津波WG)を設置した。

国が示した考え方を基本として、津波WGで、津波シミュレーションの設定条件等の検討を行い、令和3年7月、太平洋沿岸で「最大クラスの津波」が発生した場合に想定される津波高、浸水域等を示した津波浸水想定が設定され、公表されており、この津波浸水想定を基に津波防災対策を進めていくものとする。

1 想定地震津波

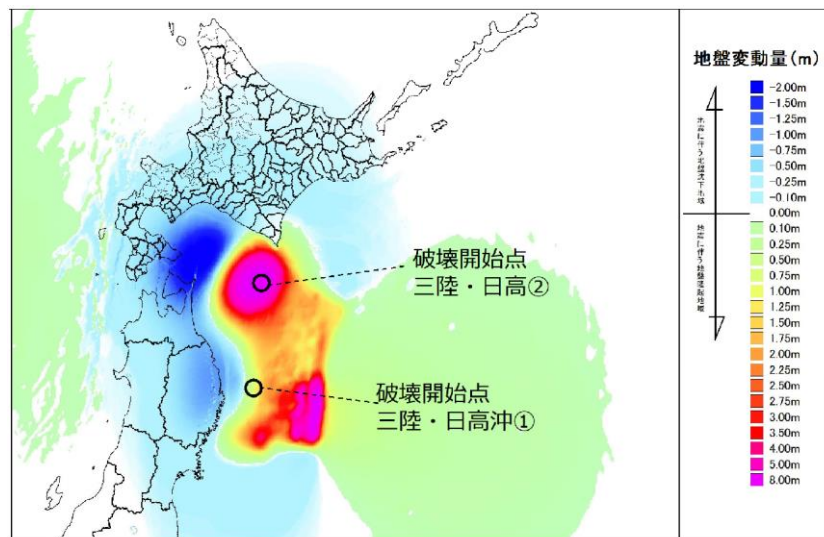
(1) 震源域

道が公表した津波浸水想定における想定地震津波は、国の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」により設定された津波断層モデルの想定津波である「日本海溝モデル」であり、マグニチュードは9.1である。震源域は、以下のとおりである。



震源域

(北海道公表(令和3年7月)の「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定について(解説)」より引用)



地盤変動量

(北海道公表(令和3年7月)の「北海道太平洋沿岸の津波浸水想定について(解説)」より引用)

(2) 計算結果

ア 浸水想定面積

町における津波浸水想定面積は、495haである。

イ 海岸線の津波水位

町における海岸線の津波水位は、8.6m～11.9mである。

ウ 津波影響開始時間

町における津波影響開始時間は、以下のとおりである。

市町村名	津波到達時間（分）			
	影響開始時間 ±20cm（分）	影響開始時間 +20cm（分）	第一波到達時間 （分）	最大津波到達時間 （分）
鹿部町	6～21	34～41	42～49	42～49

資料4-4 津波浸水想定区域

第3節 災害予防計画

地震・津波による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町、道及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び事業所は、平常時より災害に対する備えを心がけるよう努めるものとする。

第1 町民の心構え

道内で過去に発生した地震・津波災害の経験を踏まえ、住民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震・津波発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震・津波災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- イ 崖崩れ、津波に注意する。
- ウ 建物の補強、家具の固定をする。
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- オ 飲料水や消火器の用意をする。
- カ 非常持出品の備蓄に当たっては、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」に基づくものとする。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 火災の予防措置については、第4章第20節第1の4「火災の予防」に基づくものとする。
- エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確保する。
- オ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- カ 山崩れ、崖崩れ、津波、浸水に注意する。
- キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
- ク みんなが協力し合って、応急救護を行う。

- ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- サ 秩序を守り、衛生に注意する。

2 職場における措置

(1) 平常時の心得

- ア 消防計画、予防規程等を整備し、各自の役割分担を明確にすること。
- イ 消防計画により避難訓練を実施すること。
- ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- エ 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る。
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、まわりの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する。
- ウ 火災の予防措置については、第4章第20節第1の4「火災の予防」に基づくものとする。
- エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
- オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
- カ 正確な情報を入手すること。
- キ 近くの職場同士で協力し合うこと。
- ク マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。
- ケ エレベータの使用は避けること。

3 駅やデパート等の集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) あわてて出口・階段等に殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明等の下からは退避すること。

4 街等屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

(1) 走行中のとき

- ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていないおそれがあることを考慮し、ハザードランプを点灯する等周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
- イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
- ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や、災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難するとき

被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することにより交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

6 津波に対する心得

(1) 一般住民

- ア 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- イ 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して最大限の避難等防災対応をとる。
- ウ 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。
- エ 津波は第二波・第三波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性がある。
- カ 津波警報等の意味や内容、地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。
- キ 津波警報等の発表時にとるべき行動について知っておく。
- ク 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのはなく避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等である。
- ケ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線等を通じて入手する。
- コ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- サ 津波は繰り返して襲ってくるので、津波警報等の解除まで気をゆるめない。

(2) 船舶関係者

ア 強い揺れを感じたとき若しくは弱い揺れであっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。

(ア) 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合

荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）した後、安全な場所に避難する。

(イ) 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合

荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。

イ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。

ウ 津波は繰り返して襲ってくるので、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

(3) 漁業地域

ア 陸上・海岸部にいる人は、陸上の避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の避難場所に避難する。

イ 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深概ね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。

ウ 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

資料 5-5 避難海域図

第2 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

1 建築物等の安全化の促進

- (1) 町は、不特定多数の者が使用する施設及び学校並びに医療機関等の応急対策上重要な施設について、耐震性の確保に充分配慮する。
- (2) 町は住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 町は、既存建築物の耐震診断・耐震補強・不燃化等の促進に努める。
- (4) 町は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化対策に努める。
- (5) 町は、北海道耐震改修促進計画に基づき既存建築物の耐震化の推進に努める。

資料3-6 鹿部町の建築年別住家棟数**2 公園等の整備**

町は、震災時における避難場所・災害応急対策活動拠点等として防災上重要な役割を果たす公園、広場を防災まちづくりの一環として、より充実整備に努める。

3 避難場所の計画的な整備促進

町は、災害応急対策の実施拠点や避難場所となる公立学校施設等の防災拠点となるべき公共施設の耐震化・不燃化等の計画的な整備促進に努める。

4 津波ハザードマップの作成及び周知

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法第123号）第55条の規定に基づき、資料4-4により、津波ハザードマップを作成し、住民に周知する。

資料4-4 津波浸水想定区域**5 主要交通の強化**

町は、防災関係機関等の協力を得て、道路、橋梁、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

6 通信・上水道等の機能の強化

町は、防災行政無線等通信施設や上水道施設等の機能の確保を図るため、震災時応急体制の確保、主要設備の耐震化、復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

7 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町及び防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。
- (3) 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

8 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

9 液状化対策

町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

10 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

11 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震等が発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプター等が十分活動できるグラウンド・公園等を確保し、周辺住民の理解を得る等環境整備に努める。

12 津波に強いまちづくり

- (1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、やむを得ない場合を除き、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。
- (2) 町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等及び避難路・避難階段等の整備等、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。
- (3) 町は、地域防災計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係各課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画等、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。
- (4) 町は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第3 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

本項については、第4章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」を準用するほか、以下のとおりとする。

1 防災知識の普及・啓発

(1) 町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震・津波）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

(2) 町及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

ア 啓発内容

- (ア) 地震・津波に対する心得
- (イ) 地震・津波に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) 自動車運転時の心得
- (ク) 救助・救護に関する事項
- (ケ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (コ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (サ) 要配慮者への配慮
- (シ) 各防災関係機関が行う地震災害対策

イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞の利用
- (イ) インターネット、SNSの利用
- (ウ) 広報誌（紙）、広報車両の利用
- (エ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
- (オ) パンフレットの配布
- (カ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

(3) 町及び防災関係機関は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第4 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目

的とした防災訓練については、第4章第2節「防災訓練計画」を準用するほか、以下のとおりとする。

1 民間団体等との連携

町、道及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波防災避難訓練を実施する場合は、避難対象地域に所在する学校（児童生徒等）を含めて訓練を実施するよう努めるものとする。

2 訓練の実施

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第5 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

本項については、第4章第3節「物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画」を準用する。

第6 相互応援（受援）体制整備計画

本項については、第4章第4節「相互応援（受援）体制整備計画」を準用する。

第7 自主防災組織の育成等に関する計画

本項については、第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用する。

第8 避難体制整備計画

本項については、第4章第6節「避難体制整備計画」を準用するほか、以下のとおりとする。

1 避難誘導體制の構築

第4章第6節第1「避難誘導體制の構築」を準用するほか、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、危険な地域から一刻も早く高台・津波避難ビル等の指定緊急避難場所へ立ち退き避難することを基本とするが、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海岸沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、町からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所へ移動するよう、町は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

第9 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

本項については、第4章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を準用する。

第10 津波災害予防計画

地震による津波災害の予防及び防止に関する計画は、次のとおりである。

1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、地域ごとの特性を踏まえ、既存の公共施設や民間施設も活用しながら、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」の発想により、国、道及び市町村の連携・協力の下、地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を効率的かつ効果的に推進するため、必要な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

2 津波災害に対する予防対策

津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」、国が調査した「浸水予測図」等を参考とすることとする。

ハード対策として、町等は、護岸・防潮堤等の施設の整備を図るものとし、ソフト対策として、町は、指定緊急避難場所・経路や同報系防災行政無線など住民への多重化、多様化された情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が安全かつ迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

(1) 津波等災害予防施設の整備

町及び国、道は、次により災害予防施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

ア 海岸保全対策

町及び国、道は、高波、高潮及び津波による災害予防施設として、防潮堤防、防潮護岸等の海岸保全施設事業を実施する。

また、防潮扉・水門等管理者は適切に管理をするとともに、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図る等、津波発生時における迅速、的確な開閉に万全を期するものとする。

(2) 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

ア 津波警報等の迅速かつ確実な伝達

町は、住民等に対する津波警報等の伝達手段として、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段活用を図るとともに、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、広報車等多様な手段を整備する。

また、船舶については、特に小型漁船を重点として無線機の設置を促進する。

イ 伝達協力体制の確保

町長は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（鹿部漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

ウ 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、町及び防災関係機関は、北海道防災会議が行う災害情報伝達訓練に積極的に参加するほか、独自に訓練を企画し実施するものとする。

エ 町

町は、地域住民等に対し、各種講演会等各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり要配慮者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施する。

オ 学校等教育関係機関

沿岸地域の学校等教育関係機関は、児童生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施する。

(3) 津波警戒の周知徹底

町及び防災関係機関は、広報誌（紙）等を活用し、津波警戒に関する次のような事項についての周知徹底を図る。

ア 一般住民に対し、周知を図る事項

(ア) 強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。

(イ) 「巨大」の定性的表現となる大津波警報（特別警報）が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等の防災対応を取る。

(ウ) 津波の第一波は、引き波だけでなく、押し波から始まることもある。

(エ) 津波は、第二波・第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から、場

合によっては、1日以上にわたって継続する可能性がある。

- (オ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波（いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの）が発生する可能性がある。
- (カ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の意味や内容、地震発生直後に発表されるこれら津波警報等の精度には、一定の限界がある。
- (キ) 大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表時に取るべき行動について知っておく。
- (ク) 沖合の津波観測に関する情報の意味や内容、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは、強い揺れや大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報である。
- (ケ) 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などで入手する。
- (コ) 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なため行わない。
- (サ) 津波は繰り返して襲ってくるため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで気をゆるめない。

イ 船舶関係者に対し、周知を図る事項

- (ア) 強い揺れを感じたとき、若しくは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は揺れを感じなくても大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表されたときは、次のとおり対応する。
 - a 津波到達時刻まで時間的余裕がある場合
荷役等を中止し、港外に避難又は係留を強化（陸揚げ固縛）した後、安全な場所に避難する。
 - b 津波到達時刻まで時間的余裕がない場合
荷役等を中止し、直ちに岸壁等を離れ、安全な場所に避難する。
- (イ) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- (ウ) 津波は繰り返して襲ってくるため、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の解除まで警戒をゆるめず、岸壁等に近づかない。

ウ 漁業地域において、周知を図る事項

- (ア) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かない。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。
- (イ) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げの方が早い場合又は沖合にいる漁船等の船舶は、直ちに水深おおむね50m以深の海域（一次避難海域）へ避難する。一次避難海域に避難するまでの間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域（二次避難海域）へ避難する。
- (ウ) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が解除されるまで避難海域で待機する。

第11 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底等火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び道は、地震時の火の取り扱いについて指導啓発するとともに、南渡島消防事務組合火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町及び道は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

3 予防査察の強化指導

町は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全な指導を図る。

- (1) 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- (2) 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

4 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

5 消防計画の整備強化

町の消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

第12 危険物等災害予防計画

本項については、第9章第6節「危険物等災害対策計画」を準用する。

第13 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりである。

1 建築物の防災対策

(1) 市街地における再開発の促進

町は、建築物の不燃化、津波防浪地区の確保など都市防災を図るため、低層過密の市街地や沿岸地域の再開発等、都市計画の総合的な見直しを行い、市街地再開発事業などの必要な施策の推進に努めるものとする。

(2) 木造建築物の防火対策の促進

町は、本道の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(3) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、鹿部町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断・改修に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や相談体制の充実などの環境整備を図るものとする。また、住民にとって理解しやすく、身近で詳細な情報となる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法の規定に基づいて勧告・命令を行うものとし、北海道耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、耐震化を積極的に促進していくものとする。

(4) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

(5) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し、必要な改善指導を行うものとする。

(6) 被災建築物の安全対策

ア 町は、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

イ 町は道と連携し、石綿の飛散防止に係る関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿使用建築物等の把握、住民等への石綿関連情報の普及啓発等を行う。

2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- (1) 町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接等危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- (2) 町及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作成・公表する。また、町、道及び国は、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第14 土砂災害の予防計画

本項については、第4章第16節「土砂災害の予防計画」を準用する。

第15 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

1 現況

液状化現象による災害は、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、「新潟地震」（1964年）を契機として認識されたところである。「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立てなどによる土地開発が進み、また、都市の砂質地盤地域への拡大に伴い、以前にも増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、「1968年十勝沖地震」による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録され

ている。

「平成5年（1993年）釧路沖地震」、「平成5年（1993年）北海道南西沖地震」、「平成6年（1994年）北海道東方沖地震」においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、「平成15年（2003年）十勝沖地震」において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標津町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において地盤液状化が発生し、大きな被害が発生するとともに、苫小牧周辺では、港湾など海岸周辺の埋立地に被害が集中して発生した。

2 液状化対策の推進

- (1) 町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施に当たって現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(政策の体系)



- (2) 液状化対策の調査・研究

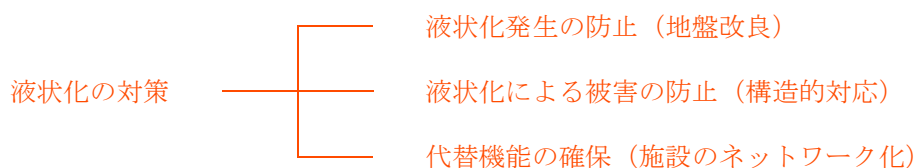
町及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携の下、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

- (3) 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して

- ア 地盤自体の改良等により、液状化の発生を防ぐ対策
 - イ 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造的対策
 - ウ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策
- が考えられる。

(手法の体系)



(4) 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、住民・施工業者等に対して識の普及・啓発を図る。

第16 積雪・寒冷対策計画

本項については、第4章第17節「積雪・寒冷対策計画」を準用する。

第17 業務継続計画の策定

本項については、第4章第19節「業務継続計画の策定」を準用する。

第18 複合災害に関する計画

本項については、第4章第18節「複合災害に関する計画」を準用する。

第4節 災害応急対策計画

地震・津波災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

第1 応急活動体制

地震・津波災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

町災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の下、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

また、道の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

1 災害対策組織

本項については、第3章「防災組織」を準用する。

2 職員の動員配備

本項については、第3章第2節第4「災害対策本部の配備体制」を準用する。

第2 地震、津波情報の伝達計画

地震、津波情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

1 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度が6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

(2) 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため、気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達されるとともに、関係省庁、地方公共団体に提供される。

また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く伝達されている。

気象庁が発表した緊急地震速報、地震情報、津波警報等は、消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、町等に伝達される。

町、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

2 津波警報等の種類及び内容

地震・津波に関する情報や津波警報等の種類及び内容については、第3章第4節第6の3「地震情報及び津波情報」を準用する。

3 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

（1）緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域

緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域については、第3章第4節第6の2「緊急地震速報において予想される震度の発表に用いられ地域」を準用する。

（2）震央地名及び津波予報区

震央地名及び津波予報区については、第3章第4節第6の3の（8）「地震、津波情報に用いる震央地名及び地域名称、津波予報区名」を準用する。

4 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達系統図については、第3章第4節第8の3「津波警報等伝達系統図」を準用する。

5 異常現象を発見した場合の通報

異常現象を発見した場合の通報については、第5章第1節第2「異常現象発見時における措置等」を準用する。

第3 災害情報等の収集、伝達計画

地震・津波災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」を準用するほか、本計画の定めるところによる。

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

(1) 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等によって住民等への伝達に努めるものとする。

(2) 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害によって孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む。）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(3) 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(4) 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(5) 海面監視

強い揺れの地震（震度4程度以上）を感じたときは、直ちに海面状態の変化を監視するものとする。

海面監視は、鹿部消防署の協力を得て、各漁港（鹿部漁港・本別漁港・本別漁港出来潤分区）において海面状況の把握を行うことを基本とする。なお、監視の実施に当たり、海面監視地点での監視が危険であると判断した場合は、高台等の安全な場所から監視するものとする。

海面監視地点	実施対策部（機関）	連絡手段	伝達先
鹿部漁港	鹿部消防署	防災行政無線等	総務・防災対策部
本別漁港	水産経済対策部	防災行政無線等	総務・防災対策部
本別漁港 出来潤分区	水産経済対策部	防災行政無線等	総務・防災対策部
町内海岸	建設水道部	防災行政無線等	総務・防災対策部

2 災害情報等の内容及び通報の時期

(1) 町の報告

ア 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

イ 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 災害情報等の連絡体制

- (1) 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- (2) 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

4 通報手段の確保

- (1) 一般加入電話による通報
- (2) 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- (3) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- (4) 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- (6) 孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）による通報

通信回線の途絶による地域の孤立を防止するためNTTが防災関係機関（町等）に設置している孤立防対策用衛星電話（Ku-1ch）を通じて通報するものとする。

5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震・津波災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

資料6-5 防災行政無線移動系各局

第4 災害広報・情報提供計画

本項については、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用する。

第5 避難対策計画

本項については、第5章第5節「避難対策計画」を準用する。

第6 救助救出計画

本項について、第5章10節「救助救出計画」を準用する。

第7 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊を始め、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、市町村における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

1 消防活動体制の整備

町は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) がけ崩れ、崩壊危険箇所
- (3) 津波等による浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じて相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震時における火災防御活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、

団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、海、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での住民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

住民に対しては、平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあつては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第8 津波災害応急対策計画

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒並びに津波が発生した場合の応急対策についての計画は、次のとおりである。

1 津波警戒体制の確立

気象庁の発表する大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報によるほか、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町は、津波来襲に備え、海浜等にある者に対し、海岸等からの退避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制を取るよう周知するとともに、水門等の閉鎖、安全な場所からの海面監視等警戒に当たる。

2 住民等の避難・安全の確保

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表された場合若しくは海面監視によって異常現象を発見した場合、町長は、津波来襲時に備え、沿岸住民等に対し、直ちに退避・避難するよう指示を行うとともに、指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合、最寄りの高い建物などに緊急避難するよう伝達する。

第9 災害警備計画

本項については、第5章第13節「災害警備計画」を準用する。

第10 交通応急対策計画

本項については、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用する。

第11 輸送計画

本項については、第5章第15節「輸送計画」を準用する。

第12 ヘリコプター等活用計画

本項については、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用する。

第13 食料供給計画

本項については、第5章第16節「食料供給計画」を準用する。

第14 給水計画

本項については、第5章第17節「給水計画」を準用する。

第15 衣料、生活必需物資供給計画

本項については、第5章第18節「衣料、生活必需品等物資供給計画」を準用する。

第16 石油類燃料供給計画

本項については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」を準用する。

第17 生活関連施設対策計画

地震・津波の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。

これら各施設の応急復旧についての計画は、次のとおりである。

1 上水道

本項については、第5章第22節「上水道施設対策計画」を準用するほか、以下のとおりである。

(1) 応急復旧

水道事業者（町）は、地震・津波災害によって被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際し、この計画に基づいて直ちに被害

状況の調査、施設の点検を実施するとともに、被害にあった場合は、速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

(2) 広報

水道事業者（町）は、地震・津波によって水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について、町の防災行政無線・広報車等により広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

2 電気

本項については、第5章第20節「電力施設災害応急計画」を準用するほか、以下のとおりとする。

(1) 応急復旧

電気事業者（北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社）は、地震・津波災害によって被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際し、この計画に基づいて直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検を実施し、施設に被害（停電）があった場合は、二次被害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を実施し、早急に停電の解消に努める。

(2) 広報

電気事業者（北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社）は、地震・津波によって電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、町の防災行政無線、テレビ・ラジオなどの報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消に努める。

3 ガス

本項については、第5章第21節「ガス施設災害応急計画」を準用するほか、以下のとおりとする。

(1) 応急復旧

ガス事業者は、地震・津波災害によって被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、地震・津波の発生に際し、この計画に基づいて直ちに施設、設備の被害調査、点検を実施し、被害があった場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行う。

(2) 広報

ガス事業者は、地震・津波によってガス施設に被害があった場合は、ガス施設の被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消に努める。

4 通信

(1) 応急復旧

東日本電信電話株式会社北海道事業部、株式会社NTTドコモ北海道支社などの電気通信事業者は、地震・津波災害発生時の通信を確保するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、被害があった場合又は異常事態の発生によって通信が途絶するような場合において、速やかに応急復旧を実施するなどの対策を講ずるものとする。

(2) 広報

通信を管理する機関は、地震・津波によって通信施設に被害のあった場合は、町の防災行政無線、テレビ、ラジオなどの報道機関の協力を得て、通信施設の被害状況、電話等の通信状況等について広報するとともに、被災地への電話の自粛について理解と協力を求めるなど、住民の不安解消に努める。

5 放送

NHKなど放送機関は、地震・津波災害発生時、被災地及び被災住民に対する迅速かつ的確な情報を提供するため、施設の被害調査、点検を実施するとともに、施設に被害があった場合、速やかに応急復旧を実施するなど、放送が途絶えることのないよう対策を講ずるものとする。

第18 医療救護計画

本項については、第5章第11節「医療救護計画」を準用する。

第19 防疫計画

本項については、第5章第12節「防疫計画」を準用する。

第20 廃棄物等処理計画

本項については、第5章第31節「廃棄物等処理計画」を準用する。

第21 家庭動物等対策計画

本項については、第5章第29節「家庭動物等対策計画」を準用する。

第22 文教対策計画

本項については、第5章第27節「文教対策計画」を準用する。

第23 住宅対策計画

本項については、第5章第25節「住宅対策計画」を準用する。

第24 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

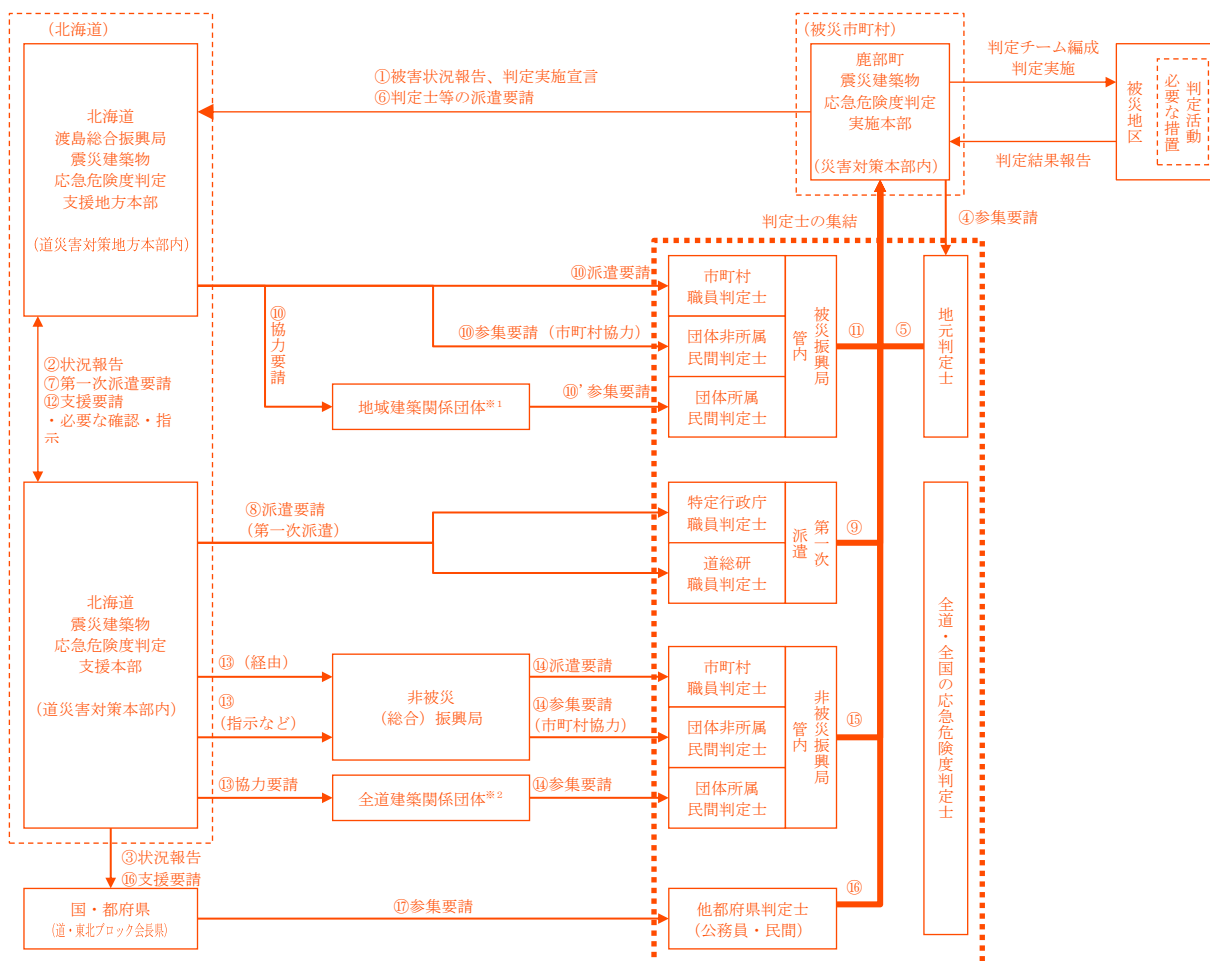
1 応急危険度判定の実施

地震によって被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

(1) 活動体制

町は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。



※1 地域建築関係団体：被災地を含む管内で構成する地区協議会の会員である建築関係団体（例：建築士〇〇支部）
 ※2 全道建築関係団体：全道連絡協議会の会員である建築関係団体（例：建築士会（本部））

(2) 基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」の3色の判定ステッカーに、対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすいところに貼付する。

なお、3段階の判定内容は、次のとおりである。

- ・危険「赤」：建築物の損傷が著しく、倒壊等の危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
- ・要注意「黄」：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
- ・調査済「緑」：建築物の損傷が少ない場合である。

エ 判定の効力及び変更

応急危険度判定は、行政機関による情報の提供であり、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

オ 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

(1) 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体及び実施方法

ア 町

町は道と連携し、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

イ 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

ウ 解体等事業者

関係法令に定める方法により、石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等の写しを当該解体等工事の場所に掲示するとともに、全ての石綿含有建材について除去等の作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

エ 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第25 被災宅地安全対策計画

本項については、第5章第24節「被災宅地安全対策計画」を準用する。

第26 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

本項については、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用する。

第27 障害物除去計画

本項については、第5章第26節「障害物除去計画」を準用する。

第28 広域応援・受援計画

本項については、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用する。

第29 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

本項については、第5章第7節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

第30 災害ボランティアとの連携計画

本項については、第5章第32節「災害ボランティアとの連携計画」を準用する。

第31 災害救助法の適用と実施

本項については、第5章第35節「災害救助法の適用と実施」を準用する。

第5節 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づいて計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴って生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るために必要となる措置を行うものとする。

第1 災害復旧計画

本項については、第10章第1節「災害復旧計画」を準用する。

第2 被災者援護計画

本項については、第10章第2節「被災者援護計画」を準用するほか、以下のとおりとする。

1 融資・貸付等による金融支援

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町は、道及び防災関係機関と協力し、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 実施計画

ア 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助し、また、被災した町と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

イ 中小企業等金融対策

道は、経営環境変化対応貸付（災害復旧）を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

ウ 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、被災した町と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

エ 福祉関係資金の貸付け等

道は、被災した町と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを積極的に実施する。

オ 被災者生活再建支援金

道は、被災した町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

カ その他の金融支援

災害弔慰金、災害障害見舞金、住家被害見舞金等（都道府県見舞金、災害対策交付金を含む。）

（2）財政対策

ア 指定地方行政機関、金融機関等は、町及び道が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。

イ 町及び道並びに防災関係機関並びに金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

（3）地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、町、道等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第7章 火山災害対策計画

本章については、北海道駒ヶ岳火山避難計画（北海道駒ヶ岳火山防災協議会）を準用する。

第8章 水防計画

第1節 総則

第1 目的

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下本章において「法」という。）第33条の規定に基づき、本町における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 用語

標記	説明
水防管理団体	水防の責任を有する町又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合、若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体である町の長又は水防事務組合の管理者、若しくは長、若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない町にあつては消防団の長をいう（法第2条第4項）。
水防団	法第6条に規定する水防団をいう。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であつて、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。

第3 水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体（町）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団（消防団）の設置（法第5条）
- (2) 水防団員（消防団員）等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (6) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (7) 水防団（消防団）及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (8) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (9) 警戒区域の設定（法第21条）
- (10) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (11) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (12) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (13) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (16) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (17) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (18) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (19) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (20) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (21) 消防事務との調整（法第50条）

2 道の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）

- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

3 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

4 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

6 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び水防団員（消防団員）自身の避難に利用可能な時間は異なる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員（消防団員）自身の避難以外の行動が取れないことが多い。従って、あくまでも水防団員（消防団員）自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団（消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員（消防団員）自身の安全は確保しなければならない。

また、水防管理団体の長は、水防団員（消防団員）自身の安全確保に留意した水防計画を定めなければならない。水防団（消防団）自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりとする。

安全確保のために配慮すべき事項

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携帯する。
- (3) 水防活動には、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員（消防団員）の安全を確保するため必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は、水防団員（消防団員）等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員（消防団員）等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 出水期前に、水防団員（消防団員）を対象とした安全確保のための研修を実施する。

第2節 水防組織

第1 水防管理団体の水防組織

町は、第3章第2節「災害対策本部」に定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務・防災対策部において行うものとする。

また、地域分担については、第5章第1節第3「地域別情報連絡責任者」表中の地域区分とする。

第3節 予報及び警報

第1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

区分	種類	発表機関	摘要
気象予報警報 法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項	大雨注意報・大雨警報 高潮注意報・高潮警報 洪水注意報・洪水警報 津波注意報・津波警報	気象官署 (函館地方気象台) 気象庁 (大阪管区気象台)	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える

第2 気象庁が行う予報及び警報

1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

2 警報等の伝達経路及び手段

（1）洪水の場合

本項については、第3章第4節第8の2「気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等伝達系統図」を準用する。

（2）津波の場合

本項については、第3章第4節第8の3「津波警報等伝達系統図」を準用する。

第4節 水位等の観測、通報及び公表

第1 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

町内の水位観測所は、資料6-14のとおりである。

資料6-14 水位観測所・雨量観測所

2 水位の通報

道は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

3 水位の公表

道は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

ホームページ名	URL	備考
気象庁	https://www.jma.go.jp/	
国土交通省「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	
国土交通省 市町村向け「川の防災情報」	https://city.river.go.jp/	ID・パスワードにより利用

4 障害時の措置

道は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

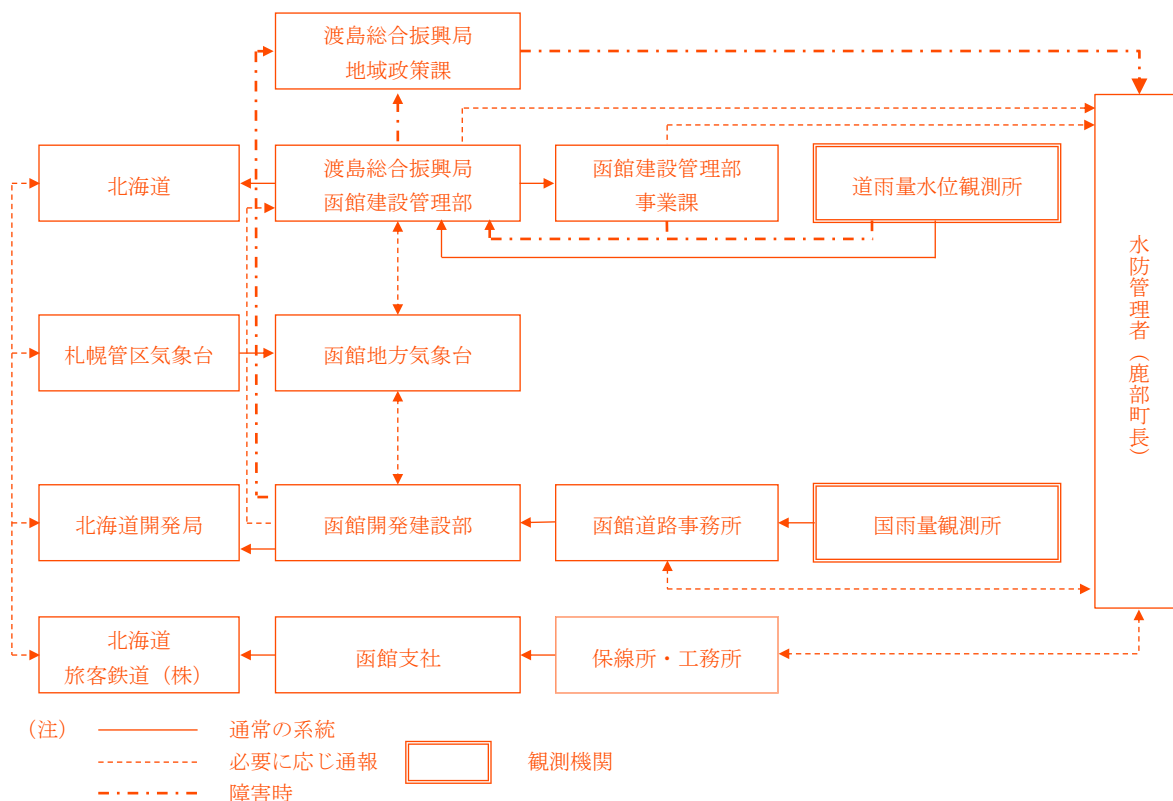
障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

5 水位等通報系統図

道の水位等通報系統図は、次のとおりとなる。



第2 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

町内の雨量観測所は、資料6-14のとおりである。

資料6-14 水位観測所・雨量観測所

2 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

3 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- (2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

第5節 気象予報等の情報収集

1 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努めるものとする。

水防管理者又は水防に関係ある機関は、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水及び高潮のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている気象庁[ホームページ](#)や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努めるものとする。

(1) 市町村向け情報提供

ホームページ名称	URL	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/ (携帯電話用あり)	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nophas/	潮位・波高
気象庁 ホームページ	https://www.jma.go.jp/jma/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等

(注) 貸与されたID・パスワードにより利用

(2) 一般向け情報提供

ホームページ名称	URL	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
国土交通省 「海の防災情報」	http://www.mlit.go.jp/kowan/nophas/	潮位・波高
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
函館地方気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.data.jma.go.jp/hakodate-c/	気象情報、解析雨量、早期注意情報(警報級の可能性)、気象警報/注意報、アメダス、雨雲の動き、今後の雨、キキクル(危険度分布)、流域雨量指数の予測値等
気象庁 ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

2 気象情報の種類

気象情報の種類については、第3章第4節第2の7「気象情報等」を参照。

第6節 通信連絡

第1 水防通信網の確保

1 通信連絡施設等の整備

水防管理団体及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努めるものとする。

2 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図るとともに電話不通時に備えて対策を講じておくものとする。

3 連絡責任者

水防管理団体及び水防に関係のある機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性に鑑み、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ関係のある水防管理団体及び関係機関に通知しておくものとする。

第2 電気通信設備による通信

一般電話の自動即時網が途絶した場合の通話は次によるものとする。

1 災害時優先電話の利用

災害に伴う電話輻輳時においても、救援や公共の秩序のために必要な通信を優先的に接続出来る災害時優先電話を使用する。

通話の内容	機関等
洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又は警報、若しくは予防のため緊急を要する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水防機関相互間 ・消防機関相互間 ・水防機関と消防機関相互間

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防、若しくは救援、交通、通信、電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

- ア 115番（局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す
- イ NTTコミュニケーターがでたら
 - ・「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる
 - ・あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる
 - ・届け先、通信文等を申し出る

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1, 気象、水象、地象、若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項	気象機関相互間
2, 洪水、津波、高波等が発生し、若しくは、発生するおそれがあることの通報又はその警告、若しくは予防のための緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3, 災害の予防又は救援のための緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4, 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5, 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6, 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7, 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8, 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間

第3 その他の通信施設の使用

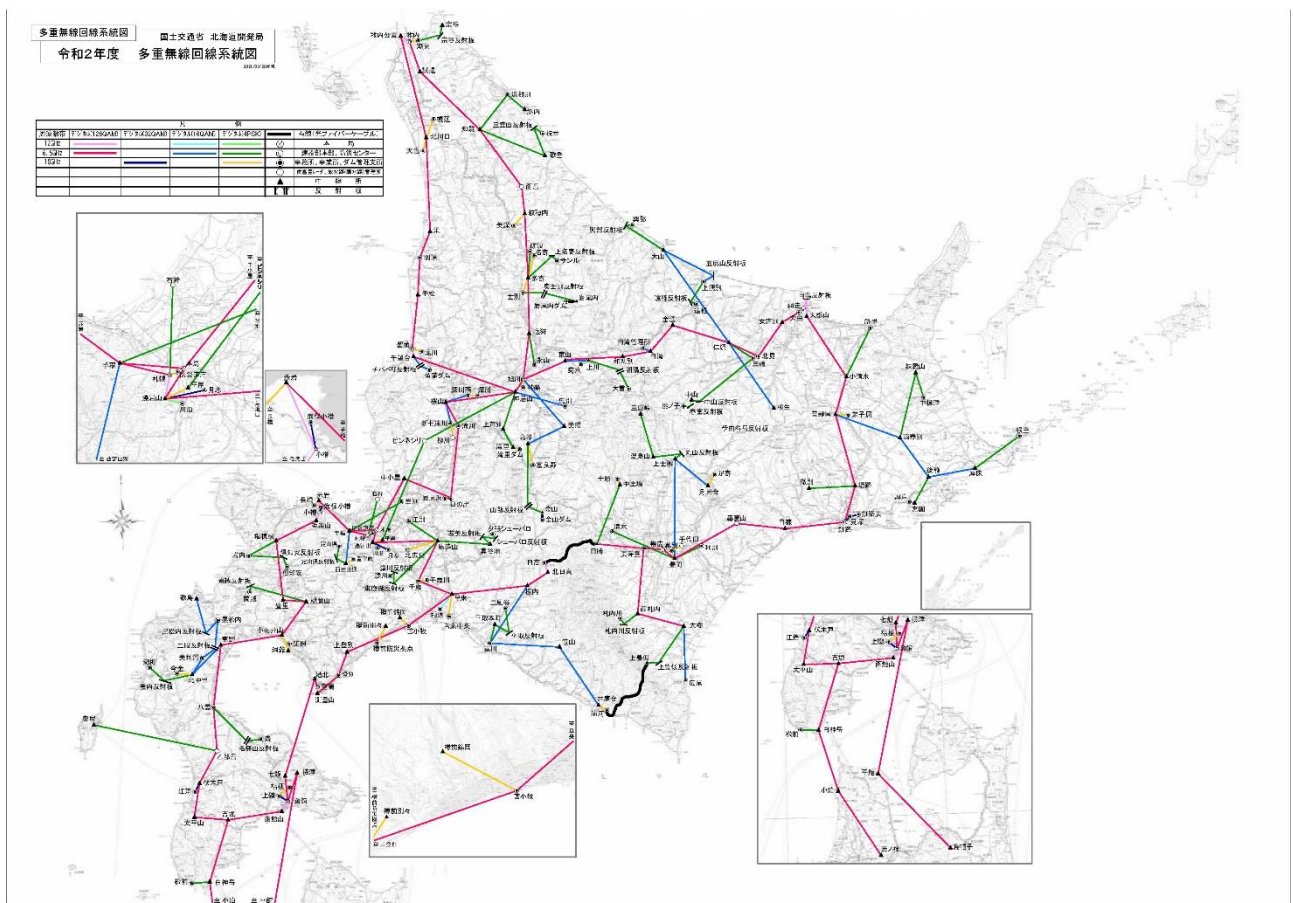
法第27条第2項の規定により、北海道開発局長、知事、水防管理者、水防団長（消防団長）、鹿部消防署長又はこれらの命を受けた者は、**その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。**

- 1 北海道総合行政情報ネットワーク

- 2 北海道警察本部通信施設
- 3 北海道旅客鉄道株式会社通信施設
- 4 北海道電力株式会社通信施設
- 5 北海道開発局通信施設
- 6 第一管区海上保安本部通信施設
- 7 自衛隊通信施設

第4 通信連絡系統図

水防を実施するための道及び関係機関の通信連絡系統は、次のとおりとなる。



第7節 水防施設及び輸送

第1 水防倉庫及び水防資機材

1 水防資機材の配置及び調達先

町は年次計画を定め、水防用資機材の整備を図ることとし、常に一定資材を準備しておくものとする。このほか、事前に町内の資材業者及び土木建設業者と協議し、緊急時に調達しうる数量等を確認して災害に備えておくものとする。

資料6-15 水防資機材庫及び資材調達先

2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

3 道有水防資器材の使用

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資器材を渡島総合振興局長の承認を受けて使用することができる。

なお、渡島総合振興局長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

4 水防用土砂の採取、堆積

町は、有事に備え土砂採取場を調査し、又は土砂を必要な場所に堆積し、水防活動に必要な土砂を確保するものとする。

第2 輸送の確保

1 水防管理者の措置

水防管理者は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、第5章第15節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

第8節 水防活動

第1 水防管理団体等の非常配備体制

1 水防管理団体の非常配備体制

町は、次による非常配備体制により、水防活動を行うものとする。なお、災害対策本部が設置されたときは、第3章第2節「災害対策本部」による非常配備体制により処理するものとする。

(1) 非常配備による基準

第3章第2節「災害対策本部」に定める非常配備に関する基準のとおりとする。

(2) 非常配備を指令したときの措置

町は、非常配備を指令したときは、水防に関係のある機関に通知するとともに、渡島総合振興局長に報告するものとする。

2 水防団（消防団）及び消防機関の非常配備体制

法第17条の規定により、水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団（消防団）及び鹿部消防署を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団（消防団）及び消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時 2 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想される時 3 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。 	水防団（消防団）及び消防機関の長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部を出動させる
出動	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき 3 緊急にその必要があるとして知事からの指示があったとき 4 上記のほか、水防管理者が水防上必要と認めるとき。 	水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

第2 巡視及び警戒

1 平常時

町は、巡視責任者を定め、担当水防区域内の河川等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに町に報告するものとし、町は管理河川等以外については、当該河川等の管理者に連絡し必要な措置を求めるものとする。地域別巡視責任者は、第5章第1節「災害情報収集・伝達計画」の地域別情報連絡責任者とする。

2 出水時

(1) 洪水

建設水道対策部は、水防管理者が非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに水防管理者に連絡し、水防管理者は、河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、本節第7「決壊・越水等の通報」に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

(2) 高潮

建設水道対策部は、水防管理者から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、水防管理者に連絡し、水防管理者は渡島総合振興局長に報告するものとする。

- ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- イ 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ウ 海側又川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- エ 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- オ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

第3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を

防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防団員（消防団員）は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員（消防団員）が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

資料6-16 水防工法一覧表

第4 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか第5章第5節「避難対策計画」の定めるところによる。

- 1 洪水、内水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知す

るものとする。

- 2 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を渡島総合振興局長に速やかに報告するものとする。
- 3 水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

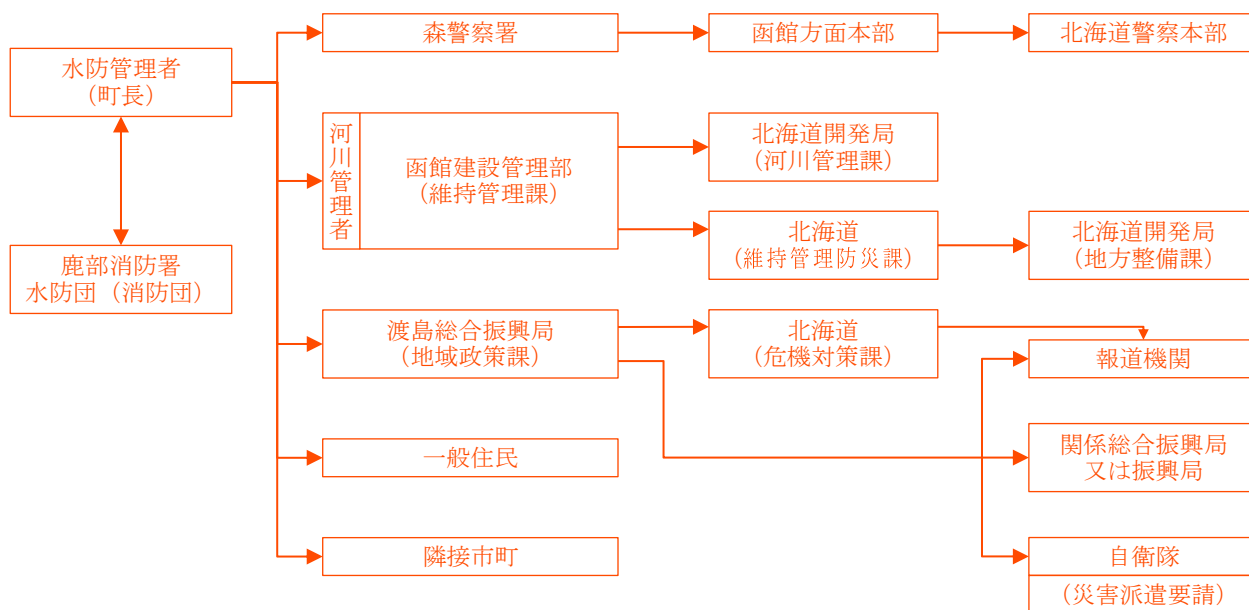
第7 決壊・越水等の通報

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長（消防団長）、鹿部消防署長又は水防協力団体の代表者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町に通報するものとする。

2 堤防等の決壊・越水通報系統図

堤防等の決壊・越水通報系統図は次のとおりである。



(注) 鹿部消防署長、水防団長（消防団長）は、水防管理者が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じ、通報を行うものとする。

3 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長（消防団長）、鹿部消防署長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第8 水防配備の解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、渡島総合振興局長を通じ知事に報告するものとする。

2 水防団（消防団）及び消防機関の非常配備の解除

水防団（消防団）の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員（消防団員）は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第9節 水防信号、水防標識等

第1 水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

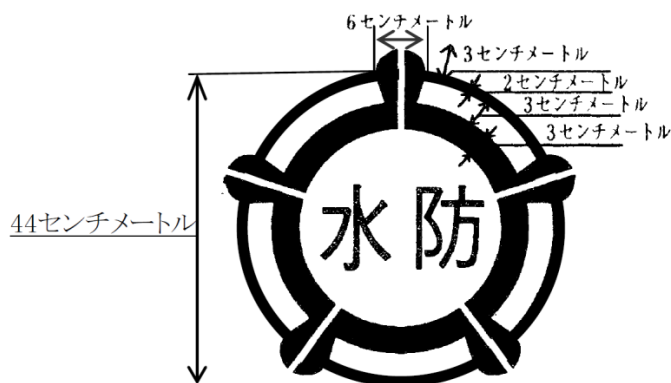
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

方法 区分	警鐘	サイレン
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止 ○—休止
第2信号	○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止 ○—休止
第3信号	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—休止 ○—休止
第4信号	乱打	1分 5秒 1分 5秒 ○—休止 ○—休止

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2 水防標識

- 1 知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



- 2 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第3 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票

法第49条第1項・第2項の規定により、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合には身分証票を携帯するものとする。身分証票は道の身分証票に準じ水防管理者が定めるものとする。

第10節 協力及び応援

第1 河川管理者の協力

河川管理者（知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力を行う。

1 河川管理者（知事）の協力

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

2 河川管理者の援助

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 町長に対して、過去の浸水情報の提供や、町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2 水防管理団体相互間の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長、若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長、若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

水防管理者は応援が円滑かつ迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と相互に協定しておくものとする。

第3 警察官の援助の要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、森警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ森警察署長と協議しておくものとする。

第4 自衛隊の災害派遣の要請の要求

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第11節 費用負担と公用負担

第1 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事に斡旋を申請することができる。

第2 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長（消防団長）又は鹿部消防署長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、水防管理者から委任を受けた者は（1）から（4）（（2）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- （1）必要な土地の一時使用
- （2）土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
- （3）車両その他の運搬用機器の使用
- （4）排水用機器の使用
- （5）工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、鹿部消防署長又は水防団長（消防団長）にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、次に定める公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

様式10 公用負担権限委任証

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

様式11 公用負担命令票

4 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第12節 水防報告

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- 1 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- 2 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- 3 警戒出動及び解散命令の時刻
- 4 水防団員（消防団員）及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- 5 水防作業の状況
- 6 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- 7 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- 8 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- 9 応援の状況
- 10 居住者出勤の状況
- 11 警察関係の援助の状況
- 12 現場指導の官公署氏名
- 13 立退きの状況及びそれを指示した理由
- 14 水防関係者の死傷
- 15 殊勲者及びその功績
- 16 殊勲水防団（殊勲消防団）とその功績
- 17 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第2 水防報告

水防管理者は、次に定める事態が発生したときは、速やかに渡島総合振興局長に報告するものとする。

- 1 水防団（消防団）及び消防機関を出動させたとき
- 2 他の水防管理団体に応援を求めたとき
- 3 その他報告を必要と認める事態が発生したとき

第3 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成の上、所定の期日までに渡島総合振興局長に報告するものとする。

調査対象期間	1月～5月
	6月～7月
	8月～9月
	10月～12月

様式12 水防活動実施報告書

第13節 水防訓練

第1 水防管理団体の水防訓練

指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防団（消防団）、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第14節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置**第1 津波対応****1 津波ハザードマップの作成・周知**

津波災害警戒区域をその区域に含む町長は、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

2 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により津波災害警戒区域内の社会福祉施設又は学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

資料5-6 津波災害時における避難促進施設

第15節 水防協力団体

第1 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため本水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、水防管理団体、道及び国は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

第2 水防協力団体の業務

水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及、啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3 水防協力団体と水防団（消防団）等との連携

水防協力団体は、水防団（消防団）との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団（消防団）及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の3）

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、地下街等の増加、トンネル、橋梁等道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ）、鹿部漁業協同組合
 - ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため、必要な措置を講ずるものとする。
 - イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- (2) 北海道運輸局函館海運支局、函館海上保安部、第一管区海上保安本部航空基地、北海道、北海道警察函館方面森警察署、町（消防機関）
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

- ウ 職員の非常参集体制・応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- オ 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- キ 船舶所有者及び船長に対し、次によって気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるため、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
- ク 法令の定めるところにより、適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し、次の事項を指導するものとする。
 - (ア) 船体、機関、救命設備（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - (ウ) 漁船乗務員の養成と資質の向上
 - (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - (オ) 海難防止に対する意識の高揚
- ケ 第一管区海上保安本部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時立入検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
 - (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
 - (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
 - (ウ) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

2 海事法令の違反防止

海事法令の違反は、直接海難に結びつく場合が多いので、次の事項について船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者を含む。以下同じ）に対し適切な指導を行う。

- (1) 海技従事有資格者の乗船確認
- (2) 無線従事有資格者の乗船確認
- (3) 救命器具、消火器具等の設備の確認

第3 災害応急対策

1 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町長（担当：水産経済対策部）は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策を行う。情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

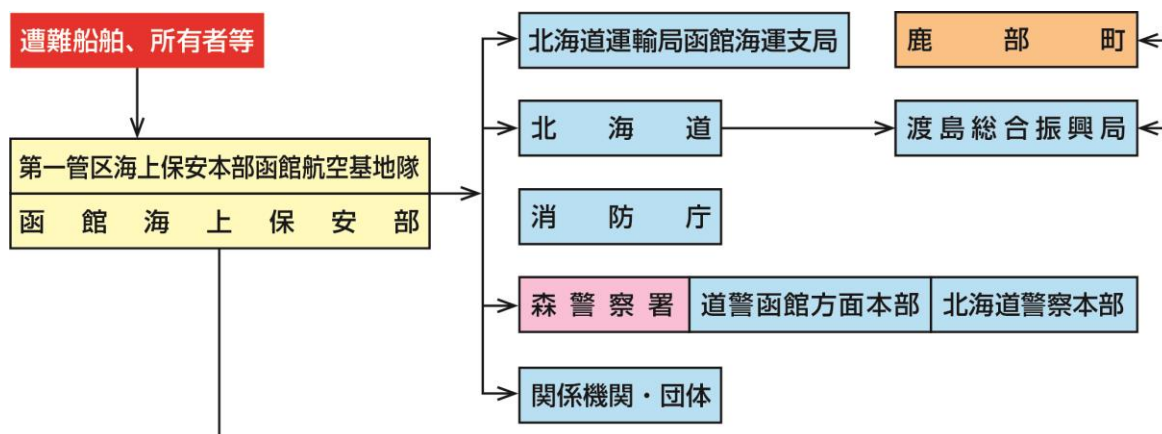
(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は情報通信連絡系統図のとおりとする。

(2) 実施事項

各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

情報通信連絡系統図



2 広域海難発生時の広報

第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施する。

(1) 実施機関

船舶所有者等、函館海上保安部、第一管区海上保安本部航空基地、北海道運輸局函館海運支局、北海道、道警函館方面森警察署、鹿部町、鹿部漁業協同組合

(2) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応するための体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

ア 海難の状況

- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(3) 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。旅客及び地域住民等についても同様に、海難の状況、旅客及び乗組員等の安否情報、医療機関等の情報、関係機関の応急対策に係る情報等について提供するものとする。

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

また、関係機関による海難対策現地合同本部が設置となった場合は、関係機関と連携をとりながら、海難応急対策に当たる。

4 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、鹿部漁業協同組合、日本水難救済会鹿部救護所の協力を得て、それぞれ船舶、ヘリコプター等を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第10節「救助救出計画」の定めによるほか次によるものとする。

(1) 実施事項

- ア 函館海上保安部、第一管区海上保安本部函館航空基地（海上保安庁法第5条）
 - (ア) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
 - (イ) 船舶交通の障害の除去に関すること。
 - (ウ) 海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督に関すること。

(エ) 警察庁及び都道府県警察、税関、検疫所その他関係行政庁との間における協力、共助及び連絡に関すること。

イ 町（基本法第62条、水難救護法第1条）

(ア) 遭難船舶を認知した町は、海上保安部及び警察署に連絡するとともに、第5章第10節「救助救出計画」に基づき、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

(イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

ウ 函館方面森警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代ってその職務を行うこと。

エ 鹿部漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関等に対する連絡に当たるものとする。

オ 日本水難救済会鹿部救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

6 消防活動

海難発生時における消防活動は、埠頭又は岸壁に係留された船舶等については、総務・防災対策部が担当し、函館海上保安部との協力のもと消火活動に当たり、これ以外の海上にある船舶の消火活動については、函館海上保安部と南渡島消防事務組合消防本部が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

資料10-1 締結協定一覧

7 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等について町は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

9 交通規制

海難発生時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請依頼

海難発生時における自衛隊派遣要請の依頼については、海上保安庁長官等法令で定める者が、海難の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

11 広域応援

町、道及び消防機関は、海難の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

10 関係機関・団体名

関係機関・団体名は、資料1-6のとおりとする。

資料1-6 海難対策関係機関・団体

第2節 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 関係行政機関の共通実施事項（函館開発建設部、北海道運輸局函館海運支局、函館海上保安部、北海道、森警察署、町（消防機関））

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- (2) 海上流出等発生時における緊急情報連絡体制を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備等の整備・充実に努めるものとする。
- (3) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備し、防災訓練等の実施に努める。
- (4) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (5) 災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
- (6) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 函館海上保安部を事務局とする「渡島沿岸大量流出油災害対策協議会」会員相互の連携体制の強化を図り、協議会の流出油の防除計画の策定や流出油防除に必要な資機材の整備等の推進を図り、流出油等の予防対策に努める。

2 各行政機関の個別の実施事項

(1) 町（消防機関）

船舶所有者等、鹿部漁業協同組合に対し、次のとおり指導する。

- ア 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行うこと
- イ 消火機器の配備指導
- ウ 油流出事故の予防対策及び化学消化剤等の配備指導
- エ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底指導

(2) 船舶所有者等、鹿部漁業協同組合の実施すべき事項

- ア 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
- ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消火剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

海難事故により海上流出等をした油等の拡散防止及び回収除去のための応急措置は、その船舶所有者等（原因者）が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみでは、対応ができないときは、函館海上保安部をはじめとする「渡島沿岸大量流出油災害対策協議会」の関係機関等が原因者とともに、「防除活動マニュアル」に基づいて、応急活動対策を実施するとともに、旅客及び地域住民等への災害広報活動を実施するものとする。

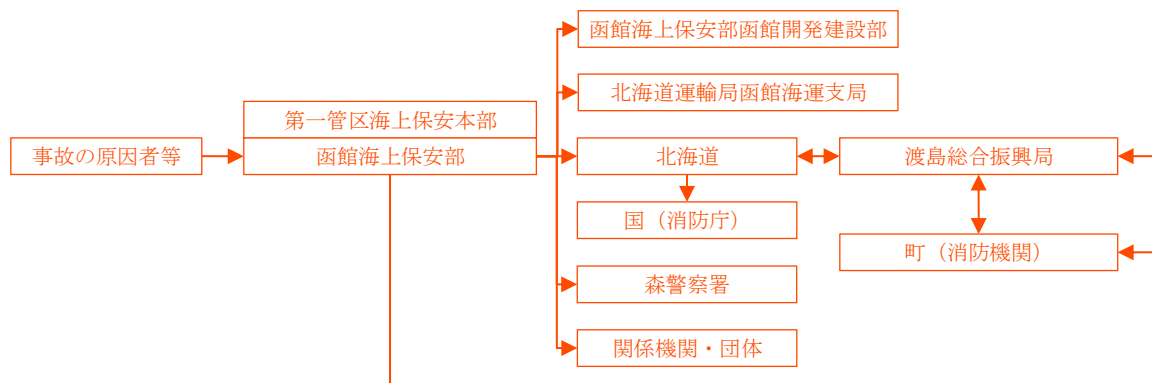
1 応急活動対策

- (1) 流出油等の拡散防止のためのオイルフェンス展張並びに処理剤、吸着剤使用による応急対策
- (2) 油回収船による流出油等の回収
- (3) 海難事故船舶からの油等の抜き取り
- (4) 流出油等の漂着のおそれのある沿岸等へのオイルフェンスの展張
- (5) 流出油等の防除作業に必要な資機材の迅速な調達・補給等
- (6) 地域住民、防災ボランティア等の協力による流出油等の防除作業
- (7) 流出油等の海岸等への漂着に対処するための防除作業及び環境モニタリング等の必要な措置
- (8) 油流出等の海岸等への漂着した漂着油に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ必要に応じて、漂着油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
- (9) その他、流出油等の防除活動に必要な措置

2 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報活動

- (1) 油等大量流出事故災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 海上輸送復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (5) その他必要な事項

このほかに、とるべき応急対策は、第9章第1節「海難対策計画」の定めるところにより実施する。

4 消防活動

海難発生時における消防活動は、埠頭又は岸壁に係留された船舶等については、総務・防災対策部が担当し、函館海上保安部との協力のもと消火活動に当たり、これ以外の海上にある船舶の消火活動については、函館海上保安部と南渡島消防事務組合消防本部が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

資料10-1 締結協定一覧

5 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 交通規制

海上災害時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

8 広域応援

町、道及び消防機関は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実地できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

9 災害ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、第5章第32節「災害ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第3節 航空災害対策計画

第1 基本方針

本町の空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、航空事業者、防災関係機関、町が相互に連携、連絡、協力し、各種の予防、応急対策等を実施するための計画は、本計画の定めるところによる。

航空事業者は、早期に初動体制をとり、各種予防、応急対策等を実施する。

防災関係機関の長は、速やかに災害情報を収集し、相互の連携をとりながら、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

町長は、速やかに災害情報を収集し、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関等との連携をとりながら、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

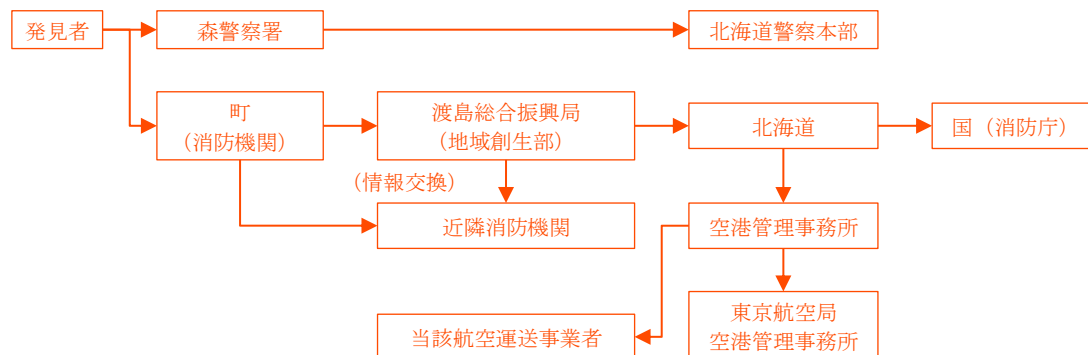
第3 災害応急対策

1 情報通信

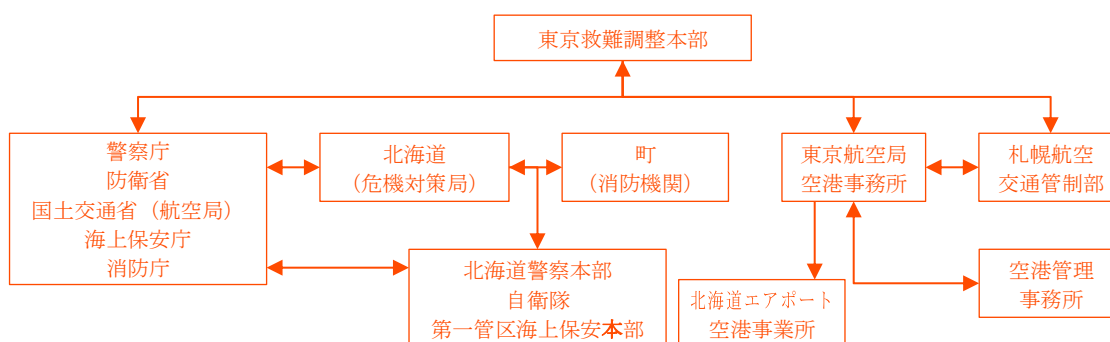
- (1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(4) 航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は、次のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



2 災害広報

町及び防災関係機関等は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対し、次の情報について正確かつ適切に提供する。

- (1) 航空災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 防災関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 航空輸送復旧の見通し
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 災害対策組織

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプター等多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、第4章第10節「消防計画」及び第5章第7節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めるところより実施するものとする。

7 消防活動

航空災害時における消防活動については、第4章第10節「消防計画」及び第9章第8節「林野火災対策計画」に基づき速やかに火災の発生状況や危険物の流出状況等を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図る。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

航空災害時における行方不明者の搜索及び遺体の収容等については、第5章第28節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 災害警備及び交通規制

航空災害時における災害警備及び北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保については、第5章第13節「災害警備計画」及び第5章14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第12節「防疫計画」及び同章第31節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより実施する。

なお、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

町長は、航空災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

12 広域応援

町長は、航空災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

第4節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

本町の地域において、鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、鉄道事業者、防災関係機関、町が相互に連携、連絡、協力し、各種の予防、応急対策等を実施するための計画は、本計画に定めるところによる。

鉄道事業者は、早期に初動体制をとり、各種予防、応急対策等を実施する。

防災関係機関の長は、速やかに災害情報を収集し、相互の連携をとりながら、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

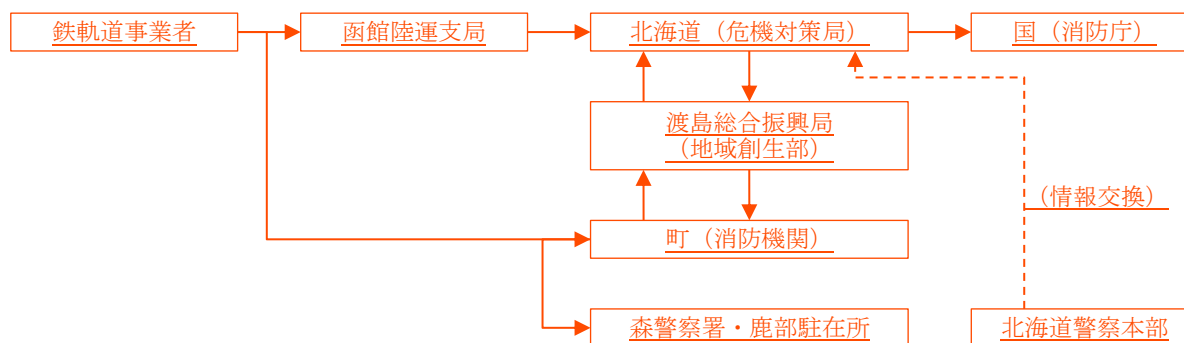
町長は、速やかに災害情報を収集し、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関等との連携をとりながら、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策

1 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は、次のとおりとする。

鹿部町鉄道災害情報伝達系統図



2 災害広報

町及び防災関係機関等は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対し、次の情報について正確、適切に提供する。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 防災関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第4章第10節「消防計画」及び第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」によるもののほか、鉄軌道事業者も、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速かつ的確な救護が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

鉄道災害時における消防活動については、第4章第10節「消防計画」及び第9章第8節「林野火災対策計画」に基づき、速やかに火災の発生状況や危険物の流出状況等を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。
また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図る。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

鉄道災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

8 交通規制

鉄道災害時における交通の確保については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

9 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第6節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

鉄道災害時における防疫及び廃棄物処理等については、第5章第12節「防疫計画」及び第5章第31節「廃棄物等処理計画」の定めるところにより実施する。

11 自衛隊派遣要請

町長は、鉄道災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

12 広域応援

町長は、鉄道災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

13 災害復旧

鉄軌道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

第5節 道路災害対策計画

第1 基本方針

本町の地域において、道路構造物の被災又は国道等における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる事故（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道路管理者、防災関係機関、町が相互に連携、連絡、協力し、各種の予防、応急対策等を実施するための計画は、本計画に定めるところによる。

道路管理者は、早期に初動体制をとり、各種予防、応急対策等を実施する。

防災関係機関の長は、速やかに災害情報を収集し、相互の連携をとりながら、その状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

町長は、速やかに災害情報を収集し、その状況に応じて応急活動体制を整え、防災関係機関等との連携をとりながら、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 道路管理者

ア 橋梁や道路施設等の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

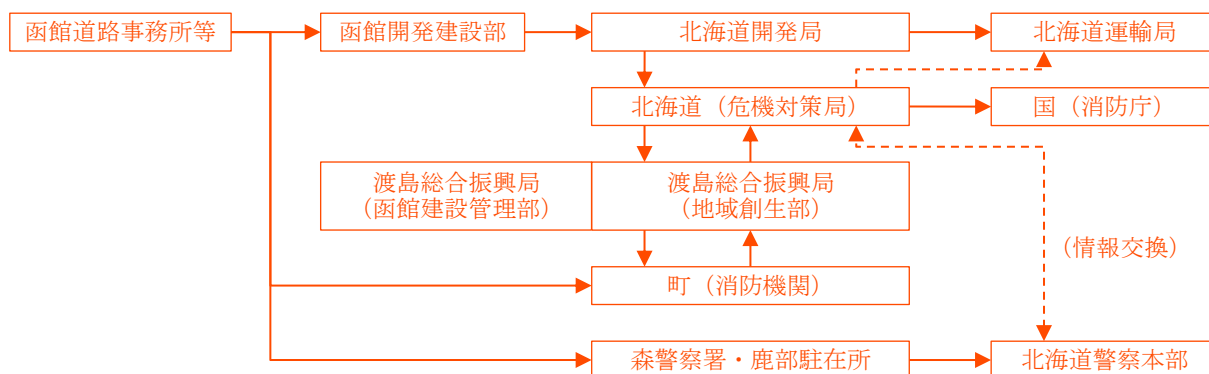
ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第3 災害応急対策

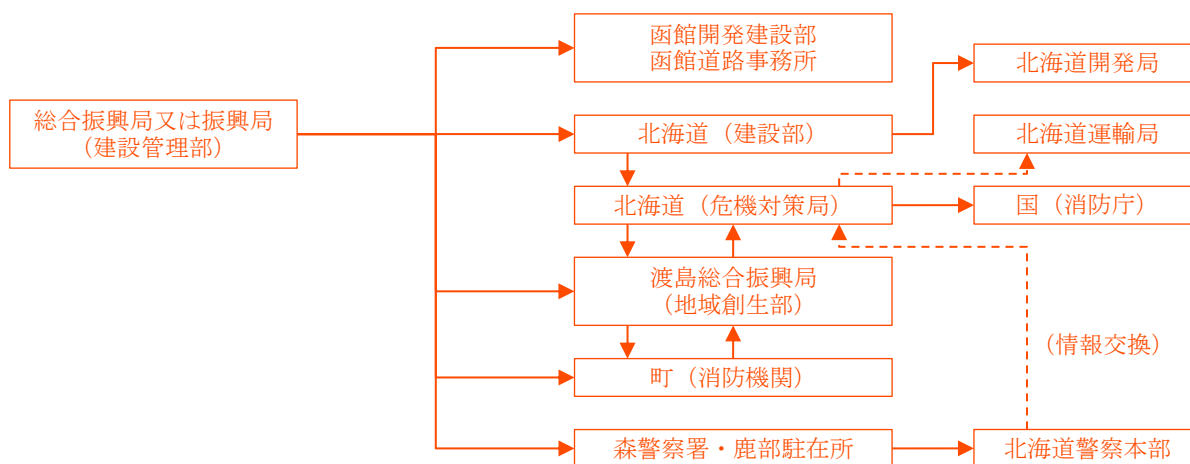
1 情報通信

- (1) 町及び防災関係機関等は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 町及び防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の防災関係機関等に連絡する。
- (3) 町及び防災関係機関等は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。
- (4) 道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報伝達系統は、次のとおりとする。

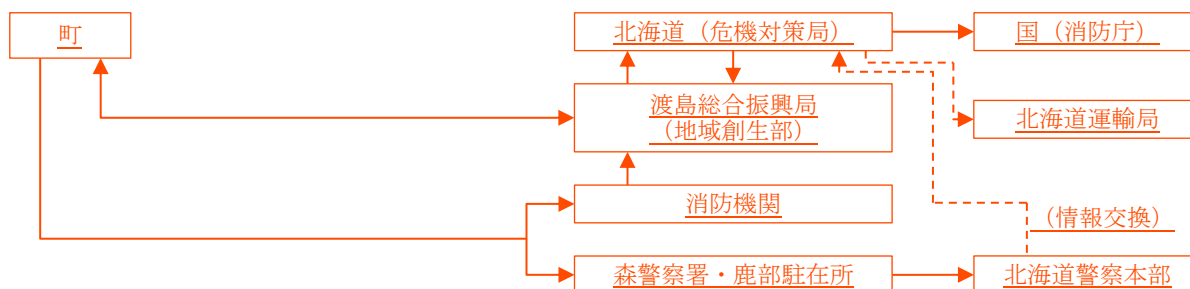
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



2 災害広報

町及び防災関係機関等は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報について正確かつ適切に提供する。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 防災関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第4章第10節「消防計画」及び第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」によるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動については、第4章第10節「消防計画」に基づき、速やかに火災の発生状況や危険物の流出状況等を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図る。

7 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

道路災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容等については、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通の確保交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

また、町及び他道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のために必要な交通規制を実施する。

9 危険物流出対策

道路災害によって危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第9章第6節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

町長は、道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

11 広域応援

町長は、道路災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用する等して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第6節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

本町の地域において、危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

なお、危険物施設等の災害対策は、第4章第13節「消防計画」、海上への危険物等の流出等による災害対策については本章第2節「流出油等対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところにより実施するものとする。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）等

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）等

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニア等

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）
等

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関が取るべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

- ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。
- ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 北海道、消防機関

- ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

- ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

- ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。
- エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 北海道

- ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。
- ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 北海道警察

- ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。
- イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路、若しくは方法又は火薬類の性状、若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。
- ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 消防機関

- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

- ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の**予防対策について監督**、指導する。

(3) 北海道

- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 北海道警察

- ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 消防機関

- 火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

- ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道

- ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

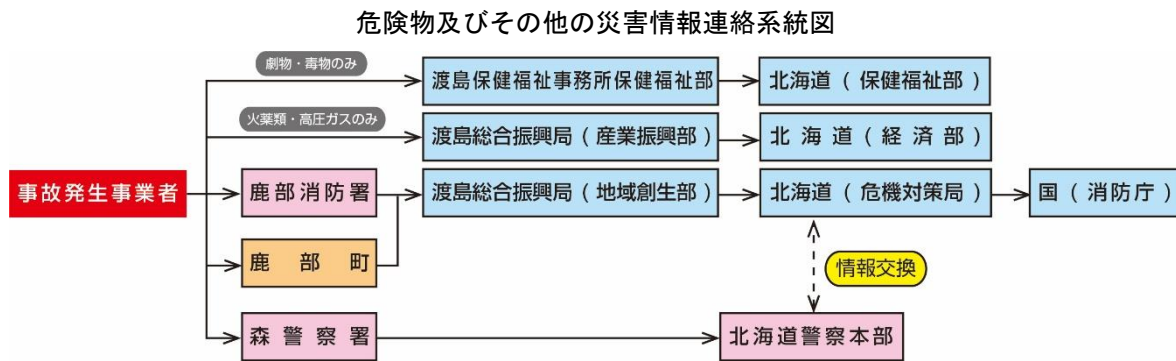
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 町長は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 町長は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町長は、防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

実施責任者は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状等人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

町及び消防機関は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動については、第4章第10節「消防計画」に基づき、速やかに火災の発生状況や危険物流出状況等を把握するとともに、関係機関の連絡調整を図り、相互に応援協力し、消防活動を迅速に実施する。

また、必要に応じて警戒区域を設定し、消防活動の円滑化と住民の生命、身体の保護を図る。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町や関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、第4章第10節「消防計画」及び第5章第10節「救助救出計画」の定めるところにより実施する。

8 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」に定めるところにより実施する。

9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

危険物等災害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容、埋葬等については、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

10 交通規制

危険物等災害時における交通の確保については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより実施する。

11 自衛隊派遣要請

町長は、危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、知事（渡島総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

12 広域応援

町長は、危険物等災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、知事及び他の市町村長等に対し応援を求めるものとする。

第7節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び南渡島消防事務組合は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 町、消防機関

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。またヘリコプターの屋上緊急離発着場等の設置推進に努める。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする高層建築物、ホテル、病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春期、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員・団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実施

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 北海道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、消防機関が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

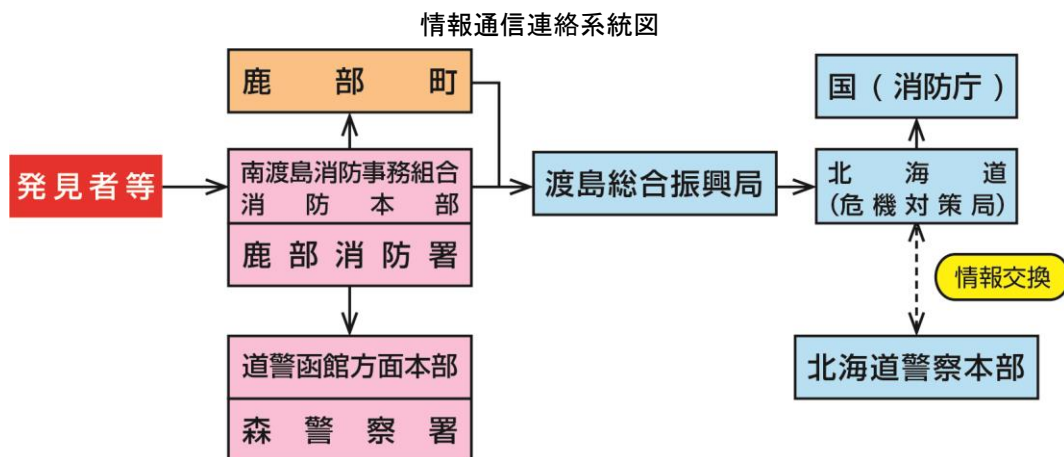
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実地するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町及び関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

ア 実施事項

- ・ 災害の状況
- ・ 被災者の安否情報
- ・ 医療機関等の情報
- ・ 関係機関の実施する応急対策の概要
- ・ 避難の必要性等、地域に与える影響
- ・ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。。

4 消防活動

鹿部消防署は第4章第10節「消防計画」の定めるところによるほか、消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町長は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする

6 救助救出及び医療救護活動等

救助救出及び医療救護等については第5章第5節「避難対策計画」、第5章第11節「医療救護計画」及び第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところによる。

7 交通規制

森警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報等から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより知事（渡島総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

9 広域応援

町長及び南渡島消防事務組合は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施することができない場合には、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、道、他の市町村及び他の消防機関等に対して応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、第10章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

第8節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の消失等の災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生のおほとんどが人為的によるものであるので、町及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

(1) 実施機関

北海道森林管理局渡島森林管理署、渡島総合振興局東部森林室、鹿部町、南渡島消防事務組合消防本部、鹿部消防署

(2) 協力機関

渡島総合振興局、函館地方気象台、はこだて広域森林組合、陸上自衛隊、森警察署鹿部駐在所、鹿部漁業協同組合、鹿部郵便局、鹿部商工会、鹿部温泉観光協会、北海道電力(株)、函館バス(株)、鹿部町教育委員会、大口山林所有者、製材業者、造林業者

2 林野火災予消防対策

(1) 火入れ対策

ア 火入れ許可

火入れは、森林法及び鹿部町火入れに関する条例に基づき対策を講じるものとする。

イ 火入れ許可の手続き

- ・火入れをしようとするときは、火入れ許可申請書により指定事項を記載し、国有林に隣接（周囲1キロメートル以内）している場合は、渡島森林管理署の承認を受けなければならない。
- ・火入れ申請は、開始する日の7日前（国有林隣接地は15日前）に町長に提出する。
- ・林野火災予消防強調期間中の火入れ許可申請には、山火事予防巡視員又は、鹿部町林野火災予消防対策本部の火入れ地の確認を受け確認書を添えるよう指導する。

ウ 火入れ方法の指導

- ・火入れをしようとするときは、必ず巡視員又は林野火災予消防対策本部に連絡し、出来る限り共同火入れをする。また、警報発表時や気象状況の急変の際には、一切の火入れを中止する。

- ・火入れを実施するときは、その火入れ面積に応じ所要の人員を配置するほか、防火に必要な器具（くわ、スコップ、バケツ、かま等）を準備すること。
- ・火入れ責任者は、火入れ跡地の完全消火を図り、確認すること。

（2）入林、入山対策

登山、ハイキング、山菜採り等の入林、入山者及び林内作業等による山火事発生対策として、次の事項を指導する。

ア 一般有林、入山者対策

山火事予消防思想の一層の普及啓発を図るとともに、入林、入山者に対しては、次の事項を指導する。

- ・現場における火気取扱責任者、巡視員を定め、緊急の場合の措置、連絡体制を確立すること。
- ・機械等の使用による失火防止のため、常にその点検整備をすること。
- ・火気、危険物の防止施設の完備及び失火対策として現場に消火器具を備えること。
- ・喫煙の制限をすること。

（3）はこだて広域森林組合、大規模森林所有者及び不在森林所有者の防火体制

はこだて広域森林組合、大規模森林所有者及び不在森林所有者は、それぞれ自己の所有管理事業関係等につき、予消防対策、防火設備、緊急の場合の連絡体制等適切な措置を講ずること。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は、次によって警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

（1）火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

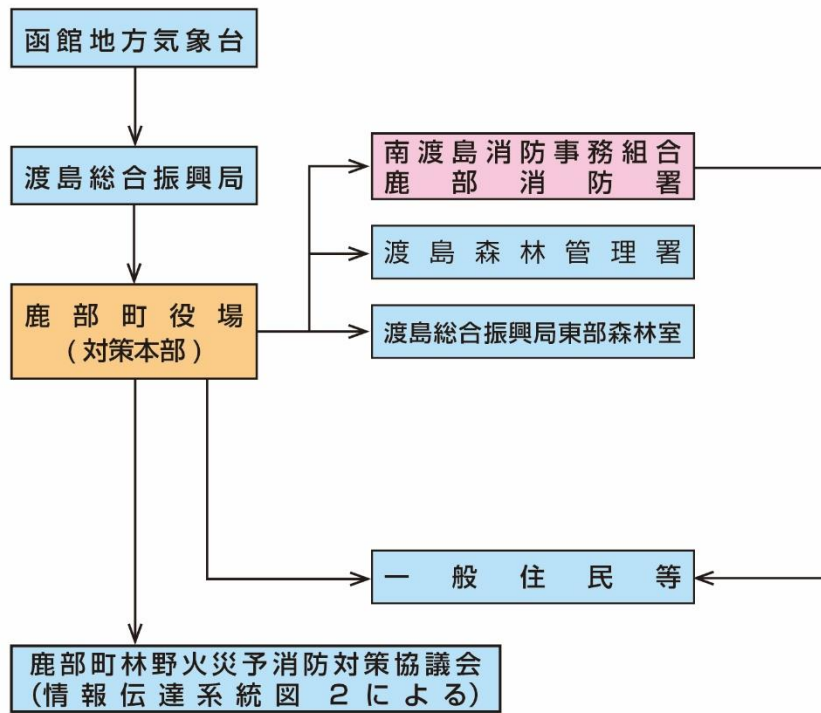
函館地方気象台は、火災気象通報等を基準を「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一として行う。ただし、海上を「対象とした「強風注意報」は火災気象通報の対象としない。林野火災気象通報は火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了の通報をもって行うものとする。

（2）伝達系統

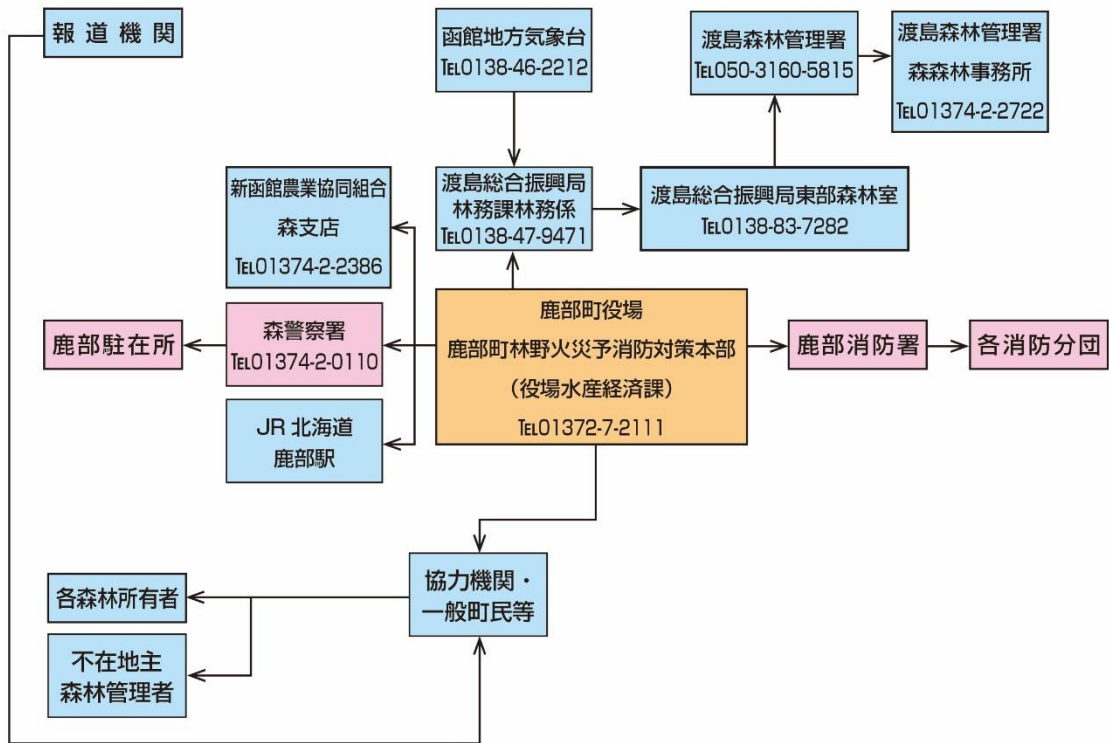
林野火災予防に万全を期するため、気象情報を的確に把握し、町防災行政無線施設、広報車、電話等を利用し、各関係機関に通報するものとする。

函館地方気象台から発表された通報の連絡及び各関係機関への連絡は、次のとおりとする。

情報伝達系統図 1



情報伝達系統図 2 (鹿部町林野火災予消防対策協議会の情報伝達系統図)



ア 渡島総合振興局

通報を受けた渡島総合振興局は、通報内容及びとるべき予防対策等を町へ通報するものとする。

イ 町

通報を受けた町は、通報内容及びとるべき予防対策等を、消防機関、森林管理署・支署、総合振興局又は振興局（森林室）へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

また、町長は、林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条に基づき火災警報を発令することとする。

ウ 協力関係機関

通報を受けた協力関係機関は、速やかに適切な措置を講じるとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

(3) 業務分担

気象通報の受領、伝達その他連絡及び林野火災予防業務の円滑なる運営、計画の実施のための業務担当者は水産経済課長、業務代理者を水産経済課係長とする。

4 実施期間及び強調期間の設定

気象条件から林野火災の最も発生しやすい期間を次のとおり定める。

- (1) 毎年4月1日から6月30日までを「鹿部町林野火災予防実施期間」とする。
- (2) 毎年4月1日から5月31日までを「渡島地区林野火災予防消防強調期間」とする。

5 林野火災予消防思想の普及啓発

町民への林野火災予消防思想の普及啓発は、関係機関の協力を得て、次により行う。

- (1) 町防災行政無線施設による普及啓発
- (2) 広報車、広報紙等による普及啓発
- (3) ポスターの張付、立看板の設置による普及啓発
- (4) チラシの配布による普及啓発
- (5) 巡視人の協力による普及啓発
- (6) 小中学校児童生徒の作品による普及啓発

6 林野火災発生の通報

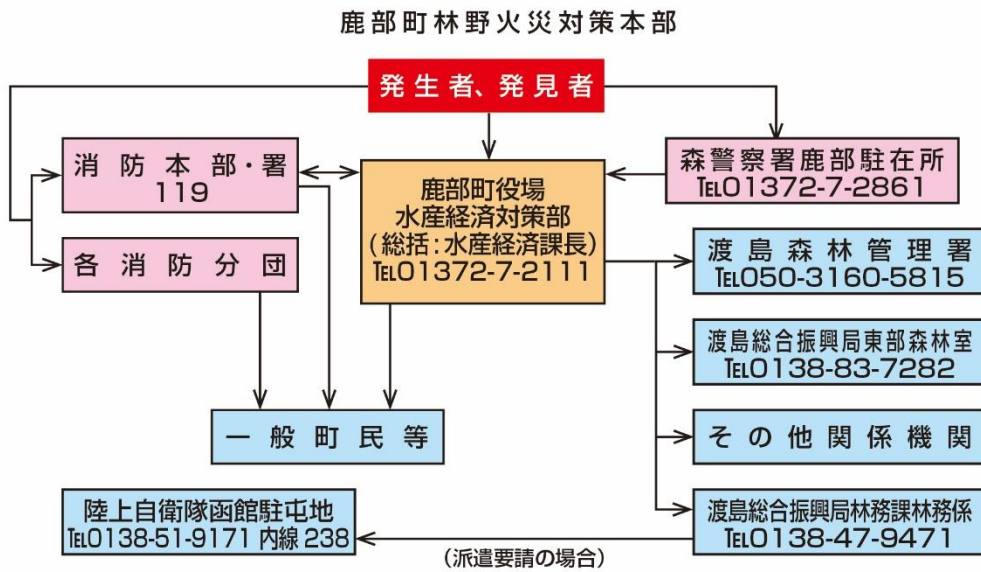
林野火災の発生者及び発見者は、その旨を直ちに鹿部町役場（対策本部）、消防署、消防団、警察署、その他関係機関等に通報するものとする。（別表1）

7 林野火災消防対策

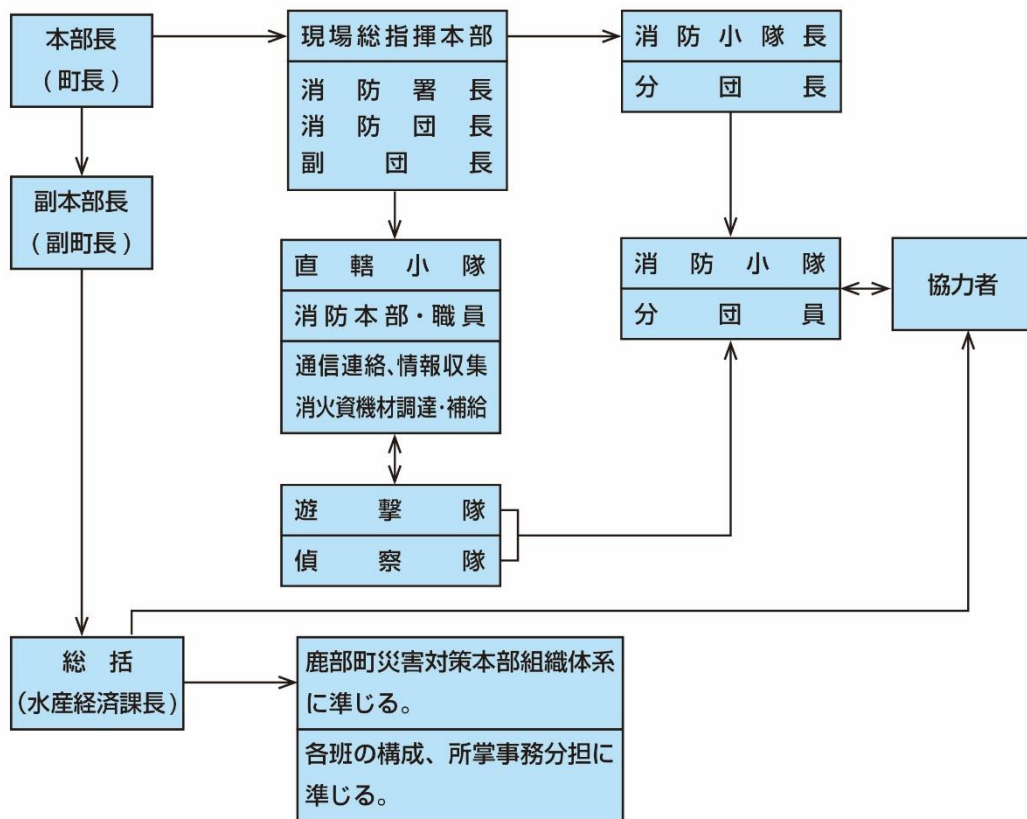
関係機関は、平常時から次の事項に留意し、林野火災発生の際、町長は林野火災対策本部を設置し、早期消火を図るものとする。（別表2）

- (1) 入林・入山者等が山火事を発見したときは、消防機関に通報するとともに、関係機関に連絡するよう指導する。
- (2) 消防機関は、直ちに他の関係機関と連絡を取り、速やかに鎮圧体制に入る。
- (3) 延焼拡大の危険性があり、消火困難となったときは知事（渡島総合振興局長）へ自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
- (4) 関係機関は、消防機関の消火活動に協力する。

別表1



別表2



資料1-7 鹿部町山火事消防対策本部機構図

第3 災害応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、本節第2の7の別表2のとおりとする。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。
- エ 町及び渡島総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することによって混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次によって実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報

- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本とし、次によって消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御団の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等によって空中消火を実施する。

5 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制を実施するものとする。

7 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

8 広域応援

町、消防機関及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第9節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、住民の生命、身体、財産に被害が生じた場合又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 町、防災関係機関

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ウ 住民に対し、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携し、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。
- カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(2) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(3) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

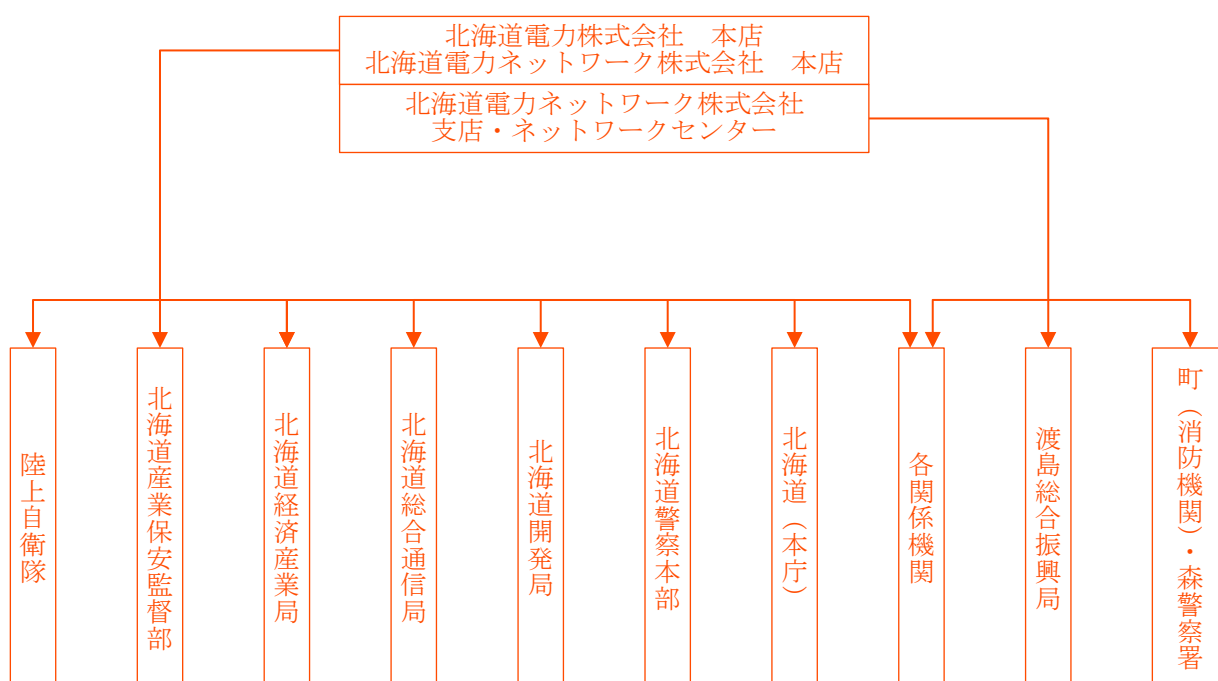
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次によって実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



※上記のほか、北海道電力株式会社と北海道の管理職によるホットラインを設置

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することによって混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次によって実施するものとする。

(1) 実施機関

町、北海道、北海道警察、北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次によって実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し、施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により、住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じ、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じ、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対して応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」の定めるところにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

町、消防機関及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第10章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町及び道は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集・運搬・処理により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成26年5月法律第32号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

さらに、災害時における応急金融対策に関する計画は、次のとおりとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 公園

- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 上水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 学校教育施設災害復旧事業計画
- 7 社会教育施設災害復旧事業計画
- 8 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、事業別の国庫負担及び補助率は、おおむね資料7-1のとおりである。

資料7-1 事業別国庫負担等一覧

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、道及び町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第5 応急金融対策

災害の応急復旧を図り、被災者の速やかな再起を促すための応急金融は、次による。

1 生活対策

町は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

- (1) 救助法による生業資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金、母子・寡婦福祉資金
- (3) 被災者生活再建支援制度による支援金

2 住宅対策

低所得世帯（身体障がい者世帯を含む。）あるいは母子・寡婦世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努めるものとする。

- (1) 生活福祉資金又は災害援護資金の住宅資金
- (2) 母子・寡婦福祉資金の住宅資金
- (3) その他住宅金融公庫の災害復興住宅資金、北海道持家建設促進事業資金等

3 農林漁業維持資金対策

天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法、昭和30年法律第136号）等の関係する法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、経営の維持安定を図るよう推進する。

- (1) 天災融資法による融資
- (2) 中小漁業融資保証法による中小漁業に対する融資
- (3) 農林漁業金融公庫法による土地改良資金、水産業施設資金、造林資金、樹苗養成資金、林道資金、主務大臣指定施設資金、共同利用施設資金、林業経営維持資金等
- (4) 林業改善資金法による林業改善資金（林業生産高度化資金）

4 中小企業等経営維持資金対策

町は、商工会議所、北海道中小企業団体中央会等の協力のもと、被災中小企業等の再建と経営の維持安定を図るために必要な資金や事業費の融資を促進する。

- (1) 中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中央金庫等の政府系金融機関の災害特別融資等（中小企業振興資金、中小企業近代化資金等）
- (2) 北海道保証協会、一般金融機関の災害融資制度の活用による、中小企業等の災害復興資金の確保等

資料 7-2 災害応急金融計画

第2節 被災者救護計画

第1 被災者生活再建支援法

1 制度の趣旨

自然災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害）によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

第2 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給に必要な罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じ、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法によって実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じ、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 消防機関

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、鹿部消防署長に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。

3 住家の被災調査・罹災証明の交付

町長は、被災者から申請があったときに、遅滞なく、住宅の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

(1) 住家の被災調査

ア 調査方法

家屋の被害状況の把握及び罹災証明書を発行するために、半壊以上の被害が見込まれる住家及び罹災証明書の申請があった住家等を対象に被災調査を行うものとする。被災調査に当たっては、「災害に係わる住家の被害認定基準運用指針」（内閣府（平成25年6月作成））に基づき、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」の4区分し調査を行うものとする。なお、火災により焼失した家屋等は、消防法に基づき火災調査を行うものとする。

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

イ 情報収集・状況報告に当たって留意すべき事項

- (ア) 情報の収集等に係わる体制、設備、要領等の整備を図るとともに、被害等の調査に専門的な知識や技術を有した職員の育成に努めるものとする。
- (イ) 町のみで、被害調査を実施することが困難な場合には、道等に応援を要請するものとする。
- (ウ) 罹災世帯、罹災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し正確を期するものとする。

(2) 被災調査の実施体制の整備

町は、被災調査について、町の職員が円滑に被害認定を実施することができるように、平時における被害調査研修の充実、被災自治体に対する応援による調査実務の習熟等により、住家の被害認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法等について、十分な知識を得るための体制を整備するものとする。

また、大規模災害等により、被災調査を速やかに実施することが困難な場合を想定し、近隣市町村間との相互応援体制の構築や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、建築士会等からの支援の受入等も重要であるため、平時より協定締結等による応援体制を整えておくものとする。

(3) 罹災証明書の交付

町は、被災者から申請があったときに、遅滞なく、住宅の被害等の状況を調査し、罹災証明書を交付するものとする。

(4) その他必要な措置

町は、罹災証明に関する交付要綱や様式を定め、職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成に努めるものとする。

資料 8-3 鹿部町罹災証明書等交付規程

第3 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
 - カ 援護の実施の状況
 - キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
 - ク 電話番号その他の連絡先
 - ケ 世帯の構成
 - コ 罹災証明書の交付の状況
 - サ 町長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
 - シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
 - ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成26年6月法律第83号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
 - セ その他被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書について当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関し市町村長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。但し、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

第4 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））

- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援